

独立行政法人日本学生支援機構の
令和3年度における業務の実績に関する評価

(案)

令和4年

文 部 科 学 大 臣

独立行政法人日本学生支援機構 年度評価 目次

1-1-1	評価の概要	・・・ p 1
1-1-2	総合評定	・・・ p 2
1-1-3	項目別評定総括表	・・・ p 4
1-1-4-1	項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置）	・・・ p 6
	項目別評定調書 No. I-1 奨学金事業	・・・ p 6
	項目別評定調書 No. I-2 留学生支援事業	・・・ p 4 9
	項目別評定調書 No. I-3 学生生活支援事業	・・・ p 1 1 3
1-1-4-2	項目別評定調書（業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置）	・・・ p 1 2 9
	項目別評定調書 No. II-1 業務の効率化	・・・ p 1 2 9
	項目別評定調書 No. II-2 組織の効果的な機能発揮	・・・ p 1 3 7
	項目別評定調書 No. II-3 学生支援に関する調査・分析・研究の実施	・・・ p 1 3 9
1-1-4-3	項目別評定調書（財務内容に関する事項）	・・・ p 1 4 3
	項目別評定調書 No. III-1 収入の確保等	・・・ p 1 4 3
	項目別評定調書 No. III-2 寄附金事業の実施	・・・ p 1 4 7
	項目別評定調書 No. III-3 奨学金貸与事業における適切な債権管理の実施	・・・ p 1 5 0
	項目別評定調書 No. III-4 予算の管理及び計画的な執行	・・・ p 1 5 2
1-1-4-4	項目別評定調書（その他業務運営に関する重要事項）	・・・ p 1 8 2
	項目別評価調書 No. IV-1 内部統制・ガバナンスの強化	・・・ p 1 8 2
	項目別評定調書 No. IV-2 情報セキュリティ対策の推進	・・・ p 1 9 3
	項目別評定調書 No. IV-3 広報・広聴の充実	・・・ p 1 9 6
	項目別評定調書 No. IV-4 施設及び設備に関する計画	・・・ p 1 9 9
	項目別評定調書 No. IV-5 人事に関する計画	・・・ p 2 0 0
	項目別評定調書 No. IV-6 その他	・・・ p 2 0 4
別添	中期目標、中期計画、年度計画	・・・ p 2 0 5

1-1-1 中期目標管理法人 年度評価 評価の概要

1. 評価対象に関する事項		
法人名	独立行政法人日本学生支援機構	
評価対象事業年度	年度評価	令和3年度
	中期目標期間	令和元年度～令和5年度（第4期）

2. 評価の実施者に関する事項			
主務大臣	文部科学大臣		
法人所管部局	高等教育局	担当課、責任者	学生・留学生課、藤吉尚之
評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	政策課、奥野真

3. 評価の実施に関する事項
令和4年7月22日 独立行政法人日本学生支援機構の評価等に関する有識者会合に評価結果案を諮り、意見を聴取した。

4. その他評価に関する重要事項
特になし

1. 全体の評価						
評価 (S、A、B、C、D)	A	(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評価の状況				
		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
		B	A	A	—	—
評価に至った理由	中期目標管理法人の活動により、全体として中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。					

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	<p>以下に示すとおり、一部、中期計画に定められた以上の業務の進捗が認められており、全体として中期計画に定められた以上の業務の進捗が認められるため。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「学生等の学びを継続するための緊急給付金」に係る事業について、新型コロナウイルス感染症の拡大により経済的に困窮し学業の継続が困難になった学生・留学生等に対し、推薦からおおむね1週間以内に迅速に支援を行った。(p8 参照) 新型コロナウイルス感染症に係る影響を踏まえ弾力的な対応を行い、また支援を拡充した (p11、p36 参照) 貸与奨学金の総回収について、延滞初期における督促や債権回収業者への回収委託及び委託終了後の速やかな法的処理、返還が困難な者に対する返還期限猶予制度の周知等により、総回収率は90.44%に達し、コロナ禍という制約がある条件下において、総回収率は年度計画値90.15%を上回る90.44%に達した。同様に当年度分の回収率も、年度計画値97.17%を上回る97.81%に達した。(p17～26 参照) 国として奨学金制度の改善を検討する過程において、学生生活調査の調査結果を活用した個別の集計やデータ分析について迅速に対応した。(p114 参照) 「学生生活にかかる喫緊の課題に関するセミナー」について、コロナ禍において学生が様々な不安を抱えやすい状況にある中、メンタルヘルスに関して、1,000人を超える教職員に情報や知見の共有を行えた。(p114 参照) 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の改正法に関してオンラインセミナーを新たに開催するなど、状況の変化に対応し事業の質を向上させた。(p117 参照) 令和2年度に引き続き多額の寄附金を受け入れ、「新型コロナウイルス感染症対策助成事業」を実施して対象となる大学等のコロナ対策を支援した。(p148 参照)
全体の評価を行う上で特に考慮すべき事項	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により多くの学生、留学生等が経済的に困窮する事態に陥ったが、様々な施策を講じて迅速な支援を行った。

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評価で指摘した課題、改善事項	<ul style="list-style-type: none"> 日本留学に関する情報提供については、コロナ禍において、オンライン等を活用した活動を行い、アクセス数等を伸ばしたことは評価できる。一方で、コロナ禍であり、オンラインでないと情報が取りにくい状況が要因として考えられ得ることから、今後コロナの影響が現れなくなった状況下においても、同様の成果を得るなど、日本留学希望者を惹きつける取り組みを進める必要がある。(p53 参照) 日本語教育センターに対する満足度では、前年度と比べて改善しているが、個別項目においては、必ずしも十分な満足を得られたのか明確ではないため、引き続き、教育及び教育環境の改善を図り、質の向上に努めていただきたい。(p69 参照) 実施する学生生活調査の項目や内容については、政策的必要性や社会的情勢、また学生等にとっての分かりやすさの観点から、引き続き検討する必要がある。(p114 参照) 学生支援寄附金の受入額と比較すると、寄附金を原資とした取組の支出額は少額に収まっていることから、受け入れた寄附金をより活用することも検討して欲しい。(p148 参照)
その他改善事項	特になし
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	特になし

4. その他事項	
監事等からの意見	(監事等へのヒアリングを実施した結果、監事等からの意見で特に記載が必要な事項があれば記載)
その他特記事項	(有識者からの意見があった場合の意見、評価の方法について検討が必要な事項など、上記以外で特に記載が必要な事項があれば記載)

※ 評定区分は以下のとおりとする。(「文部科学省所管の独立行政法人の評価に関する基準(平成27年6月30日文部科学大臣決定、平成29年4月1日一部改定、以降「旧評価基準」とする)」p10)

S：中期目標管理法人の活動により、全体として中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。

A：中期目標管理法人の活動により、全体として中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

B：全体としておおむね中期計画における所期の目標を達成していると認められる。

C：全体として中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する。

D：全体として中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める。

1-1-3 中期目標管理法 年度評価 項目別評価総括表

中期目標	年度評価					項目別 調書No.	備考
	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度		
I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置							
1. 奨学金事業	B	A	A			<u>I-1</u>	
(1) 貸与奨学金	(B)	(A重)	(A重)			<u>I-1-(1)</u>	
(2) 給付奨学金	(B)	(A重)	(A重)			<u>I-1-(2)</u>	
(3) 奨学金事業に共通する事項の実施	(B)	(B)	(B)			<u>I-1-(3)</u>	
2. 留学生支援事業	B	B	B			<u>I-2</u>	
(1) 外国人留学生に対する支援	(B)	(B)	(B)			<u>I-2-(1)</u>	
(2) 日本人留学生に対する支援	(B)	(B)	(B)			<u>I-2-(2)</u>	
3. 学生生活支援事業	B	B	A			<u>I-3</u>	
(1) 学生生活、学生生活支援に関する情報の収集・分析・提供	(B)	(B)	(A)			<u>I-3-(1)</u>	
(2) 障害のある学生等に対する支援	(B)	(B)	(A)			<u>I-3-(2)</u>	
(3) キャリア教育・就職支援	(B)	(B)	(B)			<u>I-3-(3)</u>	
II. 業務運営の効率化に関する目標を達成するために取るべき事項							
1. 業務の効率化	B	B	B			<u>II-1</u>	
(1) 一般管理費等の削減	(B)	(B)	(B)			<u>II-1-(1)</u>	
(2) 人件費・給与水準の見直し	(B)	(B)	(B)			<u>II-1-(2)</u>	
(3) 契約の適正化	(B)	(B)	(B)			<u>II-1-(3)</u>	
2. 組織の効果的な機能発揮	B	B	B			<u>II-2</u>	
3. 学生支援に関する調査・分析・研究の実施	B	B	B			<u>II-3</u>	

中期目標	年度評価					項目別 調書No.	備考
	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度		
III. 財務内容の改善に関する事項							
1. 収入の確保等	B	B	B			<u>III-1</u>	
2. 寄附金事業の実施	B	A	A			<u>III-2</u>	
3. 奨学金貸与事業における適切な債権管理の実施	B	B	B			<u>III-3</u>	
4. 予算の管理及び計画的な執行	B	B	B			<u>III-4</u>	
IV. その他業務運営に関する重要事項							
1. 内部統制・ガバナンスの強化	B	B	B			<u>IV-1</u>	
2. 情報セキュリティ対策の推進	B	B	B			<u>IV-2</u>	
3. 広報・広聴の充実	B	B	B			<u>IV-3</u>	
4. 施設及び設備に関する計画	B	B	B			<u>IV-4</u>	
5. 人事に関する計画	B	B	B			<u>IV-5</u>	
6. その他	B	B	B			<u>IV-6</u>	

※1 重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。

※2 難易度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。

※3 重点化の対象とした項目については、各評語の横に「重」を付す。

※4 「項目別調査 No.」欄には、本評価書の項目別評価調査書の項目別調査 No. を記載。

※5 評価区分は以下のとおりとする。

S：中期目標管理法人の活動により、中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる（量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合）。

A：中期目標管理法人の活動により、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる（量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の120%以上とする。）。

B：中期計画における所期の目標を達成していると認められる（量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の100%以上120%未満）。

C：中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する（量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の80%以上100%未満）。

D：中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める（量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の80%未満、又は主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合）。

なお、「Ⅱ. 業務運営の効率化に関する事項」、「Ⅲ. 財務内容の改善に関する事項」及び「Ⅳ. その他の事項」のうち、内部統制に関する評価等、定性的な指標に基づき評価せざるを得ない場合や、一定の条件を満たすことを目標としている場合など、業務実績を定量的に測定し難い場合には、以下の要領で上記の評価に当てはめることも可能とする。

S：－

A：難易度を高く設定した目標について、目標の水準を満たしている。

B：目標の水準を満たしている（「A」に該当する事項を除く。）。

C：目標の水準を満たしていない（「D」に該当する事項を除く。）。

D：目標の水準を満たしておらず、主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合を含む、抜本的な業務の見直しが必要。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-1	奨学金事業		
業務に関連する政策・施策	政策目標5 奨学金制度による意欲・能力のある個人への支援の推進	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人日本学生支援機構法第13条第1項第1号
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和4年度行政事業レビュー番号 0166

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
(1) 貸与奨学金の総回収率（年度計画値）	中期目標期間中に91.4%以上とする。	—	88.90%以上	89.53%以上	90.15%以上	—	—	予算額（千円）	2,028,125,771	2,267,907,479	2,146,150,161	—	—
(実績値)	—	88.3%	88.90%	89.86%	90.44%	—	—	決算額（千円）	1,968,338,894	2,045,115,291	2,038,873,290	—	—
(達成度) ※年度計画値を100%とする。	—	—	100.0%	100.4%	100.3%	—	—	経常費用（千円）	81,146,968	241,432,632	273,254,974	—	—
(2) 貸与奨学金の当年度分（当該年度に返還期日が到来するもの）の回収率（年度計画値）	中期目標期間中に97.3%以上とする。	—	97.04%以上	97.11%以上	97.17%以上	—	—	経常利益（千円）	2,926,805	△1,511,669	269,178,823	—	—
(実績値)	—	97.0%	97.15%	97.75%	97.81%	—	—	行政コスト（千円）	83,453,846	241,432,656	327,617,362	—	—
(達成度) ※年度計画値を100%とする。	—	—	100.1%	100.7%	100.7%	—	—	従事人員数	266	282	284	—	—
(3) 貸与奨学金の要返還債権数に占める3か月以上延滞債権数の割合	平成30年度実績に対して中期目標期間中に10%以上改善する。	—	改善率：2.0%以上 （割合：3.49%以下）	改善率：4.0%以上 （割合：3.42%以下）	改善率：6.0%以上 （割合：3.35%以下）	—	—	—	—	—	—	—	—

(年度計画値)														
(実績値)	—	3.56%	改善率 5.62% (割合： 3.36%)	改善率： 19.10% (割合： 2.88%)	改善率： 23.31% (割合： 2.73%)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(達成度) ※年度計画値を 100%とする。	—	—	103.9%	118.8%	122.7%	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(4) 貸与奨学金 の要返還債権額 に占める3か月 以上延滞債権額 の割合	中期目標期間 中に3.26%以 下とする。	—	3.37%以下	3.34%以 下	3.32%以 下	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(実績値)	—	3.40%	3.25%	2.75%	2.67%	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(達成度) ※年度計画値を 100%とする。	—	—	103.7%	121.5%	124.3%	—	—	—	—	—	—	—	—	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	主な業務実績等	自己評価	評価	A
	<p>(1) 貸与奨学金【A】 (2) 給付奨学金【A】 (3) 奨学金事業に共通する事項の実施【B】</p> <p><中期計画に記載されている事項以外の特筆すべき業績> 新型コロナウイルス感染症の拡大により経済的に困窮する学生・留学生等を支援するために創設された「学生等の学びを継続するための緊急給付金」について、大学等から受け付けた推薦により、学生・留学生等に対する支給を実施した。 支給に際しては、文部科学省と連携のうえ、令和2年度に実施した「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』において構築していたシステムやノウハウ等を活用し、推薦からおおむね1週間以内の送金を行うことによって、経済的な事情により学業の継続に支障をきたしている者に対する迅速な支援を図った。 特に、給付奨学金の受給者であって、一定の条件を満たす者については、学生等からの申請や大学等からの推薦を経ることなく支給することとし、令和3年12月20日の補正予算成立から4日後の12月24日より順次支給した。</p> <p><支給実績> 601,418人（うち、申請不要の支給対象者：291,975人） ※令和4年3月31日現在 ※支給額は1人あたり10万円</p>	<p><評定> A</p> <p><評定根拠> 所期の目標達成に加え、「学生等の学びを継続するための緊急給付金」に係る事業について、新型コロナウイルス感染症の拡大により経済的に困窮し学業の継続が困難になった学生・留学生等に対し、社会からの要請に応じ、推薦からおおむね1週間以内に迅速に支援を行ったことは高く評価できることからA評定とする。</p>	<p><評定に至った理由> 以下に示すとおり、中期計画に定められた以上の業務の進捗が認められるため</p> <p>(1) 貸与奨学金 (2) 給付奨学金 各項目の<評定に至った理由>を参照。</p> <p>また、所期の目標達成に加え、「学生等の学びを継続するための緊急給付金」に係る事業について、新型コロナウイルス感染症の拡大により経済的に困窮し学業の継続が困難になった学生・留学生等に対し、社会からの要請に応じ迅速に支援を行ったことは高く評価できる。</p> <p><今後の課題・指摘事項> (1) 貸与奨学金 (2) 給付奨学金 各項目の<今後の課題・指摘事項>を参照。</p> <p><その他事項> (委員の皆様へ：ご意見があればこちらにご記載ください。)</p>	

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-1	奨学金事業 (1) 貸与奨学金		
業務に関連する政策・施策	政策目標5 奨学金制度による意欲・能力のある個人への支援の推進	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人日本学生支援機構法第13条第1項第1号
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和4年度行政事業レビュー番号 0166

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
(1) 貸与奨学金の総回収率（年度計画値）	中期目標期間中に91.4%以上とする。	—	88.90%以上	89.53%以上	90.15%以上	—	—	予算額（千円）	2,028,125,771	2,267,907,479	2,146,150,161	—	—
(実績値)	—	88.3%	88.90%	89.86%	90.44%	—	—	決算額（千円）	1,968,338,894	2,045,115,291	2,038,873,290	—	—
(達成度) ※年度計画値を100%とする。	—	—	100.0%	100.4%	100.3%	—	—	経常費用（千円）	81,146,968	241,432,632	273,254,974	—	—
(2) 貸与奨学金の当年度分（当該年度に返還期日が到来するもの）の回収率（年度計画値）	中期目標期間中に97.3%以上とする。	—	97.04%以上	97.11%以上	97.17%以上	—	—	経常利益（千円）	2,926,805	△1,511,669	269,178,823	—	—
(実績値)	—	97.0%	97.15%	97.75%	97.81%	—	—	行政コスト（千円）	83,453,846	241,432,656	327,617,362	—	—
(達成度) ※年度計画値を100%とする。	—	—	100.1%	100.7%	100.7%	—	—	従事人員数	266	282	284	—	—
(3) 貸与奨学金の要返還債権数に占める3か月以上延滞債権数の割合（年度計画値）	平成30年度実績に対して中期目標期間中に10%以上改善する。	—	改善率：2.0%以上 （割合：3.49%以下）	改善率：4.0%以上 （割合：3.42%以下）	改善率：6.0%以上 （割合：3.35%以下）	—	—	—	—	—	—	—	—
(実績値)	—	3.56%	改善率：	改善率：	改善率：	—	—	—	—	—	—	—	—

			5.62% (割合： 3.36%)	19.10% (割合： 2.88%)	23.31% (割合： 2.73%)									
(達成度) ※年度計画値を 100%とする。	—	—	103.9%	118.8%	122.7%	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(4) 貸与奨学金 の要返債権額 に占める3か月 以上延滞債権額 の割合	中期目標期間中に 3.26%以下とす る。	—	3.37%以 下	3.34%以 下	3.32%以 下	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(実績値)	—	3.40%	3.25%	2.75%	2.67%	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(達成度) ※年度計画値を 100%とする。	—	—	103.7%	121.5%	124.3%	—	—	—	—	—	—	—	—	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価																																																									
中期目標、中期計画、年度計画																																																									
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価																																																					
	主な業務実績等	自己評価	評定	A																																																					
	<p><主要な業務実績></p> <p>①奨学金の的確な貸与【A】</p> <p>②適格認定の実施【B】</p> <p>③債権の適切な管理及び返還金の確実な回収【A】</p> <p>④機関保証制度の運用【B】</p> <p>⑤減額返還・返還期限猶予・返還免除制度の適切な運用【B】</p> <p>⑥所得連動返還方式の運用【B】</p>	<p><評定> A</p> <p><評定根拠></p> <p>各項目を通じて、所期の目標を達成したうえ、さらに新型コロナウイルス感染症により家計の急変などの影響を受けた者への支援を拡充するなど、計画に定められた以上の業務実績であることからA評定とする。</p>	<p><評定に至った理由></p> <p>中期目標管理法人の活動により、以下の点について中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。</p> <p>・新型コロナウイルス感染症に係る影響を踏まえ弾力的な対応を行い、また支援を拡充したこと</p> <p><今後の課題・指摘事項></p> <p>—</p> <p><その他事項></p> <p>(委員の皆様へ：ご意見があればこちらにご記載ください。)</p>																																																						
<p><主な定量的指標></p> <p><1> 貸与奨学金の的確な実施状況</p>	<p>○貸与奨学金の実施状況</p> <p>貸与基準に基づき、マイナンバーを活用した適切な審査を行い、奨学生の新規採用及び令和4年度大学等進学予定者の採用候補者決定を(1)、(2)のとおり行った。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症に係る影響を踏まえ、緊急支援策として(3)のとおり対応を行った。</p> <p>(1)令和3年度奨学生新規採用状況</p> <p>令和3年度採用者数、緊急採用・応急採用者数、猶予年限特例採用者数及び緊急特別無利子貸与型奨学金採用者数は下表のとおりであった。</p> <p><令和3年度 貸与奨学生新規採用状況> (単位：人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">採用者数</th> <th colspan="3">採用状況</th> </tr> <tr> <th>緊急採用 応急採用</th> <th>猶予年限 特例</th> <th>緊急特別 無利子</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第一種 計</td> <td>177,579</td> <td>534</td> <td>36,712</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>大学</td> <td>105,040</td> <td>430</td> <td>21,116</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>短期大学</td> <td>9,159</td> <td>1</td> <td>2,424</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>大学院</td> <td>21,022</td> <td>38</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>高等専門学校</td> <td>411</td> <td>3</td> <td>78</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>専修学校(専門課程)</td> <td>41,869</td> <td>62</td> <td>13,042</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>通信教育課程</td> <td>78</td> <td>—</td> <td>52</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第二種 計</td> <td>214,905</td> <td>1,127</td> <td>—</td> <td>(904)</td> </tr> <tr> <td>大学</td> <td>139,509</td> <td>684</td> <td>—</td> <td>(536)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	採用者数	採用状況			緊急採用 応急採用	猶予年限 特例	緊急特別 無利子	第一種 計	177,579	534	36,712	—	大学	105,040	430	21,116	—	短期大学	9,159	1	2,424	—	大学院	21,022	38	—	—	高等専門学校	411	3	78	—	専修学校(専門課程)	41,869	62	13,042	—	通信教育課程	78	—	52	—	第二種 計	214,905	1,127	—	(904)	大学	139,509	684	—	(536)	<p><評定> A</p> <p><評定根拠></p> <p>・貸与基準に基づき、マイナンバーを活用して奨学金の申請に係る適切な審査を行ったことは評価できる。</p> <p>・真に必要な額の貸与を行うよう申込時及び採用時に周知を行ったことは評価できる。</p> <p>・新型コロナウイルス感染症に係る影響を踏まえ弾力的な対応を行い、また支援を拡充したことは評価できる。</p> <p>・貸与奨学金の申請者について家計状況を把握して学校授業料等の最新の状況を収集・分析し、現行の家計基準で適格としている収入層が適正であることを確認したことは評価できる。</p>	<p><今後の課題・指摘事項></p> <p>—</p> <p><その他事項></p> <p>(委員の皆様へ：ご意見があればこちらにご記載ください。)</p>	
区分	採用者数			採用状況																																																					
		緊急採用 応急採用	猶予年限 特例	緊急特別 無利子																																																					
第一種 計	177,579	534	36,712	—																																																					
大学	105,040	430	21,116	—																																																					
短期大学	9,159	1	2,424	—																																																					
大学院	21,022	38	—	—																																																					
高等専門学校	411	3	78	—																																																					
専修学校(専門課程)	41,869	62	13,042	—																																																					
通信教育課程	78	—	52	—																																																					
第二種 計	214,905	1,127	—	(904)																																																					
大学	139,509	684	—	(536)																																																					

短期大学	10,682	68	-	(56)
大学院	2,793	94	-	(84)
高等専門学校	176	3	-	(2)
専修学校(専門課程)	61,616	278	-	(226)
通信教育課程	129	-	-	(-)

(参考) <令和2年度 貸与奨学生新規採用状況>

(単位:人)

区分	採用者数	採用状況		
		緊急採用 応急採用	猶予年限特 例	緊急特別無利子
第一種 計	193,517	759	38,326	-
大学	115,499	601	22,073	-
短期大学	10,614	9	2,568	-
大学院	22,188	48	0	-
高等専門学校	562	6	136	-
専修学校(専門課程)	44,577	95	13,493	-
通信教育課程	77	0	56	-
第二種 計	254,215	2,937	-	(2,619)
大学	165,648	1,895	-	(1,666)
短期大学	14,008	123	-	(114)
大学院	2,794	206	-	(194)
高等専門学校	239	20	-	(19)
専修学校(専門課程)	71,413	693	-	(626)
通信教育課程	113	0	-	(0)

(注1) 緊急採用・応急採用とは、生計維持者の失職、破産、事故、病気、死亡等又は火災、風水害等の災害等により家計が急変し、緊急に奨学金の必要が生じた場合に申し込むことができる貸与奨学金。緊急採用が第一種奨学金(無利子)、応急採用が第二種奨学金(有利子)にあたる。

(注2) 猶予年限特例とは、申込時の世帯収入が一定基準以下(例:給与所得のみの世帯の場合、年間収入金額300万円以下)の第一種奨学生について、卒業後に一定の所得を得るまでの間は返還期限を猶予する制度のことである。

(注3) 緊急特別無利子貸与型奨学金は、令和2年度から応急採用(第二種奨学金)の一部として実施しているものであり、新型コロナウイルス感染症拡大の影響でアルバイト収入が減少した者等を対象として採用し、利子を国が負担する制度である。人数は、応急採用の内数。

(2) 令和4年度大学等進学予定者に係る採用候補者の決定状況

令和4年度大学等進学予定者を下表のとおり採用候補者として決定した。

<令和4年度 採用候補者決定状況>

(単位:人)

区分	採用候補者決定数
----	----------

第一種奨学金	169,530
第二種奨学金	186,449
計	355,979

(注)「計」は延べ人数(第一種奨学金及び第二種奨学金両方の採用候補者となった者はそれぞれの区分に計上)。

(3) 新型コロナウイルス感染症への対応

①奨学金申込・推薦手続き、書類の提出期限に係る弾力的な対応

予約採用について、就職から進学へ進路変更する生徒等を対象として、春の申込期間(4月～7月)とは別に、予備回として秋に申込期間(10月)を設定した。また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえ、予備回の申込期間を延期した。

②緊急特別無利子貸与型奨学金

新型コロナウイルス感染症の影響によるアルバイト収入等の大幅減少により、修学の継続が困難な学生等への緊急支援策として「緊急特別無利子貸与型奨学金(※)」の採用を行った。また、申込・推薦期限を延期して対応した(採用実績:904人)。

※第二種奨学金(有利子)制度を活用しつつ利子分を国が補填し、実質無利子にて貸与するもの。

③貸与奨学金の期日前交付

新型コロナウイルス感染症の影響により、早期にまとまった奨学金が必要となった学生等への緊急支援策として、希望する貸与奨学生を対象に、令和3年7月に8月分及び9月分の奨学金、又は令和3年12月に令和4年1月及び2月分の奨学金を期日前に振り込むこととした(対象者数:4,373人)。

④大学等による奨学金相当額の第二種奨学金採用前貸与

新型コロナウイルス感染症の影響により、早期に奨学金が必要となった学生等への緊急支援策として、採用前に、大学等が、学生等が希望する第二種奨学金の1か月分相当額を貸与し、採用後に当該金額を機構が大学等の口座に振り込むことで清算する対応を行った(対象者数:5人)。

⑤卒業予定期を超えて在学する者に対する第二種奨学金の貸与

新型コロナウイルス感染症の影響による就職の内定取消し等のため、やむを得ず貸与終了後も引き続き在学する学生等に対して、緊急支援策として、最大1年間、第二種奨学金を貸与することとした。

<令和4年3月末時点での対象者数>

- ・貸与期間延長 38人
- ・新規採用 36人

⑥ボランティア活動等の社会貢献活動(学びの複線化)を行う者に対する第二種奨学金の貸与

新型コロナウイルス感染症の影響による修学環境の変化を機に、ボランティア活動等の社会貢献活動を行う(学びの複線化)ため令和3年度中に休学する者で、在学学校長

が当該活動を有意義であると認める学生等に対して、緊急支援策として、休学中も最大1年間、第二種奨学金を貸与することとした。

<令和4年3月末時点での対象者数>

- ・継続貸与 26人
- ・新規採用 4人

○適切な貸与月額選択のための取組

- ・貸与奨学金案内やスカラネット入力画面にて、家庭の経済状況や生活設計、返還時の負担などを考慮し、必要となる適切な金額を検討するよう促すとともに、将来の返還額や返還回数を試算できる「奨学金貸与・返還シミュレーション」の利用を案内するなど、申込前に適切な貸与月額を選択するよう周知している。
- ・採用時に奨学生に対して説明会を開催するよう大学等に協力を求め、適切な金額を借りることについての重要性を説明するよう依頼した。

<貸与月額の選択状況>

(単位：人)

貸与種別	月額 (円)	令和元年度採用		令和2年度採用		令和3年度採用	
		人数	比率	人数	比率	人数	比率
第一種奨学金	最高月額	130,411	76.5%	87,745	51.5%	78,643	50.5%
	50,000	8,197	4.8%	8,038	4.7%	6,902	4.4%
	40,000	15,576	9.1%	15,761	9.3%	14,986	9.6%
	30,000	12,577	7.4%	9,880	5.8%	8,965	5.8%
	20,000	3,665	2.2%	3,612	2.1%	3,239	2.1%
	併給調整	-	-	45,223	26.6%	42,988	27.6%
	計		170,426	100.0%	170,259	100.0%	155,723
第二種奨学金	120,000	36,497	16.0%	35,665	14.2%	37,208	17.6%
	110,000	5,219	2.3%	6,607	2.6%	5,387	2.5%
	100,000	35,159	15.4%	37,221	14.8%	32,728	15.5%
	90,000	5,612	2.5%	5,646	2.2%	5,472	2.6%
	80,000	25,487	11.2%	23,433	9.3%	20,594	9.7%
	70,000	11,849	5.2%	13,287	5.3%	11,686	5.5%
	60,000	17,169	7.5%	19,872	7.9%	16,081	7.6%
	50,000	48,973	21.5%	54,136	21.6%	43,443	20.5%
	40,000	14,722	6.5%	17,977	7.2%	14,434	6.8%
	30,000	19,246	8.4%	22,632	9.0%	16,764	7.9%
	20,000	8,072	3.5%	14,593	5.8%	8,010	3.8%
計		228,005	100.0%	251,069	100.0%	211,807	100.0%

(注1) 各採用年度末時点の大学・短期大学・専修学校(専門課程)の月額選択状況である。

(注2) 「併給調整」とは、給付奨学金との併用により貸与月額が調整され、本人の希望とは異なる

	<p>る月額となったもの。また、「最高月額」は、第一種奨学金及び第二種奨学金の併用の基準に合致した者のみが選択できる。</p> <p>○世帯所得の調査・分析と収入基準の見直し 貸与奨学金の申請者について家計状況を把握するとともに、学校授業料等の最新の状況を集・分析した結果、現行の家計基準で適格としている収入層が適正であることを確認した。</p>											
<p><2> 貸与奨学金における適格認定の実施状況</p>	<p>○貸与奨学金における適格認定の実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和3年度適格認定の処理要領を定め、適格認定の適切な実施について通知した（令和3年11月）。また、学校を通じて説明資料を奨学生に配付し、適格認定及び「奨学金継続願」提出手続きに対する理解を促した。 「奨学金継続願」を提出する際、学修状況の振り返り及び経済状況の見直し、返還義務の自覚の有無の設問に回答させることによって、貸与奨学生としての自覚をもって学業に精励する必要があることを再認識するよう促した。 学校が適切に適格認定を実施できるよう、令和3年度適格認定における学校報告の開始時期に合わせて、処理方法に係る資料を奨学金事務担当者ホームページに掲載した（令和4年2月）。 令和3年度末において、学校報告を踏まえ適格認定（学業）を実施した。 <p>(1)適切な貸与月額の指導</p> <ul style="list-style-type: none"> 振込明細と返還総額（予定）等を表示した「貸与額通知」を、スカラネット・パーソナルを通じて奨学生に確認させ、返還意識の涵養を図った。 奨学生用説明資料（『奨学金継続願』の提出手続きについて）に、辞退や貸与月額の見直し（減額）を検討するよう促す内容を記載した。 大学等に対して、奨学金の貸与月額が奨学生の経済状況からみて適切であるかを確認し、必要に応じて必要最小限の貸与月額への減額についての指導を促すため、令和2年度適格認定において、各学校が実施した「適切な貸与月額への『指導』」結果を取りまとめ、奨学金事務担当者ホームページに公表した（令和4年3月）。 <p>(2)貸与奨学生に係る適格認定処置状況</p> <p style="text-align: right;">（単位：件）</p> <table border="1" data-bbox="501 1289 1339 1487"> <thead> <tr> <th style="background-color: #d9ead3;">区分</th> <th style="background-color: #d9ead3;">令和3年度実績 (889,138 件中)</th> <th style="background-color: #d9ead3;">(参考) 令和2年度実績 (929,037 件中)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>奨学金廃止（学業成績不振者等）</td> <td style="text-align: center;">9,295 (1.0%)</td> <td style="text-align: center;">9,522 (1.0%)</td> </tr> <tr> <td>奨学金停止（学業成績不振者等）</td> <td style="text-align: center;">9,471</td> <td style="text-align: center;">9,070</td> </tr> </tbody> </table>	区分	令和3年度実績 (889,138 件中)	(参考) 令和2年度実績 (929,037 件中)	奨学金廃止（学業成績不振者等）	9,295 (1.0%)	9,522 (1.0%)	奨学金停止（学業成績不振者等）	9,471	9,070	<p><評定> B</p> <p><評定根拠></p> <ul style="list-style-type: none"> 真に支援を必要とする者に貸与を行うという目的を達成するため、適格認定を厳格に実施したことは評価できる。また、適格認定を厳格かつ迅速に行うため、適格認定に係る基準について十分な周知を図るとともに、適格認定の実施により、奨学生に貸与を受けて修学している者としての自覚を一層促したことは評価できる。 奨学金の必要性の判断や適切な貸与月額の選択を奨学生自らにさせるため、大学等に対して奨学生への指導について、周知を図ったことは評価できる。 令和2年度適格認定における「警告」の認定者がいる学校に対して実態調査を行い、全校に対して不適切な認定の防止について周知を行い、制度の適正な運用に努めたことは評価できる。 	<p><今後の課題・指摘事項></p> <p>—</p> <p><その他事項></p> <p>(委員の皆様へ：ご意見があればこちらにご記載ください。)</p>
区分	令和3年度実績 (889,138 件中)	(参考) 令和2年度実績 (929,037 件中)										
奨学金廃止（学業成績不振者等）	9,295 (1.0%)	9,522 (1.0%)										
奨学金停止（学業成績不振者等）	9,471	9,070										

	(1.1%)	(1.0%)
警告（学修評価が著しく劣る者等）	17,632 (2.0%)	18,146 (2.0%)
合計	36,398 (4.1%)	36,738 (4.0%)

○不適切な適格認定に対する対応状況

適格認定実態調査において確認される不適切な認定事例の数は、近年極めて減少しており、各大学等において適格基準の細目等の内容に係る理解も十分に浸透し、適正な適格認定が実施できているものと考えられることから、当該調査の対象については抽出調査と全件調査を隔年で実施することとした。令和2年度適格認定実態調査（令和3年度実施）においては、抽出調査を実施した。

(1) 令和2年度適格認定実態調査の実施

令和2年度適格認定による「警告」について、以下の調査を実施した（令和3年7月）。また、調査結果を取りまとめて奨学金事務担当者ホームページにて公表した（令和3年11月）。

[調査内容]

「警告」と認定した全件（903校 18,146件）のうち、令和元年度適格認定実態調査の是正指導を実施した学校含む調査対象校を抽出（28校 397件）し、本来「廃止」又は「停止」と認定すべき「卒業延期確定者」がいないかを調査した結果、不適切な認定事例は存在しないことを確認した。

(2) 不適切な認定の防止

- ・ 不適切な認定事例の発生を防止するため、令和3年度適格認定において引き続き、適格認定期間に成績が確定しない者（卒業延期となるか否か判明しない等）に係る認定処理方法等を「適格認定処理要領」に記載し、周知を図った。
- ・ 学校における認定が適切でなかったことが判明した場合には、遡って認定の変更を求めることについて、適格認定実施に係る学校宛通知及び奨学生用説明資料等に明記した。また、奨学金事務担当者向けの「奨学事務の手引」や奨学生向けの「奨学生のしおり」（機構ホームページ掲載）にも、同様の説明を掲載するなど、機会を捉えて周知を図った。

<3> 貸与奨学金の総回収率
 S：総回収率が A 評定と同等以上で、かつ質的に顕著な成果が得られている
 A：100.00%以上
 B：90.15%以上
 100.00%未満
 C：72.12%以上
 90.15%未満
 D：72.12%未満

○総回収率

<総回収率>

区分	令和3年度	(参考) 令和2年度	前年度比
要回収額	789,741百万円	778,511百万円	11,230百万円増
回収額	714,248百万円	699,600百万円	14,647百万円増
回収率	90.44%	89.86%	0.58ポイント増

<参考1：繰上返還額を考慮した場合の回収率>

前年度までに行われた繰上返還によって返還済となっている額及びこれを加えた回収率は以下のとおりである。

区分	令和3年度	(参考) 令和2年度
繰上額	1,591億円	1,489億円
回収率	92.0%	91.5%

<参考2：割賦の区分別回収実績>

割賦の区分 (期首)	要回収額 (百万円)	回収額 (百万円)	回収率(%)	
			令和3年度	(参考) 令和2年度
8年以上延滞	21,812	1,902	8.72	8.60
1年以上8年未満	37,398	3,841	10.27	10.27
7年以上8年未満	3,920	385	9.83	9.64
6年以上7年未満	4,325	466	10.76	10.28
5年以上6年未満	5,010	472	9.43	9.65
4年以上5年未満	5,140	488	9.48	8.78
3年以上4年未満	5,787	510	8.82	9.07
2年以上3年未満	6,274	624	9.95	9.82
1年以上2年未満	6,943	896	12.90	13.59
1年未満	13,993	7,690	54.96	57.15
3年以上1年未満	6,847	2,243	32.77	36.17
3年未満	7,146	5,447	76.22	77.34
○延滞分計	73,203	13,434	18.35	19.64
○当年度分	716,539	700,814	97.81	97.75
総回収実績	789,741	714,248	90.44	89.86

(注) 総計は四捨五入の都合上、一致しない場合がある。

<評定> A

<評定根拠>

- 貸与中からの返還意識の涵養、延滞初期における督促や債権回収業者への回収委託及び委託終了後の速やかな法的処理、返還が困難な者に対する返還期限猶予制度の周知等により、総回収率は90.44%に達した。新型コロナウイルス感染症拡大による影響には、引き続き注視が必要であるが、令和3年度においては、コロナ禍という制約がある条件下において、年度計画値90.15%を上回ったことは評価できる。
- 新型コロナウイルス感染症の影響下においても、奨学金相談センターにおいて、奨学金の申込み希望者及び貸与中の奨学生からの相談対応に際し、必要に応じて返還に関する案内や説明をしたことは評価できる。
- コールセンターにおける返還相談者に対する利便性の向上として、奨学金相談サイト(Q&A サイト)を設置し、相談者の利便性向上及び効率化を図り、相談者が求める情報を効率よく、わかりやすく伝えるための工夫したことは評価できる。

<今後の課題・指摘事項>

<その他事項>

- 代理返還を実施する企業を増やすための、機構として更に積極的に広報等に取り組むことを期待する。

(委員の皆様へ：ご意見があればこちらにご記載ください。)

回収率上昇のために、延滞の早期における解消とともに、在学中の指導も含めた返還意識の涵養や奨学金制度に関する正しい理解の促進が重要であることを踏まえ、以下のとおり様々な施策を実施した。

(1) 奨学金申込前及び貸与中の奨学生への指導等

① 借り過ぎ防止策の実施

貸与額が高額となることが返還に与える影響等を勘案し、奨学金の借り過ぎ防止策として、「第二種奨学金における貸与期間の制限」、「併用貸与者のうち第二種奨学金の最高月額希望者に対する指導等」、「申込時における過去の奨学生番号の届出」を着実に実施した。

② 大学等が実施する奨学生に対する説明会の充実のための取組

採用時等において、奨学金制度や諸手続に対する理解の増進や返還意識の涵養を図るため、奨学生に対して説明会を開催するよう大学等に協力を求めるとともに、説明会の充実を図るため、返還説明会用のマニュアルを改訂し、奨学金事務担当者ホームページに掲載するなどの取組を実施した。

③ 「奨学金継続願」提出時の働きかけ

「奨学金継続願」を提出する際、学修状況の振り返り及び経済状況の見直し、返還義務の自覚の有無の設問に回答させることによって、貸与奨学生としての自覚をもって学業に精励する必要があること及び貸与終了後は返還の義務があることを再認識するよう促した。

④ スカラシップ・アドバイザー派遣事業

高校生等が、進学後の経済的な状況についての不安を払拭するとともに安心して奨学金を利用するため、必要な知識を提供し理解を深めることを目的に、金融的な観点から専門的な知見を有するスカラシップ・アドバイザーを全国の高等学校等に派遣するとともに、新型コロナウイルスの影響によりオンライン版ガイダンスの受講を希望する学校に対しても、適切に案内・実施した。

また、令和3年10月から大学等に在学する学生に対してもオンライン版ガイダンスを案内・実施した。

⑤ 奨学金相談センターにおける対応

新型コロナウイルス感染症の影響下においても、令和2年度に引き続き奨学金相談センターにおいて、奨学金の申込み希望者及び貸与中の奨学生からの相談対応に際し、必要に応じて返還に関する案内や説明も行った。

⑥ 「返還のてびき」の改訂

「返還のてびき（ダイジェスト版）」については、学校を通じて満期者に返還説明会等で随時配付するとともに、ホームページに掲載した。また、返還についてより詳しい内容を記載した「返還のてびき（全体版）」も作成し、ホームページに掲載した。

⑦ 企業による奨学金返還支援制度（代理返還）

令和3年度より、各企業の担い手となる奨学金返還者を応援するための取組みとして、各企業で実施する奨学金の返還支援（代理返還）について、企業から直接機構に送金できる仕組みを構築した。

・制度利用企業数：320社

(2) 返還者への指導等

① 初期延滞債権に係る督促

- ・振替不能 1～3 回目の者に対して振替不能通知の送付及び督促の架電を行った（振替不能 2 回目は連帯保証人、振替不能 3 回目は連帯保証人及び保証人への通知・架電も併せて実施）。
- ・延滞 3 か月以上の者については回収業務をサービサーに委託し、督促のほか、返還期限猶予の願い出に係る指導、個人情報情報機関への登録に関する注意喚起、法的措置や代位弁済に関する注意喚起を行った。

② 減額返還制度及び返還期限猶予制度の周知

返還が困難になった場合の救済制度のより一層の周知を図るため、減額返還制度及び返還期限猶予制度の内容や両制度の違いについての解説が入った「返還を始める皆さんへ（動画）【奨学金返還 DVD】」を機構ホームページに引き続き掲載した。

また、新たに返還を開始する者に対して、両制度の内容や両制度の違いをわかりやすく説明したリーフレットを、口座振替加入通知に同封した。リーフレットは、機構ホームページにも掲載した。

③ 携帯電話番号宛ショートメッセージサービス（SMS）を用いた働きかけ

令和 2 年度に続き、ショートメッセージサービス（SMS）による以下の働きかけを実施した。

- ・口座振替未加入者及び減額返還・返還期限猶予期間の終了通知が送付された返還者を対象とした口座振替加入督促及び返還期限猶予制度等の案内
- ・学校を退学又は奨学金が「廃止」になった者に対する初回振替日前の返還開始（振替日）の案内
- ・返還期限猶予期間の終了通知が送付された者のうち、願い出がない者への口座振替開始の案内
- ・一般猶予利用年数が 5 年超から 9 年以下である者への減額返還制度利用案内
- ・12月に振替がかかる者のうち前年11月に一般猶予中又は延滞状態にあった者への振替日前の入金案内

○ リレー口座（口座振替）加入徹底の取組

奨学金の返還は原則として口座振替で行うため、リレー口座加入徹底に向けた以下の取組を実施した。

- ・採用時説明会や返還説明会を実施し、リレー口座加入の手続きを徹底するよう学校に対して協力を求めた。
- ・リレー口座未加入者に対して、ショートメッセージサービス（SMS）による加入督促を行った。

<新規返還開始者に係るリレー口座（口座振替）加入率>

令和3年度	(参考)令和2年度
99.5%	99.8%

<返還者全体に係るリレー口座（口座振替）加入率>

令和3年度	(参考)令和2年度
98.3%	98.2%

○コールセンターにおける返還相談者に対する利便性の向上

- ・奨学金相談サイト（Q&A サイト）を設置し、相談者の利便性向上及び効率化を図った。
- ・相談者が求める情報を効率よく、わかりやすく伝えるための工夫をした（FAQの充実等）。
- ・繰上返還や住所変更等について、スカラネット・パーソナルからの申請をホームページ等で案内することで、返還者の利便性を図った。

<4> 関連指標の実施状況
貸与奨学金の当年度分（当該年度に返還期日が到来するもの）の回収率
S：回収率がA評定と同等以上で、かつ質的に顕著な成果が得られている
A：100.00%以上
B：97.17%以上
100.00%未満
C：77.74%以上
97.17%未満
D：77.74%未満

貸与奨学金の要返還債権数に占める3か月以上延滞債権数の割合
S：債権数の割合がA評定と同等以上で、かつ質的に顕著な成果が得られている
A：2.79%以下
B：3.35%以下【改善率 6.0%以上】
2.79%超
C：4.19%以下
3.35%超
D：4.19%超

○当年度分回収率

<当年度分回収率>

区分	令和3年度	(参考)令和2年度	前年度比
要回収額	716,539百万円	699,925百万円	16,613百万円増
回収額	700,814百万円	684,168百万円	16,646百万円増
回収率	97.81%	97.75%	0.06ポイント増

<参考：新規返還者の回収率>

区分	令和3年度	(参考)令和2年度	前年度比
要回収額	21,999百万円	23,304百万円	1,305百万円減
回収額	21,551百万円	22,841百万円	1,290百万円減
回収率	98.0%	98.0%	同値

○貸与奨学金の要返還債権数に占める3か月以上延滞債権数の割合の改善率

区分	令和3年度	(参考)令和2年度	【基準】平成30年度
要返還債権数 (A)	4,982,740件	4,887,388件	4,664,770件
3か月以上延滞債権数 (B)	136,060件	140,897件	166,028件
割合 (B÷A)	2.73%	2.88%	3.56%
対平成30年度改善率	23.31%	19.10%	—

<評定> A

<評定根拠>

- ・貸与中からの返還意識の涵養、延滞初期における督促や債権回収業者への回収委託及び委託終了後の速やかな法的処理、返還が困難な者に対する返還期限猶予制度の周知等により、当年度分回収率は97.81%（年度計画値97.17%以上）となり、年度計画値を達成したことは評価できる。
- ・要返還債権数に占める3か月以上延滞債権数の割合は2.73%（年度計画値3.35%以下）、平成30年度実績に対する改善率は23.31%（年度計画値6.0%以上）となり、年度計画値を達成し、3か月以上延滞債権数の割合が大幅に改善したことは評価できる。
- ・要返還債権額に占める3か月以上延滞債権額の2.67%（年度計画値3.32%以下）となり、年度計画値を達成

<今後の課題・指摘事項>

<その他事項>

（委員の皆様へ：ご意見があればこちらにご記載ください。）

貸与奨学金の要返還債権額に占める3か月以上延滞債権額の割合

S：割合がA評定と同等以上で、かつ質的に顕著な成果が得られている

A：2.76%以下

B：3.32%以下

2.76%超

C：4.15%以下

3.32%超

D：4.15%超

○貸与奨学金の要返還債権額に占める3か月以上延滞債権額の割合

区分	令和3年度	(参考)令和2年度
要返還債権額 (A)	7,555,647百万円	7,513,426百万円
3か月以上延滞債権額 (B)	201,671百万円	206,900百万円
割合 (B÷A)	2.67%	2.75%

○初期延滞債権の回収委託実施状況

(1)振替不能者への振替不能通知発送及び督促架電

振替不能1回目の者が2回目以降連続して振替不能となることを抑止するため、本人及び連帯保証人等に対し、通知を発送し、督促架電を実施した。

- ・振替不能1回目…本人への通知及び架電
- ・振替不能2回目…本人及び連帯保証人(人的保証)への通知及び架電
- ・振替不能3回目…本人、連帯保証人及び保証人(人的保証)への通知及び架電

<督促架電の状況>

区分	令和3年度	(参考)令和2年度
架電件数	1,531,210件	1,750,814件

(2)延滞3か月以上の者に係る回収委託

早期における督促の集中的実施を図るため、延滞3か月以上となった初期延滞者に係る回収業務をサービスに委託した。

サービスにおいて、返還期限猶予の願い出に係る指導を行うとともに、早期の延滞解消を図るため以下の取組を行った。

- ・個人信用情報機関への登録対象となっている者に対しては、架電により登録に関する注意喚起を実施
- ・法的措置や代位弁済を前提とした強い督促の文言を記載した通知の送付

また、一部入金があってもなお延滞解消に至らない者について、回収委託を継続して実施した(8,505件)。

<初期延滞債権の回収委託実績>

	回収	猶予
件数	36,023件	6,860件
回収金額	2,307,428千円	-

委託開始当初の委託件数	78,721件
” 請求金額	4,504,741千円

し、3か月以上延滞額の割合が大幅に改善したことは評価できる。

・新型コロナウイルス感染症拡大による影響には、引き続き注視が必要であるが、令和3年度においては、コロナ禍という制約がある条件下で全ての関連指標で年度計画値を達成し顕著な成果が得られたことは評価できる。

・初期延滞債権について、督促架電及び回収委託業務をサービスに委託するとともに、一部入金があってもなお延滞解消に至らない者に対しても継続して回収業務を委託して督促を実施したことは評価できる。

・中長期延滞債権について、回収委託をサービスに委託するとともに、一部入金があってもなお延滞解消に至らない者に対しても継続して回収業務を委託して督促を実施したことは評価できる。

・無延滞者を含む住所不明者に対して、ショートメッセージサービス(SMS)により、住所調査の徹底を図ったことは評価できる。

・J-LIS(住民基本台帳ネットワークシステム)を活用した住所調査を拡大し、住所不明数を減少させたことは評価できる。

・初期延滞者に対して、個人信用情報機関への登録について、ショートメッセージサービス(SMS)・文書及び架電での注意喚起を行うと

- (注1)「件数」は債権数である。
 (注2)「回収金額」とは委託期間中にサービサーに入金された金額と直接機構に入金された金額の合計である。
 (注3)「回収金額」には繰上返還となった入金を含む。
 (注4)「猶予」とは、サービサーからの依頼により、機構から返還者へ返還期限猶予の願い出用紙を送付した件数である。

○中長期延滞債権の回収委託実施状況

中長期延滞債権について、以下の債権の回収業務を計画的にサービサーへ委託した。

- ・延滞2年半以上8年未満かつ6か月以上入金なし（平成28年度契約分）
- ・延滞2年半以上9年未満かつ3か月以上入金なし（平成29年度から令和元年度契約分）
- ・延滞1年半以上5年未満かつ3か月以上入金なし（令和2年度から令和3年度契約分）

また、一部入金があってもなお延滞解消に至らない者について、回収委託を継続して実施した（1,057件）。

<令和3年4月～令和4年3月回収委託実績>

①令和元年度契約分 回収委託（委託時延滞2年半以上9年未満）

	回収	猶予
件数	1,250件	28件
回収金額	133,685円	—

令和3年度当初の委託件数	2,239件
〃 請求金額	1,556,907千円

②令和2年度契約分 回収委託（委託時延滞1年半以上5年未満）

	回収	猶予
件数	1,833件	334件
回収金額	371,204千円	—

令和3年度当初の委託件数	3,368件
〃 請求金額	1,369,957千円

③令和3年度契約分 回収委託（委託時延滞1年半以上5年未満）

	回収	猶予
件数	610件	88件
回収金額	71,541千円	—

ともに返還期限猶予制度の周知を行うことで、延滞長期化の抑制を図ったことは評価できる。対象となる延滞者を個人信用情報機関に登録したことは、多重債務化の防止という観点から評価できる。

- ・外部有識者で構成する債権管理・回収等検証委員会において、返還金の回収状況について定量的な把握・分析を実施し、回収促進の取組や業務改善等の効果について検証を行ったことは評価できる。
- ・令和2年度債権管理・回収等検証委員会における検証結果に基づき、回収促進のための取組を実施したことは評価できる。

委託開始当初の委託件数	2,740 件
〃 請求金額	1,162,733 千円

④委託継続分

	回収	猶予
件数	3,882 件	9 件
回収金額	651,511 千円	—

令和3年度当初及び委託開始当初の委託件数	4,851 件
〃 請求金額	3,775,529 千円

(注1) 「件数」は、債権数である。

(注2) 「回収金額」とは、委託期間中にサービサーに入金された金額と直接機構に入金された金額の合計である。

(注3) 「回収金額」には、繰上返還となった入金を含む。

(注4) 上記②及び③の回収委託については、一部入金があるものの延滞解消の見込がない債権も含まれる。

(注5) 「猶予」とは、サービサーからの依頼により、機構から返還者へ返還期限猶予の願い出用紙を送付した件数である。

(注6) ④委託継続分には、一部入金があってもなお延滞解消に至らない者について、令和3年度に新たに委託継続を実施した1,057件を含む。

○法的処理実施状況

法的処理の対象を定めた「令和3年度法的処理実施計画」において、令和2年度に引き続き、延滞状態にある中で相当期間入金がない者と、直近の入金はあるが、延滞の解消が見込めない少額の入金が続いている者に焦点を当て、計画的に法的処理を実施した。

返還者本人が住所不明等のため法的処理の条件が調わない場合には、「延滞債権に係る法的処理の方針について」に基づき、連帯保証人に対して法的処理を実施した。

(1) 初期延滞債権に係る法的処理

延滞3か月以上となった者を対象に回収委託を実施し、それでもなお原則として入金がなく延滞9か月以上となった者に対して、順次「支払督促申立予告」以降の法的処理を実施した。

(2) 中長期延滞債権に係る法的処理

①延滞の解消が見込めない少額の入金が続いている者の対応分

令和3年2月末時点において、延滞5年以上で、1か月あたりの平均入金額が分割基準額に満たない者を対象に、特に返還誓約書未提出の者については優先して、法的処理を

実施した。

②延滞状態にある中で相当期間入金がない者の対応分

- ・時効中断の対応が必要な者（令和3年2月末時点において、延滞5年以上で、5年以上入金がない者（過去に一度も入金がない者を含む）を対象に、特に返還誓約書未提出の者については優先して、法的処理を実施した。
- ・令和3年2月末時点において、延滞5年以上で、1年以上入金がない者（上記の時効中断の対応が必要な者を除く）を対象に、返還誓約書未提出の者については優先して法的処理を実施した。

<法的処理実施状況>

(単位：件)

区分	令和3年度	(参考) 令和2年度	前年度比
支払督促申立予告	13,393	14,583	91.8%
支払督促申立	6,297	6,652	94.7%
仮執行宣言付支払督促申立	1,182	1,263	93.6%
強制執行予告	3,020	3,199	94.4%
強制執行申立	475	438	108.4%
強制執行	303	279	108.6%
和解	4,601	4,160	110.6%

(注)件数は、債権数である。

<令和3年度支払督促申立予告処理の実施結果>

(単位：件)

区分	件数	割合
応答があったもの（入金・猶予等）	5,996	44.8%
対応中（支払督促申立準備中等）	3,494	26.1%
支払督促申立実施	3,903	29.1%
実施総数	13,393	100.0%

(注)支払督促申立予告については、令和3年度中に実施したものであり、表中の区分別件数は令和3年度末現在の状況である。

○住所調査の実施

(1)住民基本台帳ネットワークシステムを利用した住所調査（J-LIS 住調）

令和3年度より、J-LIS による方法を原則として住所調査を実施した（437,205件）。

(2)役場照会による住所調査

令和3年度は、J-LIS 住調の補助的な手段として役場照会による住所調査を実施した（21,609件）。

(3)その他の調査

役場照会による住所調査の実施結果が「該当者なし」であった者等について、機構に登録されている携帯電話へショートメッセージサービス（SMS）を一斉送信し、機構への住所確認の連絡を求めた。年5回計7,985件に送信したところ、388件の住所が判明した。

(4)実施結果

(1)～(3)の調査等の結果、令和3年度末の住所不明数は以下のとおりとなった。

<住所不明数>

令和3年度末	(参考)令和2年度末
12,908人	14,817人

(注)「住所不明」とは、機構からの発送物が返戻となった後、新しい（正しい）住所が判明・登録されるまでの状態である。

○個人信用情報機関の活用

- ・個人信用情報の登録に同意している初期延滞者に対しては、ショートメッセージサービス（SMS）や文書送付等（ショートメッセージサービス（SMS）及び文書合計：延べ1,339千通）及び架電により、このまま延滞状態が継続した場合には登録されることを注意喚起することによって延滞長期化の抑制を図った。
- ・併せて返還期限猶予制度の周知を行い、該当する場合は願い出を提出するよう促した。
- ・文書送付や架電による注意喚起を行っても返還期限猶予の願い出等がないまま延滞3か月以上となった者については、多重債務化の防止という観点から個人信用情報機関へ登録した。

<個人信用情報機関への登録状況>

令和3年度	(参考)令和2年度
24,806件	24,327件

(注)登録件数は債権数である。

○令和3年度債権管理・回収等検証委員会における回収状況の定量的把握・分析、返還促進方策の効果の検証

債権管理・回収の適切性等を検証するとともに、必要な改善策等の検討を目的として、外部有識者及び金融関係者等で構成される「債権管理・回収等検証委員会」を2回開催し、第1回はオンライン、第2回は書面審議により実施した。

第1回 令和4年1月20日

第2回 令和4年2月28日～3月10日

委員会では、直近の回収状況や各種回収施策の効果等について審議を行った。その結果、機構における返還金の回収状況は、回収促進の取組や業務改善等の効果もあり、着実に改善し

	<p>ているとの結論を得た。</p> <p>また、平成 21 年度に返還金回収スキームを抜本的に見直して以降、これまで債権管理及び回収状況は継続的かつ安定的に改善傾向を示してきたこと等を踏まえ、令和 4 年度以降は当面、当該委員会を休止し、当該委員会を再開すべきであると認められる状況になった場合に開催することを事務局より提案し、承認された。</p> <p>○令和 2 年度債権管理・回収等検証委員会における検証結果を踏まえた令和 3 年度取組</p> <p>(1) J-LIS による住所調査 住所調査において、経費削減及び調査時間の大幅な短縮を可能とする J-LIS の利用を原則とすることで、更なる住所不明者の削減を図った。</p> <p>(2) ショートメッセージサービス (SMS) の発信 返還困難者等が救済措置の申請等の必要な手続きを確実に進めるよう、令和 3 年度においては返還期限猶予制度の長期利用者へ減額返還制度の利用を案内する等、各種手続きを促す案内をショートメッセージサービス (SMS) により発信した。</p> <p>(3) コンビニ収納の実施 口座振替未加入者や初期延滞者の払込状況が適時に把握できるよう支払方法の改善を図ること等を目的として、令和 2 年 10 月に導入したコンビニ収納を着実に実施した。</p> <p>(4) 「返還のてびき」の電子化 令和 3 年度より「返還のてびき」の冊子を廃止し、電子データのみを提供としたことを踏まえ、電子データ上での見やすさを考慮したレイアウトに変更するとともに、「返還のてびき」を確認する機会がないまま返還を開始する返還者を生じさせないよう、従来の「返還のてびき (全体版)」に代えて「返還のてびき (ダイジェスト版)」を冊子として作成し、配付した。</p> <p>(5) 減額返還制度利用の案内について 減額返還制度の利用を促すため、「返還期限猶予承認通知」の発送時に、原則として全員に対し減額返還制度利用を案内した。</p>		
--	---	--	--

<5> 機関保証制度の運用状況

○機関保証制度（※）の周知及び返還意識の徹底

保証機関（公益財団法人日本国際教育支援協会、以下「協会」という）及び大学等と連携し、奨学金の申込時・採用時の配付書類や機構及び協会のホームページを活用して機関保証制度の周知及び返還意識の徹底を図った。

- ①令和3年度保証料及び代位弁済後の手続等の情報を機構及び協会のホームページに掲載した。
- ②機関保証制度を案内するチラシを協会と共同で作成し、奨学金事務担当者用ホームページに掲載した。

※機関保証制度とは、日本学生支援機構の奨学金貸与を受けるに当たって、一定の保証料を支払うことで保証機関が連帯保証するものである。

<機関保証制度の選択状況>

区分		令和3年度	(参考)令和2年度
選択者数	第一種	94,246件	106,497件
	第二種	122,201件	143,601件
	全体	216,447件	250,098件
選択率	第一種	53.19%	55.17%
	第二種	54.34%	55.50%
	全体	53.84%	55.36%

(注1) 奨学生採用時の選択状況であり、保証の変更者は含まない。

(注2) 前年度までに選択完了している緊急継続者や一貫制博士課程3年次の者は除外している。

<機関保証制度を選択した新規返還者の回収率>

区分	令和3年度	(参考)令和2年度	前年度比
要回収額	9,899百万円	10,087百万円	188百万円減
回収金	9,602百万円	9,795百万円	193百万円減
回収率	97.0%	97.1%	0.1ポイント減

(注) 百万円未満は四捨五入の関係により、各項目の金額と前年度比増減の計算結果が一致しないことがある。

<機関保証制度選択者における要返還債権数に対する無延滞債権数の占める割合>

令和3年度	(参考)令和2年度
92.4%	92.5%

○代位弁済請求

代位弁済請求に至る前の段階においては、債権回収会社への回収委託（延滞4か月目～9か月

<評定> B

<評定根拠>

- ・配付書類等を活用して機関保証制度を周知するとともに、機関保証制度選択者への返還意識の徹底を図ったことは評価できる。
- ・延滞者に対する督促を適切に実施したうえで、代位弁済となる対象債権を確実に請求したことは評価できる。
- ・外部有識者等を含む委員会の審議を通じて、機構及び協会における直近の実績並びに協会の将来コストを踏まえた事業計画等に基づいて機関保証制度の妥当性を検証するとともに、保証料率の水準について他の保証機関と比較し、その合理性について確認したことは評価できる。

<今後の課題・指摘事項>

—

<その他事項>
(委員の皆様へ：ご意見があればこちらにご記載ください。)

目)、催告書(期限の利益剥奪予告)の送付(延滞10か月目)、訪問督促・居住確認(延滞11か月目)及び期限の利益剥奪通知書の送付(延滞12か月目)を通じて、きめ細やかな督促及び指導を実施した。かかる督促及び指導にもかかわらず、延滞が12か月を超え延滞状況が改善しなかったものについては、確実に代位弁済請求を実施した。

〈代位弁済請求に基づく回収状況〉

区分	令和3年度	(参考)令和2年度
件数	10,649件	12,205件
金額	209.3億円	247.8億円

(注) 金額は、元金、利息、延滞金の合計である。

○機関保証制度の「妥当性」の検証

『『勧告の方向性』の指摘事項を反映した見直し案』(平成18年12月24日行政改革推進本部決定)の指摘を受け、機関保証の妥当性を毎年度検証するため平成20年9月に設置した外部有識者を含む「機関保証制度検証委員会」において、機構及び協会における回収状況の分析や、機構と協会における直近の実績等に基づいた長期財政収支シミュレーション等について審議を行った。

シミュレーションの結果、機構及び協会の回収状況の悪化がなければ、収支等の財政面で切迫した状況は生じないことを確認した。

そして、同委員会報告書において、返還状況、代位弁済時破産の状況、代位弁済後の回収状況、保証金残高の妥当性及び保証料率の水準の合理性等も含めて、今後も中長期的な機関保証制度の安定性確保の観点から検証を行うことが必要である旨が示された。

〈参考〉令和3年度機関保証制度検証委員会審議経過

- ・第1回 令和3年12月22日(オンライン会議)
- ・第2回 令和4年2月24日(オンライン会議)
- ・第3回 令和4年3月29日(オンライン会議)

<p><6> 減額返還・返還期限猶予・返還免除制度の運用状況</p>	<p>○減額返還制度の運用状況</p> <p>減額返還制度とは、災害、傷病、その他経済的理由により、奨学金の返還が困難な者を対象として一定期間1回当たりの当初割賦金額を2分の1又は3分の1に減額し、減額返還適用期間に応じた分の返還期間を延長する制度である（減額返還の適用期間上限は180か月）。減額返還の願い出に際してはマイナンバーの提出を求め、情報照会結果に基づく審査を実施している。</p> <p>(1)減額返還の承認</p> <p>減額返還制度を適切に運用し、基準に合致したものについて減額返還を承認した。</p> <p><減額返還の承認件数></p> <table border="1" data-bbox="506 456 1205 609"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和3年度</th> <th>(参考)令和2年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1/2返還</td> <td>11,776件</td> <td>11,607件</td> </tr> <tr> <td>1/3返還</td> <td>24,418件</td> <td>22,217件</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>36,194件</td> <td>33,824件</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 3分の1の減額返還については、平成29年度より新設</p> <p>(2)減額返還制度の周知</p> <p>①卒業後初年度に返還期限猶予の適用を受ける者への周知</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和3年度が卒業後初年度で、未就職や低収入を事由とした返還期限猶予の適用を受ける返還者に対し、減額返還制度の特長を説明したチラシを「返還期限猶予承認通知」に同封した。 令和2年度が卒業後初年度で、未就職や低収入を事由として返還期限猶予制度の適用を受け、令和3年度も引き続き返還期限猶予制度の適用を受ける返還者に対しても、減額返還制度の利用を促すチラシを「返還期限猶予承認通知」に同封した。 <p>②新たに返還を開始する者への周知</p> <p>返還が困難になった場合の救済制度を広く周知するため、減額返還制度及び返還期限猶予制度の内容や両制度の違いについての解説が入った「奨学金の返還 ～先輩から後輩へ未来につながる夢のリレー～（動画）」を令和2年度に引き続き機構ホームページに掲載した。</p> <p>また、新たに返還を開始する者に対して送付する口座振替加入通知に、減額返還制度及び返還期限猶予制度の内容や両制度の違いを説明するリーフレットを同封した。リーフレットは機構ホームページにも掲載した。</p> <p>○返還期限猶予制度の運用状況</p> <p>返還期限猶予制度とは、災害、傷病、その他経済的理由により、奨学金の返還が困難な者を対象とし、一定期間返還を猶予する制度である。</p> <p>返還期限猶予の願い出に際してはマイナンバーの提出を求め、情報照会結果に基づく審査を実施している。</p>	区分	令和3年度	(参考)令和2年度	1/2返還	11,776件	11,607件	1/3返還	24,418件	22,217件	合計	36,194件	33,824件	<p><評定> B</p> <p><評定根拠></p> <ul style="list-style-type: none"> 減額返還制度及び返還期限猶予制度については、より一層の周知を図るとともに、適切に事務処理を行い、返還が困難な者を対象として制度を適切に運用したことは評価できる。 返還期限猶予申請者の処理が遅延するも返金処理等について適切に対応を行った。 返還期限猶予の適用が通算10年を超えている者について、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による家計の急変等を理由として申請する場合に限り、令和2年1月から令和3年3月の希望月から12か月を限度として申請を認める特別対応を行ったことは評価できる。 死亡又は精神若しくは身体の障害による返還免除制度について、審査により免除を認定し適切に運用したことは評価できる。 特に優れた業績を挙げた大学院生に対する奨学金の返還免除制度について、業績優秀者奨学金返還免除認定委員会の審議を経て、適切に運用したことは評価できる。また、新型コロナウイルス感染症の影響により修業年限内に特に優れた業績を上げることが困難となった者に対して、延長届の提出により次年度の申請を可能とし、適切に運用したことは評価できる。 	<p><今後の課題・指摘事項></p> <p>—</p> <p><その他事項></p> <p>(委員の皆様へ：ご意見があればこちらにご記載ください。)</p>
区分	令和3年度	(参考)令和2年度													
1/2返還	11,776件	11,607件													
1/3返還	24,418件	22,217件													
合計	36,194件	33,824件													

(1) 返還期限猶予の承認

返還者からの相談に対して適切な指導を行うとともに、審査基準等に基づく適切な審査を行い、基準に合致したものについて返還期限の猶予を承認した。

<返還期限猶予の承認件数>

(単位：件)

区分	令和3年度	(参考) 令和2年度
在学猶予	117,461	109,682
一般猶予	145,005	159,134
病氣中	10,371	10,324
災害	55	117
入学準備	130	157
生活保護	5,833	5,541
生活困窮	115,547	130,564
育児休暇等	5,889	6,075
猶予年限特例	7,180	6,356
合計	262,466	268,816

(注) 猶予年限特例とは、申込時の世帯収入が一定基準以下(例：給与所得のみの世帯の場合、年間収入金額 300 万円以下)の第一種奨学生について、卒業後に一定の所得を得るまでの間は返還期限を猶予する制度のことである。

(2) 返還期限猶予制度の周知

返還が困難になった場合の救済制度を広く周知するため、減額返還制度及び返還期限猶予制度の内容や両制度の違いについての解説が入った「奨学金の返還 ～先輩から後輩へ未来につなぐ夢のリレー～ (動画)」を令和2年度に引き続き機構ホームページに掲載した。また、新たに返還を開始する者に対して、両制度の内容や違いをわかりやすく説明をしたリーフレットを、口座振替加入通知に同封した。リーフレットは、機構ホームページにも掲載した。

(3) 返還期限猶予の処理

返還期限猶予の申請事由として最も多い「生活困窮」について、添付すべき証明書類等に関する留意点を引き続きホームページにおいて集約して説明し、申請者の理解を促すなどにより、審査等業務の円滑な実施に努めた。

審査等業務の委託先業者が、令和3年7月に変更となり、業者内での進捗管理の不慣れや審査担当者の習熟度が低いことに加え、令和3年7月から8月にかけて、委託業者執務室内で多数の新型コロナウイルス感染者、濃厚接触者が発生したことにより、通常は、申請受付の翌々月の振替には審査結果が反映されていた処理に遅延が生じた。そのため8月に申請しながらも10月27日に返還金が口座振替された者について優先的に審査等を行ったうえで、お詫び状を送ると共に11月12日までに返金処理を完了した(対象件数：2,341件)。

9月の申請受付分以降は、作業スペースの拡張等の感染症対策の徹底、委託業者との連携を密にし、進捗状況の確認作業を強化すると共に委託業者においても審査担当者を増員した結果、返金処理が必要となるような状況は生じなかった。

(4) 新型コロナウイルス感染症への対応

返還期限猶予の適用が通算 10 年を超えている者について、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による家計の急変等を理由として申請する場合に限り、令和 2 年 1 月から令和 3 年 3 月の希望月から 12 か月を限度として申請を認める特別対応を実施した。

○返還免除制度の運用状況

(1) 死亡又は精神若しくは身体の障害による返還免除

奨学生又は奨学生であった者が、死亡又は精神若しくは身体の障害によって返還ができなくなった場合、願い出により審査の上で、以下のとおり返還未済額の全部又は一部の返還を免除した。

<死亡又は精神若しくは身体の障害による返還免除の認定状況>

区分	令和3年度	(参考)令和2年度
第一種奨学金	738件	784件
第二種奨学金	1,237件	1,179件

(2) 特に優れた業績を挙げた大学院第一種奨学生に対する返還免除

令和 2 年度中に大学院第一種奨学金の貸与が終了した者のうち、各大学から特に優れた業績を挙げた免除候補者として推薦のあった者について、学識経験者からなる業績優秀者奨学金返還免除認定委員会の審議を経て、返還免除者を認定した。

[令和 2 年度貸与終了者]

- ・新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、推薦期間を延長した。
- ・業績優秀者返還免除制度の申請を希望していた者が、新型コロナウイルス感染症の影響により修業年限内に特に優れた業績を上げることが困難となった場合は、延長届の提出により業績を上げる期限を 1 年間猶予し、令和 3 年度の申請を可能とする対応を行った (対象者数 : 293 人)。
- ・災害、傷病、感染症 (新型コロナウイルス感染症を含む) の影響及びその他のやむを得ない事情により修業年限内で課程を修了できなくなった業績優秀者返還免除内定者については、内定取消しの対象とせず、修業年限内で課程を修了したものとみなすこととした (対象者数 : 33 人)。
- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から業績優秀者奨学金返還免除認定委員会をオンライン開催とし (令和 3 年 6 月 24 日)、委員会の議を経て、返還免除者を認定した。
- ・認定結果を各大学及び本人に通知した (令和 3 年 7 月)。

<令和 2 年度貸与終了者に係る特に優れた業績による大学院第一種奨学生返還免除の認定状況> (単位 : 人)

課程	貸与 終了者数	推薦者数	免除者数	
			全額免除	半額免除

修士	20,412	6,122	6,102	1,374	4,728
専門職	905	277	268	63	205
博士	1,935	893	827	364	463
計	23,252	7,292	7,197	1,801	5,396

(注) 上表のうち海外留学生における業績免除

令和2年度貸与終了者数3人、免除者数2人(全額免除:0人、半額免除:2人)

[令和3年度貸与終了者]

- ・各大学へ返還免除候補者の推薦依頼を行った(令和3年12月10日)。
- ・業績優秀者返還免除制度の申請を希望していた者が、新型コロナウイルス感染症の影響により修業年限内に特に優れた業績を挙げることが困難となった場合は、延長届の提出により業績を挙げる期限を1年間猶予し、令和4年度の申請を可能とする対応を行った。また、前年度延長届を提出した者で引き続き上記の理由により業績を挙げるができなかった場合は、さらに1年を限度に延長し、令和4年度の申請を可能とした。
- ・災害、傷病、感染症(新型コロナウイルス感染症を含む)の影響その他のやむを得ない事情により修業年限内で課程を修了できなくなった業績優秀者返還免除内定者については、内定取消しの対象とせず、修業年限内で課程を修了したものとみなすこととした。

(3) 博士課程入学者を対象とする返還免除内定制度

博士課程の学生を対象とする文部科学省の関連機関が行う主な競争的研究事業における採択状況を勘案のうえ算出した推薦枠を、対象校に配分し、返還免除内定候補者の推薦依頼を行った(令和3年9月9日)。

ホームページに返還免除内定制度を案内するチラシを引き続き掲載し、周知を図った。推薦された候補者については、業績優秀者奨学金返還免除認定委員会の審議を経て、以下のとおり内定者を決定した(令和4年4月)。

<返還免除内定制度の実施状況>

区分	令和3年度	(参考) 令和2年度
内定者数	91 大学 228 人	93 大学 235 人

<7> 所得連動返還方式の運用状況

○ 所得連動返還方式の適切な実施

(1) 返還方式の選択

平成29年度第一種奨学金の採用者より、従前の定額返還方式に加え、毎年の課税総所得金額に応じて返還月額を設定する所得連動返還方式の選択を開始している。令和3年度における選択者数は下表のとおりである。

<所得連動返還方式の選択者数>

令和3年度	(参考) 令和2年度
33,257件	40,794件

<評定> B

<評定根拠>

- ・ 所得連動返還方式の返還者の増加に対応し、所得に連動した返還月額の算定を、業者委託を活用し効率的な運用に努め、適切に実施したことは評価できる。
- ・ 各種媒体を通じ高校生や学

<今後の課題・指摘事項>

—

<その他事項>

(委員の皆様へ: ご意見があればこちらにご記載ください。)

	<p>(注) 前年度までに選択完了している緊急継続者や一貫制博士課程 3 年次の者は除外している。</p> <p>(2) 所得に連動した返還月額の算出 返還 2 年目以降となっている返還者について、所得に連動した返還月額の算出を行った。具体的には、マイナンバーを利用した情報連携により返還者の地方税情報を取得し、その課税総所得金額により返還月額を算出した。返還者が地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に定める同一生計配偶者又は扶養親族となっている場合には、返還者を扶養している者のマイナンバーを収集したうえで地方税情報を取得し、返還者の情報と合わせて返還月額を算出した。マイナンバーの収集に当たっては、業者委託を活用した。</p> <p>〈所得連動返還方式における所得に連動した返還月額の算出者数〉</p> <table border="1" data-bbox="533 483 1319 552"> <thead> <tr> <th data-bbox="533 483 929 517">令和3年度</th> <th data-bbox="929 483 1319 517">(参考) 令和2年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="533 517 929 552">21,792人</td> <td data-bbox="929 517 1319 552">10,784人</td> </tr> </tbody> </table> <p>○所得連動返還方式に係る周知 制度の一層の周知及び制度の適切な実施を目的として、回数、媒体等を工夫し以下のとおり実施した。</p> <p>(1) 制度周知のための各種媒体の作成・配付 新たに奨学金を申し込む者や奨学生として採用された者の目に触れる書類、動画等、各種の広報媒体において、所得連動返還方式の情報を掲載した。</p> <p>(2) 奨学金事務担当者への周知徹底 奨学金事務担当者向け研修会の資料内容に所得連動返還方式に関する情報を盛り込む等、選択者数の増加に向けた制度の適切な実施に向けて、関係者への情報の提供に努めた。</p>	令和3年度	(参考) 令和2年度	21,792人	10,784人	<p>校関係者等へきめ細やかな周知及び情報提供を行ったことは評価できる。</p>	
令和3年度	(参考) 令和2年度						
21,792人	10,784人						

<p>4. その他参考情報 特になし</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-1	奨学金事業 (2) 給付奨学金		
業務に関連する政策・施策	政策目標5 奨学金制度による意欲・能力のある個人への支援の推進	当該事業実施に係る根拠(個別法条文など)	独立行政法人日本学生支援機構法第13条第1項第1号
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和4年度行政事業レビュー番号 0166

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット(アウトカム)情報								②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
(1) 貸与奨学金の総回収率(年度計画値)	中期目標期間中に91.4%以上とする。	—	88.90%以上	89.53%以上	90.15%以上	—	—	予算額(千円)	2,028,125,771	2,267,907,479	2,146,150,161	—	—
(実績値)	—	88.3%	88.90%	89.86%	90.44%	—	—	決算額(千円)	1,968,338,894	2,045,115,291	2,038,873,290	—	—
(達成度) ※年度計画値を100%とする。	—	—	100.0%	100.4%	100.3%	—	—	経常費用(千円)	81,146,968	241,432,632	273,254,974	—	—
(2) 貸与奨学金の当年度分(当該年度に返還期日が到来するもの)の回収率(年度計画値)	中期目標期間中に97.3%以上とする。	—	97.04%以上	97.11%以上	97.17%以上	—	—	経常利益(千円)	2,926,805	△1,511,669	269,178,823	—	—
(実績値)	—	97.0%	97.15%	97.75%	97.81%	—	—	行政コスト(千円)	83,453,846	241,432,656	327,617,362	—	—
(達成度) ※年度計画値を100%とする。	—	—	100.1%	100.7%	100.7%	—	—	従事人員数	266	282	284	—	—
(3) 貸与奨学金の要返還債権数に占める3か月以上延滞債権数の割合(年度計画値)	平成30年度実績に対して中期目標期間中に10%以上改善する。	—	改善率: 2.0%以上 (割合: 3.49%以下)	改善率: 4.0%以上 (割合: 3.42%以下)	改善率: 6.0%以上 (割合: 3.35%以下)	—	—	—	—	—	—	—	—
(実績値)	—	3.56%	改善率: 5.62%	改善率: 19.10%	改善率: 23.31%	—	—	—	—	—	—	—	—

			(割合 : 3.36%)	(割合 : 2.88%)	(割合 : 2.73%)									
(達成度) ※年度計画値を 100%とする。	—	—	103.9%	118.8%	122.7%	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(4) 貸与奨学金 の要返還債権額 に占める3か月 以上延滞債権額 の割合	中期目標期間中に 3.26%以下とす る。	—	3.37%以 下	3.34%以 下	3.32%以 下	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(実績値)	—	3.40%	3.25%	2.75%	2.67%	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(達成度) ※年度計画値を 100%とする。	—	—	103.7%	121.5%	124.3%	—	—	—	—	—	—	—	—	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価																											
中期目標、中期計画、年度計画																											
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価																								
	主な業務実績等	自己評価	評定	A																							
	①奨学金の的確な支給【A】 ②適格認定の実施【B】	〈評定〉 A 〈評定根拠〉 各項目を通じて、所期の目標を達成したうえ、さらに新型コロナウイルス感染症により家計の急変などの影響を受けた者への支援を拡充するなど、計画に定められた以上の業務実績であることからA評定とする。	<評定に至った理由> 中期目標管理法人の活動により、以下の点について中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。 ・新型コロナウイルス感染症に係る影響を踏まえて、弾力的な対応を行い、また支援を拡充したことは評価できる。																								
<8> 給付奨学金の的確な実施状況	○令和2年度から開始した新たな給付奨学金 (1) 令和3年度給付奨学生の募集・選考（在学採用） 令和2年度から開始した新たな給付奨学金について、国等の確認を受けた大学等に在籍する学生を対象に春と秋に募集を行い、下表のとおり採用決定した。審査に際してはマイナンバーを活用して適切に行った。 <令和2年度から開始した新たな給付奨学生の新規採用状況> (単位：人) <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">令和3年度</th> </tr> <tr> <th colspan="2">うち家計急変</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>合計</td> <td>128,049</td> <td>1,574</td> </tr> <tr> <td>大学</td> <td>79,664</td> <td>1,282</td> </tr> <tr> <td>短期大学</td> <td>8,062</td> <td>58</td> </tr> <tr> <td>高等専門学校</td> <td>1,691</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td>専修学校（専門課程）</td> <td>38,070</td> <td>203</td> </tr> <tr> <td>通信教育課程</td> <td>562</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table> (2) 令和3年度給付奨学生の募集・選考（家計急変採用） 令和2年度から開始した新たな給付奨学金について、国等の確認を受けた大学等に在籍す	区分	令和3年度		うち家計急変		合計	128,049	1,574	大学	79,664	1,282	短期大学	8,062	58	高等専門学校	1,691	26	専修学校（専門課程）	38,070	203	通信教育課程	562	5	〈評定〉 A 〈評定根拠〉 ・令和2年度から開始した新たな給付奨学金について、リーフレット、ホームページ及び大学等の奨学金事務担当者を対象とした研修資料を音声付スライド動画で作成し、奨学金事務担当者ホームページに掲載するなど情報提供を行った上で、大学等と連携を図りつつ募集・選考を行い、該当者を適切に採用したことは評価できる。 ・生計維持者の死亡、病気、失職等により家計が急変した学生を対象とした給付奨学金について、新型コロナウイルス感染症の影響による事由も支	<今後の課題・指摘事項> - <その他事項> (委員の皆様へ：ご意見があればこちらにご記載ください。)	
区分	令和3年度																										
	うち家計急変																										
合計	128,049	1,574																									
大学	79,664	1,282																									
短期大学	8,062	58																									
高等専門学校	1,691	26																									
専修学校（専門課程）	38,070	203																									
通信教育課程	562	5																									

る学生等のうち、生計維持者の死亡や事故、病気、失職又は震災等による被災といった予期できない事由で家計が急変した学生等を対象に、年間を通じて随時、給付奨学生の募集（家計急変採用）を行い、下表のとおり採用決定した。新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した場合についても申込みの対象とし、ホームページや学校等を通じて周知を行った。

〈給付奨学生（家計急変採用）の新規採用状況〉（単位：人）

区分	令和3年度
採用者数	1,574

(3) 令和4年度給付奨学生採用候補者の募集・選考（予約採用）

高等学校等に「給付奨学金案内」等の資料を送付し、貸与奨学金と併せて、令和4年度に進学を予定している高校3年生等を対象に令和2年度から開始した新たな給付奨学金の募集を行い、下表のとおり採用候補者を決定した。審査に際してはマイナンバーを活用して適切に行った。

〈給付奨学生採用候補者の決定状況〉（単位：人）

区分	令和4年度 進学予定者	(参考) 令和3年度 進学予定者
採用候補者数	101,911	97,486

(4) 新型コロナウイルス感染症への対応【再掲】

- ・奨学金申込・推薦手続き、書類の提出期限に係る弾力的な対応

予約採用について、就職から進学へ進路変更する生徒等を対象として、春の申込期間（4月～7月）とは別に、予備回として秋に申込期間（10月）を設定した。また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえ、予備回の申込期間を延期した。

○平成29年度より実施している給付奨学生の採用状況

令和元年度までに採用した平成29年度より実施している給付奨学生について、上級学科や4年制大学等に編入学するために継続した者を、以下のとおり認定した。

〈平成29年度より実施している給付奨学生の編入継続状況〉（単位：人）

区分	令和3年度	
		うち社会的養護を要する人
合計	14	0
大学	5	0
短期大学	1	0
高等専門学校	2	0
専修学校（専門課程）	5	0
通信教育課程	1	0

援の対象とし、ホームページや学校等を通じて周知を行い、募集・選考を行い、該当者を適切に採用したことは評価できる。

- ・令和4年度給付奨学生採用候補者の募集・選考について、リーフレット、ホームページ及び学校宛通知等を通じて高等学校等の生徒等及び奨学金事務担当者への情報提供を行った上で、高校等と連携を図りつつ募集・選考を行い、給付奨学生及び採用候補者の決定を確実に実施したことは評価できる。
- ・経済的に極めて困難な状況にある学生等への支援として平成29年度より実施している給付奨学金制度を適切に実施したことは評価できる。

	<p>○在籍報告 令和 3 年度在籍報告について、奨学生用説明資料を大学等に配付し提出指導を依頼した。また、大学等による在籍確認結果報告に係る処理要領を定め、適切な在籍報告の実施について依頼した。</p> <p>○高等学校等及び大学等の奨学金事務担当者に対する情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルスの影響を踏まえ対面での研修会は開催せず、大学等の奨学金事務担当者を対象とした研修資料を音声付スライド動画で作成し、奨学金事務担当者ホームページに掲載するなど情報提供を行った。 ・新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ各都道府県等が実施する高等学校等の教職員を対象とした説明会等への職員の派遣は行わず、研修資料等の提供により周知を図った。 ・令和 4 年度に在学する学生等を対象とした給付奨学金制度の周知用リーフレットを作成し、ホームページに掲載するとともに、大学等を通じて学生等への周知を依頼した。 ・令和 5 年度に進学を予定している高校生等を対象とし、給付奨学金制度の周知用リーフレットを作成し、ホームページに掲載するとともに、高等学校等を通じて全ての令和 5 年 3 月卒業予定者に配布し、制度の理解及び周知に努めた。 ・給付奨学金制度の周知に関する取組みとして、給付奨学金を利用していない貸与奨学生に対して、スカラネット・パーソナルから貸与奨学金の「奨学金継続願」提出時に、給付奨学金に関する案内を確認できるようにした。 ・給付奨学金制度の更なる周知に向けた取組みの一環として、奨学生を対象として制度の認知経路等を問うアンケートを実施した。 		
<p><9> 給付奨学金における適格認定の実施状況</p>	<p>○給付奨学金における適格認定の実施状況</p> <p>(1) 令和 2 年度から開始した新たな給付奨学金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適格認定（家計）について、奨学生及び生計維持者のマイナンバーを利用して支援区分の見直しを実施し、令和 3 年 10 月から 1 年間の支援区分及び給付月額を決定した（令和 3 年 9 月）。 ・令和 3 年度適格認定（学業）の処理要領を定め、適格認定の適切な実施について、学校に通知した（令和 3 年 11 月）。また、学校を通じて奨学生用説明資料を奨学生に配付し、適格認定及び「奨学金継続願」提出手続きに対する理解を促した。 ・「給付奨学金継続願」を提出する際、学修状況の振り返り等の設問に回答させることによって、給付奨学生としての自覚をもって学業に精励する必要があることを再認識するよう促した。 ・学校が適切に適格認定を実施できるよう、令和 3 年度適格認定（学業）における学校報告の開始時期に合わせて、処理方法に係る資料を奨学金事務担当者ホームページに掲載した（令和 4 年 2 月）。 ・令和 3 年度末において、学校報告を踏まえ適格認定（学業）を実施した。 ・2 年制以下の課程及び高等専門学校給付奨学生については、年度末に加えて 9 月にも適格認定（学業）を実施した。 <p><給付奨学生に係る適格認定処置状況></p>	<p><評定> B</p> <p><評定根拠></p> <ul style="list-style-type: none"> ・真に支援を必要とする者に給付を行うという目的を達成するため、適格認定を厳格に実施したことは評価できる。また、適格認定を厳格かつ迅速に行うため、適格認定に係る基準について十分な周知を図るとともに、適格認定の実施により、奨学生に給付を受けて修学している者としての自覚を一層促したことは評価できる。 ・奨学生に対して自らの学修状況を振り返る機会を設け、学業の精励を促したことは評価できる。 	<p><今後の課題・指摘事項></p> <p>—</p> <p><その他事項></p> <p><i>（委員の皆様へ：ご意見があればこちらにご記載ください。）</i></p>

(学業)

(単位：件)

区分	令和3年度実績 (326,068件中)	(参考) 令和2年度実績 (256,036件中)
給付奨学金廃止（学業成績不振者等）【返還が必要】	621 (0.2%)	587 (0.2%)
給付奨学金廃止（学業成績不振者等）【返還不要】	17,815 (5.5%)	4,843 (1.9%)
給付奨学金停止 (継続希望無等)	2,720 (0.8%)	3,141 (1.2%)
警告（学修評価が劣る者）	36,215 (11.1%)	34,766 (13.6%)
合計	57,371 (17.6%)	43,337 (16.9%)

(家計)

(単位：件)

区分	令和3年度実績 (329,097件中)	(参考) 令和2年度実績 (271,890件中)
給付奨学金停止 (家計基準が支援対象外等)	24,666 (7.5%)	20,912 (7.7%)

(2) 平成29年度より実施している給付奨学金

- ・令和2年度適格認定の処理要領を定め、適格認定の適切な実施について、学校に通知した（令和3年11月）。また、学校を通じて奨学生用説明資料を奨学生に配付し、適格認定及び「奨学金継続願」提出手続きに対する理解を促した。
- ・令和元年度以前の採用者について、給付奨学金の申込時に提出された生計維持者のマイナンバーを利用し、経済状況基準による適格認定を実施した。
- ・「給付奨学金継続願」を提出する際、学修状況の振り返り等の設問に回答させることによって、給付奨学生としての自覚をもって学業に精励する必要があることを再認識するよう促した。
- ・学校が適切に適格認定を実施できるよう、令和3年度適格認定におけるインターネットを通じた学校報告の開始時期に合わせて、処理方法に係る資料を奨学金事務担当者ホームページに掲載した（令和4年2月）。

<平成29年度より実施している給付奨学生に係る適格認定処置状況>

(単位：件)

区分	令和3年度実績 (3,112件中)	(参考) 令和2年度実績 (6,151件中)
給付奨学金廃止（学業成績不振者等） 【返還が必要】	68 (2.2%)	141 (2.3%)

	給付奨学金廃止（学業成績不振者等） 【返還不要】	315 (10.1%)	455 (7.4%)		
	給付奨学金停止（学業成績不振者等）	127 (4.1%)	704 (11.4%)		
	警告（学修評価が劣る者）	54 (1.7%)	220 (3.6%)		
	合計	564 (18.1%)	1,520 (24.7%)		

4. その他参考情報

特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-1	奨学金事業 (3) 奨学金事業に共通する事項の実施		
業務に関連する政策・施策	政策目標5 奨学金制度による意欲・能力のある個人への支援の推進	当該事業実施に係る根拠(個別法条文など)	独立行政法人日本学生支援機構法第13条第1項第1号
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和4年度行政事業レビュー番号 0166

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット(アウトカム)情報								②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
(1) 貸与奨学金の総回収率(年度計画値)	中期目標期間中に91.4%以上とする。	—	88.90%以上	89.53%以上	90.15%以上	—	—	予算額(千円)	2,028,125,771	2,267,907,479	2,146,150,161	—	—
(実績値)	—	88.3%	88.90%	89.86%	90.44%	—	—	決算額(千円)	1,968,338,894	2,045,115,291	2,038,873,290	—	—
(達成度) ※年度計画値を100%とする。	—	—	100.0%	100.4%	100.3%	—	—	経常費用(千円)	81,146,968	241,432,632	273,254,974	—	—
(2) 貸与奨学金の当年度分(当該年度に返還期日が到来するもの)の回収率(年度計画値)	中期目標期間中に97.3%以上とする。	—	97.04%以上	97.11%以上	97.17%以上	—	—	経常利益(千円)	2,926,805	△1,511,669	269,178,823	—	—
(実績値)	—	97.0%	97.15%	97.75%	97.81%	—	—	行政コスト(千円)	83,453,846	241,432,656	327,617,362	—	—
(達成度) ※年度計画値を100%とする。	—	—	100.1%	100.7%	100.7%	—	—	従事人員数	266	282	284	—	—
(3) 貸与奨学金の要返還債権数に占める3か月以上延滞債権数の割合(年度計画値)	平成30年度実績に対して中期目標期間中に10%以上改善する。	—	改善率: 2.0%以上 (割合: 3.49%以下)	改善率: 4.0%以上 (割合: 3.42%以下)	改善率: 6.0%以上 (割合: 3.35%以下)	—	—	—	—	—	—	—	—
(実績値)	—	3.56%	改善率: —	改善率: —	改善率: —	—	—	—	—	—	—	—	—

			5.62% (割合： 3.36%)	19.10% (割合： 2.88%)	23.31% (割合： 2.73%)									
(達成度) ※年度計画値を 100%とする。	—	—	103.9%	118.8%	122.7%	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(4) 貸与奨学金 の要返還債権額 に占める3か月 以上延滞債権額 の割合	中期目標期間中に 3.26%以下とす る。	—	3.37%以 下	3.34%以 下	3.32%以 下	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(実績値)	—	3.40%	3.25%	2.75%	2.67%	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(達成度) ※年度計画値を 100%とする。	—	—	103.7%	121.5%	124.3%	—	—	—	—	—	—	—	—	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価																
中期目標、中期計画、年度計画																
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価													
	主な業務実績等	自己評価	評定	B												
	① 奨学金制度の周知及び広報の充実【A】 ② 学校との連携強化【B】 ③ 効果検証方策等の検討【B】	〈評定〉 B 〈評定根拠〉 奨学金制度の周知及び広報の充実については利用者の利便性を図る等所期の目標を上回る成果が得られ、各項目を通じて、所期の目標を達成したものと評価しB評定とする。	<評定に至った理由> 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。													
<10> 奨学金制度の周知及び広報の実施状況	○ホームページの運営 運営に当たっては、ホームページ利用者によるサイト内の検索状況を随時確認し、特定の事項について照会が集中した場合は、当該事項をトップページのバナーや奨学金カテゴリートップページのトピックス案内に掲載し、利用者の利便性を図った。 また、奨学金に関する疑問・質問をチャットボット等で解決できる奨学金相談サイト（Q&A サイト）を開設した。 <ホームページの運営状況> (単位：件) <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和3年度</th> <th>(参考) 令和2年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ホームページアクセス件数</td> <td>91,242,055</td> <td>94,739,048</td> </tr> <tr> <td>チャットボット利用件数</td> <td>95,820</td> <td>44,790</td> </tr> <tr> <td>奨学金相談サイト利用件数</td> <td>334,042</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> ○奨学金事業に関する情報提供 インターネット等の活用により奨学金事業に関する情報提供を行った。 (1) 令和2年度以降の制度に関するホームページ等を活用した周知 「高等教育の修学支援新制度」における令和2年度から開始した新たな給付奨学金の制度についてホームページに引き続き掲載し、周知を図った。 (2) 高等学校等の奨学金事務担当者を対象とした各都道府県主催の説明会等においてオンライン会議システムを利用して説明又は資料配付を行った（4府県）。 (3) 高等学校等の教職員向けの月刊誌「月刊高校教育」へ奨学金制度や手続等に関する記事を	区分	令和3年度	(参考) 令和2年度	ホームページアクセス件数	91,242,055	94,739,048	チャットボット利用件数	95,820	44,790	奨学金相談サイト利用件数	334,042	—	〈評定〉 A 〈評定根拠〉 ・奨学金貸与中の者や返還中の者に対して、返還中の手続について解説した動画の公開等、返還中の手続や返還困難時のセーフティネットに関する情報提供を実施したことは評価できる。また、災害発生時に、緊急採用・応急採用についてホームページを通じ関係機関に周知を図ったほか、被災により返還が困難な場合の減額返還・返還期限猶予等について、引き続きホームページ内の特設ページで周知したことは、適切かつ迅速な情報提供という観点から評価できる。 ・新型コロナウイルス感染症の影響により、スカラシップ・アドバイザーの派遣が困難となった中、オンライ	<今後の課題・指摘事項> — <その他事項> (委員の皆様へ：ご意見があればこちらにご記載ください。)	
区分	令和3年度	(参考) 令和2年度														
ホームページアクセス件数	91,242,055	94,739,048														
チャットボット利用件数	95,820	44,790														
奨学金相談サイト利用件数	334,042	—														

連載した（12回）。

○学生・生徒、保護者等の奨学金の利用を希望する者に対する情報提供

スカラシップ・アドバイザー派遣事業やインターネットの活用等により奨学金事業に関する情報提供を行った。

(1) スカラシップ・アドバイザー派遣事業の実施

令和2年度から開始した新たな給付奨学金制度の周知に加え、進学のための資金計画を含めた奨学金の利用について、生徒や保護者等の理解を促進し、もって高校生等が、進学後の経済的な状況についての不安を払拭するとともに、安心して奨学金を利用するため、必要な知識を提供し理解を深めることを目的に、金融的な観点から専門的な知見を有するスカラシップ・アドバイザーを全国の高等学校等に派遣している。

①更新プログラムの実施

e-learningによる更新プログラム（研修）を実施し、修了者に認定期間を更新した認定証を交付した（令和3年度更新プログラム修了者1,436人）。

②スカラシップ・アドバイザーの派遣

令和2年度に引き続き、全国派遣を行った。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、オンライン版ガイダンスを実施した。

〈スカラシップ・アドバイザーの派遣状況〉（単位：件）

区分	令和3年度	(参考) 令和2年度
派遣件数	293	271
オンライン版ガイダンス実施件数	379	724

③派遣拡大に向けた取組

- ・高等学校、大学等での実施に加え、引き続き社会福祉協議会・児童養護施設等においてもオンライン版ガイダンスを実施した。
- ・オンライン版ガイダンスについて、奨学金事務担当者宛「事務連絡メールマガジン」、機構ホームページ及びiFAX等を活用し周知を図った。
また、令和3年10月から大学等に在学する学生に対してもオンライン版ガイダンスを案内・実施した。
オンライン版ガイダンスを視聴した生徒や保護者等からの質問（進学資金、マネープラン等）をスカラシップ・アドバイザーが直接電話で対応する相談窓口を開設した。
- ・オンライン版ガイダンスの実施期間中も、新型コロナウイルス感染症の影響が少ない地域では派遣でのガイダンスを継続して実施した。

(2) 高等学校等教員向け冊子の作成及び配付

高等学校等の教員が、生徒やその保護者に対して、大学等への進学のためのマネープランについて適切にアドバイスできるよう、修学支援新制度に関する記載を追記した令和3年

ン版ガイダンスを引き続き実施し、継続して情報提供・周知を行ったことは評価できる。

- ・奨学金に関する疑問・質問をチャットボット等で解決できる奨学金相談サイト（Q&Aサイト）を開設し、基本的な制度概要、手続き等については、直接コールセンターに電話で相談せず、サイト内で完結できるよう相談者への利便性を図ったこと及び奨学金制度の周知を図ったことは評価できる。

度版の「進学マネー・ハンドブック」を作成し、ホームページに掲載した。

(3) 奨学金貸与・返還シミュレーションの利用促進

学生・生徒が進学して奨学金を希望する場合の奨学金の貸与額及び返還に関するシミュレーション機能である「奨学金貸与・返還シミュレーション」を機構ホームページ上で引き続き運用した。

<奨学金貸与・返還シミュレーション利用状況>

区分	令和3年度	(参考)令和2年度	前年度比
アクセス件数	7,510,364件	7,679,470件	97.8%

(4) コールセンターによる照会への対応

- ・コールセンターにおいて、奨学金の申込希望者、保護者及び返還者からの制度概要等の照会に対応することで、奨学金制度の周知を図った。
- ・給付奨学金制度に関する照会に対して、申込方法及び採用基準等を案内することで制度の周知を図った。
- ・繰上返還や住所変更等はスカラネット・パーソナルからの申請を案内することで、返還者の利便性を図った。
- ・奨学金に関する疑問・質問をチャットボット等で解決できる奨学金相談サイト（Q&A サイト）を開設し、基本的な制度概要等については、直接コールセンターに電話で相談せず、サイト内で完結できるよう利便性を図った。

<コールセンターにおける応答件数>

区分	令和3年度	(参考)令和2年度	前年度比
貸与関連	176,269件	177,333件	99.4%
給付関連	62,607件	66,679件	93.9%
返還関連	483,130件	512,517件	94.3%
計	722,006件	756,529件	95.4%

○奨学金貸与中及び返還中の者に対する情報提供等

インターネットの活用等により奨学金事業に関する情報提供を行った。

(1) スカラネット・パーソナルによる情報提供等

利便性向上を目的として、スカラネット・パーソナルを活用できる手続がないか検討した。

<スカラネット・パーソナル利用状況>

区分	令和3年度	(参考)令和2年度	前年度比
登録数	4,868,025件	4,373,964件	111.3%
アクセス件数	189,322,651件	193,585,531件	97.8%

(2) 返還中の手続や返還困難時のセーフティネットに関する情報提供

- ・ 返還を始めるに当たって、返還の重要性や手続と流れ、返還開始後の手続、救済制度、延滞した場合の措置などについて解説した動画を引き続きホームページに掲載した。
- ・ 新たに返還を開始する者に対して、減額返還制度及び返還期限猶予制度の内容や両制度の違いをわかりやすく説明をしたリーフレットを口座振替加入通知に同封するとともにホームページにも掲載した。

(3) 災害救助法適用に係る情報提供

災害救助法が適用された以下の災害に際し、奨学金の緊急採用・応急採用について、ホームページやプレスリリース等による周知とともに、大学等（約 4,000 校）に推薦依頼の通知を行った。

<災害救助法適用に係る情報>

災害	情報提供を行った日	情報提供先関係機関
島根県松江市における大規模火災	4月6日	自治体：1件（FAX） マスコミ：島根県政記者室投げ込み 19件（郵送）
令和3年7月1日からの大雨による災害	7月5日	自治体：5件（FAX） マスコミ：静岡県政記者クラブ投げ込み 2件（郵送）
台風9号から変わった温帯低気圧に伴う大雨による災害	8月11日	自治体：3件（FAX） マスコミ：青森県政記者室投げ込み 1件（郵送）
令和3年8月11日からの大雨による災害	8月16日	自治体：21件（FAX） マスコミ：島根県政記者クラブ投げ込み共 5件（郵送）
令和3年長野県茅野市において発生した土石流	9月7日	自治体：1件（FAX） マスコミ：長野県政記者クラブ投げ込み 1件（郵送）
令和4年福島県沖を震源とする地震	3月17日	自治体：88件（FAX） マスコミ：宮城県政記者クラブ投げ込み共 2件（郵送）

<p><11> 学校との連携状況</p>	<p>○奨学生等に対する指導における学校との連携</p> <p>(1) 高等学校等（大学等予約採用）における指導の充実のための取組 大学等進学前に奨学金を申し込む高校生等に対し、奨学金制度や諸手続に対する理解の増進や返還意識の涵養を図るため、以下の取組を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高等学校等の奨学金事務担当者を対象とした各都道府県主催の説明会等においてオンライン会議システムを利用して説明又は資料配付を行った（4府県）。【再掲】 ・高等学校等の教職員向けの月刊誌「月刊高校教育」へ奨学金制度や手続等に関する記事を連載した（12回）。【再掲】 ・全国の高等学校等における進学説明会等へ機構が認定するスカラシップ・アドバイザーを派遣し、奨学金に関する説明や進学のための資金計画の説明を実施した。 <p style="text-align: center;"><スカラシップ・アドバイザー派遣件数></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="background-color: #d9ead3;">令和3年度</td> <td style="background-color: #d9ead3;">(参考) 令和2年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">293件</td> <td style="text-align: center;">271件</td> </tr> </table> <p>・令和3年度も、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、オンライン版ガイダンスを実施した。また、令和3年10月から大学等に在学する学生に対してもオンライン版ガイダンスを案内・実施した。</p> <p style="text-align: center;"><オンライン版ガイダンス実施件数></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="background-color: #d9ead3;">令和3年度</td> <td style="background-color: #d9ead3;">(参考) 令和2年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">379件</td> <td style="text-align: center;">724件</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・オンライン版ガイダンスの実施期間中も、新型コロナウイルス感染症の影響が少ない地域ではアドバイザーの派遣を継続して実施した。 ・高等学校等の教員が、生徒やその保護者に対して、大学等への進学のためのマネープランについて適切にアドバイスできるよう「進学マネー・ハンドブック」を作成し、ホームページに掲載した。 <p>(2) 大学等が実施する奨学生に対する説明会の充実のための取組 採用時等において、奨学金制度や諸手続に対する理解の促進や返還意識の涵養を図るため、奨学生に対して説明会を開催するよう大学等に協力を求めるとともに、大学等における説明会の充実を図るため、以下の取組を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・採用時説明会用の資料を改訂し、奨学金事務担当者ホームページに掲載した。 ・返還説明会用のマニュアルを改訂し、奨学金事務担当者ホームページに掲載した。 <p>○奨学金業務に関する研修会の開催</p> <p>(1) 大学等の奨学金事務担当者を対象とした奨学金業務に関する研修会の実施 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、対面での研修会は開催せず、研修内容を音声付スライド動画として奨学金事務担当者ホームページに掲載し、奨学生に対する指導を大学等へ依頼した。</p>	令和3年度	(参考) 令和2年度	293件	271件	令和3年度	(参考) 令和2年度	379件	724件	<p>(評定) B</p> <p>(評定根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学等が奨学生を対象に実施する採用時説明会及び返還説明会のマニュアルの整備等により、奨学生に対する指導の充実を図ったことは評価できる。 ・研修会については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、対面での開催を中止せざるを得なくなったが、その代替措置として音声付スライド動画をホームページに掲載することで、奨学金事務担当者へ情報提供及び奨学生に対する指導の充実を図ったことは評価できる。 ・学校等の貸与及び返還に関する情報（貸与者数、返還者数、延滞率等）を更新し、学校等が確実かつ効果的に奨学生に対する指導を行うための取組の成果を社会に明らかにし、各学校におけるこれらの取組を支援したことは評価できる。 	<p><今後の課題・指摘事項></p> <p>—</p> <p><その他事項> (委員の皆様へ：ご意見があればこちらにご記載ください。)</p>
令和3年度	(参考) 令和2年度										
293件	271件										
令和3年度	(参考) 令和2年度										
379件	724件										

	<p>(2) 奨学業務連絡協議会の実施状況 令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、対面での開催が困難であったため、奨学金事務担当者ホームページに奨学金業務に関する音声付スライド動画を掲載し、質問を別途受け付ける等、必要な情報を提供した。</p> <p>○返還金回収方策の広報・周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・奨学金事務担当者ホームページに大学等の奨学金事務担当者を対象とした奨学金業務に関する研修会等の資料、音声付スライド動画及び卒業後の手続方法等を掲載するとともに、事務連絡メールマガジンを活用することにより、奨学金返還の重要性について奨学金事務担当者への周知を図った。 ・各学校宛に、「奨学金の返還延滞の防止について（依頼）」を送付し、奨学生に対し返還の意義・重要性等を理解させ、返還に関する手続方法を周知・徹底させるよう依頼したほか、奨学金の返還に関して適宜通知することにより、返還について一層の協力を要請した（令和3年9月）。 <p>○学校等の貸与及び返還に関する情報の公開に係る取組</p> <p>学校等が確実かつ効果的に奨学生に対する指導を行うための取組を支援することを目的として、各学校の貸与及び返還に関する情報（貸与者数、返還者数、延滞率等）及び奨学事務における学校での取組の好事例を機構ホームページで公開している。令和3年度は、令和3年7月に内容を更新した。</p>		
<p><12> 効果検証方策等の検討状況</p>	<p>○効果検証方策等の検討状況</p> <p>奨学金の効果検証については、給付奨学金の在籍報告時に「採用時アンケート（令和3年7月～9月）」及び「終了時アンケート（令和3年10月～11月）」を、給付奨学金及び貸与奨学金の継続願提出時に全奨学生を対象として「継続時アンケート（令和3年12月～令和4年2月）」を実施し、文部科学省及び国立教育政策研究所にて集計・分析を行うため、回答結果を共有した。</p> <p>返還が完了した元奨学生とのつながりを維持・構築し、寄附金獲得の拡大等を図るための方策については、奨学金返還開始時に配付する「返還のてびき」、特に優れた業績による返還免除認定通知及び返還完了時に発送する「返還完了通知」へ「寄附金募集のご案内」の掲載を行うなど、寄附金の獲得につなげる取組を令和2年度に引き続き実施するとともに、次年度においても引き続き検討を行うこととした。</p>	<p>〈評定〉 B</p> <p>〈評定根拠〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・奨学生対象のアンケートを実施し、文部科学省及び国立教育政策研究所に回答結果を共有したことは評価できる。 ・返還が完了した元奨学生とのつながりを維持・構築し、寄附金獲得の拡大等を図るための取組を実施するとともに、引き続き検討を行っていることは評価できる。 	<p><今後の課題・指摘事項></p> <p>—</p> <p><その他事項></p> <p>（委員の皆様へ：ご意見があればこちらにご記載ください。）</p>

4. その他参考情報

特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-2	留学生支援事業		
業務に関連する政策・施策	政策目標 1 3 豊かな国際社会の構築に資する国際交流・協力の推進 施策目標 1 3-1 国際交流の推進	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人日本学生支援機構法第 13 条第 1 項第 2 号、第 3 号、第 4 号、第 5 号、第 7 号
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和 4 年度行政事業レビュー番号 0168 0434

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度		元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
(1) 日本留学試験の渡日前入学許可実施校数（年度計画値）	182 校以上	—	182 校以上	182 校以上	182 校以上	—	—	予算額（千円）	16,607,835	16,338,383	15,317,708	—	—
（実績値）	—	181 校	185 校	186 校	192 校	—	—	決算額（千円）	16,436,758	8,684,140	9,016,701	—	—
（達成度） ※計画値を 100%とする。	—	—	101.6%	102.2%	105.5%	—	—	経常費用（千円）	16,348,653	8,761,001	8,684,991	—	—
(2) 日本語教育センターの卒業予定者による教育内容等に対する満足度（年度計画値）	肯定的評価の割合が 80%以上	—	80%以上	80%以上	80%以上	—	—	経常利益（千円）	7,039	173,532	8,988,763	—	—
東京日本語教育センター（実績値）	—	94.3%	94.7%	91.4%	97.7%	—	—	行政コスト（千円）	17,750,870	9,604,274	9,258,910	—	—
（達成度） ※計画値を 100%とする。	—	—	118.4%	114.3%	122.1%	—	—	従事人員数	116	112	112	—	—
大阪日本語教育センター（実績値）	—	100.0%	97.1%	91.3%	97.5%	—	—	—	—	—	—	—	—
（達成度）	—	—	121.3%	114.1%	121.9%	—	—	—	—	—	—	—	—

※計画値を 100%とする。														
(3) イベント実施及び他機関が実施するイベントへの協力回数(計画値)	126 回以上 (第 4 期中期目標期間合計)	—	26 回以上	26 回以上	26 回以上	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(実績値)	—	125 回 (第 3 期中期目標期間合計)	32 回	13 回	27 回	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(達成度) ※計画値を 100%とする。	—	—	123.1%	50%	103.8%	—	—	—	—	—	—	—	—	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	主な業務実績等	自己評価	評価	
			A	B
	(1) 外国人留学生に対する支援【A】 (2) 日本人留学生に対する支援【A】	<p>〈評定〉 A</p> <p>〈評定根拠〉 各項目を通じて、コロナ禍という制約がある条件下にもかかわらず、所期の目標を達成したことからA評定とする。</p>	<p>〈評定に至った理由〉 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められる一方、コロナへの対応は昨年度より求められている状況であることと、目標の達成状況を比較し、B 評定とした。</p> <p>〈今後の課題・指摘事項〉 (1) 外国人留学生に対する支援 (2) 日本人留学生に対する支援 各項目の〈今後の課題・指摘事項〉を参照。</p> <p>〈その他事項〉 (委員の皆様へ：ご意見があればこちらにご記載ください。)</p>	

4. その他参考情報

特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-2	留学生支援事業 (1) 外国人留学生に対する支援		
業務に関連する政策・施策	政策目標 1 3 豊かな国際社会の構築に資する国際交流・協力の推進 施策目標 1 3-1 国際交流の推進	当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)	独立行政法人日本学生支援機構法第 13 条第 1 項第 2 号、第 3 号、第 4 号、第 5 号、第 7 号
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和 4 年度行政事業レビュー番号 0168 0434

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット (アウトカム) 情報								②主要なインプット情報 (財務情報及び人員に関する情報)					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度		元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
(1) 日本留学試験の渡日前入学許可実施校数 (年度計画値)	182 校以上	—	182 校以上	182 校以上	182 校以上	—	—	予算額 (千円)	16,607,835	16,338,383	15,317,708	—	—
(実績値)	—	181 校	185 校	186 校	192 校	—	—	決算額 (千円)	16,436,758	8,684,140	9,016,701	—	—
(達成度) ※計画値を 100%とする。	—	—	101.6%	102.2%	105.5%	—	—	経常費用 (千円)	16,348,653	8,761,001	8,684,991	—	—
(2) 日本語教育センターの卒業予定者による教育内容等に対する満足度 (年度計画値)	肯定的評価の割合が 80%以上	—	80%以上	80%以上	80%以上	—	—	経常利益 (千円)	7,039	173,532	8,988,763	—	—
東京日本語教育センター (実績値)	—	94.3%	94.7%	91.4%	97.7%	—	—	行政コスト (千円)	17,750,870	9,604,274	9,258,910	—	—
(達成度) ※計画値を 100%とする。	—	—	118.4%	114.3%	122.1%	—	—	従事人員数	116	112	112	—	—
大阪日本語教育センター (実績値)	—	100.0%	97.1%	91.3%	97.5%	—	—	—	—	—	—	—	—
(達成度) ※計画値を 100%と	—	—	121.3%	114.1%	121.9%	—	—	—	—	—	—	—	—

する。														
(3) イベント実施 及び他機関が実施 するイベントへの 協力回数 (計画値)	126 回以上 (第 4 期中期目標 期間合計)	—	26 回以上	26 回以 上	26 回以 上	—	—		—	—	—	—	—	—
(実績値)	—	125 回 (第 3 期中期目 標期間合計)	32 回	13 回	27 回	—	—		—	—	—	—	—	—
(達成度) ※計画値を 100%と する。	—	—	123.1%	50%	103.8%	—	—		—	—	—	—	—	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価										
中期目標、中期計画、年度計画										
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価							
	主な業務実績等	自己評価	評価	B						
	①日本留学に関する情報提供等の充実【A】 ②日本留学試験の適切な実施【B】 ③日本語教育センターにおける教育の実施【A】 ④学資金の支給等【A】 ⑤宿舍の支援及び交流促進【B】 ⑥卒業・修了後の支援【B】	〈評価〉 A 〈評価根拠〉 各項目を通じて、コロナ禍という制約がある条件にもかかわらず、所期の目標を達成したことからA評価とする。	〈評価に至った理由〉 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められる一方、一方、コロナへの対応は昨年度より求められている状況であることと、目標の達成状況を比較し、B評価とした。							
<13> 日本留学に関する情報提供等の実施状況	○インターネットによる情報発信 (1)「日本留学情報サイト」による情報発信 ①情報発信の状況 コンテンツの精査と充実を図るため、文部科学省及び外務省との検討会議を実施し、日本への留学に関する情報やFAQの内容を見直し、更新するとともに、新型コロナウイルス感染症に関する情報提供、政府機関等に関するイベントの情報を提供する等、情報発信の更なる充実を図った。令和3年度は、留学生が希望の学校を選択できるよう大学検索機能を構築した。また、学校選択の参考となるよう各都道府県の生活に関する基本情報を紹介するページを令和4年4月公表に向けて準備を進めた。 <日本留学情報サイトのアクセス件数> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>令和3年度</th> <th>(参考) 令和2年度</th> <th>前年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4,356,450件</td> <td>2,767,957件</td> <td>157.4%</td> </tr> </tbody> </table> ②独立行政法人日本貿易振興機構(JETRO)との連携 ・日本企業への情報提供として、令和元年度に「日本留学情報サイト」に主要56大学に在籍する外国人留学生の在籍状況(国別・専攻分野別の人数等)及び各大学の就職支援に関する取組等を掲載したが、さらに充実した情報を提供するため、これらの情報を更新するとともに、大学の所在地や留学生の国籍、専攻分野等を条件に情報を検索できる機能を追加した。	令和3年度	(参考) 令和2年度	前年度比	4,356,450件	2,767,957件	157.4%	〈評価〉 A 〈評価根拠〉 ・「日本留学情報サイト」において、関係機関との連携の下、新型コロナウイルス感染症に関する情報提供や大学検索機能を構築し、情報発信の充実を図ったことは評価できる。また、アクセス件数についても、令和2年度の件数と比較して157.4%増となっていることは評価できる。 ・日本留学イベント等に関する広告に合わせて既存のFacebookを運用し、日本留学をはじめとする幅広い情報発信を引き続き行ったことにより、	<今後の課題・指摘事項> コロナ禍において、オンライン等を活用した活動を行い、アクセス数等を伸ばしたことは評価できる。一方で、コロナ禍であり、オンラインでない情報が取りにくい状況が要因として考えられ得ることから、今後コロナの影響が現れなくなった状況下においても、同様の成果を得るなど、日本留学希望者を惹きつける取り組みを進める必要がある。	
令和3年度	(参考) 令和2年度	前年度比								
4,356,450件	2,767,957件	157.4%								

・「日本留学情報サイト」に独立行政法人日本貿易振興会（JETRO）が実施するイベント情報を掲載し、広報の協力を行った。

(2) SNS による情報発信

日本留学イベント等に関する広告に合わせて Facebook を運用し、適宜日本留学をはじめとする幅広い情報提供を行い、日本留学に関する情報発信を行うことで、情報提供の窓口を広げた。

〈留学生事業のFacebookファン数〉

令和3年度	(参考) 令和2年度	前年度比
19,901件	14,714件	135.3%

(注) Facebook のファン数は、年度末時点の件数を表す。

また、新型コロナウイルス感染症収束後を見据えた留学希望者の増加のためには、SNS を通してより広く情報を発信する必要があることから、情報提供の窓口を拡大し、日本留学を希望する外国人留学生に特化した情報発信をすることを目的に、令和4年3月22日から Instagram を運用するとともに、令和4年度からの公開を目指して JASSO Study in Japan Facebook の運用準備を行った。

○海外事務所における情報発信

マレーシア、タイ、インドネシア、韓国及びベトナムに設置している海外事務所において、コロナ禍で対面での情報提供の機会が大幅に減少する中、日本留学への機運の維持に寄与するため、各事務所独自の説明会をオンライン及び対面にて実施した。また、ホームページ及び Facebook 等により日本留学に関する情報発信を行うとともに、電話や E-mail 等による留学相談を行った。さらに、各国において行われているオンラインイベント等に参加し、情報提供及び留学相談を行った。

〈海外事務所ホームページアクセス件数等〉

区分	令和3年度	(参考) 令和2年度	前年度比
ホームページ アクセス件数	1,324,016 件	356,307 件	371.6%
Facebookファン数 (注1)	93,453 件	83,641 件	111.7%
事務所相談件数 (注2)	7,673 件	7,732 件	99.2%
現地説明会 情報提供件数 (注3)	13,638 件	26,164 件	52.1%

(注1) Facebook のファン数については、年度末時点の件数を表す。

(注2) 各事務所における電話や E-mail 等での個別相談件数を表す。

(注3) 各事務所が主催又は外部機関が主催する説明会での参加者等を表す。

Facebook ファン数が令和2年度の件数と比較して135.3%増となり、情報提供の窓口を広げたことは評価できる。

- ・新型コロナウイルス感染症収束後を見据えた留学希望者の増加のためには、SNS を通してより広く情報を発信する必要があることから、日本留学を希望する外国人留学生に特化した情報発信を目的に、令和4年3月下旬から Instagram を運用するとともに、令和4年度からの公開を目指して新たに日本留学に特化した Facebook アカウントの運用準備を行い、情報提供の窓口を拡大していることは評価できる。
- ・海外事務所において、コロナ禍で対面での情報提供の機会が大幅に減少する中、関係機関と協力の上、各国において実施されるオンラインイベントへの参加に加え、独自にオンラインでの説明会を実施し、情報提供に努めたことによりホームページアクセス件数を大幅に増加させたことで、日本留学への機運の維持に寄与したことは評価できる。
- ・日本留学オンラインフェア等を実施し、日本の大学等に海外における情報提供の機会を提供するとともに、日本留学オンラインフェアの事前事後に

○出版物等による情報提供

「STUDY IN JAPAN-基本ガイド-」（日本留学案内）等の日本留学の情報提供・広報を目的とした出版物を作成し、日本留学情報サイトに掲載するとともに、関係機関等への提供、各種説明会やセミナー等でこれらの出版物について紹介する等、日本留学情報の普及に努めた。

〈出版物の作成状況等〉

出版物名	内容		作成部数 (合計)
STUDY IN JAPAN-基本ガイド-	日本留学案内	8言語	11,000部
日本留学奨学金パンフレット	日本留学のための奨学金案内	2言語	300部

○日本留学フェア等の実施及び関係機関が実施する説明会等への参加状況

海外における対面の日本留学フェア及び国内における外国人学生のための進学説明会については、新型コロナウイルス感染症の影響により全て中止とし、全世界を対象とした日本留学オンラインフェアを実施した。

日本留学オンラインフェアの実施に際しては、従前の日本留学フェア実施国・地域（インドネシア・韓国・タイ・ベトナム・マレーシア・中国・香港・台湾・日本）を重点配信地域とし、Google ディスプレイネットワーク（YouTube や Gmail 等の Google が提携する様々なサイトやアプリにバナー等の広告を配信）、SNS（Facebook への広告掲載）、検索サイトへの広告掲載といったデジタル広告を初めて実施し、日本留学オンラインフェアの周知広報及び参加促進を図った。併せて、外務省、国際交流基金及び各国関係機関等の協力により、全世界に向けて広報を行い、これまで日本留学の情報提供が充分とは言えない国・地域を含めて幅広い国・地域からの参加を促した結果、「日本留学オンラインフェア（英語）」では、164 の国・地域、「日本留学オンラインフェア（日本語）」では、55 の国・地域から参加があった。また、日本留学オンラインフェアの効果を高めるため、事前イベントとして日本留学概要・奨学金に関するセミナーや、フォローアップイベントとして参加機関から講師を募り、日本留学の魅力の発信、留学手続きの解説、各種模擬授業等を主題としたセミナーを「日本留学オンラインセミナー」と題し、オンラインで実施した。

さらに、中国からは日本留学オンラインフェアで使用している Zoom や YouTube への接続が困難であることから、中国独自の配信サービス等を介して、全て中国語で配信する「日本留学オンラインミニフェア（中国）」を実施し、中国国内の日本留学希望者やこれから日本留学を検討する層に対し、最新かつ正確な情報を提供した。

令和4年度の開催においては、参加者数が多かった英語でのフェアに集約するとともに、効果の高かったデジタル広告に加え、海外の若者の利用率の高い TikTok にも広告を出す等、引き続きデジタル広告を活用した広報を実施する予定である。

(1) 機構が主催するイベントの実施状況

名称	日程	参加 機関数	参加者数 (注1)	満足度 (注2)

オンラインセミナーを実施する等、新たな取組を行い全世界の日本留学希望者等に対し正確な情報を提供したことは評価できる。

・日本留学海外拠点連携推進事業に採択された日本本部（日本留学海外拠点連携推進本部）が、採択大学と緊密に連携し、日本留学に関する各種情報を積極的に収集・提供し、ネットワーク拡大を図った他、地域別ウェビナーを6回開催し、国内の高等教育機関に情報提供を行い、オンライン勉強会を4回開催し、採択大学の実務担当者のブラッシュアップを図ったことは評価できる。

日本留学オンラインセミナー（日本留学概要）	8月6日・7日・8日・13日	—	601人	—
日本留学オンラインセミナー（奨学金）	8月7日・14日・18日・22日	—	640人	—
日本留学オンラインフェア（英語）	8月21日・29日、9月4日	99	31,796人	92.0%
日本留学オンラインフェア（日本語）	9月12日・18日・26日	100	3,171人	82.4%
日本留学オンラインセミナー（参加機関教員等によるもの）	10月6日・23日、11月10日・27日	—	475人	—
日本留学オンラインミニフェア（中国）	3月19日・20日	18	3,387人	92.8%

（注1）セミナー又はライブセッションページに訪問したユーザー数の合計。

（注2）日本留学オンラインフェアの参加者アンケートでは、「説明が分かりやすく日本留学へのモチベーションが上がった」、「進路決定に役立った」等の他、参加機関への感謝の声もあった。

（2）関係機関が主催するイベント等への参加

日本留学プロモーションの一環として、国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）が主催するイベントに計10回、その他関係機関が主催するイベントに計4回オンラインにて参加し、日本留学に関する情報提供を行った。

○大学等で留学生交流に携わる関係者を対象とする情報提供

留学生受入れ体制の整備・充実及び優秀な留学生の獲得を推進することを目的として、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校、準備教育施設及び関係団体で留学生交流業務に携わる教職員に留学生交流実務担当教職員養成プログラムをオンラインで実施した。

<留学生交流実務担当教職員養成プログラムの実施状況>

日程	テーマ	参加者数
9月10日	外国人留学生の関わるハラスメント問題	講演：527人 グループディスカッション：77人

参加者アンケートを実施し、89.7%から満足したとの回答を得られ、「他校の意見や対策が聞けたのは、今後の業務において大変参考になった」、「日本人間のハラスメント（パワハラ・セクハラ）と同じ目線の延長と思っていたところ、留学先の国における言語的・主張的弱者、文化の相違によるハラスメントという視点は開眼させられた」等の意見があった。

○日本留学海外拠点連携推進事業（※）日本本部の活動状況

・事業採択大学及び国内高等教育機関とのネットワーク拡大を図るべく、各海外拠点の取組や現地

事情の紹介を行う「地域別ウェビナー」を計6回開催した。参加者の満足度は平均74.2%であった。また、同ウェビナーには、現役外国人留学生、現地の元日本留学生協会、駐日外国公館及び在外日本公館等、様々な関係機関が登壇し、国内高等教育機関の関係者と多種にわたる意見交換を行うことで、連携関係を構築した。

なお、令和2年度開催のウェビナーにおける参加者からの要望に基づき、令和3年度は地域別に開催した。

- ・国内高等教育機関に対し、本事業の取組をより効果的に情報発信するため、機構内に設置していた本事業紹介ウェブサイトについて、新たにサブドメインを取得し、独立したサイトを構築した。
- ・「留学生動向調査」の一環として、「留学生獲得戦略実態調査」を実施し、諸外国（米国、英国、中国、韓国、マレーシア）における留学生受入れ政策及びオンライン・ハイブリッド型留学といった、コロナ禍で成果を上げている留学手段等の情報収集を行うとともに、ソーシャルメディア上における話題量の分析（ソーシャルリスニング）等の手法を用いて、留学認知度の把握や分析に努めた。
- ・事業採択大学間の連携強化のために「国内連絡会議（オンライン）」を開催するとともに、実務担当者間の情報共有・情報収集を通じた実務担当者のブラッシュアップを目的とした「オンライン勉強会」を計4回開催した。
- ・事業採択大学が実施する日本留学オンラインフェアやセミナー及び各種会議に参加し、日本留学に関する説明や事業紹介等の活動を実施した。また、各採択大学と連携し、現地拠点事務所からの要望を踏まえ、日本留学に関する情報を共有するとともに、日本留学フェア開催時や各拠点事務所での活動の際に、現地で幅広く活用できるよう、日本留学紹介用データ資料等、各種電子媒体を提供した。

※文部科学省が戦略的な留学生受入れを行う大学を選考・採択し、「世界の成長を取り込むための外国人留学生の受入れ戦略」（平成25年12月18日）において設定された重点地域に留学コーディネーターを配置し、日本留学のプラットフォームの構築、現地の情報収集の強化、日本留学の魅力の伝達等を行ってきた留学コーディネーター配置事業を拡充・発展し、平成30年度から行っている。

採択大学（海外拠点地域）は、東京大学（南西アジア地域）、岡山大学（ASEAN地域）、筑波大学（南米地域）、北海道大学（サブサハラ地域）、北海道大学・筑波大学・新潟大学（ロシア連邦・CIS地域）、九州大学（中東・北アフリカ地域）の6大学である。

〈地域別ウェビナー開催実績〉

日程	地域	採択大学	参加者	満足度
8月23日	中東・北アフリカ	九州大学	53人	83.3%
10月28日	サブサハラ	北海道大学	48人	90.5%
11月5日	ASEAN	岡山大学	98人	77.8%
12月2日	南米	筑波大学	47人	66.7%
12月7日	ロシア連邦・CIS	北海道大学・筑波大学・新潟大学	53人	65.2%
12月16日	南西アジア	東京大学	53人	61.9%

※「満足度」は、参加者アンケートへの回答における「とても満足」、「満足」の合計

	<p><オンライン勉強会開催実績></p> <table border="1" data-bbox="479 161 1388 339"> <thead> <tr> <th>日程</th> <th>議題</th> <th>参加者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8月18日</td> <td>アカデミックセミナー：拠点間の連携可能性について</td> <td>34人</td> </tr> <tr> <td>10月13日</td> <td>上半期の活動状況報告会</td> <td>29人</td> </tr> <tr> <td>1月12日</td> <td>留学生獲得戦略実態調査について概要説明</td> <td>33人</td> </tr> <tr> <td>3月9日</td> <td>外国人留学生就職支援の在り方について</td> <td>36人</td> </tr> </tbody> </table>	日程	議題	参加者	8月18日	アカデミックセミナー：拠点間の連携可能性について	34人	10月13日	上半期の活動状況報告会	29人	1月12日	留学生獲得戦略実態調査について概要説明	33人	3月9日	外国人留学生就職支援の在り方について	36人		
日程	議題	参加者																
8月18日	アカデミックセミナー：拠点間の連携可能性について	34人																
10月13日	上半期の活動状況報告会	29人																
1月12日	留学生獲得戦略実態調査について概要説明	33人																
3月9日	外国人留学生就職支援の在り方について	36人																
<p><14> 日本留学試験の実施状況</p>	<p>○令和3年度第1回試験（令和3年6月20日）の実施</p> <p>(1)適正な試験問題作成及び点検の実施 得点の等化・標準化については、試験終了後、得点等化・標準化処理を行い、受験者への結果通知及び大学等からの成績照会に対応した。また、海外における時差等を考慮し、複数の試験問題の作成及び点検を行った上で試験を実施した。</p> <p>(2)受験上の配慮の実施 聴覚障害、発達障害及び肢体不自由の出願者に対しては、補聴器やヘッドフォンの使用、別室受験、座席位置配慮等、必要とされる受験上の配慮を行い、試験を実施した（対象者：国内3人、国外5人）。</p> <p>(3)新型コロナウイルス感染症への対応</p> <p>①日本留学試験実施における新型コロナウイルス感染症対策の更新 文部科学省の「大学等における新型コロナウイルス感染症への対応ガイドライン」に基づいて令和2年度に策定した「日本留学試験実施における新型コロナウイルス感染症対策」及び「新型コロナウイルス感染症対策に係る日本留学試験実施計画書」を更新した。</p> <p>②新型コロナウイルス感染症対策による試験実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受験者入室時の検温、消毒の徹底等、新型コロナウイルス感染症対策を講じて実施した。 ・国内については、文部科学省の通達に従い、咳の症状等のある受験者についても、健康状態の確認を行った上で、別室受験とした。 ・国外については、各国・地域の新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン等に基づき、状況に応じた会場数及び試験室数を設定し試験を実施した。 <p>(4)国外8か国・地域9都市における試験の中止 ニューデリー（インド）、シンガポール、コロンボ（スリランカ）、バンコク（タイ）、台北（台湾）、マニラ（フィリピン）、ハノイ及びホーチミン（ベトナム）、クアラルンプール（マレーシア）では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、試験を中止した。マニラ（フィリピン）以外は、既に出願受付を行っていたため、応募者に受験料を全額返金又は第2回試験に振替とした。試験利用校には、この8か国・地域9都市中止の旨を通知した。</p> <p>○令和3年度第2回試験（令和3年11月14日）の実施</p> <p>(1)適正な試験問題作成及び点検の実施</p>	<p><評定> B</p> <p><評定根拠></p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の影響で、第1回試験は8か国・地域9都市、第2回試験はマニラ（フィリピン）の実施を中止したが、新型コロナウイルス感染症対策を講じ、円滑に実施したことは評価できる。また、国内において、新型コロナウイルス感染症への対応として、第2回試験において追試験を実施したことは評価できる。 ・令和元年度の大阪会場における事故の反省を踏まえ、検証委員会の「再発防止策の提言」を踏まえた業務の見直し等、改善を行った上で、円滑に試験を実施したことは評価できる。 ・第1回試験の8か国9都市における中止に伴い応募者に受験料を全額返金し、第1回、第2回試験ともに新型コロナウイルス感染症対策を講じて実施したため、試験会場が平時より増加するなど経費が増えたが、受験料の改 	<p><今後の課題・指摘事項></p> <p><その他事項> (委員の皆様へ：ご意見があればこちらにご記載ください。)</p>															

	<p>得点の等化・標準化については、試験終了後、得点等化・標準化処理を行い、受験者への結果通知及び大学等からの成績照会に対応した。また、海外における時差等を考慮し、複数の試験問題の作成及び点検を行った上で試験を実施した。【再掲】</p> <p>(2) 受験上の配慮の実施 聴覚障害、視覚障害及び発達障害の出願者に対しては、補聴器や拡大鏡の使用、別室受験、座席位置配慮、拡大問題冊子・解答用紙の提供等、必要とされる受験上の配慮を行い、試験を実施した（対象者：国内3人、国外6人）。</p> <p>(3) 新型コロナウイルス感染症への対応 ① 日本留学試験実施における新型コロナウイルス感染症対策の更新 文部科学省の「大学等における新型コロナウイルス感染症への対応ガイドライン」に基づいて令和2年度に策定した「日本留学試験実施における新型コロナウイルス感染症対策」及び「新型コロナウイルス感染症対策に係る日本留学試験実施計画書」を更新した。【再掲】</p> <p>② 新型コロナウイルス感染症対策による試験実施 ・ 受験者入室時の検温、消毒の徹底等、新型コロナウイルス感染症対策を講じて実施した。 ・ 国内については、文部科学省の通達に従い、濃厚接触者及び咳の症状等のある受験者についても、健康状態の確認を行った上で、別室受験とした。 国外については、各国・地域の新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン等に基づき、状況に応じた会場数及び試験室数を設定し試験を実施した。</p> <p>③ 追試験の実施 新型コロナウイルス感染症に感染した疑いがあり、令和3年11月14日の本試験を受験できなかった者及び新型コロナウイルス感染症拡大の影響で日本への入国制限等により本試験を受験できなかった者を対象に、令和3年11月30日に東京において追試験を実施した。17人の応募があり15人が受験した。 追試験受験者の成績は、本試験と同じ令和3年12月24日に通知した。</p> <p>(4) フィリピンにおける試験の中止 マニラ（フィリピン）では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、第1回に引き続き試験を中止し、ホームページにおいて公表した。</p> <p>○ 試験実施体制等の改善・強化 令和元年度第2回試験における大阪会場での事故により、同事故に関する検証委員会の「再発防止策の提言」を受け、業務の見直しを次のとおり行った。</p> <p>(1) 実施体制の整備 令和2年度に引き続き、不測の事態が生じた場合の「試験当日の緊急連絡網」に関して、担当理事が中心となり、実施総本部長（理事長）とも協議の上、速やかに対応できる体制を構築し、試験を実施した。</p> <p>(2) 業務実施に関する新規取組み</p>	<p>定を行い、令和2年度と比較し収支差が改善された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本留学試験のコンピュータ試験化について、「日本留学試験コンピュータ試験化検討部会」を設置し、現行の紙による試験との連続性やテストデザイン等の検討を開始し、自宅でも受験できるIBT試行試験を実施して実施運営上の課題や問題点を明らかにしたことは評価できる。 ・ 日本留学試験の利用促進のために日本留学オンラインフェア等で日本留学試験の情報提供に努めたこと及び試験利用者の利便性を向上させたことは評価できる。 	
--	---	---	--

- ・応募者に配付する「受験上の注意」のイラスト版（国内用）を新規に作成し、試験当日の円滑な実施及び不正行為低減の一助とした。
- ・試験監督や点検者対象の試験実施事前説明会において、盗撮用眼鏡とペンの実物を回覧し、カンニング事例を紹介することで、不正行為取り締まりへの認識を高めた。

(3) 機構としての日本留学試験に対する取組の強化

令和 2 年度に続き、適確な執行管理及びガバナンスの構築のため、定期的に担当管理職から担当理事への進捗状況の報告を徹底するとともに、適宜、一部の担当職員に面談を行い、より詳細な作業の進捗についても確認した。また、担当理事及び管理職の間で2週間に1度打合せを行うことにより、執行管理の更なる徹底をするとともに、人員増による体制の強化を図った。

○収支の把握

(1) 受験料の改定

国内、インドネシア及びベトナムの令和 3 年度受験料を改定した。

<日本留学試験受験料の改定状況>

年度	改定内容
令和 3 年度	国内（一科目のみ 7,700 円→ 10,000 円、 二科目以上 14,300 円→ 18,000 円）
	国外
	インドネシア 50,000 ルピア → 75,000 ルピア
	ベトナム 130,000 ドン → 185,000 ドン

(2) 収支の状況

国外については、8 か国・地域 9 都市における第 1 回試験の中止に伴い（マニラは出願期間前に中止決定）、一部の国・地域を除き、応募者に対し受験料を全額返金したため、収入が減少した上、試験会場のキャンセル料及び受験料返金に係る経費の支出が発生した。また、第 1 回及び第 2 回ともに試験実施における新型コロナウイルス感染症対策により、試験室数の増加に伴う試験実施スタッフの増員、試験スタッフへの PCR 検査・抗原検査の実施、試験実施後の会場消毒等に係る経費の支出が発生した。

また、国内についても、第 1 回及び第 2 回ともに新型コロナウイルス感染症対策で、試験会場が平時より増加したことに加え、第 2 回試験では追試験も実施したことにより、実施経費の支出がさらに増え、令和 2 年度に引き続き支出超過となった。ただし、国内受験料改定に伴う収入増等により、令和 2 年度と比較して収支差は改善された。

<日本留学試験に係る事業収支の状況>

(単位：千円)

区分	令和 3 年度	(参考) 令和 2 年度
収入	593,263	361,060
支出	666,350	604,381

	<p>○日本留学試験のコンピュータ試験に向けた準備</p> <p>(1) 日本留学試験コンピュータ試験化検討部会の発足 大学入学共通テストのコンピュータ試験化を検討した有識者及び英語試験の専門家等 7 人で構成される「日本留学試験コンピュータ試験化検討部会」を発足し、計 6 回会議を開催、現行の紙による試験との連続性やテストデザイン等の検討を開始し、中間取りまとめを行った。 また、機構内に理事長代理を主査とする「日本留学試験コンピュータ試験化 PT」を発足し、検討部会の審議事項を報告したほか、意見交換等を行った。</p> <p>(2) IBT (Internet Based Testing) 試行試験の実施 令和 4 年 1 月 11 日～20 日に、日本留学試験 IBT 試行試験を日本、香港、マレーシア及びインドで実施し (受験者 130 人)、自宅でも受験できる IBT 試験の実施運営上の課題や問題点を確認した。</p> <p>(3) コンピュータ試験に係る情報収集 独立行政法人大学入試センターとコンピュータ試験や作題体制について情報交換し、A I 記述採点の研究者からはレクチャーを受けた。</p> <p>○試験の利用促進の取組</p> <p>(1) 情報提供の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本語教育機関等への広報や留学希望者等への日本留学試験の利用促進のための取組として、国外においては、引き続き海外事務所及び実施協力機関による広報を実施した。また、機構のホームページや Facebook で日本留学試験の最新情報を適時に発信した。 機構が主催した日本留学オンラインフェアにおいて、日本留学試験の概要を説明した (令和 3 年 8 月 21 日、8 月 29 日、9 月 4 日、9 月 12 日、9 月 18 日、9 月 26 日)。 岡山大学が ASEAN10 か国からの日本留学希望者及び進学指導者等を対象に実施したオンライン日本留学フェアにおいて、ミャンマーの実施協力機関であるミャンマー元日本留学生協会が日本留学試験の質問等に対応した (令和 4 年 1 月 17 日～2 月 18 日)。 <p>(2) 利便性向上の取組 試験利用者 (応募者、受験者、利用校等) の利便性を向上させ、試験利用の拡大を図ること等を目的に開発した「日本留学試験オンライン申請・受験者総合管理システム」について、令和 3 年度 6 月試験から、国内においては郵便出願を廃止し、全てオンラインで出願から成績確認を行えるようにした。また、国外においては、インド、韓国及びベトナムでオンラインでの出願を可能とし、成績に関しては、全ての国・地域でオンラインでの確認を可能とした。</p>		
<p><15> 日本留学試験の渡日前入学許可実施校数 S : 校数が A 評定と同等以上で、かつ質的に顕著な成果が得られている A : 219 校以上 B : 182 校以上</p>	<p>○試験結果の利用促進のための取組 以下の取組により、大学等に対し、日本留学試験の利用及び日本留学試験を利用した渡日前入学許可 (※) の実施を促した。 令和 3 年度末時点で、日本留学試験利用校は 899 校 (令和 2 年度 876 校から 30 校が新規利用開始、7 校が利用中止)、うち日本留学試験を利用した渡日前入学許可実施校は 192 校 (令和 2 年度 186 校から 8 校が新規実施、2 校が中止) であった。</p>	<p><評定> B <評定根拠> 令和 2 年度に引き続き新型コロナウイルス感染症の影響で、参加を予定していたイベントや会議が多数中止と</p>	<p><今後の課題・指摘事項> - <その他事項> (委員の皆様へ：ご意見があればこちらにご記載ください。)</p>

<p>218 校未満 C : 146 校以上 182 校未満 D : 146 校未満</p>	<p>※渡日前入学許可とは、外国人留学生の入学選考において、日本留学試験の成績を利用し、国外から直接出願を受け付け、入学選考のために出願者を渡日させることなく合否を判定し、入学を許可するもの。</p> <p>(1)「日本留学試験（EJU）利用のご案内」の改訂・配布 試験利用の促進に資するため、日本留学試験の「EJU オンライン成績照会」システムの説明を加筆し、留学生受入れ促進プログラム予約制度（日本留学試験関連）の変更も反映した改訂を行い、大学等関係機関に送付することで周知を図った。</p> <p>(2)大学院における利用の促進 大学等に対する令和4年度の試験実施通知の際に、大学院入試への活用に関する案内文書を大学院の入試担当部局に直接送付して検討を促すことにより、試験の利用促進を図った。</p> <p>(3)専門学校における利用の促進 令和4年度の試験実施通知の際に、全国専修学校各種学校総連合会に加盟している外国人留学生の受入れが可能な専門学校に対し、実施通知を送付し、試験の利用促進を図った。</p> <p>〈渡日前入学許可実施校数〉</p> <table border="1" data-bbox="515 678 1064 750"> <tr> <td>令和3年度</td> <td>(参考)令和2年度</td> </tr> <tr> <td>192校</td> <td>186校</td> </tr> </table> <p>○試験実施国・都市の在り方の検討 試験実施国・都市の在り方については、令和3年度に「日本留学試験の今後の在り方に関する検討ワーキング・グループ」から改組した「日本留学試験コンピュータ試験化検討部会」で検討した。前身の「日本留学試験の今後の在り方に関する検討ワーキング・グループ」では、ネパール、ウズベキスタン及びトルコが新規拡充の候補対象国となっていたが、日本留学試験のコンピュータ試験化を契機に、同3か国を含む多くの国・都市を対象に実施国・都市の在り方を引き続き検討することとした。</p>	令和3年度	(参考)令和2年度	192校	186校	<p>なったが、資料を送付し、周知に努めたことにより、日本留学試験利用校は899校、渡日前入学許可実施校は192校となり、いずれも増加させたことは、評価できる。試験実施国・都市の在り方については、コンピュータ試験化の検討の一環として引き続き検討することとした。</p>	
令和3年度	(参考)令和2年度						
192校	186校						
<p><16> 日本語教育センターの卒業者の進路や日本語レベルの状況</p>	<p>○新型コロナウイルス感染症への対応 通常の対面授業に加え、新型コロナウイルス感染症の影響により渡日ができなかった学生及び渡日が遅れた学生に対し、前年度同様、遠隔授業を実施し、また、オンラインでテストを実施した。国内において新型コロナウイルス感染症が拡大した際には、校内での感染拡大を防ぐため、対面授業を遠隔授業やハイブリッド授業に切り替えて実施するなど、状況に応じて必要な教育を行った。また、渡日の遅れによる授業時間不足を補うため、一部の学生に夏期休業日を活用して補講を実施した。</p> <p>○カリキュラムの改善等 令和3年3月に改訂した「日本語教育センター日本語到達目標」を令和3年5月にホームページで公開し、改訂に係る経緯報告を日本語教育センターの紀要へ掲載する準備を進めた。</p> <p>○教材の開発等</p>	<p>〈評定〉 B</p> <p>〈評定根拠〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症の影響で渡日ができなかった学生及び渡日が遅れた学生に対して遠隔授業による対応を行い、遠隔授業に必要な教材作り等を授業と並行しながら進めたことは評価できる。 国内において新型コロナウイルス感染症が拡大した際には、校内での感染 	<p><今後の課題・指摘事項> -</p> <p><その他事項> (委員の皆様へ：ご意見があればこちらにご記載ください。)</p>				

	<p>令和3年度は以下の教材開発等に取り組んだ。</p> <p>(1) 日本語教材の開発・改訂</p> <p>① 『留学生のための分野別 学びの扉』 学内試用版を印刷し、上級クラスで試用を行い、令和4年度の出版に向け内容を精査、改訂し原稿作成が完了した。</p> <p>② 『進学する人のための日本語初級』 内容が古くなった部分を更新し、学内試用版の印刷製本を行った。</p> <p>(2) 基礎科目（※）教材の開発・改訂 学部進学希望者のための教材を以下のとおり作成した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・『進学する留学生のための政治』（学内版） また、以下については改訂を進めた。 ・『進学する人のための数学 用語・公式集』 ※基礎科目：数学、物理、化学、生物、地理歴史・公民、英語、情報 <p>○遠隔授業の実施 来日している学生を対象とした対面授業と新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により来日が遅れている学生を対象とした遠隔授業をそれぞれ実施した。一部のクラスでは対面授業及び遠隔授業によるハイブリッド授業を実施した。 来日している学生については、地域の感染状況及び東京・大阪両日本語教育センター内の感染等状況を踏まえ、感染拡大防止、予防等のため対面授業を遠隔授業に切替えて実施した（令和3年8月～10月、令和4年1月～3月）。 オンライン授業支援システムを導入し、授業時間、クラス人数、教員の配置等を見直し、授業運営を行った。</p> <p>○遠隔授業のための教材等 前年度作成したものに加え、遠隔授業受講者向けの内部試験を新たに作成した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初級まとめテスト ・中級学内一斉試験 ・教科書に準拠した試験問題 ・卒業試験問題 <p>○日本語レベルの伸長率 入学時と卒業時の日本語レベルの伸長率を以下により測定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本語教育センター作成の「日本語教育センター（JLEC）日本語スタンダード」に基づき、日本語レベルを6段階（Z（初心者）、A（初級前半）、B（初級後半）、C（中級前半）、D（中級後半）、E（上級））でランク付けし、1段階伸長する毎に1ポイント（5段階上がった場合は5ポイント）として伸長率を測定した。 ・入学時の日本語レベルは、入学時のプレースメントテスト又は入学時のクラスレベル、卒業時の日本語レベルは、卒業時の試験の結果で判断した。 	<p>拡大を防ぐため、遠隔授業やハイブリッド授業を行うなど、状況に応じて必要な教育を行ったことは評価できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・渡日が遅れることとなった学生に対しては、授業の遅れを取り戻すべく、補講を行うなど、状況に応じて必要な教育を行ったことは評価できる。 ・遠隔授業用の教材開発に加え、日本語及び基礎科目の教材開発を行ったことは評価できる。 ・新型コロナウイルス感染症が拡大した状況下においても学生の日本語レベルを3段階以上伸ばすことができたことは評価できる。 ・研究協議会は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、オンラインで開催し、新たな参加者を得る等の成果を得たことは評価できる。 ・例年行う教材の相互連携開発に加え、新型コロナウイルス感染症対応に係る情報の共有、学生募集活動のための複数のオンラインフェアへの共同参加、学生募集活動のための複数のオンラインフェアへの共同参加、研究協議会の共同開催、研修の共同実施を行ったことは評価できる。 ・令和3年度も、日本の大学等への進学を希望し日本語学校で学ぶ留学生の多くが新型コロナウイルス 	
--	---	--	--

- ・令和3年度の卒業者について伸長率の測定を行ったところ、令和3年度卒業者の全体平均は、3.09ポイントとなった。

〈日本語レベルの伸長率〉

区分	令和3年度	(参考) 令和2年度
東京日本語教育センター平均	3.32ポイント	3.26ポイント
大阪日本語教育センター平均	2.77ポイント	3.18ポイント
全体平均	3.09ポイント	3.23ポイント

東京日本語教育センターのポイントが微増となった理由としては、国費留学生（高等専門学校留学生）の来日が令和2年度と比較して3か月程度早期化し、母国での遠隔授業の受講期間が減少したことが要因と考えられる。大阪日本語教育センターのポイントが低下した理由としては、国費留学生（専修学校留学生）の日本語未修者を例年より多く受け入れたことが要因と考えられる。

○研究協議会の開催

日本語予備教育の質の向上を図るために、進学先の教育機関の留学生担当者と日本語教育機関の関係者が緊密に情報交換や意見交換を行うことを目的とする研究協議会を開催した。新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえ、令和3年度においてもオンラインで東京・大阪両日本語教育センターの共同開催とした。

[実施概要]

- ・実施方法：オンライン開催
- ・日程：令和4年2月27日
- ・テーマ：「オンライン授業～工夫と課題～」
- ・参加者数：951人（421機関）
- ・満足度：96.0%

終了後のアンケートでは、内容に関しては、「今直面している課題がテーマで、タイムリーだった」「オンラインに対しても前向きになれたし、新たな考え方を知ることができた」「理論だけでなく、現場に活かせるヒントをたくさんいただいた」「講師の経験・研究からの持論を率直に聴けて、著書を読むだけでは得られない学びになった」「コロナ禍で多くの日本語教育機関がオンラインでの学習支援を余儀なくされたが、この研修は、その2年間の振り返りをする機会になるものだった。また新たな年度に向けて、改善をするチャンスになると思う」などの感想があった。また、オンライン開催や構成に関しても、「コロナが終わってもオンライン開催していただければ、参加しやすい」「構成もよく、有意義だった」「これからもこの研究会の講演を楽しみにしている」などの感想を得た。

○外国人の現職日本語教員研修

- ・海外の高等教育機関及び予備教育機関との連携、指導、協力を促進するため、外国人現職日本語教員の研修を実施している。東京日本語教育センターではマレーシアの教員1人、モンゴルの教員3人、大阪日本語教育センターではベトナム、ミャンマー、スリランカの教員各1人、計7人

感染症の影響を受けた1年となったが、きめ細かな個別の進学指導を行った結果、東京・大阪両日本語教育センターでは、これまでと同様の高い進学率を保つことができたことは評価できる。

- ・新型コロナウイルス感染症の影響下において、国費留学生について、前年度以上の人数を受け入れたこと、また今後更なる受入れ増を図るため、広報・学生募集活動のため複数のオンラインフェアに東京・大阪両日本語教育センターで参加したことは評価できる。

	<p>に対し、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりオンラインでそれぞれ研修を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修内容は、日本語教授法、日本語評価法、日本語教育事情、教材開発に関する講座、直接法による日本語教育実習、日本語誤用例研究、異文化理解、国の日本語教育事情に関する発表や意見交換等であった。 ・教員の所属機関に対し、日本語教育センター作成・使用の教材を提供し、教員の所属機関における日本語教育を支援した。 <p>(1) 東京日本語教育センター 日程：令和4年2月4日～令和4年2月10日（5日間、計14時間）</p> <p>(2) 大阪日本語教育センター 日程：令和3年8月30日～令和3年9月3日（5日間、計15時間）</p> <p>○教育実習生の受入れ 大阪日本語教育センターにて、次の3校から教育実習生を受け入れた。</p> <p>(1) 神戸女学院大学 日程：令和3年8月2日、10月9日～17日（4日間、5人）</p> <p>(2) 天理大学 日程：令和3年10月20日～26日（5日間、2人）</p> <p>(3) 大阪大学 日程：令和3年11月16日～22日（5日間、2人）</p> <p>○日本語教員の海外派遣等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文部科学省からの要請により、中国赴日本国留学生予備教育へ日本語教師3人を派遣する予定（令和3年3月25日～令和3年7月9日）であったが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、中国への渡航が困難となり、同期間に代替として実施された東京外国語大学を拠点とするオンラインによる遠隔授業の実施に協力した。 ・文部科学省より海外の予備教育機関（マレーシア）へ派遣される基礎教科教員8人の新規派遣教員研修に協力した（令和3年12月）。 <p>○「日本語教育センター紀要」の発行（年刊） 日本語教育センターの教育活動の成果を普及・共有することを目的として、教員による授業報告、教材作成報告のほか研究論文をまとめた「日本語教育センター紀要 第17号」を刊行し、高等教育機関及び日本語教育機関等に配付した（令和3年9月）。</p> <p>○東京・大阪両日本語教育センターの連携による効果的・効率的な事業の実施 効果的・効率的な事業の実施を推進するため、以下の取組を行った。</p> <p>(1) 事務の連携 新型コロナウイルス感染症の拡大の下、海外からの新規入国の制限措置、ビザ取得のための特別な申請方法、新型コロナウイルス感染症により経済状況に影響を受けた学生に対する助成金の募集等について、東京・大阪両日本語教育センターで得た情報を照合・共有した。また、学校としての感染防止対応策等の東京・大阪両日本語教育センターで同じ対応をする事項について</p>		
--	--	--	--

ては取りまとめてルールを制定する等、事務の連携を行った。

(2) 学生募集活動

東京・大阪両日本語教育センターの共同で日本留学オンラインフェアに参加し、学生募集を連携して行った。

- ・機構主催日本留学オンラインフェア
- ・九州大学主催日本留学フェア（中東・北アフリカ地域対象）
- ・ラオス日本人材開発センター主催日本留学フェア
- ・カンボジア日本人材開発センター主催日本留学フェア

(3) 教材の開発

東京・大阪両日本語教育センターで連携し、日本語教育センター上級日本語教材『留学生のための分野別 学びの扉』の学内試用版を印刷し、上級クラスで試用し、令和4年度の出版のために内容を精査、改訂した。

(4) 研究協議会の開催

オンラインにより東京・大阪両日本語教育センター共同で開催した。

日程：令和4年2月27日

テーマ：オンライン授業～工夫と課題～

(5) 研修の実施

令和2年度より実施を行っている遠隔教育について、オンラインにおける日本語教育の更なる質の向上を目指すとともに、より効果的な授業を実施するための研修を、東京・大阪両日本語教育センターの教員がオンラインで受講した。

日程：令和4年3月22日

○国際交流活動への参加等

外国人留学生と日本人の双方が互いの国への理解を深めることにより、友好的な関係を築くとともに、将来、日本と自国との懸け橋になる人材を育成することを目的とし、以下のとおり交流活動を行った。

(1) 国際交流活動への参加状況

日本語教育センターの在校生が、地域の小学校・中学校が実施する国際理解教育授業に参加した。また、大学生と国際交流等の活動を実施した。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響から、対面での国際交流活動は減少したが、日本語教育センターの在校生が母国・地域の紹介資料をオンラインで説明し、それに対して交流相手校の児童、生徒及び学生も自分たちで作成した日本紹介資料を説明する、小学生の調べ学習の成果に対して留学生が手紙を返す等、コロナ禍でも可能な新しい試みでの交流を行った。

①東京

- ・実施校数：2校（1校オンライン、1校書面）
- ・実施回数：5回
- ・参加者数：延べ392人

②大阪

- ・実施校数：5校（4校対面、1校オンライン）
- ・実施回数：6回
- ・参加者数：延べ50人

(2) 地域交流活動等への参加状況

日本語教育センター在校生が地域との交流活動等に参加した。

- ・東京：新型コロナウイルス感染症拡大防止のため実施しなかった。
- ・大阪：6件（延べ45人）

○留学生の受入れに係る取組

- ・東京日本語教育センターにおいては、日本台湾交流協会が日本へ派遣する優秀な留学生を継続して受け入れており、当センターも選考の協力を行っている。令和3年度は10人の留学生を受け入れた。
- ・大阪日本語教育センターにおいては、公益信託井内留学生奨学基金の助成を受けたミャンマーからの留学生を継続して受け入れており、当センターも選考の協力を行っている。令和3年度は6人の留学生を受け入れた。
- ・中東・北アフリカ地域からの留学生を獲得するため、東京・大阪両日本語教育センターで、日本留学海外拠点連携推進事業採択大学である九州大学が主催する「令和3年度オンライン日本留学フェア」に参加し、日本留学全般の広報、留学相談及び東京・大阪両日本語教育センターの広報・学生募集を行った。
- ・東南アジア地域からの留学生を獲得するため、東京・大阪両日本語教育センターで、ラオス及びカンボジアの日本人材開発センターがそれぞれ主催するオンライン日本留学フェアに参加し、日本留学全般の広報、留学相談及び東京・大阪両日本語教育センターの広報・学生募集を行った。
- ・機構主催の日本留学オンラインフェアに東京・大阪両日本語教育センター共同で参加し、学生募集及び留学情報の提供を連携して行った。

○国費留学生・政府派遣等留学生・私費別留学生受入数

令和2年度と比較し、全体の受入数は62人増となった。

国費留学生については、東京日本語教育センターは32人増、大阪日本語教育センターは26人増となり、全体では58人増となった。

国費留学生のうちの東京の85人（高等専門学校留学生）及び大阪の58人（専修学校留学生、研究留学生及び教員研修留学生）は、当初は現地で遠隔授業を受講していたが、入国制限が解除された後に渡日し、対面授業を受講した。

東京日本語教育センターにおいては、大学で準備教育を行う研究留学生（大学推薦による研究留学生）について、大学からの依頼により4人受け入れるなど、積極的に受け入れを行った。

大阪日本語教育センターにおいても、大学で準備教育を行う研究留学生及び大学で学校教育に関する研究を行う教員研修留学生について、大学からの依頼により12人受け入れるなど、積極的に受け入れを行った。

政府派遣等留学生及び私費外国人留学生については、令和2年度以降に渡日できた学生及び国内出願の私費外国人留学生を除き、令和3年度を通じて現地で遠隔授業を受講した。

〈留学生受入状況〉 (単位：人)

区分	令和3年度			(参考) 令和2年度		
	東京	大阪	計	東京	大阪	計
受入数(計)	174	118	292	145	85	230
国費留学生	115	65	180	83	39	122
	—	—	(61.6%)	—	—	(53.0%)
政府派遣等留学生	20	15	35	26	13	39
	—	—	(12.0%)	—	—	(17.0%)
私費留学生	39	38	77	36	33	69
	—	—	(26.4%)	—	—	(30.0%)

〈課程別受入状況〉 (単位：人)

区分	令和3年度				(参考) 令和2年度			
	東京	大阪	計	割合	東京	大阪	計	割合
受入数(計)	174	118	292	—	145	85	230	—
大学院等進学希望者	34	25	59	20.2%	26	12	38	16.5%
大学等進学希望者	140	93	233	79.8%	119	73	192	83.5%
(内数) 準備教育の対象となる学生	11	3	14	4.8%	23	2	25	10.9%

(注)「割合」は、「受入数」に占める区分ごとの割合である。

〈非漢字圏からの学生数〉 (単位：人)

区分	令和3年度				(参考) 令和2年度			
	東京	大阪	計	割合	東京	大阪	計	割合
受入数(計)	174	118	292	—	145	85	230	—
非漢字圏からの学生	148	94	242	82.9%	115	62	177	77.0%

○卒業者の進学率の状況

令和3年度も、日本の大学等への進学を希望し日本語学校で学ぶ留学生の多くが新型コロナウイルス感染症の影響を受けた1年となったが、きめ細かな個別の進学指導を行った結果、東京・大阪両日本語教育センターでは、これまでと同様の高い進学率を保つことができた。

〈卒業者の進学率〉 (単位：人)

区分	令和3年度	(参考) 令和2年度
----	-------	------------

	東京	大阪	計	東京	大阪	計
進学希望者数(A)	150	83	233	149	72	221
進学者数(B)	149	81	230	145	71	216
進学率(B/A)	99.3%	97.6%	98.7%	97.3%	98.6%	97.7%

○卒業者の進学先について

- ・卒業者の進学先については、東京日本語教育センターでは、大学院30人、大学30人、高等専門学校85人、専修学校（専門課程）4人（計149人）
- ・大阪日本語教育センターでは、大学院4人、大学22人、専修学校（専門課程）55人（計81人）

＜卒業者の進学状況＞

（単位：人）

進学先	令和3年度		（参考）令和2年度	
	東京	大阪	東京	大阪
大学院	30	4	24	2
大学	30	22	49	23
短期大学	0	0	0	0
高等専門学校	85	0	69	0
専修学校（専門課程）	4	55	3	46
合計	149	81	145	71

＜17＞ 日本語教育センターの卒業予定者による教育内容等に対する満足度
 S：肯定的評価の割合がA評定と同等以上で、かつ質的に顕著な成果が得られている
 A：肯定的評価の割合が96%以上
 B：肯定的評価の割合が80%以上
 96%未満
 C：肯定的評価の割合が64%以上80%未満
 D：肯定的評価の割合が64%未満

○修了予定者に対するアンケート調査

日本語教育センターの教育及び教育環境改善のため、令和3年度3月修了予定者に対するアンケート調査を令和4年2～3月に実施した。

(1) 日本語教育センターに対する満足度

「満足」「やや満足」「どちらともいえない」「やや不満足」「不満足」の5段階による満足度調査を実施し、「満足」「やや満足」の肯定的な評価の割合が、東京・大阪両日本語教育センターで年度計画値の80%を大きく上回る結果となった。

＜5段階評価による満足度＞

区分	令和3年度	（参考）令和2年度
東京日本語教育センター	97.7%	91.4%
大阪日本語教育センター	97.5%	91.3%

（アンケート回収率 東京：99.2%、大阪：95.2%）

(2) 個別項目に対する満足度調査

個別項目については、例年、日本語の授業、日本語の教材、日本語教員、基礎科目の授業、進路指導、課外活動、学習環境、生活サポート、交流活動、教育サービスの各項目について調査を行っているが、令和3年度においては新型コロナウイルス感染症対応でほぼ実施出来なかった交流活動を除いたうえで、令和2年度に引き続き感染症対策及び遠隔授業についての項目を加えて実施した。

＜評定＞ S

＜評定根拠＞

- ・新型コロナウイルス感染症が拡大した状況下であったが、満足度において肯定的な評価の割合が96%以上（年度計画値80%）となり、個別項目においても日本語の授業、日本語教員及び進路指導は96%以上と満足度が高く、コロナ禍にもかかわらず顕著な成果を得られたことは評価できる。
- ・また、個別項目に対する満足度においても令和2年度のアンケート結果を踏まえ改善に努め、日本語の授業、日本語教員及び進路指導について肯定的な評価の割合が96%以上

＜今後の課題・指摘事項＞

・日本語教育センターに対する満足度では、前年度と比べて改善しているが、個別項目においては、必ずしも十分な満足を得られたのか明確ではないため、引き続き、教育及び教育環境の改善を図り、質の向上に努めていただきたい。

＜その他事項＞

（委員の皆様へ：ご意見があればこちらにご記載ください。）

令和3年度においては新型コロナウイルス感染症が拡大した状況下であったが、遠隔授業以外の項目で80%以上の満足度を得ることができた。特に日本語の授業、日本語教員、進路指導については96%以上の高い満足度を得た。

〈参考：個別項目に対する満足度〉

設問	東京	大阪
日本語の授業	97.7%	96.2%
日本語の教材	94.6%	92.4%
日本語教員	99.2%	97.5%
基礎科目の授業	91.5%	84.8%
進路指導	96.3%	98.5%
課外活動	—	94.9%
学習環境	94.6%	100%
生活サポート	95.0%	98.6%
交流活動有無	—	—
交流活動	—	—
教育サービス	92.7%	96.2%
感染症対策	86.9%	96.2%
遠隔授業	60.8%	70.9%

(注1)新型コロナウイルス感染症の影響で実施できていないものについては質問項目から外したため、「—」で表示している。また、遠隔授業は3段階評価、他は5段階評価である。

(注2)東京日本語教育センターにおいて課外活動はアンケート調査終了後の3月14日から17日の期間に実施したため、調査項目から除いた。

を得られたことは評価できる。

・上記のとおり、肯定的評価の割合がA評定と同等以上の満足度を得た、かつコロナ禍という状況下であったということを読まえると質的に顕著な成果が得られていると判断したことから、S評定とする。

○令和2年度のアンケート結果を踏まえた改善

(1)東京日本語教育センターにおける基礎科目の授業の満足度改善への取組

基礎科目(数学、物理、化学、生物、地理歴史・公民、英語、情報)の授業の満足度が、日本語の授業に比べ低くなる傾向がある理由として、日本語に比べ、基礎科目は各教科のシラバス、学習要領が各国で異なること、また、各学生の自国で身に付けた学力にも差があるため、日本の大学等に進学するという目標は同じでも、各学生に必要な授業が一定のものに定まりにくいことが考えられる。

令和3年度もアンケート結果を踏まえ、基礎科目の担当教員とミーティングを行い、学生のニーズの把握及び学習状況の共有及び指導の改善に努めた。授業評価のアンケートにおいて、特に評価が低い基礎科目の担当教員に対し、具体的な助言と指導を行った。また、必要に応じて学生と面談を行い、学力を把握し、より適切なクラス編成を行った。

(2)大阪日本語教育センターにおける基礎科目の授業の満足度改善への取組

①令和2年度におけるアンケート結果として、「日本語の語彙が難しい」「話すスピードが速い」等の意見があったことから、分かりやすい授業・満足度の高い授業を実施するため、「初級レベルの学生にも理解できる平易な日本語を使用する」「話すスピードをゆっくりとする」ことを念頭に授業を行った。

②授業評価の低かった科目の教員全員でグループ会議を1週間に1時間設け、日本語教師として

	<p>の経験が長い教員から経験が浅い教員に対し平易な日本語での授業方法についてアドバイスする機会とした。</p> <p>③普段、学生がどのように日本語を学んでいるかを基礎科目の教員にも理解してもらうため、日本語の授業の見学も行った。</p> <p>④令和3年11月に担任教員及び基礎科目の教員に対して実施する授業評価アンケートの結果について各教員にフィードバックし、各教科において改善を促し、年間の授業計画などの見直しを依頼、実行した。</p> <p>(3) 授業及び学生生活に係るサポートの改善</p> <p>①学習についてのサポート</p> <p>授業内容等の学生からの相談に対して、可能な限り柔軟にきめの細かい対応を行った。なお、学力レベルが十分でない学生に対しては、個別に補習授業等を行い、学力伸長を図った。</p> <p>②学習環境の改善</p> <p>新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、教室等にパーティションを設置した。</p> <p>③進路指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生の希望や学力に沿って個別に指導を行った。 ・東京日本語教育センターでは、担任と担任以外の複数の教員が指導を行い、指導に必要な書類を学生課と教務課で連携し、引き継げるようサポート体制を整えた。 ・東京日本語教育センターでは、令和3年9月に武蔵野大学及び立命館アジア太平洋大学、10月に信州大学の進学説明会をオンラインで開催した。 ・大阪日本語教育センターでは、令和3年6月から11月にかけて、関西大学、関西学院大学、同志社大学、立命館大学、岡山大学、兵庫県立大学・大学院、京都先端科学大学・大学院及び京都大学の説明会をオンラインで開催した。 <p>④学生生活に係るサポート</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の感染防止を目的として、手洗い、うがい、マスク着用の励行及び「三つの密」の回避を指導した。また、登校時には学生全員を検温するとともに、校舎に入る前のアルコールによる手指の消毒を行い、習慣となるよう指導した。 ・教室や共有スペースの消毒、室内のパーティションの設置、ソーシャルディスタンスの確保及び換気等の可能な対策を徹底するとともに、大阪日本語教育センターにおいては学校棟及び寮棟の共用部分に抗菌加工を実施した（抗菌加工については、東京日本語教育センターでは令和4年4月実施）。 ・病気・けがの学生に対しては、必要に応じて教職員が病院に付き添い、症状を医者に的確に伝えることで、学生の不安を取り除くとともに、正しい治療が受けられるよう努めた。 ・新型コロナウイルス感染症の症状がある学生については、必要に応じて職員が付き添いPCR検査を受検し、自宅待機の対応をとっている。寮生がPCR検査を受検した場合は、使用するトイレを限定し、シャワー及びキッチンの使用は禁止した上で、可能な限り人との接触の機会を減らす対応を行った。 <p>⑤生活における学生の悩みへの対応</p>		
--	--	--	--

	<p>教職員、レジデント・アシスタント（外国人留学生の生活サポートを行う日本人学生等）、カウンセラー及び産業医と連携し、学習面でのサポートや欠席や遅刻が続く学生への面談等を積極的に実施し、学生を孤立させないことで、異文化不適應による引きこもり等の予防や不安の解消に努めた。なお、東京日本語教育センターにおいては未来日のオンライン受講生についてもカウンセラーへの相談を行えるよう配慮した。</p>																				
<p><18> 外国人留学生に対する学資金支給の実施状況</p>	<p>○国費外国人留学生の給与（奨学金）支給業務</p> <p>(1)国費外国人留学生に対する給与（奨学金）等支給状況</p> <p>大学等に対して支給手続に係る文書を発出するなどして、国費外国人留学生に対する給与（奨学金）等の支給業務を適切に行った。</p> <p><国費外国人留学生に対する給与（奨学金）等支給状況></p> <table border="1" data-bbox="481 555 1171 659"> <tr> <td>令和3年度 (令和4年3月分)</td> <td>(参考) 令和2年度 (令和3年3月分)</td> </tr> <tr> <td>8,684人</td> <td>8,517人</td> </tr> </table> <p>(2)新型コロナウイルス感染症への対応</p> <p>文部科学省が定める新型コロナウイルス感染症による影響に対する以下の特例措置に基づき、文部科学省や大学等と連携して適切に支給を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> 給与（奨学金）支給期間を終了し、本国への帰国を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の拡大に起因する交通遮断等により帰国が困難となっている国費外国人留学生に対し、引き続き国費外国人留学生としての身分を付与し、給与（奨学金）を支給する特例措置（令和3年4月～令和4年3月）により、延べ94か月分の支給を行った。 在籍確認簿のサインに関する各種特例措置を実施した。 <p>○国費外国人留学生の選考における審査事務</p> <p>文部科学省担当官と月例の打合せを行うことにより連携を図り、事務分担に基づき、申請書類の受付及び確認、選考審査資料の作成、国費外国人留学生選考委員会専門部会・分科会の開催及び審査結果の文部科学省への報告等を行った。</p> <p><国費外国人留学生選考委員会の実施状況></p> <table border="1" data-bbox="481 1214 1364 1477"> <thead> <tr> <th>国費外国人留学生選考委員会専門部会・分科会等</th> <th>日程</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研究留学生専門部会（大学推薦）（一般枠等）</td> <td>5月24日～5月31日</td> </tr> <tr> <td>研究留学生専門部会（大学推薦）（特別（10月））</td> <td>6月9日～6月15日</td> </tr> <tr> <td>日本語・日本文化研修・教員研修留学生専門部会</td> <td>6月17日</td> </tr> <tr> <td>研究留学生専門部会（延長）（同年度秋進学）</td> <td>7月12日～7月19日</td> </tr> <tr> <td>学部留学生専門部会（大学推薦）（SGU・特別（10月））</td> <td>7月28日～8月4日</td> </tr> <tr> <td>研究留学生専門部会（大学推薦）（SGU（10月））</td> <td>7月28日～8月4日</td> </tr> </tbody> </table>	令和3年度 (令和4年3月分)	(参考) 令和2年度 (令和3年3月分)	8,684人	8,517人	国費外国人留学生選考委員会専門部会・分科会等	日程	研究留学生専門部会（大学推薦）（一般枠等）	5月24日～5月31日	研究留学生専門部会（大学推薦）（特別（10月））	6月9日～6月15日	日本語・日本文化研修・教員研修留学生専門部会	6月17日	研究留学生専門部会（延長）（同年度秋進学）	7月12日～7月19日	学部留学生専門部会（大学推薦）（SGU・特別（10月））	7月28日～8月4日	研究留学生専門部会（大学推薦）（SGU（10月））	7月28日～8月4日	<p><評定> A</p> <p><評定根拠></p> <ul style="list-style-type: none"> 国費外国人留学生に係る給与（奨学金）等の支給を円滑に実施するとともに、文部科学省と分担・連携のうえ、国費留学生の選考における審査事務を適切に実施したことは評価できる。また、令和3年度においては、令和2年度に引き続き例年の業務に加え新型コロナウイルス感染症等の影響により経済的に困窮している留学生に対し、特例措置を行ったことは評価できる。 留学生受入れ促進プログラムによる文部科学省外国人留学生学習奨励費の給付業務を円滑に実施するとともに、「推薦依頼数又は採用数の削減に係る取扱基準」を厳格に運用し、適切な措置を講じたことは評価できる。 留学生受入れ促進プログラムにおいて、グローバル化を一層進める観点から、グローバル化の取組を進める大学等に対して、奨学金を重点的に配分したことは評価でき 	<p><今後の課題・指摘事項></p> <p>-</p> <p><その他事項></p> <p>（委員の皆様へ：ご意見があればこちらにご記載ください。）</p>
令和3年度 (令和4年3月分)	(参考) 令和2年度 (令和3年3月分)																				
8,684人	8,517人																				
国費外国人留学生選考委員会専門部会・分科会等	日程																				
研究留学生専門部会（大学推薦）（一般枠等）	5月24日～5月31日																				
研究留学生専門部会（大学推薦）（特別（10月））	6月9日～6月15日																				
日本語・日本文化研修・教員研修留学生専門部会	6月17日																				
研究留学生専門部会（延長）（同年度秋進学）	7月12日～7月19日																				
学部留学生専門部会（大学推薦）（SGU・特別（10月））	7月28日～8月4日																				
研究留学生専門部会（大学推薦）（SGU（10月））	7月28日～8月4日																				

研究留学生専門部会（人文・芸術、社会科学分科会）	11月15日
研究留学生専門部会（工学・理学分科会）	11月15日
研究留学生専門部会（医学・農学分科会）	11月16日
学部留学生専門部会	11月25日
高等専門学校・専修学校留学生専門部会	12月7日
研究留学生専門部会（特別延長・事前）（翌年度進学）	1月31日～2月14日
学部留学生専門部会（大学推薦）（SGU・特別（4月））	2月16日～2月24日
研究留学生専門部会（大学推薦）（SGU・特別（4月））	2月16日～2月24日
学部留学生専門部会（延長）（翌年度進学）	2月17日～2月25日
研究留学生専門部会（延長・特別延長）（翌年度進学）	2月17日～2月25日

○留学生受入れ促進プログラム（文部科学省外国人留学生学習奨励費）の実施

優秀な外国人留学生の戦略的な受入れを促進し、我が国の高等教育機関の国際化に資することを目的として、大学等に在籍する私費外国人留学生で、学業・人物ともに優れ、かつ、経済的理由により修学が困難な者に対して文部科学省外国人留学生学習奨励費を以下のとおり給付した。

(1) 支援内容

奨学金月額：大学院・学部レベル 48,000 円

日本語教育機関 30,000 円

(2) 令和3年度採用実績

予算の範囲内で以下のとおり適切に採用した。

令和3年度	(参考)令和2年度
11,828人 (内特別追加採用(6か月) 5,381人)	24,922人 (内特別追加採用18,271人)

※令和2年度特別追加採用の支給期間は1か月。

(3) 各大学等の取組状況に応じた重点配分

国の施策等に基づき、各大学等のグローバル化や外国人留学生の我が国での定着等に向けた取組状況に応じて、以下のプログラム等に対して重点配分を行い、1,406 人を採用した（参考：令和2年度は1,447 人）。

- ・日本留学海外拠点連携推進事業
- ・留学生就職促進プログラム
- ・就職支援特別枠
- ・専修学校職業実践専門課程
- ・留学生就職促進教育プログラム

(4) 留学生受入れ促進プログラムに係る不法残留者数等を踏まえた推薦依頼数・採用数の削減等に係る基準の厳格な運用

「推薦依頼数又は採用数の削減に係る取扱基準」に定めた不法残留者等に関する要件に合致し

る。また、令和3年度においては、令和2年度に引き続き例年の業務に加え新型コロナウイルス感染症等の影響により経済的に困窮している留学生に対し、特別追加採用や特例措置を行ったことは評価できる。

- ・海外留学支援制度（協定受入）に係る奨学金支給業務を円滑に実施するとともに、グローバル化の取組を積極的に進める大学等に対して重点枠として採択したことは評価できる。また、令和3年度においては、例年の業務に加え令和2年度から引き続き新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた大学等に対し、特例措置を行ったことは評価できる。
- ・外国人留学生のための大学等の宿舎を安定的に確保するため、留学生受入れ促進プログラム及び海外留学支援制度（協定受入）と連携し、留学生借上げ宿舎支援事業を円滑に実施したことは評価できる。
- ・「留学生借上げ宿舎支援事業における募集停止措置に係る取扱基準」を大学等へ周知するとともに、経理書類調査の実施等により、支援金を交付した大学等における適正処理を促す取組を実施したことは評価できる。

た大学等（79校）に対し、令和4年度の推薦依頼数について削減措置を行った。

(5) 新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症等の影響により、経済的に困窮している外国人留学生に対し、特別追加採用（6か月）を行い、5,381人を採用した。

また、各大学等からの受給者の推薦や在籍確認の条件を一部緩和することにより、水際対策等で渡日できない留学生や渡日直後や新型コロナウイルス感染症の影響による隔離等の理由により登校できない留学生に対する特例措置を講じた。加えて、日本留学試験の成績優秀による文部科学省外国人留学生学習奨励費給付予約者に対し、大学等の入学時期の期限を延長する特例措置を講じた。

○海外留学支援制度（協定受入）の実施

我が国の高等教育機関の学生交流の充実を図るとともに、我が国の高等教育機関の国際化・国際競争力強化に資することを目的として、諸外国の大学等に在籍している学生を、我が国の大学等が諸外国の大学等との学生交流に関する協定等に基づいて短期間受け入れするプログラムについて、審査を行い、以下のとおり採択し、採択されたプログラムにより受け入れる留学生に対し奨学金を支給した。

(1) プログラムの採択

プログラム枠として各大学等が開設した特色ある短期間の留学生受入れプログラムを、重点枠としてグローバル化を一層推進する観点から該当するプログラムを、それぞれ以下のとおり採択した。

〈海外留学支援制度(協定受入)採択プログラム数〉

(単位：件)

区分		令和3年度	(参考) 令和2年度
プログラム枠		361	218
重点枠	大学の世界展開力強化事業	32	43
	スーパーグローバル大学創成支援	34	35
	UMAP推進		4
計		427	300

(注) プログラムには、留学生の受入のみの「短期研修・研究型」と留学生の派遣及び受入を一体とした「双方向協定型」がある。

(2) 支援内容

奨学金月額：80,000円

(3) 令和3年度支援実績

以下のとおり採択されたプログラムにより受け入れる留学生に対して、奨学金を支給した。なお、支援人数は新型コロナウイルス感染症拡大の影響による水際対策や交通手段の遮断等で渡日できない留学生が令和2年度に引き続き多数発生したため、実績人数は令和2年度並みであった。

た。

〈海外留学支援制度(協定受入)支援実績(新規採用者数)〉 (単位:人)

区分		令和3年度	(参考) 令和2年度
プログラム枠		225	261
重点 枠	大学の世界展開力強化事業	0	46
	スーパーグローバル大学創成支援	13	26
	UMAP 推進		1
計		238	334

また、留学プログラムが複数年度に渡る学生に対しては、以下のとおり、機構より奨学金を支給した。

〈海外留学支援制度(協定受入)支援実績(継続支援者数)〉 (単位:人)

令和3年度	(参考) 令和2年度
161	1,273

(4) 新型コロナウイルス感染症への対応

令和2年度海外留学支援制度(協定受入)の採択プログラムのうち、令和3年度においても継続して支援するプログラム(学生交流推進タイプ(タイプB))の採択について、本来は、採択年度において実績がないと翌年度の採択を取り消すところ、令和2年度の実績がない場合においても採択を取り消さないよう特例措置を講じた。

○留学生借り上げ宿舎支援事業の実施

留学生受入れ促進プログラム及び海外留学支援制度(協定受入)と連携し、留学生借り上げ宿舎支援事業を以下のとおり実施し、外国人留学生のための宿舎確保を推進した。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、外国人の入国が制限されていたため、海外留学支援制度(協定受入)支援及びホームステイ支援については、募集は行ったが結果として申請がなかった。

(1) 支援内容

① 文部科学省外国人留学生学習奨励費受給者等支援

支援実績: 1,188人 53,976千円(採用決定時)

(参考) 令和2年度: 906人 40,477千円

② 海外留学支援制度(協定受入)支援

支援実績: 0人 0千円

(参考) 令和2年度: 10人 350千円

	<p>③ホームステイ支援 支援実績：0人 0千円 (参考) 令和2年度：1人 20千円</p> <p>(2)不正受給、不正使用を防ぐための取組 独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成25年12月24日閣議決定）における「法人の事務・事業の特性に応じた、ガバナンスの高度化等の制度・運用の見直し」に基づき、以下を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成25年度に策定した経理書類調査計画をもとに、令和2年度に支援金を交付した大学等の一部を無作為に抽出し、本事業に係る経理書類（帳簿、証憑書類）を提出させて調査を行い、大学等における適正処理を促す取組を実施した（調査件数：令和3年度16校）。 平成27年3月に策定した不正受給等に対する「留学生借り上げ宿舍支援事業における募集停止措置に係る取扱基準」について、令和2年度に引き続き、ホームページ及び募集要項等への掲載により各大学等へ周知した（令和3年6月）。 <p>(3)新型コロナウイルス感染症への対応 文部科学省外国人留学生学習奨励費受給者等支援の一般募集において、新型コロナウイルス感染症の影響による入国制限の状況に鑑み、令和2年4月以前に渡日又は入学した者も対象とする条件の緩和を行った（通常は令和2年5月以降に渡日又は入学した者のみ対象）。 また、ホームステイ支援に係る年間計画書の提出期限を延長する特例措置を講じた。</p>		
<p><19> 東京国際交流館、兵庫国際交流会館における国際交流事業を含めた運営状況</p>	<p>○東京国際交流館における収支改善に向けた取組状況、入居状況</p> <p>(1)収支改善に向けた取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 入居者を確保し、施設使用料（館費）を得るため、大学等からの推薦による入居者の募集（大学推薦方式）を行い、入居許可後に入居辞退等により空室が発生した居室について、通常の募集とは別に臨時募集（令和3年11月）を行い、入居率の維持・向上に努めた。 各大学に配分した居室で30日以上空室のまま入居申請がなかった居室について、配分の取消しを行い、その居室を大学推薦方式の居室として入居者の確保に努めた。 以上の取組にもかかわらず、新型コロナウイルス感染症の影響による出入国停止措置等を受け、新規入居者のキャンセルや入居延期が継続した結果、入居率が低下し、館費等収入が令和2年度と比較して減少した。 入居率が低い夫婦・家族棟（C棟・D棟）の希望者に対し、入居期間の上限を3年から6年に引き上げる取組を令和2年度に試行的に開始し、家庭の諸事情を懸念することなく学業に専念できる環境を提供しつつ、入居率の維持・向上と安定した収入の確保への対策を引き続き講じた。 令和3年に開催された東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会における警視庁の警戒警備等の場として、留学生・研究者宿舍共用部の一部を有償により貸し出した。これにより、1,431千円の収入を得た。 支出削減を目的として、設備運転保守管理、警備及び清掃業務委託事業者と令和3年度から令和5年度の業務委託内容及び委託費を一部見直す契約変更を行い、令和3年度から3か年の業務委託費を計24,849千円（税込）削減し、令和3年度は10,009千円の減額となった。 将来的なランニングコストの抑制が期待される設備の更新として、共用部照明設備のLED化及び太陽光発電設備の改修工事について工事請負契約を締結し、令和4年8月に工事の完了を予定している。 	<p><評定> B</p> <p><評定根拠></p> <ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症の影響による入居率の低下にもかかわらず、引き続き入居者の維持・向上に向けた取組や、委託費の支出削減にかかる取組、施設を有効活用することにより収入を得る取組、また、将来的なランニングコストの抑制が期待される照明器具のLED化工事の取組については評価できる。 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により活動が制限される中で、国際交流の拠点としての機能を維持すべく、東京国際交流館及び兵庫国際交流会館において、試行錯誤 	<p><今後の課題・指摘事項></p> <p>—</p> <p><その他事項></p> <p>（委員の皆様へ：ご意見があればこちらにご記載ください。）</p>

(2) 入居状況

入居者の確保に努めたにもかかわらず、新型コロナウイルス感染症の影響による出入国停止措置等の影響を受けた新規入居予定者の入国の中止や遅延に伴い、入居のキャンセルや延期が急増し、入居率が減少した。そのため、令和3年度における平均入居率は85.4%となり、令和2年度平均入居率90.2%から4.8ポイント減となった。

〈東京国際交流館の入居率〉

令和3年度	(参考) 令和2年度
85.4%	90.2%

〈東京国際交流館の入居者数内訳〉

区分	令和3年度	(参考) 令和2年度
外国人留学生	590人	637人
日本人学生	40人	33人
研究者	47人	45人
計	677人	715人

(注) 各月10日時点の入居者数の年間平均値。四捨五入により計は一致しないことがある。

(3) 収支の状況

〈東京国際交流館の収支の状況〉

区分	令和3年度	(参考) 令和2年度
収入	511,748千円	530,787千円
支出	591,360千円	594,946千円
収入－支出	△79,612千円	△64,159千円
収入÷支出	86.5%	89.2%

○兵庫国際交流会館における収支改善に向けた取組状況、入居状況

(1) 収支改善に向けた取組状況

- ・入居者を確保し、施設使用料（館費）を得るため、大学等からの推薦による入居者の募集（大学推薦方式）を行い、入居許可後に入居辞退等により空室が発生した居室について、通常の募集とは別に行っていた臨時募集を随時行い、入居率の維持・向上に努めた。
- ・各大学に配分した居室で30日以上空室のまま入居申請がなかった居室について、配分の取消しを行い、その居室を大学推薦方式の居室として入居者の確保に努めた。
- ・以上の取組にもかかわらず、新型コロナウイルス感染症の影響による出入国停止措置等を受け、新規入居者のキャンセルや入居延期の増加状況が継続した結果、入居率が低下し、館費等収入が令和2年度と比較して減少した。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響で最長入居期間の3年を迎えても安全な転居や経費の捻出に困難を抱える入居者に対し、希望に応じ、修業年限を超えない範囲において、入居期間の上限を3年間延長できる取組を試行的に開始した。これにより、入居者に生活上の問題を懸念することなく学業に専念できる環境を提供しつつ、入居率の維持・向上と安定した収入の

の上、積極的かつ臨機応変にオンラインや屋外施設を活用し、確実に事業を実施したことは評価できる。また新たな取組として、オンラインであることを利用し、物理的に離れた東京国際交流館と兵庫国際交流会館を結んだ合同プログラムを実施したことは評価できる。なお、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けた活動として、東京都オリンピック・パラリンピック教育コーディネーター事務局からの協力依頼に基づき、適切に東京国際交流館の入居所を派遣できたことも評価できる。

- ・各地域において外国人留学生と日本人学生、地域住民等との交流促進・相互理解を促進する「留学生地域交流事業」を着実に実施し、かつ、時代に即したテーマでシンポジウムを実施できたことは評価できる。

確保への対策を講じた。

- ・将来的なランニングコストの抑制が期待される設備の更新として、共用部照明設備の LED 化の改修工事について工事請負契約を締結し、令和 4 年 3 月に工事が完了した。

(2) 入居状況

入居者の確保に努めたにもかかわらず、新型コロナウイルス感染症の影響による出入国停止措置等の影響を受けた新規入居予定者の入国の中止や遅延に伴い、入居のキャンセルや延期が急増し、入居率が減少した。そのため、令和 3 年度における平均入居率は 73.7%となり、令和 2 年度平均入居率 75.6%から 1.9 ポイント減となった。

〈兵庫国際交流会館の入居率〉

令和3年度	(参考) 令和2年度
73.7%	75.6%

〈兵庫国際交流会館の入居者数内訳〉

区分	令和3年度	(参考) 令和2年度
外国人留学生	129人	135人
日本人学生	11人	9人
研究者	4人	4人
計	144人	147人 (注)

(注) 各月 10 日時点の入居者数の年間平均値。四捨五入により計は一致しないことがある。

(3) 収支の状況

〈兵庫国際交流会館の収支の状況〉

区分	令和3年度	(参考) 令和2年度
収入	65,712千円	67,705千円
支出	71,436千円	67,565千円
収入－支出	△5,724千円	140千円
収入÷支出	92.0%	100.2%

○東京国際交流館、兵庫国際交流会館における国際交流拠点活動

(1) 東京国際交流館における国際交流事業

- ・東京国際交流館の施設等を活用した以下のプログラムを実施し、東京国際交流館入居者を中心とした参加者に交流の場を提供することにより、外国人留学生・研究者の日本社会文化への一層の理解を図るとともに、参加者間の相互理解の促進、将来的な人的ネットワークの構築及びその拡大への貢献を図った。

各プログラムにおいては、オンラインを積極的に活用するとともに、プログラムの性質と新型コロナウイルス感染症の感染状況に合わせて屋外施設（交流広場）や屋内施設（国際交流会議場、メディアホール）の活用を組み合わせることで、新型コロナウイルス感染症の感染防止と各プログラム実施の両立に努めた。また、各プログラムについては、事前に入居者に確認し

た入居者の参加しやすい時間帯に可能な限り開催時間を設定することで集客に努めた。なお、実施形態がオンラインになったことにより、一部のプログラムについては兵庫国際交流会館との合同で実施することができた。参加者からは、楽しかった、文化を知れたという感想やプログラムが実施されたことへの感謝の声が上がった。

- ・ウェルカムパーティー（入居者交流事業）については、入居者の安全を鑑みて実施しないこととし、代替策として新規入居者への歓迎メッセージの館内掲示・装飾を行うとともに、新型コロナウイルス感染症対策のための措置を講じた。
- ・東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向け、東京都オリンピック・パラリンピック教育コーディネーター事務局からの協力依頼に基づき、東京国際交流会館入居者の小学校等への派遣事業を行った。
- ・機構が支援する学生等を対象として実施する我が国の伝統芸能の理解促進に資する事項について、相互に連携及び協力してその推進を図ることを目的とした独立行政法人日本芸術文化振興会との協定（平成30年9月21日締結）を踏まえ事業を行った。
- ・東京国際交流会館入居者の同窓会組織への支援として、協働で就職セミナーの実施準備を進めていたが、新型コロナウイルス感染症の影響により同窓会組織内の連携が困難となり、協力を得られなかった。一方で入居者に向けた就職セミナーは、令和2年度に同窓会組織が実施したアンケートを踏まえて実施した。

<国際交流事業実施状況>

プログラム名	内容等	参加者数／ 視聴回数	実施日／ 公開日 (撮影日)	使用施設
講演会 「国際塾」	第51回 Learning Japan's World Heritages by Quizzes ～クイズで学ぶ日本の世界遺産～	35人 (注1)	6/5	オンライン（国際交流会議場）
	第52回 Let's try KARATE ～体験！TIEC 道場～	14人 (注1)	6/12	オンライン（国際交流会議場、会議室）
	第53回 侍～日本のこころ～	25人 (注1) 474回 (注2)	12/11	オンライン（国際交流会議場）
交流研究発表会	第69回 What is MY STUDY?	533回 (注2)	6/21 (5/22)	オンライン（国際交流会議場）
	第70回 What is MY STUDY?	415回 (注2)	2/1 (11/27)	オンライン（国際交流会議場）
	第71回 国際理解ワークショップ	19人 (注1)	3/6 (1/17～ 2/14)	オンライン（会議室）

※国際理解ワークショップは交流研究発表会の一環として実施。

※国際理解ワークショップは兵庫国際交流会館と合同、かつ大学コンソーシアムひょうご神戸と連携して実施。				
国際シンポジウム	「第5回シンポジウム 女性は世界を変える」 ‘The 5th Symposium on Women Can Change the World’	432人 (注3)	12/4	オンライン (外部施設)
※昭和女子大学との共催により実施。				
地域住民等との交流	国際交流オンラインフェスティバル	1,749回 (注4)	2/19	オンライン (会議室)
※兵庫国際交流会館と合同で実施。				
入居者交流事業	感謝祭「Love Our Home 2022」	136人 (注4)	3/12	オンライン (体育館ほか)
	逆境の産物 謎解き 脱出ゲーム体験会	75人 (注4)	10/23	オンライン (会議室)
	What is AR sports? ～新時代のスポーツ in TIEC～	19人 (注1)	3/19	オンライン (国際交流会議場、 メディアホール)
	第1回オンラインスタディーツアー「ナマハゲに会いに行こう！」	58人 (注1)	12/12	オンライン (会議室)
	第2回オンラインスタディーツアー「around TIEC」	52人 (注1)	12/5	オンライン (会議室)
	第3回オンラインスタディーツアー「京都」	48人 (注4)	3/20	オンライン (会議室)
	TIEC Cup, 2021 Football ～フットボールを通じた学び並びにドリブル教室及び大会～ 第1部	51回 (注7)	3/26 (1/21)	オンライン (外部施設)
	This is our Traditional Costume ～これが私たちの民族衣装～ (入居者投稿)	6組 (注5)	11/8	オンライン (インスタグラム)
	A dish from my home (入居者投稿)	12組 (注5)	1/13	オンライン (インスタグラム)

	文化・芸術活動	芸術・文化体験 ～ 音楽のある生活～ The J Drums at TIEC	128人 (注4)	11/3	オンライン（交流広場）、メディアホール		
	就職支援活動	TIEC キャリアフォーラム 2021 全4回	91人 (注4)、 76回 (注8)	3/2、 3/3、 3/10、 3/16（実施）、 3/30（公開）	オンライン（会議室）		
	他機関との 連携・協力	オリンピック・パラリンピック活動への協力	東京都オリンピック・パラリンピック教育推進支援事業への入居者派遣	15人 (注6)	10/7、 10/27、 11/11、 11/15、 11/25、 12/20、 12/22	(外部施設)	
		日本芸術文化振興会との相互連携協力に係る基本協定を踏まえた協力	日本博「歌舞伎鑑賞教室」への東京国際交流館入居者の参加	30人	6/3	(外部施設)	
			日本博「Discover KABUKI」への東京国際交流館入居者の参加	28人	7/27	(外部施設)	
			「Discover NOH & KYOGEN」への東京国際交流館入居者の参加	26人	10/21	(外部施設)	
			日本博「Discover BUNRAKU」鑑賞への東京国際交流館入居者の参加	27人	12/14	(外部施設)	
		留学生団体の活動への協力	在日ウズベキスタン青年協会創立三周年イベントへの協力	44人 (注1)	6/19	オンライン（会議室）	
			在日本ガーナ学生団体新幹部就任式への協力	20人 (注1)	10/2	オンライン（会議室）	

- (注1) ライブ配信時（複数チャンネルでの配信含む。）の最大同時視聴者数。
 (注2) イベントで複数のコンテンツを配信しており、この表においては公開から30日間の総視聴回数。
 (注3) ライブ配信時の延べ視聴者数。
 (注4) 複数回実施したプログラム又は一つのプログラムが参加対象範囲の異なる複数の部で構成されている場合は、参加者数合計又は最大同時視聴者数合計。なお、対面とオンラインのハイブリッド形式で実施した場合は、参加者数と最大同時視聴者数の合計。
 (注5) インスタグラム投稿用の写真の入居者提供者数の合計。
 (注6) 入居者派遣数の合計。
 (注7) 複数のコンテンツを配信しており、この表においては公開から6日間（令和3年度中）の総視聴回数。
 (注8) 複数のコンテンツを配信しており、この表においては公開から2日間（令和3年度中）の総視聴回数。

(2) 兵庫国際交流会館における国際交流事業

兵庫国際交流会館の施設等を活用した以下のプログラムを実施し、兵庫国際交流会館入居者を中心とした参加者に交流の場を提供することにより、外国人留学生・研究者の日本社会文化への一層の理解を図るとともに、参加者間等の相互理解の促進、将来的な人的ネットワークの構築及びその拡大への貢献を図った。

なお、各プログラムにおいては、オンラインによる実施への切り替え等により、新型コロナウイルス感染症の感染防止と各プログラム実施の両立に努めた。なお、実施形態がオンラインになったことにより、一部のプログラムについては東京国際交流館との合同で実施することができた。

また、ウェルカムパーティー（入居者交流事業）については、入居者の安全を鑑みて実施しないこととし、代替策として新規入居者への歓迎メッセージの館内掲示・装飾を行うとともに、新型コロナウイルス感染症対策のための措置を講じた。

<国際交流事業実施状況>

プログラム名		内容等	参加者数／ 視聴回数	実施日／ 公開日 (撮影日)	使用施設
講演会 「国際塾」	第10回	能楽	13人（注1） 58回（注2）	12/18	オンライン (外部施設)
	第11回	富士山と世界遺産	78人 (注3)	3/12	オンライン (東京国際交流館 会議室)
交流研究発表 会	第16回	What is MY STUDY?	99回 (注2)	1/13 (10/30、 10/31、 11/6)	オンライン (多目的ホール 他)
	第17回	国際理解ワークショップ	19人	3/6	オンライン

			(注1)	(1/17～ 2/14)	(東京国際交流館 会議室)		
<p>※国際理解ワークショップは交流研究発表会の一環として実施。</p> <p>※国際理解ワークショップは東京国際交流館と合同、かつ大学コンソーシアムひょうご神戸と連携して実施。</p>							
地域住民等との交流	国際交流オンラインフェスティバル	1,749回 (注3)	2/19	オンライン (多目的ホール)			
※東京国際交流館と合同で実施。							
外国人留学生の活用と相互理解・共生の推進のための事業	人との関わり方を学び合う「ファシリテーション・プロジェクト演習」 Team G-Navi ダイバーシティ・ファシリテーション (全6回)	96人 (注4)	4/21、 5/12、 5/19、 5/26、6/2、 6/9	オンライン			
	人との関わり方を学び合う「広報プロジェクト演習」 Team G-Navi 伝わるデザイン講座 (全5回)	94人 (注4)	5/27、6/3、 6/10、 6/17、6/24	オンライン			
	人との関わり方を学び合う「動画プロジェクト演習」 Team G-Navi 動画プロジェクト講座 (全4回)	37人 (注4)	9/16、 10/8、 10/12、 10/16	(外部施設)			
	キャリアカフェ「Nada Global Village (NGV)」第44回キャリアとダイバーシティ 価値観と固定概念を崩せ～「音楽」と「LGBTQ」	28人	4/18	オンライン			
	キャリアカフェ「Nada Global Village (NGV)」第45回「17の日はSDGsに取り組もう！-Leave no one behind-」(17の日はSDGsに取り組もう！ SDGs目標12 「つくる責任・つかう責任」)	33人	5/17	オンライン			
	キャリアカフェ「Nada Global Village (NGV)」第46回キャリアとダイバーシティ 海外から日本で働く人・日本から海外で仕事を生み出す人「フェアトレー	42人	6/21	オンライン			
大学コンソーシアムひょうご神戸(注5)	高度外国人材としての留学生向けキャリアサポート						

			ドと技能実習生」インドネシア				
			キャリアカフェ「Nada Global Village(NGV)」第47回「17の日はSDGsに取り組もう！-Leave no one behind-」（17の日はSDGsに取り組もう！SDGs目標1「貧困をなくそう）」	24人	7/17	オンライン	
			キャリアカフェ「Nada Global Village(NGV)」第48回「17の日はSDGsに取り組もう！-Leave no one behind-」（17の日はSDGsに取り組もう！SDGs目標17「パートナーシップで目標を達成しよう）」	38人	9/17	オンライン	
			キャリアカフェ「Nada Global Village(NGV)」第49回キャリアとダイバーシティ～パラレルキャリア～お坊さんyoutuber×お坊さん建築家・アートディレクター	36人	10/5	オンライン	
			キャリアカフェ「Nada Global Village(NGV)」第50回「17の日はSDGsに取り組もう！-Leave no one behind-」（17の日はSDGsに取り組もう！SDGs目標5「ジェンダー平等を実現しよう）」	30人	11/17	オンライン	
			キャリアカフェ「Nada Global Village(NGV)」第51回キャリアとダイバーシティ～なんとなく働くはもう終わり！仕事から生み出す+アルファとは～「JICA職員×おせっかい不動産」	21人	12/13	オンライン	
			キャリアカフェ「Nada Global Village(NGV)」第52回「17の日はSDGsに取り組もう！-Leave no one	29人	1/17	オンライン	

			behind- 」(17の日はSDGsに取り組みよう！SDGs目標10「人や国の不平等をなくそう」)				
			キャリアカフェ「Nada Global Village(NGV)」第53回キャリアとダイバーシティ～キャリアとコミュニケーション 非文字と非言語で「伝える」～「ボイスパーカッション×前衛書道家」	67人	2/15	オンライン	
			キャリアカフェ「Nada Global Village(NGV)」第54回「17の日はSDGsに取り組みよう！-Leave no one behind- 」(17の日はSDGsに取り組みよう！SDGs目標4「質の高い教育をみんなに」)	47人	3/17	オンライン	
			Adjusting to job-hunting under Covid	81人(注4)	11/22、12/1	オンライン	
	防災教育		そうだ、日本に行こう！～オンラインで知る日本の魅力と防災～	85人	6/20	オンライン	
			スポーツ×音楽×防災GPSラン(ウォーク)と音楽でつながる人の輪と防災！	34人	3/6	兵庫国際交流会館、渚中学校	
	地域連携		English Virtual Village 英語村(全4回)	173人(注4)	6/23、8/3、8/10、12/10	オンライン	
	留学生・国際交流情報発信事業・支援者間ネットワークの体制整備		多文化共生の場を作り上げよう！	34人	10/8	(外部施設)	
			「LET'S TALK WITH US! 甲南女子大学生×留学生 オンライン国際交流会」	136人(注4)	9/22、10/20、11/2、12/7	オンライン	
	神戸大学(注5)	学習・研究支	留学生のための日本語アカデミックライティングラボ	90人(注4)	5/31～8/13 毎週月・	オンライン	

		援	(2021年度前期)		火・金曜日	
			ライティング基礎セミナー	40人 (注4)	12/2、 12/9、12/16	オンライン
			留学生のための日本語アカ デミックライティングラボ (2021年後期)	149人 (注4)	11/5～2/8 毎 週月・火・ 金曜日	オンライン
			研究職を目指す留学生のた めのアカデミックキャリア を考えるセミナー	12人	3/25	オンライン
		キ ャ リ ア 形 成 支 援	就活のための日本語講座 (2021年度前期)	33人 (注4)	7/3、7/10、 7/17	オンライン
			就活のための日本語講座 (2021年度後期)	99人 (注4)	10/16、 10/23、 10/30、 11/6、 11/13、 11/20	オンライン
			日本企業に就職したい留學 生のためのビジネス日本語 入門	95人 (注4)	2/5、2/12、 2/19、 2/26	オンライン
		文 化 交 流	ランゲージサロン (中国 語)	23人 (注4)	6/14～8/2 毎 週月曜日	オンライン
			阪神・淡路大震災記念 人 と防災未来センター見学会	9人	7/17	(外部施設)
			第1回多文化多言語ワークシ ョップ「カルチャーから見 る社会ー中国とエルサルバ ドルの文化 Culture in El Salvador and China」	17人	8/7	オンライン
			東遊園地から旧居留地を歩 こう会	17人	11/6	(外部施設)
			第2回多文化多言語ワークシ ョップ「中国とロシアの文 化と言葉」	16人	3/20	オンライン
			生活のための【オンライ ン】日本語教室 (2021年前 期)	31人 (注4)	5/10～7/26 毎週月曜日	オンライン
		生 活 支 援	やさしい日本語セミナー	11人	10/11	オンライン
			生活のための【オンライ ン】日本語教室 (2021年後 期)	20人 (注4)	10/4～ 12/20、1/10 ～2/14	オンライン

				毎週月曜日	
		留学生・外国人住民・日本人のための防災セミナー&ワークショップ	15人	3/9	オンライン
	その他	G-Naviシンポジウム 「留学生に対するアカデミックライティング教育・支援の現状と課題」	29人	2/22	オンライン

(注1) ライブ配信時（複数チャンネルでの配信を含む。）の最大同時視聴者数。
(注2) 各イベントで複数のコンテンツを配信しており、この表においては公開から30日間の総視聴回数。
(注3) 複数回実施したプログラム又は一つのプログラムが参加対象範囲の異なる複数の部で構成されている場合は、参加者数合計又は最大同時視聴者数合計。なお、対面とオンラインのハイブリッド形式で実施した場合は、参加者数と最大同時視聴者数の合計。
(注4) 複数回実施したプログラムについては、参加者数の合計である。
(注5) 兵庫国際交流会館における国際交流拠点推進事業により実施。当該事業は兵庫国際交流会館の施設等を活用した留学生交流を推進する計画を公募し、委託契約により実施する事業であり、一般社団法人大学コンソーシアムひょうご神戸及び国立大学法人神戸大学が受託した。

○留学生地域交流事業の実施

公益財団法人中島記念国際交流財団からの資金を基に、地域における外国人留学生と日本人等住民との相互理解促進に係る事業を助成することにより、日本の諸地域における外国人留学生の適切な受入れ環境を整備し、留学生交流を推進するため「留学生地域交流事業」を実施した。
令和3年度は、一般公募により68件の応募があり、令和3年4月当初28件を採用したが、新型コロナウイルス感染症の拡大とともに事業の計画変更に伴う返納や辞退があったことから、当初採用に至らなかった事業を上位から順番に繰上げ採用し、令和3年11月までに順次9件を追加採用した。結果、当初の採用数と同等以上の30件を支援することができた(最終的な辞退件数は7件)。
また、地域の留学生交流に係る活動の一助となることを目的として、新型コロナウイルス感染症の影響下にある各地域における取組状況や実践例を広く共有するために、基調講演・事例紹介・パネルディスカッションから成る留学生地域交流シンポジウムをオンラインにて実施した。

<採用状況(事業別)> (単位：件)

事業の種類		応募	当初採用	辞退(注)	追加採用	採用
1	国際理解教育の推進のための外国人留学生を活用した事業	14	6	1	3	8
2	外国人留学生の生活支援体制整備のための事業	14	5	0	1	6

3	外国人留学生と地域住民との交流推進のための事業	35	15	6	4	13
4	外国人留学生の各種支援を目的とする関係諸機関相互のネットワーク整備のための事業	5	2	0	1	3
合 計		68	28	7	9	30

(注)新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、事業を中止したことによる辞退

<採用状況(地域別)>

(単位：件)

地域	応募	当初採用	辞退(注)	追加採用	採用
北海道	5	3	0	0	3
東北	7	4	4	0	0
関東	14	6	0	2	8
中部	7	1	0	1	2
近畿	15	6	0	2	8
中国	6	4	1	0	3
四国	6	1	1	2	2
九州	7	2	1	2	3
沖縄	1	1	0	0	1
合 計	68	28	7	9	30

(注)新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、事業を中止したことによる辞退

<留学生地域交流シンポジウム>

テーマ	参加者数/視聴回数	実施日	使用施設
「コロナ禍における留学生交流の模索」	39人 (注)	3/1	オンライン(東京国際交流館会議室)

(注)ライブ配信時の最大同時視聴者数。

<p><20> 外国人留学生に対する就職支援の実施状況</p>	<p>○就職支援に関するガイダンスの実施 大学等の就職支援担当の教職員等を対象とした「全国キャリア教育・就職ガイダンス」において、「外国人留学生のキャリア教育・就職支援についてのセッション」の企画運営を分担し、関係機関との連携・協力により、以下のとおり実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催日：令和3年6月30日 ・内容： 文部科学省、出入国在留管理庁及び東京外国人雇用サービスセンターによる情報提供（資料ホームページ掲載）、一般社団法人留学生支援ネットワークによる講演及び元留学生による就職活動体験談（オンデマンド配信） <p>○外国人留学生を対象とした就職に関する情報提供</p> <p>(1)外国人留学生のための就活ガイドの作成 大学、短期大学、高等専門学校、専修学校に在籍している外国人留学生の就職活動について、日本人学生に比べ、情報収集及び準備等で遅れがちな外国人留学生に対し、あらかじめ日本の採用制度及び就職活動の手順を理解させ、それぞれのキャリアデザインに沿った就職ができるよう「外国人留学生のための就活ガイド2023」を作成し、日本語版、英語版、韓国語版及び中国語版（繁体字・簡体字）をホームページに掲載するとともに、日本語版については冊子を作成し、大学等に配布することにより、外国人留学生の就職活動に関する情報提供に努めた。作成に当たっては外部有識者及び日本で就職活動を行った元留学生を交えた企画検討会議を開催し、内容の充実を図った。</p> <p>(2)インターネットによる情報提供 Facebookページ「日本留学ネット・Japan Alumni Global Network」において、外国人留学生の日本での就職に関する情報提供を行った。また、日本留学情報サイトにおいても外国人留学生の日本での就職に関する情報提供を行った。</p> <p>○日本留学海外拠点連携推進事業日本本部による支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学等の就職支援担当の教職員等を対象とした「全国キャリア教育・就職ガイダンス」において、「キャリア教育・就職支援の取組」事例紹介の一環として、「特別企画：JASSO&JETRO 事例紹介発表」と称し、本事業の取組及び独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）が運営する「高度外国人材活躍推進ポータル」等、外国人材の採用・育成・定着に係るサポートに関する取組を発表した。 ・「留学生動向調査」の一環として、在外日本公館等の協力を得て、「帰国留学生就職実態調査」を実施し、元留学生の就職に至った経緯等に焦点を当て、分析することで、外国人留学生の就職実態の把握に努めた。 ・外国人留学生の就職支援にかかる情報提供の一環として、「外国人留学生のための就活ガイド」が掲載されたウェブサイトへのリンクを同事業のウェブサイトに掲載した。 ・採択大学間の連携強化のために開催した「国内連絡会議（オンライン）」に独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）の担当者を招き、協力体制を構築した。 ・事業採択大学の実務担当者間の情報共有・情報収集を目的とした「オンライン勉強会」において、外国人留学生就職支援の在り方に関する有識者の講演並びに意見交換を行った。 	<p><評定> B</p> <p><評定根拠></p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国人留学生に対する就職支援を強化するために、関係省庁・団体との連携のもとに、大学等の就職支援担当の教職員等を対象とした「全国キャリア教育・就職ガイダンス」において「外国人留学生のキャリア教育・就職支援についてのセッション」を実施したことは評価できる。 ・就活ガイドや日本留学ネット等により、関係省庁・団体とも連携して、外国人留学生の就職活動に関する有益な情報を提供したことは評価できる。 ・日本留学海外拠点連携推進事業日本本部において、政府関係機関や採択大学との連携を推進する取組として、大学等における外国人留学生の就職に関する情報を収集し、提供したことは評価できる。 	<p><今後の課題・指摘事項></p> <p>—</p> <p><その他事項></p> <p>（委員の皆様へ：ご意見があればこちらにご記載ください。）</p>
---------------------------------------	---	--	---

	<p>○独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）との連携【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本企業への情報提供として、令和元年度に「日本留学情報サイト」に主要 56 大学に在籍する外国人留学生の在籍状況（国別・専攻分野別の人数等）及び各大学の就職支援に関する取組等を掲載したが、さらに充実した情報を日本企業に提供するため、これらの情報を更新するとともに、大学の所在地や留学生の国籍、専攻分野等を条件に情報を検索できる機能を追加した。 ・「日本留学情報サイト」に独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）が実施するイベント情報を掲載し、広報の協力を行った。 		
<p><21> 日本留学経験者に対するフォローアップの実施及びこれらとのつながりを維持するためのネットワークの整備状況</p>	<p>○帰国外国人留学生短期研究制度の実施</p> <p>開発途上国・地域等から日本に留学し、現在、自国において教育、学術研究又は行政の分野で活躍している帰国外国人留学生に対し、日本留学時に在籍していた大学等の研究者と共に短期研究を行う事業である。</p> <p>令和3年度は、23大学13か国・地域26人を採用した。なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、外国人の入国が制限されていたため、年度末までに26人全員が辞退した。</p> <p>また、短期研究終了後に帰国外国人留学生及び受入研究者から提出される報告書（令和2年度分）をホームページで公開した。</p> <p>○帰国外国人留学生研究指導事業の実施</p> <p>留学を終え、自国の大学や学術研究機関で教育、研究活動に従事している帰国外国人留学生に対し、日本における留学時の指導教員を現地に派遣し、研究指導等を実施する事業である。</p> <p>令和3年度は、追加採用を含む6大学5か国・地域6人を採用した。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、現地での研究指導は採用者全員が実施できなかったが、オンラインで研究指導及び特別講義等を実施した場合に必要な経費を支援する特例措置を講じ、3人が実施した。さらに、今後の事業の方向性について、今の時代にあった帰国外国人留学生のフォローアップとしてどのような支援が必要なのか実施委員会で意見を伺い、改善に向けて検討を始めた。</p> <p>○日本留学ネット（Japan Alumni Global Network）の運用</p> <p>令和3年7月にFacebookページ「日本留学ネット・Japan Alumni Global Network」を開設し、機構の留学生支援事業、日本国内の留学関連ニュース、元留学生・元留学生会等、学術・研究・教育分野、助成金団体等、就職関連、日本の紹介等のテーマに関する情報を日・英2か国語で発信した。令和4年2月には「日本留学ネット・Japan Alumni Global Network」のニュースレターを発行した。また、「日本留学ネット・Japan Alumni Global Network」の普及のためにリーフレットを大学</p>	<p><評定> B</p> <p><評定根拠></p> <ul style="list-style-type: none"> ・帰国外国人留学生短期研究制度については、採用者が全員辞退することとなったが、状況に応じて適切に対応したことは評価できる。 ・留学効果の向上に資するため、帰国外国人留学生研究指導事業を適切に実施し、外国人留学生の帰国後のフォローアップを行ったことは評価できる。 ・新型コロナウイルス感染症の影響による規制が多い中、帰国外国人留学生の研究遂行のため、オンライン実施の特例措置を講じたことは評価できる。 ・日本留学ネット（Japan Alumni Global Network）により日・英2か国語で情 	<p><今後の課題・指摘事項></p> <p><その他事項></p> <p>（委員の皆様へ：ご意見があればこちらにご記載ください。）</p>

等へ送付した。

〈日本留学ネットのFacebookファン数〉

令和3年度
47,933件

(注) Facebook のファン数は、年度末時点の件数を表す。

○国内留学生会ネットワーク促進事業の実施

日本国内における外国人留学生による団体（以下「留学生会」という。）の各種活動を通じ、留学生会の会員間のみならず、留学生会と日本社会とのネットワークを促進し、留学生交流の推進に資することを趣旨として実施した。

令和4年3月には、新型コロナウイルス感染症感染防止のためオンラインにて国内留学生会年次総会を実施し、代表団体による好事例紹介の共有を行った。また、令和2年度の国内留学生会年次総会で賛同を得た日本留学経験者に関するイベントについては、国内留学生会会員のみならず一般にも開かれたイベントとしてオンラインで実施した。国内留学生会より推薦された元留学生による日本留学や現在の仕事に関する成功体験談（事前撮影）を配信し、交流会を行った。

〈国内で活動する留学生会への支援状況〉

区分	令和3年度	(参考)令和2年度
件数	10件	10件

〈国内留学生会日本留学経験者ネットワークイベント〉

内容	参加者数／視聴回数	実施日	使用施設
Show Our Nice Alumni～憧れの先輩～	35人 (注)	3/5	オンライン（東京国際交流館メディアホール）

(注) ライブ配信時の最大同時視聴者数。

報を発信し、多くの外国人留学生に機構の留学生支援事業、日本国内の留学関連ニュース、元留学生・元留学生会等、学術・研究・教育分野、助成金団体等、就職関連、日本の紹介等のテーマに関する情報を届けたことは、留学経験者のネットワークの構築に資するものであり、フォローアップの観点から評価できる。

・日本国内における留学生に対する支援を着実に実施するとともに、国内留学生会年次総会の開催を通じて、ネットワークの促進に努めたことは評価できる。

4. その他参考情報

特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-2	留学生支援事業 (2) 日本人留学生に対する支援		
業務に関連する政策・施策	政策目標 1 3 豊かな国際社会の構築に資する国際交流・協力の推進 施策目標 1 3-1 国際交流の推進	当該事業実施に係る根拠(個別法条文など)	独立行政法人日本学生支援機構法第 13 条第 1 項第 2 号、第 7 号
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和 4 年度行政事業レビュー番号 0168 0434

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット(アウトカム)情報								②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度		元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
(1) 日本留学試験の渡日前入学許可実施校数(年度計画値)	182 校以上	—	182 校以上	182 校以上	182 校以上	—	—	予算額(千円)	16,607,835	16,338,383	15,317,708	—	—
(実績値)	—	181 校	185 校	186 校	192 校	—	—	決算額(千円)	16,436,758	8,684,140	9,016,701	—	—
(達成度) ※計画値を 100%とする。	—	—	101.6%	102.2%	105.5%	—	—	経常費用(千円)	16,348,653	8,761,001	8,684,991	—	—
(2) 日本語教育センターの卒業予定者による教育内容等に対する満足度(年度計画値)	肯定的評価の割合が 80%以上	—	80%以上	80%以上	80%以上	—	—	経常利益(千円)	7,039	173,532	8,988,763	—	—
東京日本語教育センター(実績値)	—	94.3%	94.7%	91.4%	97.7%	—	—	行政コスト(千円)	17,750,870	9,604,274	9,258,910	—	—
(達成度) ※計画値を 100%とする。	—	—	118.4%	114.3%	122.1%	—	—	従事人員数	116	112	112	—	—
大阪日本語教育センター(実績値)	—	100.0%	97.1%	91.3%	97.5%	—	—	—	—	—	—	—	—
(達成度) ※計画値を 100%とする。	—	—	121.3%	114.1%	121.9%	—	—	—	—	—	—	—	—
(3) イベント実施	126 回以上	—	26 回以上	26 回以	26 回以	—	—	—	—	—	—	—	—

及び他機関が実施するイベントへの協力回数 (計画値)	(第4期中期目標期間合計)			上	上									
(実績値)	—	125回 (第3期中期目標期間合計)	32回	13回	27回	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(達成度) ※計画値を100%とする。	—	—	123.1%	50%	103.8%	—	—	—	—	—	—	—	—	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	主な業務実績等	自己評価	評定	B
	① 海外留学に関する情報提供等の充実【A】 ② 学資金の支給【B】	〈評定〉 A 〈評定根拠〉 各項目を通じて、コロナ禍という制約がある条件下にもかかわらず、所期の目標を達成したことからA評定とする。	<評定に至った理由> 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められる一方、一方、コロナへの対応は昨年度より求められている状況であることと、目標の達成状況を比較し、B評定とした。	
<22> 日本人学生の海外留学に関する情報提供等の実施状況 S：イベント実施及び協力回数がA評定と同等以上で、かつ質的に顕著な成果が得られている A：32回以上 B：26回以上 32回未満 C：21回以上 26回未満 D：21回未満	○海外留学情報の収集・整理 海外の高等教育機関に関する情報の収集・整理の一環として、留学先として非英語圏の国・地域の需要が高まっていることを受け、英語で学位取得ができる非英語圏の国・地域の情報を収集することとし、令和2年度に対象となる非英語圏の国・地域や英語学位課程に関する情報収集の効果的な方法や課題の分析等の検討を行い、令和3年度に情報収集を実施した。結果は令和4年度に「海外留学支援サイト」に掲載するべく準備を進めている。 ○ホームページ等による情報提供の充実 (1)「海外留学支援サイト」の運営 平成26年度に構築した海外留学支援サイトを継続して運営するとともに、最新の海外留学情報をこれまで以上に迅速かつ正確に提供することを目的とし、各関係機関等へ掲載内容の確認及び最新情報の提供依頼を行った。 また、リニューアルについては令和3年度中に実施する計画であったが、仕様書に基づくコンサルティング専門業者による見込み経費が想定を上回ったため、調達の見直しが生じた結果、令和3年度中の実施が不可能になった。このため、令和4年度内の構築に向けて入札を行い、構築業者を決定した。具体的なリニューアル内容については、コンサルティング専門業者による	〈評定〉 A 〈評定根拠〉 ・需要が高まっている非英語圏への留学について新たに情報収集を実施し、令和4年度の公表に向けた準備を進めたことは評価できる。 ・「海外留学支援サイト」において、新型コロナウイルス感染症や留学中の安全情報について情報発信を行うとともに、機構主催のイベント等を積極的に広報したことは評価できる。また、アクセス件数についても、令和2年度の件数と比較して121.8%	<今後の課題・指摘事項> — <その他事項> (委員の皆様へ：ご意見があればこちらにご記載ください。)	

モニター調査結果等に基づいて、見易さや、わかりやすさを基本に、デザインと各内容を構築業者と検討していく予定である。

さらに、令和2年度からリンクを掲載している文部科学省、外務省及び厚生労働省の新型コロナウイルス感染症関連の情報や、留学中の学生向けの各国・地域の緊急救援基金情報及び海外安全のリンク等を引き続き掲載するとともに、令和3年度は、日本人留学生の薬物使用事案が増加していることを踏まえ、警視庁と連携し、薬物乱用防止について説明している警視庁のサイトのリンクを新たに掲載し、随時必要とされる情報の提供に努めた。

〈「海外留学支援サイト」アクセス件数〉

令和3年度	(参考) 令和2年度	前年度比
1,040,316件	854,302件	121.8%

(2) 「海外留学奨学金検索システム」の運営

海外留学に関する奨学金情報を検索できる海外留学奨学金検索システムを継続して運営するとともに、コンテンツの更新を行った。

〈海外留学奨学金検索システムアクセス件数〉

令和3年度	(参考) 令和2年度
33,067件	31,715件

(3) 動画コンテンツの配信

海外留学オンラインフェアの動画を期間限定でも良いので配信して欲しい、との参加者からの要望を受けて、承諾を得ることができた参加機関等による説明動画 24 本を配信した。

(4) SNS の利用

Facebook を通じて適宜情報提供を行い、海外留学に関する情報発信を行った。

〈留学生事業のFacebook ファン数〉【再掲】

令和3年度	(参考) 令和2年度	前年度比
19,901件	14,714件	135.3%

(注) Facebook のファン数は、年度末時点の件数を表す。

○出版物の作成

「海外留学奨学金パンフレット」(海外留学のための奨学金一覧)を作成し、大学、関係機関等にも提供するとともに、ホームページに掲載し、海外留学情報の普及に努めた。

〈出版物の作成部数〉

出版物名	作成部数
海外留学奨学金パンフレット	3,000部

増となっていることは評価できる。

- ・海外留学を実施する者を増加させるため、留学希望者及び留学が 念頭にある者に対して、説明会やセミナー等において海外留学支援制度の情報提供や留学経験者を活用して体験談を提供した。
- ・イベント実施及び他機関実施イベントへの協力回数は、令和 2 年度に実施したイベントの参加者アンケート調査の結果を踏まえ、実施方法などを改善し、イベントのオンライン開催の実施体制を整え、令和 2 年度の実績 13 回から 27 回に増やすことができ、コロナ禍という制約がある条件下で年度計画値を達成できたことは評価できる。
- ・また、イベント情報の広報とイベント実施機関の拡大を目的として 広報活動を強化するとともに、NPO 団体や、高校や大学へのイベントにも積極的に協力したことは評価できる。

○海外留学イベントの実施及び他機関実施イベントへの協力

令和3年度の機構主催イベントは、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度に引き続きすべてオンライン開催となった。開催に当たっては、令和2年度に実施したイベントの参加者アンケート調査の結果を踏まえ、実施方法などを改善した。また、オンライン開催の実施体制を整え、開催回数は年度計画値の達成に努めた。他機関実施イベントへの協力も新型コロナウイルス感染症の影響により、すべてオンライン開催となったが、主催者も機構側もオンライン開催に慣れてきたこともあり、協力回数は令和2年度より増加した。

(1)海外留学フェア実施状況

留学希望者が効果的に留学準備を進められるように、令和3年6月に対面での海外留学フェアを予定していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止し、「海外留学オンラインフェア2021」と題して、令和3年9月にオンラインで開催した。令和2年度は動画配信のみであったが、令和3年度はライブセミナー形式で、機構を含む在日外国公館等による28のセミナーを実施し、留学希望者の関心の高い留学情報の収集や留学資金に関する情報を含む留学の基礎情報に加えて、新型コロナウイルス感染症による各国・地域における留学への影響や対応について最新の情報を提供した。

<海外留学フェア実施状況>

日程	参加者数	満足度
9月11日・12日	1,058人	80.0%

(2)海外留学説明会実施状況

海外留学希望者の関心が高い海外貸与奨学金や海外留学支援制度等の情報について、年間を通してオンライン説明会を行った。留学を希望する幅広い層が参加しやすいよう、JASSO奨学金ランチタイムセミナーとしてお昼時間帯の45分間とし、計7回開催した。また、留学経験者の生の声を届けるため、テーマ毎に海外留学経験者から経験談を直接聞ける留学経験者セミナーを計5回開催し、コロナ禍の留学経験を含めた情報発信を行った。

<海外留学オンライン説明会実施状況>

内容	日程	回	参加者数	満足度
JASSO 奨学金ランチタイムセミナー	6月2日	第1回	86人	63.6%
	6月9日	第2回	190人	44.2%
	6月18日	第3回	149人	76.9%
	6月25日	第4回	87人	36.9%
	9月17日	第5回	173人	64.7%
	2月24日	第6回	57人	87.5%
	3月18日	第7回	159人	57.7%
留学経験者セミナー	8月22日	第1回	54人	88.9%
	10月17日	第2回	121人	84.6%
	11月6日	第3回	48人	95.2%
	12月12日	第4回	49人	92.9%

	12月12日	第5回	79人	90.5%
--	--------	-----	-----	-------

(3)他機関実施イベントへの協力状況

新型コロナウイルス感染症の影響により、在日外国公館や大学等が主催する留学フェアやイベント等の多くがオンラインでの開催となった。そのため、令和2年度に協力した機関に加え、新たにNPO団体主催のイベント、大学及び高校の7機関の説明会等へ参加し、海外留学のための奨学金等の情報提供に努め、計14回協力した。

(4)動画コンテンツの配信【再掲】

海外留学オンラインフェアの動画を期間限定でも良いので配信して欲しい、との参加者からの要望を受けて、許諾を得ることができた参加機関等による説明動画24本を配信した。

〈海外留学イベントの実施及び他機関実施イベントへの協力状況〉

区分	令和3年度	(参考) 令和2年度
海外留学フェア	1回	1回
海外留学説明会	12回	5回
他機関実施イベントへの協力	14回	7回
全体	27回	13回

〈23〉日本人留学生に対する学資金支給の実施状況

○海外留学支援制度（協定派遣）の実施

我が国の高等教育機関の国際化・国際競争力強化に資することを目的として、我が国の大学等が、諸外国の大学等との学生交流に関する協定等に基づいて諸外国の大学等に学生を短期間派遣するプログラムを審査の上、以下のとおり採択した。また、採択されたプログラムにより派遣する留学生に対し、以下のとおり奨学金を支給した。

(1)プログラムの採択状況

プログラム枠として各大学等が開設した特色ある短期留学生派遣プログラムを、重点枠としてグローバル化を一層推進する観点から該当するプログラムを、それぞれ以下のとおり採択した。

〈海外留学支援制度(協定派遣)採択プログラム数〉 (単位：件)

区分		令和3年度	(参考) 令和2年度
プログラム枠		1,112	1,281
重点枠	大学の世界展開力強化事業	49	53
	スーパーグローバル大学創成支援	37	36
	UMAP 推進		3
計		1,198	1,373

(2)支援内容

奨学金月額：60,000円～100,000円（留学先地域により異なる）
 渡航支援金：320,000円（平成30年度から一定の家計基準を満たす者に対して支給しており、令和3年度からは160,000円から320,000円に増額した。）

〈評定〉 B

〈評定根拠〉

- 海外留学支援制度（協定派遣）に係る奨学金支給業務について、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた大学等や留学生に対し、渡航支援金の対象者を拡大する等の柔軟な対応を行いつつ、円滑に実施したことは評価できる。また、事前・事後研修に係る事例を学校関係者が管理システムで検索できるよう改修し、留学効果を高めるための取組を進めていることは評価できる。
- 海外留学支援制度（学部学位取得型）に係る奨学金支給業務について、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた大学等や留学生に対し、日本国内のオンライン学修であっても支援の対象とする等の柔軟な対応を行いつつ、円滑に実施したことは評価

〈今後の課題・指摘事項〉

－

〈その他事項〉

（委員の皆様へ：ご意見があればこちらにご記載ください。）

(3) 令和3年度支援実績

令和2年3月に新型コロナウイルス感染症の影響により、全世界が外務省の海外安全ホームページにおける感染症危険情報レベル2以上となり、学生の新規派遣は実施できていなかったが、令和3年8月以降、1学年(9か月)相当の留学について、誓約書を提出することにより、感染症危険情報レベル2又はレベル3の国・地域への渡航であっても支援の対象とした。

〈海外留学支援制度(協定派遣)支援実績(新規採用者数)〉

(単位:人)

区分		令和3年度	(参考) 令和2年度
プログラム枠		1,350	1
重点 枠	大学の世界展開力強化事業	33	0
	スーパーグローバル大学創成支援	21	0
	UMAP 推進		0
計		1,404	1

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度に学生を派遣できなかったことにより、令和3年度に継続して支援した学生はいなかった。

〈海外留学支援制度(協定派遣)支援実績(継続支援者数)〉

(単位:人)

令和3年度	(参考) 令和2年度
0	1,740

(4) 留学期間の長期化を促す取組及び政府方針を踏まえた支援の検討状況

- ・帰国後に学位取得目的の長期留学につながるような短期留学への取組や、短期留学の成果を定着させるための取組を行うプログラム等に対して重点的な支援を行うための方策として、令和3年度募集の学生交流創成タイプ(タイプA)として申請する協定派遣プログラムについて、派遣日数を8日以上1年以内の期間から、31日以上1年以内の期間を対象とするよう募集要項を変更した。
- ・全ての派遣プログラム申請時に、帰国後に学位取得目的の長期留学につながるような短期留学の取組や短期留学の成果を定着させるための取組例の記載が可能となるようシステム改修を行った。

(5) 新型コロナウイルス感染症に関連する特別措置について

- ・令和2年度海外留学支援制度(協定派遣)の採択プログラムのうち、令和3年度においても継続して支援するプログラム(学生交流推進タイプ(タイプB))の採択について、本来は、採択年度において実績がないと翌年度の採択を取り消すところ、令和2年度の実績がない場合においても採択を取り消さないよう特例措置を講じた。
- ・渡航支援金の対象者について、直近の所得証明書の所得額を基準に支給の有無を決定していたが、新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変し、経済的に困窮している学生も支援の対象とした。
- ・令和3年8月以降、1学年(9か月)相当の留学について、誓約書を提出することにより、

できる。また、ホームページでの広報や関係機関への案内の郵送、個別相談会への参加等、様々な関係機関に対して制度の周知を効果的に行ったほか、採用者を対象に事前オリエンテーションを行い、有用な情報や知識を提供したことは評価できる。

- ・海外留学支援制度(大学院学位取得型)に係る奨学金支給業務について、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた大学等や留学生に対し、日本国内のオンライン学修であっても支援の対象とする等の特別措置など柔軟な対応を行いつつ、円滑に実施したことは評価できる。
- ・個人及び民間企業等からオンラインを積極的に活用して寄附金を募り、民間の力を活用して官民協働海外留学支援制度を運営した。意欲と能力のある日本人留学生を海外に派遣するために、新型コロナウイルス感染症による影響を鑑み、面接審査はオンラインで実施したうえで、選考したことは評価できる。
- ・官民協働海外留学支援制度について、新型コロナウイルス感染症への対応(影響への対応)や、コロナ禍において、選考・面接の実施、広報活動、イベント開催、寄附金募集活動などの取組についてオンラインを積極的に活用し工夫したことは評価できる。
- ・支援企業と連携して、官民協働海外留学支援制度の事前研修・事後研修を計画的に実施し、留学による効果を高めるとともに、メンタリング制度により留学中の派遣留学生に対する支援

感染症危険情報レベル2又はレベル3の国・地域への渡航であっても支援の対象とした。【再掲】

○海外留学支援制度（学部学位取得型）の実施

留学生交流の一層の拡充を図り、日本と諸外国との相互理解と友好親善を増進し、国際的にも指導的立場で活躍できる優秀な人材の育成に努め、グローバル人材の育成に必要な日本人学生の海外留学を促進するとともに日本の国際化・国際競争力強化に資することを目的に諸外国の学士の学位を取得するための留学をする日本人学生等を対象とした、給付型の奨学金制度である「海外留学支援制度（学部学位取得型）」を実施した。

(1) 支援内容

- ・奨学金月額：59,000円～118,000円（留学先地域により異なる）
- ・授業料実費（年度上限2,500,000円）

(2) 令和3年度支援実績

以下のとおり、支援を実施した。

<海外留学支援制度(学部学位取得型) 支援実績>

区分	支援人数
令和3年度新規採用者	45人
令和2年度以前からの継続者	145人

(3) 令和4年度の募集・選考

以下のとおり、令和4年度採用者の募集、選考を行った。

<海外留学支援制度(学部学位取得型) 採用実績>

区分	令和4年度	(参考) 令和3年度
応募者数	223人	235人
採用者数	45人	45人

(4) 募集・選考業務等の効率化

募集・選考業務をオンラインで実施し、書類のペーパーレス化及び業務の効率化を図りつつ、応募者、選考委員及び機構の間の連携を円滑かつ効率的に進めることにより、確実な実施に努めた。

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、オンラインにより面接審査を実施した。

(5) 効果的な周知の実施状況

海外留学支援制度（学部学位取得型）の周知として、以下の取組を実施した。

①募集案内等の郵送

募集概要の機構ホームページへの掲載に併せて、全国の教育委員会、知事部局、スーパーグローバルハイスクール採択校等の高等学校及び在日の外国大使館等の関係機関に募集案内

も実施し、学生の成長の促進及び留学中のモチベーションの維持に取り組んだことは評価できる。

・当初の計画では2020年で留学生の派遣を終了する予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、計画を2年延長し、令和3年度派遣留学生の募集・選考を行い、一定の条件と機構の承認をもって支援対象としたなど、派遣人数1万人という目標の達成に向けて引き続き取組を行ったことは評価できる。

・新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、選考、面接、研修・メンタリング等を、オンラインを活用して実施したことは評価できる。

内やチラシを郵送した（令和3年9月）。

②個別相談会の実施

機構主催の海外留学オンラインフェア（令和3年9月12日）や海外留学オンライン説明会（JASSO 奨学金ランチタイムセミナー）（計4回）において制度概要について周知するとともに、留学希望者に対し個別相談を行った。

③紹介動画の掲載

「海外留学支援サイト」に制度の概要を紹介する動画を掲載した。

(6)事前オリエンテーションの実施

国費留学生としての自覚を持たせること及び危機管理意識を持たせることの必要性から、事前オリエンテーションを実施した。
令和4年度採用者を対象とした事前オリエンテーションは、令和4年3月15日にオンラインで実施した。

(7)新型コロナウイルス感染症への対応

派遣学生に対して、感染症危険情報レベルが2以上の場合、支援の対象外としているが、誓約書を提出することにより、感染症危険情報レベル2以上の国・地域への渡航であっても支援の対象とするほか、日本国内のオンライン学修であっても支援の対象とした。
また、休学、留学開始時期の取扱要件の緩和及び支援期間の延長を行った（休学14人、留学開始時期の取扱要件の緩和1人、支援期間の延長17人）。
令和4年度の応募者に対して、応募書類の一つである語学試験結果の提出日を猶予した（11人）。

○海外留学支援制度（大学院学位取得型）の実施

留学生交流の一層の拡充を図り、日本と諸外国との相互理解と友好親善を増進し、国際的にも指導的立場で活躍できる優秀な人材の育成に努め、グローバル人材の育成に必要な日本人学生の海外留学を促進するとともに、日本の国際化・国際競争力強化に資することを目的に、諸外国の大学等で修士・博士の学位取得を目指す日本人学生等を対象に、給付型の奨学金制度である「海外留学支援制度（大学院学位取得型）」を実施した。

(1)支援内容

- ・奨学金月額：89,000円～148,000円（留学先地域により異なる）
- ・授業料実費（年度上限2,500,000円）

(2)令和3年度支援実績

以下のとおり、支援を実施した。

<海外留学支援制度(大学院学位取得型)支援実績>

区分	支援人数
令和3年度新規採用者	108人

令和2年度以前からの継続者

159人

(3) 令和4年度の募集・選考

以下のとおり、令和4年度採用者の募集、選考を行った。

〈海外留学支援制度(大学院学位取得型)採用実績〉

区分	令和4年度	(参考) 令和3年度
応募者数	454人	457人
採用者数	121人	108人

(4) 募集・選考業務等の効率化

募集・選考業務をオンラインで実施し、書類のペーパーレス化及び業務の効率化を図りつつ、応募者、選考委員及び機構の間の連携を円滑かつ効率的に進めることにより、確実な実施に努めた。

(5) 効果的な周知の実施状況

海外留学支援制度(大学院学位取得型)の周知として、以下の取組を実施した。

① 募集案内等の郵送

募集概要等の機構ホームページへの掲載に併せて、全国の国公立大学に募集要項を郵送した(令和3年9月)。

② 広告掲載等の実施

応募者数の増加に向けた取組として、比較的会員数が多く、学生や学校関係者が購読層である日本機械学会等5学会の学会誌発行に合わせて本制度のチラシ同封を依頼したほか、学会誌誌面への広告掲載を実施した。その他、国立研究開発法人科学技術振興機構(JST)が管理するサイエンスポータル等に募集内容を掲載した。

③ 個別相談会の実施

機構主催の海外留学オンラインフェア(令和3年9月12日)や海外留学オンライン説明会(JASSO奨学金ランチタイムセミナー)(計3回)において制度概要について周知するとともに、留学希望者に対し個別相談を行った。

④ 紹介動画の掲載

「海外留学支援サイト」に制度の概要を紹介する動画を掲載した。

(6) 新型コロナウイルス感染症に関連する特別措置について

派遣学生に対して、感染症危険情報レベルが2以上の場合、支援の対象外としているが、誓約書を提出することにより、感染症危険情報レベル2以上の国・地域への渡航であっても支援の対象とするほか、日本国内のオンライン学修であっても支援の対象とした。

休学及び支援期間の延長などを行った(休学2人、支援期間の延長10人)。

令和4年度に応募者に対して、応募書類の一つである語学試験結果の提出日を猶予した(21人)。

○「トビタテ！留学 JAPAN」の施策で得た経験の海外留学支援制度での活用について
「トビタテ！留学 JAPAN」の施策で得た経験の活用については、文部科学省等の意見等を踏まえ、検討を行い、事前・事後研修を海外留学支援制度にも取り入れることとした。海外留学支援制度（協定派遣）の事前・事後研修に係る事例を学校関係者が管理システムで検索できるよう改修したほか、海外留学支援制度（学部学位取得型）においては採用者を対象とした事前オリエンテーションを引き続き実施するなど、留学効果を高めるため取組を進めている。

○官民協働海外留学支援制度（トビタテ！留学JAPAN）の実施
経済団体、支援企業、教育機関関係団体及び自治体全国組織等の代表から構成されるグローバル人材育成コミュニティ協議会の意見を踏まえつつ、民間の知見と支援を活用し、実社会で求められる資質・能力の育成を社会全体で集中的に支援するために官民が協力した海外留学支援制度である「官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学JAPAN日本代表プログラム～」の派遣留学生の募集・選考を行い、大学生等コース、高校生コース及び地域人材コースのそれぞれについて採用者を支援した。

(1)大学生等コース

大学生等コースは、理系、複合・融合系人材コース、新興国コース、世界トップレベル大学等コース及び多様性人材コースから構成される。平成30年度からは理系、複合・融合系人材コースに未来テクノロジー人材枠を設けた。

①支援内容

以下の内容で、派遣留学生に対して奨学金等の支援を行った。

<平成29年度前期（第6期）以降>

奨学金 (月額)	留学先地域により区分： 16万円、12万円 [家計基準を超える者は一律6万円]
留学準備金 (定額)	15万円（アジア地域）、25万円（アジア地域以外）
授業料 (定額)	大学・大学院の授業料が対象 ・1年以内の留学・・・ 30万円 ・1年を超える留学・・・ 60万円

<令和2年度前期（第12期）以降>

授業料 (定額)	大学・大学院の授業料が対象 30万円 (第12期以降、留学期間は最長で1年以内となる。)
-------------	--

②募集・選考に係る実績

令和3年度（第14期）派遣留学生の募集を行い、973人（185校）の申請があり、411人を採用した。新型コロナウイルス感染症による影響を鑑み、面接審査はオンラインで実施した。

〈コース別内訳〉

コース名	申請者数	採用者数
理系、複合・融合系人材コース	330人	182人
うち未来テクノロジー人材枠	32人	23人
新興国コース	104人	54人
世界トップレベル大学コース	122人	43人
多様性人材コース	417人	132人

③新型コロナウイルス感染症による影響及びその対応

一部の令和元年度後期（第11期生）及び令和2年度前期（第12期生）に加えて、令和3年度（第14期生）の派遣留学生については予定通りの渡航ができなくなった。

[対応]

留学開始期限を延長した。

（令和4年3月31日→令和5年2月28日）

また、令和2年度に引き続き、一定の条件と機構の承認をもって、日本国内においてオンラインでの留学開始を認め、留学準備金と授業料を支給した。

これに加え、感染症危険情報レベル2、3の国・地域への渡航においては、令和3年6月17日付で連続した9か月以上の留学期間の者について、令和4年2月4日付でそれ以外の者について、一定の条件と機構の承認をもって支援対象とした。

(2) 高校生コース

意欲のある若者の留学を高等学校段階から支援することで海外留学の機運を高めることを目的とする「高校生コース」の募集を行った。

① 支援内容

以下の内容で、派遣留学生に対して奨学金等の支援を行った。

〈アカデミック（ロング）〉

授業料	留学先における授業料相当額（学費・登録料）： 30万円
現地活動費 （毎月）	留学先地域、留学期間により区分： 10万円～14万円
往復渡航費	10万円（アジア地域）、20万円（アジア地域以外）

〈アカデミック（ロング）以外〉

奨学金 （一括支給）	留学先地域、留学期間により区分： 24万円～95.5万円
---------------	---------------------------------

（注）家計基準を超える者は、それぞれの金額に0.6を乗じた金額を支給。令和2年度まで支給していた「事前・事後研修参加費」（事前・事後研修参加のための国内旅費の一部）は、新型コロナウイルス感染症の影響により、研修をオンラインで実施したため旅費が発生せず、支給はなし。

②募集・選考に係る実績

令和3年度(第7期)派遣留学生の募集を行い、1,419人(585校)の申請があり、704人を採用した。新型コロナウイルス感染症による影響を鑑み、面接審査はオンラインで実施した。

〈分野別内訳〉

コース別	申請者数	採用者数
アカデミック(テイクオフ)新高校1年生対象	234人	119人
アカデミック(テイクオフ)新高校2-3年生対象	437人	245人
アカデミック(ショート)	197人	111人
アカデミック(ロング)	199人	18人
スポーツ・芸術	141人	83人
プロフェッショナル	83人	57人
国際ボランティア	128人	71人

③新型コロナウイルス感染症による影響及びその対応

一定の条件と機構の承認をもって、日本国内においてオンラインでの留学開始を認め、奨学金(授業料相当額)を支給した。これに加え、感染症危険情報レベル2、3の国・地域への渡航においては、令和3年6月17日付で連続した9か月以上の留学期間の者について、令和4年2月21日付で、それ以外の者について、一定の条件と機構の承認をもって渡航しての留学開始を認めた。

(3)地域人材コース

地域の活性化に貢献し、地域に定着する意欲のある学生を対象に、地域内でのインターンシップを組み合わせた留学を支援する「地域人材コース」の募集を各採択地域で行った。

①支援内容

以下の内容で、派遣留学生に対して奨学金等の支援を行った。

〈平成29年度前期(第6期)以降〉

奨学金 (月額)	留学先地域により区分：16万円、12万円 [家計基準を超える者は一律6万円]
留学準備金	往復渡航費(定額) 10万円(アジア地域)、20万円(アジア地域以外)
	研修参加費(上限)6万4千円
授業料 (上限)	・1年以内の留学・・・30万円 ・1年を超える留学・・・60万円

〈令和2年度前期(第12期)以降〉

授業料 (上限)	30万円 (第12期以降、留学期間は最長で1年以内となる。)
-------------	-----------------------------------

②募集・選考に係る実績

令和3年度（第14期）派遣留学生の募集を行い、41人（22校）の申請があり、33人を採用した。

※栃木県、沖縄県、広島県福山市は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、地域協議会の判断で派遣中止となった。

地域名	地域事業の名称	実績	
		申請数	採用数
北海道	北海道海外留学支援事業～トビタテ！道産子海外留学応援プログラム～	2人	2人
山形県	やまがたの未来を切り開くグローバル人材育成プログラム	6人	5人
群馬県 太田市	新田山（にいたやま）グローバル人材育成事業	0人	0人
栃木県	とちぎグローバル人材育成プログラム（上級コース）	3人	2人
石川県	いしかわの明日の人材を育成する実践的留学プログラム支援事業	5人	5人
静岡県	ふじのくにグローバル人材育成事業	0人	0人
奈良県 奈良市	「奈良を『開く』人材」グローバル人材育成プロジェクト	2人	1人
広島県 福山市	トビタテ学種！花開け学種！ふくやまグローバル人材育成事業	3人	3人
島根県	島根県グローバル人材育成支援事業	0人	0人
香川県	香川地域活性化グローバル人材育成プログラム	2人	2人
熊本県	「熊本と世界をつなぐ」グローバル人材育成事業	2人	2人
大分県	大分県地域グローバル人材育成・定着事業	4人	3人
沖縄県	沖縄からアジアへトビタテ！留学JAPAN プロジェクト	12人	8人
計		41人	33人

③新型コロナウイルス感染症による影響及びその対応

一定の条件と地域協議会の承認をもって、日本国内においてオンラインでの留学開始を認めた。これに加え、感染症危険情報レベル2、3の国・地域への渡航においては、令和3年

6月17日付で連続した9か月以上の留学期間の者について、令和4年2月21日付で、それ以外の者について、一定の条件と地域協議会の承認をもって渡航しての留学開始を認めた。

④新型コロナウイルス感染症による影響と地域協議会に対する支援

地域協議会に対する支援（運営経費の一部を交付）は令和2年度で終了のところ、まだ渡航できていない学生を支援するため、令和3年度までの支援を更に延長し、令和4年度まで支援をすることとなった。また、地方経済の悪化を鑑み、地域事業に必要な資金の取扱いの柔軟化を講じた。

(4)各種イベントの実施

①「#せかい部」

高校生の海外や留学の関心を喚起するためにサッカー日本代表選手などをゲストに招いたインスタライブ等を実施した。

②模擬留学イベント及びオンラインオープンキャンパスイベント

留学を一時断念させるを得ない学生や未来の留学生へエールを送るプロジェクトとして、海外大学への進学を果たした留学生に、海外の授業を英語で行ってもらい、質疑応答をする模擬留学イベントを定期的に開催した。

また、留学生が1日の流れを動画撮影し、その動画を見せながらキャンパスライフを紹介し、質疑応答をするオンラインオープンキャンパスイベントも定期的に実施した。

③海外大学留学セミナー及び海外大学院留学セミナー

海外大学留学セミナーは、「費用負担の少ないアジアとヨーロッパの海外進学の魅力と準備について」「欧米への海外大学進学の奨学金や準備について」の2テーマに分けて2回開催し、積極的な質疑応答が行われた。

海外大学院進学セミナーは講師のほか、アメリカ、イギリス、オーストラリア及びフランスの大学院で修士号又は博士号を取得した4人の体験者も登壇し、留学体験のパネルトークを行い、質疑応答を行った。

(5)審査業務等の効率化

審査業務の実施や留学計画変更申請業務等の処理に当たっては、オンラインを活用し、学生、生徒、選考委員、学校及び機構の間の連携を円滑かつ効率的に進めることにより、その確実な実施を図っている。

(6)制度の周知に向けた取組

支援企業と連携した広報活動をはじめ、ホームページ、ポスター、チラシの制作、イベント、SNS活用及びメディア掲載などを通じて、さらなる周知を図るとともに、メディアへの働きかけを実施した。

特に新型コロナウイルス感染症拡大の影響下においても実施可能な取組に努め、留学準備や留学の目的意識を醸成するための動画やチラシ等の作成やオンラインセミナーの開催に尽力した。

(7) 今後の方向性について

新型コロナウイルス感染症の影響により次期トビタテへの移行は1年後ろ倒しで対応することとなった。2022年度以降の「トビタテ！」の在り方について、文部科学省と連携して検討を進めた。

(8) 寄附金募集活動

事業実施のため、令和3年度は、機構幹部及びグローバル人材育成部並びに文部科学省幹部等により、オンラインを積極的に活用して(一部は対面)企業等と面談し、寄附金募集活動を行った。その結果、新たに4社・団体からの支援の決定を受け、法人及び個人合わせて計201,115,587円の寄附金収入があった。その他、現支援企業には、次期事業活動の構想を前広に説明することで、継続的な支援の依頼を行った。

個人寄附拡大のため、連携団体の開拓及び関係強化を進め、イベントの共催等、PR活動に注力した(東京青年会議所とのイベント共催15件、個人寄附獲得15件)。

また、季節の挨拶状送付、トビタテの活動報告等、既存寄附者及び新規アプローチ先へのきめ細かなフォローに留意し、500千円以上の大口個人寄附4件の獲得に結実した。

○2020年度の派遣人数1万人の目標達成に向けた取組状況

当初計画では2020年までに留学生の派遣を終了する予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえて、計画を2年延長し、高校生コース第7期及び大学生等コース第14期の募集・採用を行うなど、派遣人数1万人という目標の達成に向けて取り組んだ。

<採用状況(累計)>

目標	10,000人			
採用者累計	9,471人			
	大学生等		高校生	
	申請者	採用者	申請者	採用者
合計	19,266人	6,074人	11,028人	3,397人
平成26年度	1,700人	323人	-	-
平成27年度	2,074人	660人	514人	303人
平成28年度	3,220人	950人	2,058人	511人
平成29年度	3,275人	1,115人	1,904人	501人
平成30年度	3,505人	1,092人	2,108人	538人
令和元年度	3,367人	976人	3,025人	840人
令和2年度	1,111人	514人	-	-
令和3年度	1,014人	444人	1,419人	704人

(注) 令和2年度は、大学生等コースの前期のみ、令和3年度は大学生等コース・高校生コースともに募集は1回のみ。

○留学前・留学後の研修

・「官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学JAPAN日本代表プログラム～」のプログラムの一

環として、留学の効果を高めるため、留学開始前及び留学終了後の派遣留学生を対象として、事前研修・事後研修を実施している。

実施に当たっては、グローバル人材としての意識の醸成のため、支援企業の経営幹部による講演や留学・海外経験のある社員や帰国した派遣留学生による留学計画や留学中の活動へのアドバイスを行う等、より効果的な留学機会を提供できるよう努めている。

- ・事前研修・事後研修には、研修に関する専門知識とノウハウを有する外部業者を活用し、円滑かつ効率的な運営に努めている。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、オンライン開催とした。

(1) 大学生等コースの事前研修

① 目的

- ・将来のグローバルリーダーとしての動機付け
- ・留学目的・計画の明確化
- ・成長と活躍に必要な土台作り
- ・派遣留学生間の連帯感と使命感の醸成

② プログラム概要

新型コロナウイルス感染症の影響により、当初の留学計画通りには留学できない可能性もあり、先が見えない状況の中で、今できることは何か等を考える研修内容とした。

- ・産業界からグローバルに活躍するリーダーたちを招聘した講演
- ・多様な領域で活躍する若手リーダーによるパネルディスカッション
- ・自分が留学期間中に意識すべきことの明確化や、日本についての理解の深化、自分の成長経験を共有するためのワークショップ・研修を通じて改善した留学計画のプレゼンテーション 等

③ 令和3年度開催実績

開催方法	開催回数	参加者数
オンライン	6回	388人

(2) 大学生等コースの事後研修

① 目的

- ・留学経験の振り返りと自己の軸の再確認
- ・リーダーに向けての意識転換
- ・留学機運醸成に対する意義付け
- ・長期的な展望の整理

② プログラム概要

新型コロナウイルス感染症の影響により、留学を中断・中止した学生や、帰国後にオンライン学修で留学を終了した学生も多いことから、留学の振り返りだけでなく、留学から帰国後の活動や考えたこと等も含めて振り返り、今後にどう活かしていくかについて検討する研修内容とした。

- ・留学成果のグループ内での共有
- ・多様な領域で活躍する若手リーダーやトビタテ OB 及び OG によるパネルディスカッショ

ン

- ・産業界からグローバルに活躍するリーダーを招聘した講演
- ・留学で得た経験を基に、派遣留学生の志を整理し、今後の活動を検討するためのワークショップ
- ・留学の成果と今後の活動方針についてのプレゼンテーション 等

③令和3年度開催実績

開催方法	開催回数	参加者数
オンライン	6回	103人

(3)高校生コースの事前・事後研修

新たに採用した第7期派遣留学生に対して事前研修を、オンライン環境下での学修にて留学を終了した第7期派遣留学生に対して事後研修を実施した。

新型コロナウイルス感染症による影響を鑑み、いずれもオンラインにより実施した。

<事前研修（第7期生）開催実績>

開催方法	開催回数	参加者数
オンライン	5回	691人

<事後研修（第7期生）開催実績>

開催方法	開催回数	参加者数
オンライン	1回	14人

○メンタリング制度

「官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～」の一環として、留学中においても、アドバイザーとして、留学生活上の様々な悩みについて相談を受け、派遣留学生のモチベーションの状態を把握しながら寄り添って考える「メンター」を支援企業の留学経験者・海外勤務経験者等から募り、希望する学生（メンティー）に対して一人のメンターを指定し、相談等に応じている。

新型コロナウイルス感染症の影響により、留学スケジュールや計画の変更を余儀なくされた派遣留学生が、留学可能となるまで日本国内でできる留学準備や計画変更の進捗をメンターがバックアップ及びサポートする形で、留学ができない状況にあってもメンティーのモチベーションの維持（メンタルダウンの予防）に主眼をおいて実施した。

(1)目的

- ・留学計画の実践サポートによる学生の成長の促進
- ・留学準備中のモチベーションの維持（メンタルダウンの予防）

(2)実施形態

メンターとメンティーの1対1のコミュニケーションを、原則としてインターネット通話により行う（月1回程度）。

	<p>(3) 令和3年度実施状況 メンター及びメンティーを募集・採用し、両者をマッチングした上で、メンタリングを実施している。</p> <ul style="list-style-type: none">・メンター：21人・メンティー：45人		
--	--	--	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>特になし</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-3	学生生活支援事業		
業務に関連する政策・施策	-	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人日本学生支援機構法第13条第1項第8号、第9号
当該項目の重要度、難易度	-	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和4年度行政事業レビュー番号 0168 0152

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	
									予算額（千円）	308,712	302,594	306,708	-	-
									決算額（千円）	310,069	302,517	241,369	-	-
									経常費用（千円）	293,875	284,350	248,452	-	-
									経常利益（千円）	9,902	△11,754	261,866	-	-
									行政コスト（千円）	517,788	284,350	248,452	-	-
									従事人員数	20	18	16	-	-

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	主な業務実績等	自己評価	評定	A
	(1) 学生生活、学生生活支援に関する情報の収集・分析・提供【A】 (2) 障害のある学生等に対する支援【A】 (3) キャリア教育・就職支援【B】	〈評定〉 A 〈評定根拠〉 各項目を通じて、新型コロナウイルス感染症に対応しつつ、所期の目標を達成したことに加え、一部計画を上回る成果を得たことからA評定とする。	<評定に至った理由> 中期目標管理法人の活動により、以下の点について中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。 ・国として奨学金制度の改善を検討する過程において、学生生活調査の調査結果を活用した個別の集計やデータ分析について迅速に対応した。 ・「学生生活にかかる喫緊の課題に関するセミナー」について、コロナ禍において学生が様々な不安を抱えやすい状況にある中、メンタルヘルスに関して、1,000人を超える教職員に情報や知見の共有を行えた。 ・「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の改正法に関してオンラインセミナーを新たに開催するなど、状況の変化に対応し事業の質を向上させた。	
			<今後の課題・指摘事項> (1) 学生生活、学生生活支援に関する情報の収集・分析・提供 (2) 障害のある学生等に対する支援 各項目の<今後の課題・指摘事項>を参照。 <その他事項> (委員の皆様へ：ご意見があればこちらにご記載ください。)	

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-3	学生生活支援事業 (1) 学生生活、学生生活支援に関する情報の収集・分析・提供		
業務に関連する政策・施策	—	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人日本学生支援機構法第13条第1項第8号、第9号
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和4年度行政事業レビュー番号 0168

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）							
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	
									予算額（千円）	308,712	302,594	306,708	—	—
									決算額（千円）	310,069	302,517	241,369	—	—
									経常費用（千円）	293,875	284,350	248,452	—	—
									経常利益（千円）	9,902	△11,754	261,866	—	—
									行政コスト（千円）	517,788	284,350	248,452	—	—
									従事人員数	20	18	16	—	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	主な業務実績等	自己評価	評価	A
<p><24> 学生生活・学生生活支援に関する情報の収集・分析・提供の状況</p>	<p>○学生生活調査等</p> <ul style="list-style-type: none"> 学生生活調査等 <ul style="list-style-type: none"> 学生の生活状況を把握するため、全国の大学、短期大学、大学院の学生を対象として、「学生生活調査」を隔年で実施している。令和3年度は、令和2年11月に実施した調査の結果を取りまとめ、学生生活調査実施検討委員会での審議を踏まえ、外部有識者による知見を活かした分析を行ったうえで、令和4年3月に調査結果を公表した。なお、大学昼間部の調査結果については、新たに速報値を公表（令和3年9月）することにより、情報提供の早期化を図り、調査結果の利活用を一層促進した。 「高等専門学校学生生活調査」及び「専修学校学生生活調査」についても、令和2年11月に本格実施した調査の結果を令和3年度に取りまとめ、学生生活調査実施検討委員会での審議を踏まえ、令和4年3月に調査結果を公表した。 これらの調査は従前より紙面で実施していたが、調査方法等の見直しを検討した結果、次回（令和4年度）調査から、より効率的かつ効果的な調査の実施に資するためオンラインにより実施することとし、調査システムに必要な要件を決定した。 ○大学等における学生支援の取組状況に関する調査 <ul style="list-style-type: none"> 大学等における学生支援の現状及びニーズを把握するため、全国の大学・短期大学・高等専門学校を対象として、隔年で調査を実施している。令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響に関する調査項目を追加したうえで、9月にアンケート調査（調査校数1,182校、回答校数1,162校）を実施した。 大学等における学生支援について、先進的な取組などの実態を把握するため、取組事例の現地調査を行った。令和3年度は、「新型コロナウイルス感染症の対応を踏まえた取組」をテーマに10校を選定し、感染拡大防止の観点から、調査方法を現地調査からオンラインでの聞き取り調査に変更したうえで実施した。また、調査結果については、従前はアンケート調査の結果と同時に公表していたものを、現地調査の結果を取りまとめ次第公表（令和4年3月）することにより、情報提供の早期化を図った。 ○「学生生活にかかる喫緊の課題に関するセミナー」の開催 <ul style="list-style-type: none"> 学生を取り巻く諸問題や大学等における学生支援に関する喫緊の課題をテーマに、具体的な問題事例や課題解決に向けた好事例の紹介等を行うことにより、先進的な取組等の普及、学生支援の充実を図ることを目的として実施した。 令和3年度は、「コロナ禍における学生のメンタルヘルスと支援」 	<p>〈評定〉 A</p> <p>〈評定根拠〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 学生生活調査については、継続調査として調査結果の取りまとめまで着実に実施しつつ、大学昼間部の調査結果について速報値を公表することにより情報提供の早期化を図り、調査結果の利活用を一層促進したことは、計画を上回る成果として評価できる。 本格実施した高等専門学校学生生活調査及び専修学校学生生活調査についても、専門家の協力を得ながら公表に至ったことは評価できる。 学生生活調査、高等専門学校学生生活調査及び専修学校学生生活調査について、より効率的かつ効果的な調査の実施に資するため、次回以降のオンライン化を決定し、システム構築に着手したことは、計画を上回る成果として評価できる。 大学等における学生支援の取組状況に関する調査について、コロナ禍を踏まえて調査項目を充実させて実施したことは評価できる。また、大学等にとって参考となるよう、コロナ禍においても、調査方法を変更のうえ現地調査を行い、さらに現地調査の結果について、コロナ禍における学生支援に資するよう情報提供の早期化を図ったことは、計画を上回る成果として評価できる。 「学生生活にかかる喫緊の課題に関するセミナー」の開催により、コロナ禍において重要な課題の一つとなっている学生のメンタルヘルス及び支援方をテーマに取り上げ、有意義な情報を大学等教職員に提供するとともに、オンライン開催とすることにより、感染防止を図りつつ、1,000人を超える教職員に対して参加機会を提供したことは高く評価できる。 	<p>〈評定に至った理由〉</p> <p>中期目標管理法人の活動により、以下の点について中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 国として奨学金制度の改善を検討する過程において、学生生活調査の調査結果を活用した個別の集計やデータ分析について迅速に対応した。 「学生生活にかかる喫緊の課題に関するセミナー」について、コロナ禍において学生が様々な不安を抱えやすい状況にある中、メンタルヘルスに関して、1,000人を超える教職員に情報や知見の共有を行えたことは評価できる。 <p>〈今後の課題・指摘事項〉</p> <p>実施する調査の項目や内容については、政策的必要性や社会的情勢、また学生等にとっての分かりやすさの観点から、引き続き検討する必要がある。</p> <p>〈その他事項〉</p> <p>（委員の皆様へ：ご意見があればこちらにご記載ください。）</p>	

	<p>をテーマとして、コロナ禍における学生のメンタルヘルスの状況、対面での対応が困難なときの支援の在り方、さらに自殺予防策や日ごろの学内連携によるきめ細やかな支援方策等、専門家による講演、取組事例の紹介及びディスカッションを通じて、今後の大学等における支援の充実のために参考となる情報や知見の共有を図った。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症拡大防止、参加者の利便性の確保及び積極的な情報提供の観点から、オンライン開催とし、主催者・講師・参加者全てがそれぞれの拠点からリモートで参加する形を取り、かつ当日参加できなかった人も視聴できるよう、セミナー終了後、録画のオンデマンド配信を実施した。</p> <p>(1) 日程 令和3年12月10日</p> <p>(2) 開催方法 Zoom及びYouTubeを利用したオンライン開催</p> <p>(3) 対象 大学等の副学長相当職や部課長相当職、学生支援に携わる教職員</p> <p>(4) 後援 文部科学省、特定非営利活動法人全国大学メンタルヘルス学会、日本学生相談学会</p> <p>(5) 実施概要</p> <p>① 文部科学省による行政説明</p> <p>② 基調講演 「コロナ禍における学生のメンタルヘルス」</p> <p>③ パネルディスカッション 「メンタルヘルス支援の取組」(3校による取組紹介と質疑応答)</p> <p>(6) 参加登録者数 990人(456校)</p> <p>(7) セミナー当日の視聴者数 1,011人 Zoom及びYouTubeより取得したアクセスデータによる。</p> <p>(8) 参加者アンケート結果 満足度：93.8% コロナ禍における学生のメンタルヘルスの対応のほか、様々な角度から学生相談の在り方や連携方法等についての知見が得られ、非常に参考になった等の意見が寄せられた。</p>		
--	---	--	--

<p>4. その他参考情報 特になし</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-3	学生生活支援事業 (2) 障害のある学生等に対する支援		
業務に関連する政策・施策	—	当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)	独立行政法人日本学生支援機構法第13条第1項第8号、第9号
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和4年度行政事業レビュー番号 0168 0152

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット (アウトカム) 情報								②主要なインプット情報 (財務情報及び人員に関する情報)						
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	
									予算額 (千円)	308,712	302,594	306,708	—	—
									決算額 (千円)	310,069	302,517	241,369	—	—
									経常費用 (千円)	293,875	284,350	248,452	—	—
									経常利益 (千円)	9,902	△11,754	261,866	—	—
									行政コスト (千円)	517,788	284,350	248,452	—	—
									従事人員数	20	18	16	—	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	主な業務実績等	自己評価	評価	A
<p><25> 障害のある学生等に対する支援に係る事業、調査・分析等の実施状況</p>	<p>○大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査 障害のある学生の今後の修学支援に関する方策の検討に資するため、全国の大学、短期大学及び高等専門学校における障害学生の状況及びその支援状況について把握することを目的として、毎年実施している。 また、数値データだけでは把握できない実態に関する調査として合同ヒアリングを実施し、各年度のテーマに沿って聞き取りを行っている。</p> <p>(1) 令和2年度調査の公表</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和2年度に実施した調査の結果について、機構ホームページにて公表するとともに、大学等へ送付した（令和3年8月）。 令和2年度調査結果における障害学生数の減少等について、障害学生修学支援実態調査・分析協力者会議による所見を公表した（令和3年10月）。 <p>(2) 令和3年度調査の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和3年9月～12月に調査を実施した。 調査結果については機構ホームページにて公表するとともに、大学等へ送付を予定している（令和4年夏頃）。 <p>(3) 令和3年度合同ヒアリングについて</p> <p>①高等専門学校ヒアリング（令和3年7月） 大学・短期大学とは異なる高等専門学校の実態と課題について</p> <p>②支援機関ヒアリング（令和3年11月） 障害学生支援機関が把握するコロナ禍における障害学生支援について</p> <p>(4) 調査項目の改善・充実 「発達障害」に関する調査項目の改善・充実を図るため、大阪大学、岡山大学及び国立特別支援教育総合研究所の有識者にヒアリングを行った（令和4年2月）。</p> <p>○『「障害者差別解消法」施行に伴う障害学生に関する紛争の防止・解決等事例集』の作成 平成28年4月の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）の施行に伴い、障害のある学生と大学等との間において差別的取扱いや合理的配慮の不提供に関する相談や紛争の防止・解決に関して、各大学等が適切な対応を行うためにどのような体制を整えているかを調査するとともに、参考にできる具体例を収集・分析・公表・普及することを目的とし、『「障害者差別解消法」施行に伴う障害学生に関する紛争の防止・解決等事例集』協力者会議の協力により、以下のとおり実施、公表した。</p> <p>(1) 令和3年度調査の実施・公表</p>	<p>〈評価〉 A</p> <p>〈評価根拠〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 「大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査」について、調査項目の改善・充実を図り、調査を実施していることは、評価できる。 大学・短期大学とは異なる障害学生支援の実態や課題を持つ高等専門学校についてヒアリングを実施し、今後参考となる情報を収集、把握したことは、評価できる。 障害学生支援機関が把握するコロナ禍における障害学生支援についてヒアリングを実施し、今後参考となる情報を収集、把握したことは、評価できる。 障害のある学生に関する紛争の防止・解決等に関して調査及び事例収集を実施し、令和2年度に引き続き、事例集を公表した。また、支援担当者のみならず、大学等経営層の合理的配慮に関する理解を深め、障害学生支援に取組む各大学等の一助とするため、セミナー及び事例検討シンポジウムをオンラインで開催し、広く情報を提供したことは評価できる。 障害学生が在籍しない学校や思うように取組が進まない大学等を主対象として、障害学生支援体制を整えるための底上げを図る「障害学生支援理解・啓発セミナー」を実施したことは評価できる。また、このコロナ禍において、参加者の安全を考慮してオンラインで実施したほか、一般に公開し、広く情報を提供したことは、障害学生支援に関する理解促進や支援体制の充実に資するものであり評価できる。 障害のある学生の修学支援に関して、「障 	<p>〈評価に至った理由〉 中期目標管理法人の活動により、以下の点について中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の改正法に関してオンラインセミナーを新たに開催するなど、状況の変化に対応し事業の質を向上させていることは評価できる。 <p>〈今後の課題・指摘事項〉 ー</p> <p>〈その他事項〉 （委員の皆様へ：ご意見があればこちらにご記載ください。）</p>	

令和 2 年度に発生した紛争の防止や解決等に関する具体例を調査・集計し、調査結果について機構ホームページにて、公表した（令和 4 年 3 月）。

①調査時期

令和 3 年 7 月 1 日から 8 月 13 日

②調査対象校

高等教育機関 1,170 校、相談機関 435 機関

③回収状況

高等教育機関 634 校（回収率 54.2%）、相談機関 102 機関（回収率 23.4%）

④事例回答件数

上記のうち 354 件（高等教育機関 345 件、相談機関 9 件）

⑤公表事例

事例回答件数 354 件のうち 24 件（高等教育機関：23 件、相談機関：1 件）

(2) オンラインセミナーの開催

「障害者差別解消法」については、令和 3 年 6 月に改正法が公布され、民間事業者等に相当する私立大学等においては、合理的配慮の不提供の禁止が、これまでの努力義務から義務に変更された。同法は公布日より 3 年以内に施行するとされており、私立大学等においては、障害学生支援についての体制整備が急務となっている。このような現状を踏まえ、新たな理解・啓発の取組として、オンラインセミナーを開催した。

①第一部講演

改正障害者差別解消法の施行に向けて～大学等が準備しておくべきこと～

②第二部事例検討シンポジウム

改正障害者差別解消法の施行に向けて～合理的配慮提供の課題を読み解く～

<実施概要>（オンラインセミナー／オンデマンド配信）

	配信開始日	視聴回数
第一部	12 月 17 日	2,943 回
第二部	3 月 18 日	346 回

（注）視聴回数は、3 月末時点のセミナー内のすべての動画の視聴回数の合計

○「障害学生支援理解・啓発セミナー」の開催

(1) 目的

障害者差別解消法の一部改正により、私立大学等での合理的配慮の提供が 3 年以内に義務化されるため、障害のある学生が在籍しない学校や、障害学生支援を初めて担当する教職員及び管理者を対象としたセミナーを実施し、障害学生支援の理解・啓発を図る。

(2) 対象者

高等教育機関の管理者及び障害学生支援に携わる高等教育機関の教職員（障害学生が在籍していない学校や、思うように取組が進まない大学等を主対象とする）のほか、一般に広く公開した。

(3) 実施概要

害学生支援専門テーマ別セミナー」において各大学等で抱える課題であるコロナ禍における障害学生支援という専門的なテーマを取り上げたことは、大学等における障害学生支援に関する理解促進や支援体制の充実に資するものであり、コロナ禍において参加者の安全を考慮し、また、広く情報を提供することを目的としてオンラインでセミナーを開催したことは、評価できる。

・「障害学生支援実務者育成研修会」において基礎・応用プログラムにレベルを分けて研修を実施したことは、大学等の実践的な支援能力の向上に資するものであり、コロナ禍において参加者の安全を考慮してオンラインで開催したことは評価できる。

・「心の問題と成長支援ワークショップ」において、学生のメンタルヘルスやカウンセリングについて大学等教職員の理解を深めるとともに参加者の対応能力の向上を図ったことは、大学等の支援の充実・強化に資するものであり、コロナ禍において参加者の安全を考慮してオンラインで開催したことは評価できる。

・令和 3 年 6 月の障害者差別解消法の一部改正法の公布に伴い、私立学校等の事業者にかかる合理的配慮の提供が法的義務にされたこと等を契機として、専門学校に情報提供を図ることを目的として、障害のある生徒についての支援状況や課題を把握するためヒアリングを実施し、「専修学校専門課程（専門学校）における障害のある学生・生徒への支援にかかる理解・啓発セミナー」を新たに開催したことは、計画を上回る成果として評価できる。

- ・合理的配慮の提供に関する基本的な説明のほか、大学や高等専門学校における障害学生支援に関する取組の事例の紹介を行った。また、セミナーに関する資料の一部をホームページに掲載した。
- ・新型コロナウイルス感染拡大防止、参加者の利便性の確保及び積極的な情報提供の観点から、セミナーは従来の対面ではなく、オンラインでの開催とした。また、誰でも何度でも視聴できるように、YouTube（JASSO 学生生活支援事業チャンネル）でオンデマンドでの配信とした。

<実施概要>（オンラインセミナー／オンデマンド配信）

配信開始日	視聴回数
11月15日	15,064回

（注）視聴回数は、3月末時点のセミナー内のすべての動画の視聴回数の合計。

○「障害学生支援専門テーマ別セミナー」の開催

(1) 目的

「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（第二次まとめ）」の中で、各大学等が取り組むべき主要課題とされている障害学生支援における専門的な事項等をテーマとして、大学等での修学支援体制の充実・強化を図る。

(2) 対象者

障害学生支援に携わる大学等の管理者及び教職員ほか

(3) 実施概要

- ・障害のある学生の修学支援に関して、各大学等で抱える課題であるコロナ禍における障害学生支援という専門的なテーマのセミナーを実施した。
- ・新型コロナウイルス感染拡大防止、参加者の利便性の確保及び積極的な情報提供の観点から、セミナーは従来の参加型ではなく、オンラインでの開催とした。また、何度でも視聴できるように、YouTube（JASSO 学生生活支援事業チャンネル）でオンデマンドでの配信とした。

<実施概要>（オンラインセミナー／オンデマンド配信）

テーマ	配信開始日	共催大学	視聴回数
With コロナ・Post コロナ社会における障害学生支援（一般公開）	10月15日	筑波大学	8,938回
コロナ禍の大学生活とその支援に対する障害学生の思い（登録制）	10月15日	宮城教育大学	3,801回

（注）視聴回数は、3月末時点の各セミナー内のすべての動画の視聴回数の合計。

○「障害学生支援実務者育成研修会 基礎プログラム／応用プログラム」の開催

(1) 目的

障害学生支援に関する基礎知識に基づき、障害学生が修学目的を達成できるように、

ニーズに応じた円滑かつ効率的な支援を実施することのできる教職員を養成する。
また、所属校の障害学生支援体制の課題を明確化し、整備・改善に貢献できる教職員としての能力向上を図る。

(2) 対象者

大学、短期大学、高等専門学校の障害学生支援に関わる教職員

(3) 期待される効果

① 基礎プログラム

- ・ 障害のある学生が修学目的を達成するために必要なニーズに応じた円滑で効率的な支援を実施するための基本的な知識を得ることができる。
- ・ 学んだ基礎知識を元に支援方法の検討や情報共有を図ることができる。
- ・ 修学上必要な支援について関係者（学外者を含む）との連携・協力について手がかりを得ることができる。

② 応用プログラム

- ・ 支援ニーズに応じた支援方法の検討や、具体的な支援計画の策定や関係者との連携を行なうために必要な知識を得ることができる。
- ・ 研修で得られた知識を元に、支援方法や改善案を実践に結びつけ、関係者と連携・協力することができる。
- ・ 他校で実践している障害学生支援の現状を共有し、問題意識を高めることができる。
- ・ 研修会を通して、学内連携や理解を深めるきっかけを作ることができる。

(4) 実施概要

新型コロナウイルス感染拡大防止、参加者の利便性の確保及び積極的な情報提供の観点から、研修会はオンラインでの開催とした。

<実施概要> (オンライン)

名称	日程	受講者数	満足度
基礎プログラム	9月21日～22日	203人	99.0%
応用プログラム	12月13日～14日	58人	98.0%

○ 「心の問題と成長支援ワークショップ」の開催

(1) 目的

メンタルヘルス向上とカウンセリングに関する基礎知識の事前学習や講義、参加者間の討議などを通じて、学生の心の問題等に関する課題やニーズの理解を深め、大学等における学生の心のセーフティネットの充実に資すること。

(2) 対象者

大学、短期大学、高等専門学校の学生支援に関わる教職員

(3) 期待される効果

- ・ 心の悩みを抱える学生や心理的発達に関連して困難を抱える学生に対し、窓口で初期対応が適切にできる。
- ・ 心の悩みを抱える学生や心理的発達に関連して困難を抱える学生に必要な支援につなぐために、関係者と連携・協力して対応できる。
- ・ 所属校における組織の在り方や学生支援方針を意識した支援に取り組むことがで

きる。
 (4)実施概要
 新型コロナウイルス感染拡大防止、参加者の利便性の確保及び積極的な情報提供の観点から、ワークショップはオンラインでの開催とした。

<実施概要> (オンライン)

日程	参加者	満足度
11月1日～11月2日	58人	100%

○「専修学校専門課程（専門学校）における障害のある学生・生徒への支援にかかる理解・啓発セミナー」を新たに開催

(1)目的

令和3年6月の障害者差別解消法の一部改正法の公布に伴い、私立学校等の事業者にかかる合理的配慮の提供について、努力義務から法的義務にされたこと等を契機として、専門学校に情報提供を図ることにより、一層の障害生徒支援の推進に資する。

(2)対象者

専修学校専門課程の教職員のほか、一般に広く公開した。

(3)実施概要

- ・セミナーの企画にあたり、障害のある生徒の支援状況や課題を把握するため、3校の専門学校にヒアリングを実施した。(令和3年9月)
- ・専門学校の現状や障害者差別解消法改正についての基本的な説明のほか、専修学校専門課程における障害のある学生・生徒への支援に関する取組の事例の紹介を行った。また、セミナーに関する資料の一部をホームページに掲載した。
- ・新型コロナウイルス感染拡大防止、参加者の利便性の確保及び積極的な情報提供の観点から、セミナーはオンラインでの開催とした。また、誰でも何度でも視聴できるよう、YouTube（JASSO 学生生活支援事業チャンネル）でオンデマンドでの配信とした。

<実施概要> (オンラインセミナー／オンデマンド配信)

配信開始日	視聴回数
2月28日	421回

(注) 視聴回数は、3月末時点のセミナー内のすべての動画の視聴回数の合計。

4. その他参考情報

特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-3	学生生活支援事業 (3) キャリア教育・就職支援		
業務に関連する政策・施策	—	当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)	独立行政法人日本学生支援機構法第13条第1項第8号、第9号
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和4年度行政事業レビュー番号 0168

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット (アウトカム) 情報							②主要なインプット情報 (財務情報及び人員に関する情報)							
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	
									予算額 (千円)	308,712	302,594	306,708	—	—
									決算額 (千円)	310,069	302,517	241,369	—	—
									経常費用 (千円)	293,875	284,350	248,452	—	—
									経常利益 (千円)	9,902	△11,754	261,866	—	—
									行政コスト (千円)	517,788	284,350	248,452	—	—
									従事人員数	20	18	16	—	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価	自己評価	主務大臣による評価	
			評価	B
<p><26> キャリア教育・就職支援の実施状況</p>	<p>○「全国キャリア教育・就職ガイダンス」の開催</p> <p>(1)目的 大学等卒業予定者の就職・採用に関し、政府各省の行政説明、パネルディスカッション、「キャリア教育・就職支援の取組」の事例紹介等を行うことにより、産学官連携による人材育成等、キャリア教育・就職支援の充実を図る。</p> <p>(2)対象 大学等の役員及び部局の長、教員、キャリア教育・就職支援業務担当者、留学生支援業務担当者、障害学生支援業務担当者、企業等の人事採用担当者、都道府県の就職支援等担当者等</p> <p>(3)実施日 令和3年6月30日</p> <p>(4)協力団体等 ・主催：文部科学省、就職問題懇談会、独立行政法人日本学生支援機構 ・協力：厚生労働省、農林水産省、経済産業省 ・後援：一般社団法人日本経済団体連合会、日本商工会議所、公益社団法人経済同友会</p> <p>(5)実施方法 新型コロナウイルス感染症拡大防止、参加者の利便性の確保及び積極的な情報提供の観点からオンラインでの開催とし、YouTubeによるオンデマンド配信とオンライン会議システムによるライブ配信を組み合わせ実施した。</p> <p>(6)実施概要 ①政府による行政説明（機構ホームページに資料掲載） ②パネルディスカッション「コロナ禍における産学協働の可能性～企業と大学はどう乗り越え、人材を育成するのか？～」 産学協働でどうコロナ禍を乗り越えて人材育成をするのか、その可能性・方向性について、大学、企業、学生それぞれの立場から、事例紹介を含めた有益な意見が交わされ、リモートインターンシップ、リカレント教育等を含む新たな産学協働の可能性について活発な議論が行われた。 ③「キャリア教育・就職支援の取組」事例紹介 オンラインで大学・企業等の「キャリア教育・就職支援の取組」事例を紹介し、大学等と企業等の意見交換を実施した。また、特別企画として日本留学海外拠点連携推進本部及び独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）から、それぞれ「日本留学海外拠点連携推進事業について～世界各国のグローバル人材をオールジャパンでサポートする取組～」及び「外国人材の採用・育成・定着に係るサポート」について事例紹介が行われた。これらの事例の資料、及び資料掲載のみの大学等、企業・団体等及び地方自治体の事例紹介の資料を機構ホームページに掲載し、広く情報提供を行った。 （オンライン会議システムによる事例紹介数：24件） ④多様な学生に対応したキャリア就職支援情報の提供 ・外国人留学生のキャリア教育・就職支援についてのセッション（情報提供、講演、就職活動体験談）</p>	<p>〈評価〉 B</p> <p>〈評価根拠〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 「全国キャリア教育・就職ガイダンス」において、各省の行政説明資料や産学の「キャリア教育・就職支援の取組」の事例紹介資料を機構ホームページに掲載し、大学等・学生・企業のパネルディスカッションを行ったことは、産学官の連携によりキャリア教育・就職支援の充実を図るものとして評価できる。 キャリア教育・就職支援に係る協力者（外部有識者）と連携し、オンライン方式により、セミナー及びワークショップの企画や実施内容の検討を行ったことは評価できる。 「インターンシップ専門人材セミナー～基礎編～」において、講演及びパネルディスカッションのオンデマンド配信を行い、オンラインでグループワークを行うなど、大学等でインターンシップ等の実施に取り組む専門人材の育成に努めたことは評価できる。 「キャリア教育・就職支援ワークショップ」において、企業等からの参加者と大学等の参加者との意見交換等を行い、キャリア教育・就職支援のための産学官連携教育の推進に向けた認識の共有を図ったことは評価できる。 	<p>〈評価に至った理由〉 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。</p> <p>〈今後の課題・指摘事項〉 —</p> <p>〈その他事項〉 （委員の皆様へ：ご意見があればこちらにご記載ください。）</p>	

	<p>・障害のある学生のキャリア教育・就職支援についての講演</p> <p>(7)視聴者数 延べ1,046人（「キャリア教育・就職支援の取組」事例紹介）</p> <p>(8)満足度 94.4%</p> <p>○キャリア教育・就職支援に関するセミナー及びワークショップの開催</p> <p>(1)キャリア教育・就職支援事業に係る協力者（外部有識者）との連携 学生支援に係るキャリア教育・就職支援に関わる機構の事業として、主に「インターンシップ専門人材セミナー～基礎編～」及び「キャリア教育・就職支援ワークショップ」の実施に当たっては、専門的な観点をもつ協力者（外部有識者）と連携し、オンラインでの打合せにより、効率的・効果的な実施を図れるよう検討した。</p> <p>[参考：キャリア教育・就職支援事業に係る協力者との連携実績] ・協力者打合せ（令和3年4月1日～令和4年3月16日まで計32回）</p> <p>(2)「インターンシップ専門人材セミナー～基礎編～」の開催</p> <p>①目的 全国の大学等でインターンシップ等のキャリア教育に携わる教職員及びインターンシップに関心のある教職員に対し、専門家による講演やパネルディスカッション、グループワークを通じて、受講者の知見を広め、インターンシップ専門人材として必要になる実践的なスキルの向上を図る。</p> <p>②対象 大学等でインターンシップ等のキャリア教育を担当する教職員及び大学等でインターンシップに関心のある教職員</p> <p>③実施日 令和3年9月17日</p> <p>④実施方法 新型コロナウイルス感染症拡大防止及び参加者の利便性の確保の観点から、オンラインで実施した。</p> <p>⑤実施概要 ・事前レクチャー「インターンシップを取り巻く現状と課題、そして可能性」（オンデマンド配信） ・パネルディスカッション「インターンシップ専門人材の具体的な役割と業務」（オンデマンド配信） ・行政説明 ・グループワーク 「1 事前学習としての動画視聴」「2 今年度のインターンシップの実施状況」「3 自大学等のインターンシップ」「4 今後のインターンシップの方向性」について、各自で作成したワークシートに基づきディスカッションを行った。ファシリテーターとモデレーターがグループワークの内容を参加者全員に共有した。</p> <p>⑥受講者数</p>		
--	---	--	--

141人
⑦満足度
90.2%

(3)「キャリア教育・就職支援ワークショップ」の開催

①目的

全国の大学等の管理者及びキャリア教育・就職支援に携わる教職員に対し、キャリア教育から就職まで一貫した支援をより充実させるため、テーマ別に事例紹介やグループワーク等を実施している。教育界と産業界が双方の要望や課題等について認識を共有し、より実践的な産学連携教育の推進を図る。

②対象

大学等の管理者（学長、副学長、理事等）、課長相当職以上の幹部職員、キャリア教育・就職支援業務等に携わる教職員、企業等の代表・役員及び人事採用担当者

③実施方法

新型コロナウイルス感染症拡大防止及び参加者の利便性の確保の観点から、オンラインで実施した。

④実施概要

テーマ	実施日	参加者数
産学官連携によるアントレプレナーシップ醸成教育プログラム	12月6日	44人
オンラインを活用した就職・採用活動とキャリア形成支援	12月7日	49人
低学年次からのキャリア教育	12月9日	52人

- ・オリエンテーション（オンデマンド配信）
- ・テーマ別事前課題（オンデマンド配信）
感想等の事前課題を取りまとめ、同じテーマの参加者に事前に共有した。
- ・登壇者による質疑応答又はミニパネルディスカッション
- ・グループワーク
各大学等及び企業における取組の共有、今後の取組についての意見交換等を行った。
- ・全体会・参加者によるアウトプット
各グループで意見交換された課題、各参加者のアクション宣言等を参加者全員に共有した。

⑤満足度
88.7%

⑥フォローアップ調査

令和3年9月に、令和2年度に実施した当該事業の参加者に対し、参加後の振り返り及び所属校での実践状況・課題等を調査し、次期事業につなぐことを目的に調査を実施した。

○大学等に対するインターンシップ等キャリア教育に関する情報の提供

(1)大学等におけるインターンシップの届出制度

	<p>文部科学省において創設された「大学等におけるインターンシップの届出制度」において、教育的効果の高いインターンシップの普及・促進を図るため、正規の教育課程としてインターンシップを実施している大学等の令和2年度及び令和3年度前半の取組の届出（任意）の受付を行った。（令和4年6月に機構ホームページに掲載予定）</p> <p>(2) 「インターンシップフォーラム～大学等におけるインターンシップ表彰～」への協力</p> <p>①目的 学生の能力伸長に寄与するなどの高い教育的効果を発揮しており、大学等や企業に普及するに相応しいモデルとなり得るインターンシップをグッドプラクティスとして表彰し、その成果を広く普及することを目的として実施された「大学等におけるインターンシップ表彰」受賞大学の事例を紹介する。</p> <p>②実施日 令和4年3月30日（オンライン開催）</p> <p>③協力団体等 ・主催：文部科学省 ・共催：内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局 厚生労働省、経済産業省 ・協力：独立行政法人日本学生支援機構</p> <p>(3) 情報提供に係るその他の各種取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育的効果の高いインターンシップを推進するため、インターンシップの提供側への働きかけとして、産学協働によるインターンシップを実施している経済団体（一般社団法人経済同友会インターンシップ推進協会）の成果報告会（令和3年12月6日）に出席・講評し、大学等と企業等との協働による取組に関する情報収集に努めた。 ・就職活動のルールに関しては、大学等で構成する「就職問題懇談会」（令和3年6月7日、10月14日、12月16日、令和4年2月10日）を傍聴するなど、大学等卒業・修了予定者に係る就職についての申合せの動向に関する情報収集に努めた。 ・大学等の先進事例を『文部科学 教育通信』に掲載することにより、「大学教育改革」につなげるインターンシップの推進を図った。 <p>[参考：『文部科学 教育通信』「大学教育を変える、未来を拓くインターンシップⅡ」掲載実績] 令和3年4月26日～11月8日（全14回）</p>		
--	---	--	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
II-1	業務の効率化		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
(1) 一般管理費の削減 (計画値)	平成30年度予算を基準として中期目標期間中に16%異常削減する。	—	3億1,500万円以下 (削減率：3.1%以上)	3億500万円以下 (削減率：6.2%以上)	2億9,500万円以下 (削減率：9.2%以上)	—	—	—
(実績値)	—	3億2,451万円 ※平成30年度予算額	3億1,332万円 (削減率：3.6%)	3億291万円 (削減率：6.8%)	2億9,474万円 (削減率：9.3%)	—	—	—
(達成度) ※平成30年度予算に対する削減率の計画値を100%とする。	—	—	116.1%	109.7%	101.1%	—	—	—
(2) 業務経費の削減 (計画値)	平成30年度予算を基準として中期目標期間中に9%以上削減する。	—	54億6,300万円以下 (削減率：1.8%以上)	53億6,300万円以下 (削減率：3.6%以上)	52億6,300万円以下 (削減率：5.4%以上)	—	—	—
(実績値)	—	55億6,228万円 ※平成30年度予算額	54億5,583万円 (削減率：1.9%)	50億6,499万円 (削減率：9.0%)	50億5,727万円 (削減率：9.1%)	—	—	—
(達成度) ※平成30年度予算に対する削減率の計画値を100%とする。	—	—	105.6%	250.0%	168.5%	—	—	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	業務実績	自己評価	評価	B
	(1) 一般管理費等の削減【B】 (2) 人件費・給与水準の見直し【B】 (3) 契約の適正化【B】	〈評価〉 B 〈評価根拠〉 各項目を通じて、所期の目標を達成したものと評価した。	<評価に至った理由> 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。	
			<今後の課題・指摘事項> -	
			<その他事項> (委員の皆様へ：ご意見があればこちらにご記載ください。)	

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅱ-1-(1)	業務の効率化 (1) 一般管理費等の削減		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最 終年度値等)	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要 な情報
(1) 一般管理費の削減 (計画値)	平成30年度予算を基準として中期目標期間中に16%異常削減する。	—	3億1,500万円 以下 (削減率:3.1%以上)	3億500万円 以下 (削減率:6.2% 以上)	2億9,500万円 以下 (削減率:9.2% 以上)	—	—	—
(実績値)	—	3億2,451万円 ※平成30年度予算額	3億1,332万円 (削減率:3.6%)	3億291万円 (削減率:6.8%)	2億9,474万円 (削減率:9.3%)	—	—	—
(達成度) ※平成30年度 予算に対する削減 率の計画値を 100%とする。	—	—	116.1%	109.7%	101.1%	—	—	—
(2) 業務経費の削減 (計画値)	平成30年度予算を基準として中期目標期間中に9%以上削減する。	—	54億6,300万円 以下 (削減率:1.8%以上)	53億6,300万円以下 (削減率:3.6% 以上)	52億6,300万円 以下 (削減率:5.4% 以上)	—	—	—
(実績値)	—	55億6,228万円 ※平成30年度予算額	54億5,583万円 (削減率:1.9%)	50億6,499万円 (削減率:9.0%)	50億5,727万円 (削減率:9.1%)	—	—	—
(達成度) ※平成30年度予算に 対する削減率の 計画値を100%と する。	—	—	105.6%	250.0%	168.5%	—	—	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価															
中期目標、中期計画、年度計画															
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価												
	業務実績	自己評価	評価	B											
	<p><主要な業務実績></p> <p>①一般管理費（人件費、公租公費及び土地借料を除く。）削減の進捗状況【B】</p> <p>②業務経費（人件費、奨学金事業業務経費及び新規に追加される業務経費を除く。）削減の進捗状況【A】</p> <p>③奨学金貸与事業における事業規模の推移を踏まえた費用の効率化の状況【B】</p>	<p><評価> B</p> <p><評価根拠> 各項目を通じて、所期の目標を達成したものと評価した。</p>	<p><評価に至った理由> 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。</p> <p><今後の課題・指摘事項> -</p> <p><その他事項> (委員の皆様へ：ご意見があればこちらにご記載ください。)</p>												
<p><27> 一般管理費（人件費、公租公費及び土地借料を除く。）削減の進捗状況</p> <p>S：削減率がA評価と同等以上で、かつ質的に顕著な成果が得られている</p> <p>A：2億8,900万円以下 (削減率：11.0%以上)</p> <p>B：2億8,900万円超2億9,500万円以下 (削減率：9.2%以上)</p> <p>C：2億9,500万円超3億100万円以下 (削減率：7.4%以上)</p> <p>D：3億100万円超(削減率：7.4%未満)</p>	<p>○一般管理費削減に係る取組</p> <p>令和2年度に引き続き、以下の事項を業務に支障のない範囲で実施することにより、節電及び事務の効率化を推進した。具体的取組は次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クールビズの励行による空調の適切な調整。 ・エレベーターの運転台数について業務に支障のない範囲で削減。 ・廊下及びロビー等共用部分の照明について安全を確保したうえで業務上必要最小限の範囲で点灯。 ・パソコン及びディスプレイの省電力設定、離席時の電源オフ等の徹底。 ・タブレット端末の積極的な活用による会議等におけるペーパーレス化の推進。 ・テレワークの円滑な導入に向けて実施要領等を作成し、テレワーク勤務を導入。 <p>事務所等維持管理経費の効率化及び会議等におけるタブレット端末の活用によるペーパーレス化の推進等により経費の節減を図り、平成30年度予算に対し9.3%の効率化を達成した。</p> <p><一般管理費の削減状況> (単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th>平成30年度</th> <th>令和3年度</th> <th rowspan="2">平成30年度予算に対する削減割合</th> </tr> <tr> <th>予算</th> <th>実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般管理費</td> <td>324,515</td> <td>294,743</td> <td>△9.3%</td> </tr> </tbody> </table>	区分	平成30年度	令和3年度	平成30年度予算に対する削減割合	予算	実績	一般管理費	324,515	294,743	△9.3%	<p><評価> B</p> <p><評価根拠> 経費の削減に努める取組を実施したことは評価できる。経費の削減に努め、一般管理費（人件費、公租公課及び土地借料を除く。）が年度計画値2億9,500万円を下回ったことは評価できる。</p>	<p><今後の課題・指摘事項> -</p> <p><その他事項> (委員の皆様へ：ご意見があればこちらにご記載ください。)</p>		
区分	平成30年度		令和3年度	平成30年度予算に対する削減割合											
	予算	実績													
一般管理費	324,515	294,743	△9.3%												

<p><28> 業務経費（人件費、奨学金事業業務経費及び新規に追加される業務経費を除く。）削減の進捗状況</p> <p>S：削減率がA評定と同等以上で、かつ質的に顕著な成果が得られている</p> <p>A：52億100万円以下 （削減率：6.5%以上）</p> <p>B：52億100万円超52億6,300万円以下 （削減率：5.4%以上）</p> <p>C：52億6,300万円超53億2,400万円以下 （削減率：4.3%以上）</p> <p>D：53億2,400万円超 （削減率：4.3%未満）</p>	<p>○業務経費削減に係る取組</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響下において、留学生数の減少により、留学生受入れ促進プログラム等に係る経費が抑制された。また、日本留学フェアをオンラインにする等、事業の実施方法を工夫することで経費の節減を図った結果、平成30年度予算に対し9.1%の効率化を達成した。</p> <p><業務経費の削減状況> (単位：千円)</p> <table border="1" data-bbox="452 325 1151 464"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th>平成30年度</th> <th>令和3年度</th> <th rowspan="2">平成30年度予算に対する削減割合</th> </tr> <tr> <th>予算</th> <th>実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>業務経費</td> <td>5,562,286</td> <td>5,057,273</td> <td>△9.1%</td> </tr> </tbody> </table>	区分	平成30年度	令和3年度	平成30年度予算に対する削減割合	予算	実績	業務経費	5,562,286	5,057,273	△9.1%	<p>〈評定〉 A</p> <p>〈評定根拠〉</p> <p>9.1%の削減に至った背景には、新型コロナウイルス感染症の影響で留学生数が減少し、結果として経費が抑制されるとともに経費の削減に努めたことがあり、それにより業務経費（人件費、奨学金事業業務経費及び新規に追加される業務経費を除く。）が年度計画値52億6,300万円を下回ったことは評価できる。</p>	<p><今後の課題・指摘事項></p> <p>—</p> <p><その他事項></p> <p>（委員の皆様へ：ご意見があればこちらにご記載ください。）</p>				
区分	平成30年度		令和3年度	平成30年度予算に対する削減割合													
	予算	実績															
業務経費	5,562,286	5,057,273	△9.1%														
<p><29> 奨学金貸与事業における事業規模の推移を踏まえた費用の効率化の状況</p>	<p>○奨学金貸与事業に関する費用の削減に係る取組</p> <p>貸与奨学金の期首における要回収額の平成30年度から令和3年度への伸び率が9.3%であったのに対し、奨学金貸与事業に関する費用の同期間の伸び率は4.5%と、要回収額の伸び率以内となった。</p> <p>なお、奨学金事業業務経費については、「国の行政の業務改革に関する取組方針」（平成28年8月2日総務大臣決定）の趣旨を踏まえ、奨学金事業の業務改革に向けて検討を行い、住民基本台帳ネットワークシステムを利用して、住所調査の迅速化等を行った。</p> <p><奨学金貸与事業に関する費用の効率化状況> (単位：千円)</p> <table border="1" data-bbox="452 1161 1272 1356"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th>平成30年度</th> <th>令和3年度</th> <th rowspan="2">平成30年度基準額に対する伸び率</th> </tr> <tr> <th>基準額</th> <th>実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>期首要回収額</td> <td>730,195,318</td> <td>798,362,070</td> <td>9.3%</td> </tr> <tr> <td>奨学金貸与業務に関する費用</td> <td>7,246,621</td> <td>7,573,278</td> <td>4.5%</td> </tr> </tbody> </table>	区分	平成30年度	令和3年度	平成30年度基準額に対する伸び率	基準額	実績	期首要回収額	730,195,318	798,362,070	9.3%	奨学金貸与業務に関する費用	7,246,621	7,573,278	4.5%	<p>〈評定〉 B</p> <p>〈評定根拠〉</p> <p>奨学金貸与事業に関する費用（新規に追加される業務経費を除く。）について、期首要回収額の伸び率を下回るよう削減を図ったことは評価できる。</p>	<p><今後の課題・指摘事項></p> <p>—</p> <p><その他事項></p> <p>（委員の皆様へ：ご意見があればこちらにご記載ください。）</p>
区分	平成30年度		令和3年度	平成30年度基準額に対する伸び率													
	基準額	実績															
期首要回収額	730,195,318	798,362,070	9.3%														
奨学金貸与業務に関する費用	7,246,621	7,573,278	4.5%														

<p>4. その他参考情報</p>
<p>特になし</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
II-1-(2)	業務の効率化 (2) 人件費・給与水準の見直し		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最 終年度値等)	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要 な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価										
中期目標、中期計画、年度計画										
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価							
	業務実績	自己評価	評価	B						
<30> 政府の方針等を踏まえた 総人件費の見直し及び給与水 準の適正化に係る実施状況	○政府の方針等を踏まえた人件費の見直し 国家公務員の給与水準を十分に考慮しつつ、給与水準の適正化に努め た。 <人件費の状況> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <th>区分</th> <th>令和3年度</th> <th>(参考) 令和2年度</th> </tr> <tr> <td>実績額</td> <td>37億5,631万円</td> <td>38億530万円</td> </tr> </table> ○給与水準の検証及び公表 <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度給与水準の検証結果等については、令和3年7月にホーム ページに公表した。 ・令和3年度の職員給与について、機構職員と国家公務員との給与水 準の比較指標（ラスパイレス指数）は93.9%となっている。なお、 給与水準に関する検証結果等についてはホームページにおいて公表 予定。 	区分	令和3年度	(参考) 令和2年度	実績額	37億5,631万円	38億530万円	<評価> B <評価根拠> ・国家公務員の給与水準を考慮しつつ、機構の給与水準 の適正化に努めたことは評価できる。 ・給与水準の検証結果等を公表したことは評価できる。	<評価に至った理由> 中期計画に定められたとおり、概ね着 実に業務が実施されたと認められるた め。自己評価書の「B」との評価結 果が妥当であると確認できた。 <今後の課題・指摘事項> — <その他事項> (委員の皆様へ：ご意見があればこ ちらにご記載ください。)	
区分	令和3年度	(参考) 令和2年度								
実績額	37億5,631万円	38億530万円								

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅱ-1-(3)	業務の効率化(3) 契約の適正化		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最 終年度値等)	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要 な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価																																			
中期目標、中期計画、年度計画																																			
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価																															
	業務実績		自己評価	評価	B																														
<31> 契約の適正化に係る実施状況	○契約監視委員会の開催 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）を踏まえ、令和3年度契約監視委員会を開催し、令和2年度「調達等合理化計画自己評価（案）」及び令和3年度「調達等合理化計画（案）」を点検した。また、令和2年度の「競争性のない随意契約」についての事後承認及び2か年又は2回連続して一者応札・応募となった契約の対応策についての意見の具申がなされた。 併せて、令和2年度に発注した建設工事等の審査等を行った（令和3年6月3日）。		<評価> B <評価根拠> ・契約監視委員会を開催し、令和2年度の「調達等合理化計画自己評価（案）」、「競争性のない随意契約」及び「一者応札・応募」の対応についての点検や、令和3年度の「調達等合理化計画（案）」の点検及び発注した建設工事等に係る入札及び契約の審査及び意見の具申が実施されたことは契約の適正化に資するという観点から評価できる。 ・「令和3年度独立行政法人日本学生支援機構調達等合理化計画」に基づき、積極的に一般競争入札等の推進を図り、一者応札・応募となった原因の把握及び分析に努めるために48件の聴き取りを行ったことは評価できる。また、前回一者応札・応募となった契約について公告期間を見直し、可能な限り公告期間の十分な確保に努めたことは評価できる。 ・マニュアル等の随時チェックを行っていること、全職員に対する会計コンプライアンス研修を実施したこと、職員スキルの向上に取組んでいることは、契約の適正化及び効率化のための積極的な取組として評価できる。	<評価に至った理由> 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。 <今後の課題・指摘事項> - <その他事項> （委員の皆様へ：ご意見があればこちらにご記載ください。）	B																														
	○契約件数及び契約金額の状況 <table border="1" data-bbox="499 624 1294 1125"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">令和3年度実績</th> <th colspan="2">（参考）令和2年度実績</th> </tr> <tr> <th>件数</th> <th>金額（千円）</th> <th>件数</th> <th>金額（千円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>競争性のある契約</td> <td>(76.4%) 194</td> <td>(78.3%) 5,927,192</td> <td>(77.3%) 177</td> <td>(79.3%) 7,834,446</td> </tr> <tr> <td> 競争入札等</td> <td>(67.3%) 171</td> <td>(71.1%) 5,377,706</td> <td>(69.0%) 158</td> <td>(73.5%) 7,260,762</td> </tr> <tr> <td> 企画競争、公募</td> <td>(9.1%) 23</td> <td>(7.3%) 549,486</td> <td>(8.3%) 19</td> <td>(5.8%) 573,684</td> </tr> <tr> <td>競争性のない随意契約</td> <td>(23.6%) 60</td> <td>(21.6%) 1,637,782</td> <td>(22.7%) 52</td> <td>(20.7%) 2,041,269</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>(100.0%) 254</td> <td>(100.0%) 7,564,973</td> <td>(100.0%) 229</td> <td>(100.0%) 9,875,715</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）計数は、それぞれ四捨五入しているため合計において一致しない場合がある。</p>					区分	令和3年度実績		（参考）令和2年度実績		件数	金額（千円）	件数	金額（千円）	競争性のある契約	(76.4%) 194	(78.3%) 5,927,192	(77.3%) 177	(79.3%) 7,834,446	競争入札等	(67.3%) 171	(71.1%) 5,377,706	(69.0%) 158	(73.5%) 7,260,762	企画競争、公募	(9.1%) 23	(7.3%) 549,486	(8.3%) 19	(5.8%) 573,684	競争性のない随意契約	(23.6%) 60	(21.6%) 1,637,782	(22.7%) 52	(20.7%) 2,041,269	合計
区分	令和3年度実績		（参考）令和2年度実績																																
	件数	金額（千円）	件数	金額（千円）																															
競争性のある契約	(76.4%) 194	(78.3%) 5,927,192	(77.3%) 177	(79.3%) 7,834,446																															
競争入札等	(67.3%) 171	(71.1%) 5,377,706	(69.0%) 158	(73.5%) 7,260,762																															
企画競争、公募	(9.1%) 23	(7.3%) 549,486	(8.3%) 19	(5.8%) 573,684																															
競争性のない随意契約	(23.6%) 60	(21.6%) 1,637,782	(22.7%) 52	(20.7%) 2,041,269																															
合計	(100.0%) 254	(100.0%) 7,564,973	(100.0%) 229	(100.0%) 9,875,715																															
○調達等合理化計画に係る実施状況 <ul style="list-style-type: none"> 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日付総務大臣決定）に基づき、「令和3年度独立行政法人日本学生支援機構調達等合理化計画」を策定し、機構ホームページにおいて公表するとともに文部科学大臣に報告した（令和3年6月28日）。 令和3年度調達等合理化計画に対する取組内容及び実績は次のとおり。 																																			

	<p>(1)重点的に取り組むべき分野</p> <p>①.一者応札・応募に関する調達</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目標 <ul style="list-style-type: none"> 一者応札・応募となった原因の把握及び分析に努める。また、前回一者応札・応募となった契約については、公告期間の十分な確保に努める。 ・目標達成に向けた取組内容 <ul style="list-style-type: none"> 一者応札・応募となった契約のうち、複数者に入札資料を配付した全ての契約で理由の聴き取り（48件）を行い、次回以降の契約の改善に努めた。 前回の契約において一者応札・応募となった契約については、可能な限り公告期間の十分な確保に努め、前回と同程度の日数を確保した（前回：15.97日間、今回15.93日間）。 <p>(2)調達に関するガバナンスの徹底</p> <p>①随意契約に関する内部統制の確立</p> <p>令和3年度に新たに競争性のない随意契約を締結した案件は9件であった。これらについては、契約事務取扱細則に規定された「随意契約によることができる場合」との整合性を確認し、監査部門の事前点検等による随意契約に関する内部統制の確立を目的として事前に機構内監査部門に報告し点検を受け、承認を得たうえで随意契約を締結した。</p> <p>②不祥事発生の未然防止・再発防止のための取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不祥事発生を未然に防止するための取組 <ul style="list-style-type: none"> 調達担当職員は、調達に関する業務マニュアル及び内部チェックマニュアルに基づく契約事務を確実に実施するとともに、外部の研修会への参加により、職員のスキル向上に取り組んだ。上記取組により、不祥事の発生を未然に防止しているところではあるが、更なる充実を図るため、マニュアル等の内容について逸脱がないか、下記の観点より随時、チェックを行った。チェックの結果、不祥事の発生を未然に防止する観点から改訂等を行ったマニュアルはなかった。 [チェックの観点] <ul style="list-style-type: none"> ・法律や規程等の改正による手続の変更。 ・他法人において発生した不祥事の事例の原因・対応等の調査。その結果、同様の事例が機構で発生した場合に既存マニュアル等で対応できるかの検証。 ・各職員が既存マニュアル等の内容をチェックし、改善点等について相互確認。 また、調達に係る事務手続きとルール of 徹底を図るため、全職員に対する会計コンプライアンス研修を実施した。 ・不祥事発生時の対応と再発防止のための取組 <ul style="list-style-type: none"> 万一、調達業務において不祥事が発生した際には、直ちに当該調達に係る調査委員会（調達の規模や案件の重要性に応じて内部又は第三者により構成）を設置し、原因を究明するとともに、今後の対応策を検討し、必要な措置を講ずることとしている。令和3年度において、不適切な行為が疑われる情報 		
--	---	--	--

	<p>が寄せられたため、必要な調査等を行い、公平性を確保したうえで入札を行った。</p> <p>○共同調達等の実施 効果的かつ効率的な業務運営を図るため、法人間における業務実施の連携を強化し、共同調達や間接業務の共同実施を進めることとしており、共有事務所を有する駒場事務所において、公益財団法人日本国際教育支援協会等と共同で施設の管理運営を実施した。また、コピー用紙の調達については独立行政法人大学入試センターと共同で実施した。</p> <p>○契約に関する情報の公表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「公益法人に対する支出の公表・点検の方針について」（平成 24 年 6 月 1 日行政改革実行本部決定）に基づき、令和 3 年度に締結した公益法人等に対する会費支出の状況を公表した。 ・「公共調達の適正化について」（平成 18 年 8 月 25 日財務大臣から各省各庁の長宛財計第 2017 号）に基づき、令和 3 年度に締結した契約について、競争契約（総合評価及び政府調達を含む一般競争入札）及び随意契約（企画競争、公募、随意契約（不落随意契約を含む））別に区分し、機構ホームページにおいて毎月公表した。 ・「公益法人に対する支出の公表・点検の方針について」（平成 24 年 6 月 1 日行政改革実行本部決定）に基づき、令和 2 年度に係る公益法人に対する支出に係る見直しを行った結果、点検の対象となる支出はなかったため、その旨を機構ホームページにおいて公表した。 		
--	--	--	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>特になし</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
II-2	組織の効果的な機能発揮		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	業務実績	自己評価	評価	B
<p><32> 組織改善、事業実施体制の構築状況</p>	<p>○令和3年4月における組織の見直し 業務の適正を確保するための体制整備を更に進めるとともに、中期計画及び年度計画の着実な実施に向けて継続的な業務の改善等を図るため、令和3年4月に、機構の事務事業及び組織の見直しを以下のとおり実施した。</p> <p>[事務事業及び組織見直しの主なポイント] 新型コロナウイルス感染症対策や高等教育の修学支援新制度への対応の際の組織改編による人員数の偏りを調整するため、以下の改編を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・返還中債権を一元的に管理することによるガバナンスの強化、業務の効率化及び給付奨学金の複雑な返金パターン（月賦返還、不当利得の返金、不正利得の返金）等の処理における連携強化のため、返還部と債権管理部を統合 ・対象債権の属性（貸与中、返還中）に応じた分掌により、業務を効率化するため、返還免除課を廃止し、貸与・給付総務課に業績免除業務、返還総務課に特別免除及び一般免除業務を移管 ・マイナンバー受付・審査・情報照会に係る業務について一元管理を行うため、企画課及び返還促進課から基盤業務課に業務を移管 ・受電、来訪、文書を含め、照会対応の一元化による回答内容の均一化、質の向上、効率化のため、来訪者や照会文書への対応業務を返還促進課から相談課に移管 ・寄附金事業について広報活動と一体となった事業実施を可能とするため、広報課内に寄附金室を移管 ・遠隔教育実施体制強化のため、東京日本語教育センターに遠隔教育推進室を設置 <p>○令和4年度に向けた組織の見直し 中期計画及び年度計画の着実な実施に向けて継続的な業務の改善等を図るため、令和4年度以降の組織見直しを実施した。</p>	<p>〈評価〉 B</p> <p>〈評価根拠〉 状況に合わせた業務効率化のための組織改編を行ったことは評価できる。</p>	<p>〈評価に至った理由〉 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。</p> <p>〈今後の課題・指摘事項〉 －</p> <p>〈その他事項〉 (委員の皆様へ：ご意見があればこちらにご記載ください。)</p>	

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
II-3	学生支援に関する調査・分析・研究の実施		
当該項目の重要度、難易度	独立行政法人日本学生支援機構法第13条第1項第9号	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和4年度行政事業レビュー番号0168

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
中期目標、中期計画、年度計画					
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
	業務実績	自己評価	評価	B	
<p><33> 学生支援に関する調査・分析・研究の実施状況</p>	<p>○学生支援に関する調査・分析・研究の実施</p> <p>(1) 学生生活調査等【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生の生活状況を把握するため、全国の大学、短期大学、大学院の学生を対象として、「学生生活調査」を隔年で実施している。令和3年度は、令和2年11月に実施した調査の結果を取りまとめ、学生生活調査実施検討委員会での審議を踏まえ、外部有識者による知見を活かした分析を行ったうえで、令和4年3月に調査結果を公表した。なお、大学昼間部の調査結果については、新たに速報値を公表（令和3年9月）することにより、情報提供の早期化を図り、調査結果の利活用を一層促進した。 ・「高等専門学校学生生活調査」及び「専修学校学生生活調査」についても、令和2年11月に本格実施した調査の結果を令和3年度に取りまとめ、学生生活調査実施検討委員会での審議を踏まえ、令和4年3月に調査結果を公表した。 ・これらの調査は従前より紙面で実施していたが、調査方法等の見直しを検討した結果、次回（令和4年度）調査から、より効率的かつ効果的な調査の実施に資するためオンラインにより実施することとし、調査システムに必要な要件を決定した。 <p>(2) 奨学事業に関する実態調査等</p> <p>① 令和元年度奨学事業に関する実態調査</p> <p>国内の奨学事業の実施状況を把握するため、全国の学校、地方公共団体、奨学事業実施団体等に対して、3年に1度調査を実施している。令和3年度は、令和2年度に実施した「令和元年度奨学事業に関する実態調査」の結果を取りまとめ、ホームページに公表した。</p> <p>② 大学・地方公共団体等が行う奨学金制度に関する情報収集</p> <p>大学等に進学を志す学生等への情報提供を目的として、大学、地方公共団体、奨学事業実施団体が行う奨学金制度に関する情報収集を行った。</p> <p>(3) 留学生に関する調査</p> <p>留学生政策に関する基礎資料を得ることを目的として、以下の調査を実施した。</p> <p>① 私費外国人留学生生活実態調査</p> <p>令和4年1月から3月にかけて、大学等の協力を得て、私費外国人留学生に対し、日本での生活に関する調査項目にオンライ</p>	<p>〈評定〉 B</p> <p>〈評定根拠〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生生活調査については、継続調査として調査結果の取りまとめまで着実に実施しつつ、大学昼間部の調査結果について速報値を公表することにより情報提供の早期化を図り、調査結果の利活用を一層促進したことは、計画を上回る成果として評価できる。 ・本格実施した高等専門学校学生生活調査及び専修学校学生生活調査についても、専門家の協力を得ながら公表に至ったことは評価できる。 ・学生生活調査、高等専門学校学生生活調査及び専修学校学生生活調査について、より効率的かつ効果的な調査の実施に資するため、次回以降のオンライン化を決定し、システム構築に着手したことは、計画を上回る成果として評価できる。 ・奨学事業の実施状況をホームページに掲載したこと及び各自自治体の奨学金制度に関する情報を収集したことは、評価できる。 ・留学生に関する各種調査を確実に実施し、留学生政策の基礎資料及び経年比較による留学生交流の現状把握に資する調査結果を、一般に公表したことは評価できる。 ・調査ローデータを、東京大学社会科学研究所附属社会調査・データアーカイブ研究センター（SSJDA）へ寄託し、申請者に提供したことは、調査データの幅広い活用及び学生支援に関する研究等の発展に資するものであり、評価できる。 ・JASSO リサーチを着実に実施し、学生支援に関する調査研究において若手研究者等を活用した点は評価できる。 <p>また、新たな支援案の審議を行い事業の在り方について検討した点は評価できる。</p>	<p>〈評定に至った理由〉</p> <p>中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。</p> <p>〈今後の課題・指摘事項〉</p> <p>—</p> <p>〈その他事項〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・JASSO リサーチについては、経営管理会議で行われた在り方の検討を踏まえて、より若手研究者等を活用する仕組みを具体的な形で示して欲しい。 <p>（委員の皆様へ：ご意見があればこちらにご記載ください。）</p>		

ンでの回答を依頼した。前回の調査では、調査の実施時期に新型コロナウイルス感染症の影響で閉鎖となる大学等があり、調査期間の延長をせざるを得なかったが、今回の調査においては、引き続き新型コロナウイルス感染症の影響はあったものの、私費外国人留学生在が回答しやすいよう、調査項目に英語訳だけでなく、中国語訳及びベトナム語訳も新たに加えたことにより、短期間で回答を確保できた。また、前回から導入したオンラインでの回答フォームについても金額の入力項目をわかりやすく表示するなど、誤回答を減らす工夫を行った。これらの取組等により、収集した回答の集計結果を令和4年9月に公表する予定である。

②外国人留学生在籍状況調査

大学、短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程）、我が国の大学に入学するための準備教育課程を設置する教育施設及び日本語教育機関における外国人留学生在の在籍状況（令和3年5月1日現在）を把握するため実施した。調査結果については、令和4年3月30日に機構のホームページにて公表した。

③その他調査

留学生交流の現状把握及び留学情報提供機能の強化等に役立てるため、以下の調査を実施した。

- ・日本人学生留学状況調査（令和4年3月30日公表）
- ・短期教育プログラムによる外国人学生受入れ状況調査（令和4年3月30日公表）
- ・外国人留学生在年間受入れ状況調査（令和4年4月4日公表）
- ・外国人留学生在進路状況調査（令和4年4月4日公表）
- ・外国人留学生在学位授与状況調査（令和4年4月4日公表）

○調査分析機能の充実に向けた取組

(1) 機構の情報資産の寄託

機構が保有する調査データの幅広い活用を目的として、平成28年度より東京大学社会科学研究所附属社会調査・データアーカイブ研究センター（以下「SSJDA」という。）へ原則として調査ロードデータを寄託することとしており、令和3年度は11件の調査ロードデータをSSJDAへ寄託した。寄託後、公開された調査ロードデータのうち、令和3年度は3件のデータについて計6回利用申請があり、SSJDAに対し提供の承認を行った。

(2) 学生支援の推進に資する調査研究（JASSO リサーチ）の実施

令和3年度は、令和元年度に採択した調査研究のうち、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により令和2年度中に調査研究が終了

	<p>しなかった5人について、令和2年4月から令和4年2月にかけて行われた調査研究の成果が報告書に取りまとめられ、成果発表会において報告された。成果発表会は新型コロナウイルス感染症対策のためオンラインで開催した（令和4年3月10日）。また、今後の若手研究者等を活用した公募による調査研究について、経営管理会議において新たな支援案の審議を行うなど事業の在り方について検討を行った。</p>		
--	---	--	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>特になし</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅲ-1	収入の確保等		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価																					
中期目標、中期計画、年度計画																					
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価																	
	業務実績	自己評価	評価	B																	
<34> 収入の確保等の状況	<p>○外部資金の獲得</p> <p>(1) 学生支援寄附金</p> <ul style="list-style-type: none"> ホームページでの周知、奨学金返還開始時に配付する「返還のてびき」や特に優れた業績による「返還免除認定通知」及び返還完了時に発送する「返還完了通知」への「寄附金募集のご案内」の掲載など、寄附金募集に係る広報を行った。 社会貢献の一環として株主優待制度を活用した寄附制度を有する企業や、私募債発行手数料の一部をSDGs関係団体に寄附する商品を有する金融機関と連携し、機構を寄附先に指定する機関を増やすなど（株主優待制度活用企業は3社増、金融機関は2社増）、寄附金獲得に努めた。 寄附者への感謝の気持ちを広く表明し、継続的な寄附や新規の寄附を促すことを目的として、一定額以上の寄附者の法人名又は個人名を寄附者の意向に応じて機構ホームページに公表した。 個人からの継続的な寄附及び多様な寄附受入方法を維持するため、平成29年11月より導入したオンライン寄附システムを引き続き運用した。 <p>上記の取組により、令和3年度の寄附金の受入れは下表のとおりとなった。</p> <p><学生支援寄附金の受入状況></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和3年度</th> <th>(参考) 令和2年度</th> <th>(参考) 令和元年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>2,737件</td> <td>2,837件</td> <td>1,905件</td> </tr> <tr> <td>金額</td> <td>868,411,750円</td> <td>1,507,751,223円</td> <td>523,777,706円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和2年度においては、「新型コロナウイルス感染症対策に係る寄附金」10.3億円を含む。</p> <p>(2) 「グローバル人材育成コミュニティ」に係る寄附金</p> <p>事業実施のため、令和3年度は、機構幹部及びグローバル人材育成部並びに文部科学省幹部等により、オンラインを積極的に活用して(一部は対面)企業等と面談し、寄附金募集活動を行った。【再掲】</p> <p>あわせて、次期トビタテへの移行準備として、寄附型自動販売機を設置している企業・学校等へ連絡を取り、引き続きの支援を依頼した。</p> <p>個人寄附拡大のため、連携団体の開拓及び関係強化を進め、イベントの共催等、PR活動に注力した（東京青年会議所とのイベント共催15件、個人寄附獲得15件）。【再掲】</p> <p>また、季節の挨拶状送付、トビタテの活動報告等、既存寄附者及び新規アプローチ先へのきめ細かなフォローに留意し、500千円以上の大口個人寄附4件の獲得に結実した。【再掲】</p> <p><「グローバル人材育成コミュニティ」に係る寄附金受入状況></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和3年度</th> <th>(参考) 令和2年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>1,270件</td> <td>1,286件</td> </tr> </tbody> </table>	区分	令和3年度	(参考) 令和2年度	(参考) 令和元年度	件数	2,737件	2,837件	1,905件	金額	868,411,750円	1,507,751,223円	523,777,706円	区分	令和3年度	(参考) 令和2年度	件数	1,270件	1,286件	<p>(評定) B</p> <p>(評定根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> 学生支援寄附金の獲得のため、返還者等への周知を図ったことは評価できる。また、企業や金融機関との連携や、一定額以上の寄附者をホームページで公表し、寄附金獲得に努めたことは評価できる。 「グローバル人材育成コミュニティ」に係る寄附金の募集を、オンラインを積極的に活用して行い、コロナ禍における施策とともに、次期トビタテへの移行準備として寄附型自動販売機の設置企業・学校等への引き続きの支援依頼、個人寄附拡大の取組及びきめ細かなフォローに留意し、大口個人寄附獲得に努めたことは評価できる。 奨学金貸与事業において、計画的に財投機関債を発行し、自己調達資金の確保に努めたことは評価できる。 	<p><評定に至った理由></p> <p>中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。</p> <p><今後の課題・指摘事項></p> <p>—</p> <p><その他事項></p> <p>(委員の皆様へ：ご意見があればこちらにご記載ください。)</p>
区分	令和3年度	(参考) 令和2年度	(参考) 令和元年度																		
件数	2,737件	2,837件	1,905件																		
金額	868,411,750円	1,507,751,223円	523,777,706円																		
区分	令和3年度	(参考) 令和2年度																			
件数	1,270件	1,286件																			

金額	201, 115, 587円	914, 032, 945円
----	----------------	----------------

○自己収入の確保

(1) 日本留学試験

日本留学試験については、日本語教育機関等への広報や大学等への利用促進の取組により応募者数増を図ると共に、受験料の改定によって、収入確保に努めた。

(2) 日本語教育センター

日本語教育センターについては、新型コロナウイルス感染症拡大による影響を受け、予定通りの渡日が出来ず、入学辞退や延期が多数出たものの、令和3年度における受入数は令和2年度に比べ東京日本語教育センターで29人(20.0%)、大阪日本語教育センターでは33人(38.8%)の増となった。

(3) 留学生宿舍

留学生宿舍については、大学による貸出方式の利用、推薦方式の推進などにより収入の確保に努めているが、新型コロナウイルス感染症の影響により入居率が低下したことにより、収入も減少している。

<自己収入>

区分	令和3年度	(参考) 令和2年度
日本留学試験	593, 263千円	361, 060千円
日本語教育センター	305, 944千円	256, 869千円
留学生宿舍	510, 000千円	533, 181千円

○適正な財務管理

(1) 財投機関債の発行

奨学金貸与事業において、計画的に財投機関債を発行し、自己調達資金の確保に努めた。

<財投機関債発行額>

発行年月日	発行額
令和3年6月9日	300億円
令和3年9月8日	300億円
令和3年11月9日	300億円
令和4年2月8日	300億円
計	1, 200億円

なお、財投機関債発行に関連して、格付機関による発行体格付の状況は以下のとおりである。

<発行体格付の状況>

区分	令和3年度	(参考) 令和2年度
日本格付研究所 (JCR)	AAA	AAA
格付投資情報センター (R&I)	AA+	AA+

(2)民間資金借入額実績 (年度末残高)

1,470 億円

○保有資産の有効活用

居室の有効活用を行うため、東京国際交流館及び兵庫国際交流会館の両会館について、通常の入居者募集に加えて臨時募集も行い、積極的な大学推薦方式による入居者募集を行った。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響による出入国停止措置等の影響を受け、新規入居予定者のキャンセルや入居延期が継続した。

この結果、年間入居率は東京国際交流館では 4.8 ポイント、兵庫国際交流会館では 1.9 ポイント、令和 2 年度より減少した。会館全体の入居率は、令和 2 年度より 4.2 ポイント減少した。

<国際交流会館等入居率>

(単位：%)

会館名	令和3年度	令和2年度
東京国際交流館	85.4	90.2
兵庫国際交流会館	73.7	75.6
会館全体の入居率	83.1	87.3

4. その他参考情報

特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅲ-2	寄附金事業の実施		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価																								
中期目標、中期計画、年度計画																								
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価																				
	業務実績	自己評価	評価	評定	A																			
<35> 寄附金事業の実施状況	<p>○学生支援寄附金の受入れ【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページでの周知、奨学金返還開始時に配付する「返還のてびき」や特に優れた業績による「返還免除認定通知」及び返還完了時に発送する「返還完了通知」への「寄附金募集のご案内」の掲載など、寄附金募集に係る広報を行った。 ・社会貢献の一環として株主優待制度を活用した寄附制度を有する企業や、私募債発行手数料の一部をSDGs関係団体に寄附する商品を有する金融機関と連携し、機構を寄附先に指定する機関を増やすなど（株主優待制度活用企業は3社増、金融機関は2社増）、寄附金獲得に努めた。 ・寄附者への感謝の気持ちを広く表明し、継続的な寄附や新規の寄附を促すことを目的として、一定額以上の寄附者の法人名又は個人名を寄附者の意向に応じて機構ホームページに公表した。 ・個人からの継続的な寄附及び多様な寄附受入方法を維持するため、平成29年11月より導入したオンライン寄附システムを引き続き運用した。 <p>上記の取組により、令和3年度の寄附金の受入れは下表のとおりとなった。</p> <p style="text-align: center;"><学生支援寄附金の受入状況></p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和3年度</th> <th>(参考) 令和2年度</th> <th>(参考) 令和元年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>2,737件</td> <td>2,837件</td> <td>1,905件</td> </tr> <tr> <td>金額</td> <td>868,411,750円</td> <td>1,507,751,223円</td> <td>523,777,706円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和2年度においては、「新型コロナウイルス感染症対策に係る寄附金」10.3億円を含む。</p> <p>○JASSO 災害支援金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然災害等により、学生・生徒又はその生計維持者の居住する住宅が半壊以上等の被害を受けたことで、学生生活の継続に支障をきたした学生・生徒に対し、一日も早く通常の学生生活に復帰し、学業を継続するための支援として、JASSO 災害支援金（1人10万円）を支給した。 ・災害救助法適用時の緊急採用・返還期限猶予制度等を案内するプレスリリースや Twitter 等に、併せて JASSO 災害支援金の案内を行い、周知に努めた。 <p style="text-align: center;"><JASSO 災害支援金支給状況></p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和3年度</th> <th>(参考) 令和2年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給人数</td> <td>128人 (うち、留学生1人)</td> <td>246人</td> </tr> <tr> <td>支給総額</td> <td>12,800千円 (うち留学生100千円)</td> <td>24,600千円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	令和3年度	(参考) 令和2年度	(参考) 令和元年度	件数	2,737件	2,837件	1,905件	金額	868,411,750円	1,507,751,223円	523,777,706円	区分	令和3年度	(参考) 令和2年度	支給人数	128人 (うち、留学生1人)	246人	支給総額	12,800千円 (うち留学生100千円)	24,600千円	<p>〈評定〉 A</p> <p>〈評定根拠〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・寄附金事業について返還者等への周知を図るなど寄附金獲得拡大に努めたことは評価できる。 ・災害救助法適用時に、速やかに JASSO 災害支援金の制度を周知し、支援金を支給したことは評価できる。 ・新型コロナウイルス感染症拡大に対応し、大学等が実施する学生等への経済的支援の取組に対し助成を行ったことは評価できる。 ・寄附金を活用して JASSO リサーチを実施し、学生支援に関する調査研究において若手研究者等を活用した点は評価できる。また、新たな支援案の審議を行い事業の在り方について検討した点は評価できる。 	<p>〈評定に至った理由〉</p> <p>中期目標管理法人の活動により、以下の点について中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度に引き続き多額の寄附金を受け入れ、「新型コロナウイルス感染症対策助成事業」を実施して対象となる大学等のコロナ対策を支援したことは評価できる。 <p>〈今後の課題・指摘事項〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生支援寄附金の受入額と比較すると、寄附金を原資とした取組の支出額は少額に収まっていることから、受け入れた寄附金をより活用することも検討して欲しい。 <p>〈その他事項〉</p> <p style="color: blue;">（委員の皆様へ：ご意見があればこちらにご記載ください。）</p>
区分	令和3年度	(参考) 令和2年度	(参考) 令和元年度																					
件数	2,737件	2,837件	1,905件																					
金額	868,411,750円	1,507,751,223円	523,777,706円																					
区分	令和3年度	(参考) 令和2年度																						
支給人数	128人 (うち、留学生1人)	246人																						
支給総額	12,800千円 (うち留学生100千円)	24,600千円																						

	<p>○新型コロナウイルスに係る JASSO 災害支援金</p> <p>海外留学支援制度又は官民協働海外留学支援制度による奨学金を受給し、海外留学をしている日本人留学生のうち、新型コロナウイルス感染症拡大により安全確保を図るため帰国した者の経済的負担を軽減することを目的とし、支援金（1人10万円）の支給を行った。</p> <p>〈新型コロナウイルスに係る JASSO 災害支援金支給状況〉</p> <table border="1" data-bbox="483 290 1173 392"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和3年度</th> <th>(参考)令和2年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給人数</td> <td>13人</td> <td>1,124人</td> </tr> <tr> <td>支給総額</td> <td>1,300千円</td> <td>112,400千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>○新型コロナウイルス感染症対策助成事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「新型コロナウイルス感染症対策助成事業（第2弾）」として、学生生活を送るための食費と家賃や契約時の費用等の住の支援事業を行う大学・短期大学（大学院を含む）、高等専門学校（4・5年）、専修学校専門課程及び日本語教育機関等に対し、当該支援に係る事業費の一部（1/2以内、10万円～100万円）の額の助成を実施した。予算規模に合わせて先着順で申請を受け付け、事業を実施した306校に対し、合計約1.75億円の助成を行った。 ・令和4年度においても、「新型コロナウイルス感染症対策助成事業（食に対する支援）」として学生生活を送るための食費の支援を対象に実施することとし、プレスリリースにより、報道機関や大学等への周知を図った（令和4年3月25日）。 <p>○学生支援の推進に資する調査研究（JASSOリサーチ）の実施【再掲】</p> <p>令和3年度は、令和元年度に採択した調査研究のうち、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により令和2年度中に調査研究が終了しなかった5人について、令和2年4月から令和4年2月にかけて行われた調査研究の成果が報告書に取りまとめられ、成果発表会において報告された。成果発表会は新型コロナウイルス感染症対策のためオンラインで開催した（令和4年3月10日）。また、今後の若手研究者等を活用した公募による調査研究について、経営管理会議において新たな支援案の審議を行うなど事業の在り方について検討を行った。</p>	区分	令和3年度	(参考)令和2年度	支給人数	13人	1,124人	支給総額	1,300千円	112,400千円		
区分	令和3年度	(参考)令和2年度										
支給人数	13人	1,124人										
支給総額	1,300千円	112,400千円										

<p>4. その他参考情報</p> <p>特になし</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅲ-3	奨学金貸与事業における適切な債権管理の実施		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
中期目標、中期計画、年度計画					
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
	業務実績	自己評価		評価	B
<36> 適切な債権管理及び貸倒引当金計上に係る実施状況	<p>○債権管理の状況 独立行政法人会計基準に従った債務者区分により請求を行った。</p> <p>○貸倒引当金の計上 貸倒引当金については、学資金貸与事業における適切な債権管理を実施するために、独立行政法人会計基準に従った債務者区分に基づく算定方法により計上した。</p> <p><令和3年度決算額></p> <ul style="list-style-type: none"> ・第一種 445 億円 ・第二種 1,082 億円 	<p><評価> B</p> <p><評価根拠></p> <ul style="list-style-type: none"> ・適切な債権管理を実施すべく、独立行政法人会計基準に従った債務者区分により請求を行っていることは評価できる。 ・独立行政法人会計基準に従って貸倒引当金を計上したことは評価できる。 		<p><評価に至った理由></p> <p>中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。</p> <p><今後の課題・指摘事項></p> <p>—</p> <p><その他事項></p> <p>(委員の皆様へ：ご意見があればこちらにご記載ください。)</p>	

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅲ—4	予算の管理及び計画的な執行		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
中期目標、中期計画、年度計画					
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
	業務実績			自己評価	評価
＜37＞予算、収支計画及び資金計画の実施状況	○令和3年度予算（総括）			〈評定〉 B	〈評定に至った理由〉 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。
	【全体（総括）】 (単位：百万円)				
区分	予算	決算	差引増減額		B
収入					
借入金等	1,050,147	955,502	△94,645		
運営費交付金	15,636	15,733	97		
育英資金返還免除等補助金	4,129	4,129	-		
学資支給金補助金	234,087	147,473	△86,614		
学生支援緊急給付金給付事業費補助金	-	67,678	67,678		
留学生交流支援事業費補助金	7,225	7,225	-		
奨学金業務システム開発費補助金	-	1,001	1,001		
施設整備費補助金	-	482	482		
受託収入等	-	91	91		
寄附金収入	2,046	917	△1,130		
貸付回収金	856,412	896,205	39,793		
貸付金利息等	23,773	23,886	113		
政府補給金	112	26	△86		
事業収入	923	809	△113		
雑収入	3,291	4,372	1,082		
計	2,197,780	2,125,528	△72,252		
支出					
奨学金貸与事業費	993,170	866,396	126,775		
一般管理費	2,235	2,297	△62		
うち、人件費（管理系）	1,019	1,019	-		
物件費	1,216	1,279	△62		
業務経費	17,467	17,641	△174		
うち、人件費（事業系）	3,851	3,736	115		
物件費	13,616	13,905	△289		
特殊経費	147	108	40		
借入金等償還	877,894	933,149	△55,255		
借入金等利息償還	28,096	22,485	5,611		
学資支給基金補助金経費	1,688	946	742		
学資支給金補助金経費	234,087	142,729	91,358		
学生支援緊急給付金給付事業費補助金経費	-	60,513	△60,513		
奨学金業務システム開発費補助金経費	-	1,001	△1,001		
施設整備費	-	482	△482		

留学生交流支援事業費補助金経費	7,225	1,736	5,489
受託経費等	-	91	△91
寄附金事業費	2,046	917	1,130
計	2,164,055	2,050,489	113,566

【奨学金事業（総括）】

（単位：百万円）

区分	予算	決算	差引増減額
収入			
借入金等	1,050,147	955,502	△94,645
運営費交付金	8,106	8,232	126
育英資金返還免除等補助金	4,129	4,129	-
学資支給金補助金	234,087	147,473	△86,614
学生支援緊急給付金給付事業費補助金	-	67,678	67,678
留学生交流支援事業費補助金	-	-	-
奨学金業務システム開発費補助金	-	1,001	1,001
施設整備費補助金	-	-	-
受託収入等	-	-	-
寄附金収入	375	139	△236
貸付回収金	856,412	896,205	39,793
貸付金利息等	23,773	23,886	113
政府補給金	112	26	△86
事業収入	-	-	-
雑収入	2,734	3,575	841
計	2,179,875	2,107,846	△72,030
支出			
奨学金貸与事業費	993,170	866,396	126,775
一般管理費	-	-	-
うち、人件費（管理系）	-	-	-
物件費	-	-	-
業務経費	10,779	11,480	△701
うち、人件費（事業系）	2,718	2,622	95
物件費	8,061	8,858	△797
特殊経費	62	35	27
借入金等償還	877,894	933,149	△55,255
借入金等利息償還	28,096	22,485	5,611
学資支給基金補助金経費	1,688	946	742
学資支給金補助金経費	234,087	142,729	91,358
学生支援緊急給付金給付事業費補助金経費	-	60,513	△60,513
奨学金業務システム開発費補助金経費	-	1,001	△1,001
施設整備費	-	-	-

留学生交流支援事業費補助金経費	-	-	-
受託経費等	-	-	-
寄附金事業費	375	139	236
計	2,146,150	2,038,873	107,277

【留学生支援事業（総括）】

(単位：百万円)

区分	予算	決算	差引増減額
収入			
借入金等	-	-	-
運営費交付金	4,950	4,878	△73
育英資金返還免除等補助金	-	-	-
学資支給金補助金	-	-	-
学生支援緊急給付金給付事業費補助金	-	-	-
留学生交流支援事業費補助金	7,225	7,225	-
奨学金業務システム開発費補助金	-	-	-
施設整備費補助金	-	482	482
受託収入等	-	91	91
寄附金収入	1,663	775	△888
貸付回収金	-	-	-
貸付金利息等	-	-	-
政府補給金	-	-	-
事業収入	923	809	△113
雑収入	556	756	200
計	15,318	15,016	△302
支出			
奨学金貸与事業費	-	-	-
一般管理費	-	-	-
うち、人件費（管理系）	-	-	-
物件費	-	-	-
業務経費	6,394	5,922	472
うち、人件費（事業系）	933	944	△11
物件費	5,461	4,978	482
特殊経費	35	11	24
借入金等償還	-	-	-
借入金等利息償還	-	-	-
学資支給基金補助金経費	-	-	-
学資支給金補助金経費	-	-	-
学生支援緊急給付金給付事業費補助金経費	-	-	-
奨学金業務システム開発費補助金経費	-	-	-
施設整備費	-	482	△482
留学生交流支援事業費補助金経費	7,225	1,736	5,489

受託経費等	-	91	△91
寄附金事業費	1,663	775	888
計	15,318	9,017	6,301

【学生生活支援事業（総括）】

(単位：百万円)

区分	予算	決算	差引増減額
収入			
借入金等	-	-	-
運営費交付金	299	247	△52
育英資金返還免除等補助金	-	-	-
学資支給金補助金	-	-	-
学生支援緊急給付金給付事業費補助金	-	-	-
留学生交流支援事業費補助金	-	-	-
奨学金業務システム開発費補助金	-	-	-
施設整備費補助金	-	-	-
受託収入等	-	-	-
寄附金収入	8	2	△6
貸付回収金	-	-	-
貸付金利息等	-	-	-
政府補給金	-	-	-
事業収入	-	-	-
雑収入	-	-	-
計	307	249	△58
支出			
奨学金貸与事業費	-	-	-
一般管理費	-	-	-
うち、人件費（管理系）	-	-	-
物件費	-	-	-
業務経費	294	239	55
うち、人件費（事業系）	200	170	30
物件費	94	69	25
特殊経費	5	1	4
借入金等償還	-	-	-
借入金等利息償還	-	-	-
学資支給基金補助金経費	-	-	-
学資支給金補助金経費	-	-	-
学生支援緊急給付金給付事業費補助金経費	-	-	-
奨学金業務システム開発費補助金経費	-	-	-
施設整備費	-	-	-
留学生交流支援事業費補助金経費	-	-	-
受託経費等	-	-	-

寄附金事業費	8	2	6
計	307	241	65

【法人共通（総括）】

(単位：百万円)

区分	予算	決算	差引増減額
収入			
借入金等	-	-	-
運営費交付金	2,280	2,376	96
育英資金返還免除等補助金	-	-	-
学資支給金補助金	-	-	-
学生支援緊急給付金給付事業費補助金	-	-	-
留学生交流支援事業費補助金	-	-	-
奨学金業務システム開発費補助金	-	-	-
施設整備費補助金	-	-	-
受託収入等	-	-	-
寄附金収入	-	-	-
貸付回収金	-	-	-
貸付金利息等	-	-	-
政府補給金	-	-	-
事業収入	-	-	-
雑収入	0	41	41
計	2,281	2,417	137
支出			
奨学金貸与事業費	-	-	-
一般管理費	2,235	2,297	△62
うち、人件費（管理系）	1,019	1,019	-
物件費	1,216	1,279	△62
業務経費	-	-	-
うち、人件費（事業系）	-	-	-
物件費	-	-	-
特殊経費	46	61	△15
借入金等償還	-	-	-
借入金等利息償還	-	-	-
学資支給基金補助金経費	-	-	-
学資支給金補助金経費	-	-	-
学生支援緊急給付金給付事業費補助金経費	-	-	-
奨学金業務システム開発費補助金経費	-	-	-
施設整備費	-	-	-
留学生交流支援事業費補助金経費	-	-	-
受託経費等	-	-	-
寄附金事業費	-	-	-

計	2,281	2,358	△77
---	-------	-------	-----

○令和3年度予算（一般勘定）

【全体（一般勘定）】

（単位：百万円）

区分	予算	決算	差引増減額
収入			
借入金等	1,050,147	955,502	△94,645
運営費交付金	15,636	15,733	97
育英資金返還免除等補助金	4,129	4,129	-
学資支給金補助金	234,087	147,473	△86,614
学生支援緊急給付金給付事業費補助金	-	67,678	67,678
留学生交流支援事業費補助金	7,225	7,225	-
奨学金業務システム開発費補助金	-	1,001	1,001
施設整備費補助金	-	482	482
受託収入等	-	91	91
寄附金収入	2,046	917	△1,130
貸付回収金	856,412	896,205	39,793
貸付金利息等	23,773	23,886	113
政府補給金	112	26	△86
事業収入	923	809	△113
雑収入	3,291	4,372	1,082
計	2,197,780	2,125,528	△72,252
支出			
奨学金貸与事業費	993,170	866,396	126,775
一般管理費	2,235	2,297	△62
うち、人件費（管理系）	1,019	1,019	-
物件費	1,216	1,279	△62
業務経費	17,467	17,641	△174
うち、人件費（事業系）	3,851	3,736	115
物件費	13,616	13,905	△289
特殊経費	147	108	40
借入金等償還	877,894	933,149	△55,255
借入金等利息償還	28,096	22,485	5,611
学資支給基金補助金経費	-	-	-
学資支給金補助金経費	234,087	142,729	91,358
学生支援緊急給付金給付事業費補助金経費	-	60,513	△60,513
奨学金業務システム開発費補助金経費	-	1,001	△1,001
施設整備費	-	482	△482
留学生交流支援事業費補助金経費	7,225	1,736	5,489

受託経費等	-	91	△91
寄附金事業費	2,046	917	1,130
計	2,162,367	2,049,543	112,824

【奨学金事業（一般勘定）】

(単位：百万円)

区分	予算	決算	差引増減額
収入			
借入金等	1,050,147	955,502	△94,645
運営費交付金	8,106	8,232	126
育英資金返還免除等補助金	4,129	4,129	-
学資支給金補助金	234,087	147,473	△86,614
学生支援緊急給付金給付事業費補助金	-	67,678	67,678
留学生交流支援事業費補助金	-	-	-
奨学金業務システム開発費補助金	-	1,001	1,001
施設整備費補助金	-	-	-
受託収入等	-	-	-
寄附金収入	375	139	△236
貸付回収金	856,412	896,205	39,793
貸付金利息等	23,773	23,886	113
政府補給金	112	26	△86
事業収入	-	-	-
雑収入	2,734	3,575	841
計	2,179,875	2,107,846	△72,030
支出			
奨学金貸与事業費	993,170	866,396	126,775
一般管理費	-	-	-
うち、人件費（管理系）	-	-	-
物件費	-	-	-
業務経費	10,779	11,480	△701
うち、人件費（事業系）	2,718	2,622	95
物件費	8,061	8,858	△797
特殊経費	62	35	27
借入金等償還	877,894	933,149	△55,255
借入金等利息償還	28,096	22,485	5,611
学資支給基金補助金経費	-	-	-
学資支給金補助金経費	234,087	142,729	91,358
学生支援緊急給付金給付事業費補助金経費	-	60,513	△60,513
奨学金業務システム開発費補助金経費	-	1,001	△1,001
施設整備費	-	-	-
留学生交流支援事業費補助金経費	-	-	-
受託経費等	-	-	-

寄附金事業費	375	139	236
計	2,144,462	2,037,927	106,535

【留学生支援事業（一般勘定）】

（単位：百万円）

区分	予算	決算	差引増減額
収入			
借入金等	-	-	-
運営費交付金	4,950	4,878	△73
育英資金返還免除等補助金	-	-	-
学資支給金補助金	-	-	-
学生支援緊急給付金給付事業費補助金	-	-	-
留学生交流支援事業費補助金	7,225	7,225	-
奨学金業務システム開発費補助金	-	-	-
施設整備費補助金	-	482	482
受託収入等	-	91	91
寄附金収入	1,663	775	△888
貸付回収金	-	-	-
貸付金利息等	-	-	-
政府補給金	-	-	-
事業収入	923	809	△113
雑収入	556	756	200
計	15,318	15,016	△302
支出			
奨学金貸与事業費	-	-	-
一般管理費	-	-	-
うち、人件費（管理系）	-	-	-
物件費	-	-	-
業務経費	6,394	5,922	472
うち、人件費（事業系）	933	944	△11
物件費	5,461	4,978	482
特殊経費	35	11	24
借入金等償還	-	-	-
借入金等利息償還	-	-	-
学資支給基金補助金経費	-	-	-
学資支給金補助金経費	-	-	-
学生支援緊急給付金給付事業費補助金経費	-	-	-
奨学金業務システム開発費補助金経費	-	-	-
施設整備費	-	482	△482
留学生交流支援事業費補助金経費	7,225	1,736	5,489
受託経費等	-	91	△91
寄附金事業費	1,663	775	888

計	15,318	9,017	6,301
---	--------	-------	-------

【学生生活支援事業（一般勘定）】

(単位：百万円)

区分	予算	決算	差引増減額
収入			
借入金等	-	-	-
運営費交付金	299	247	△52
育英資金返還免除等補助金	-	-	-
学資支給金補助金	-	-	-
学生支援緊急給付金給付事業費補助金	-	-	-
留学生交流支援事業費補助金	-	-	-
奨学金業務システム開発費補助金	-	-	-
施設整備費補助金	-	-	-
受託収入等	-	-	-
寄附金収入	8	2	△6
貸付回収金	-	-	-
貸付金利息等	-	-	-
政府補給金	-	-	-
事業収入	-	-	-
雑収入	-	-	-
計	307	249	△58
支出			
奨学金貸与事業費	-	-	-
一般管理費	-	-	-
うち、人件費（管理系）	-	-	-
物件費	-	-	-
業務経費	294	239	55
うち、人件費（事業系）	200	170	30
物件費	94	69	25
特殊経費	5	1	4
借入金等償還	-	-	-
借入金等利息償還	-	-	-
学資支給基金補助金経費	-	-	-
学資支給金補助金経費	-	-	-
学生支援緊急給付金給付事業費補助金経費	-	-	-
奨学金業務システム開発費補助金経費	-	-	-
施設整備費	-	-	-
留学生交流支援事業費補助金経費	-	-	-
受託経費等	-	-	-
寄附金事業費	8	2	6

計	307	241	65
---	-----	-----	----

【法人共通（一般勘定）】

(単位：百万円)

区分	予算	決算	差引増減額
収入			
借入金等	-	-	-
運営費交付金	2,280	2,376	96
育英資金返還免除等補助金	-	-	-
学資支給金補助金	-	-	-
学生支援緊急給付金給付事業費補助金	-	-	-
留学生交流支援事業費補助金	-	-	-
奨学金業務システム開発費補助金	-	-	-
施設整備費補助金	-	-	-
受託収入等	-	-	-
寄附金収入	-	-	-
貸付回収金	-	-	-
貸付金利息等	-	-	-
政府補給金	-	-	-
事業収入	-	-	-
雑収入	0	41	41
計	2,281	2,417	137
支出			
奨学金貸与事業費	-	-	-
一般管理費	2,235	2,297	△62
うち、人件費（管理系）	1,019	1,019	-
物件費	1,216	1,279	△62
業務経費	-	-	-
うち、人件費（事業系）	-	-	-
物件費	-	-	-
特殊経費	46	61	△15
借入金等償還	-	-	-
借入金等利息償還	-	-	-
学資支給基金補助金経費	-	-	-
学資支給金補助金経費	-	-	-
学生支援緊急給付金給付事業費補助金経費	-	-	-
奨学金業務システム開発費補助金経費	-	-	-
施設整備費	-	-	-
留学生交流支援事業費補助金経費	-	-	-
受託経費等	-	-	-
寄附金事業費	-	-	-
計	2,281	2,358	△77

○令和3年度予算（学資支給業務勘定）

【奨学金事業（学資支給業務勘定）】

（単位：百万円）

区分	予算	決算	差引増減額
収入			
借入金等	-	-	-
運営費交付金	-	-	-
育英資金返還免除等補助金	-	-	-
学資支給金補助金	-	-	-
学生支援緊急給付金給付事業費補助金	-	-	-
留学生交流支援事業費補助金	-	-	-
奨学金業務システム開発費補助金	-	-	-
施設整備費補助金	-	-	-
受託収入等	-	-	-
寄附金収入	-	-	-
貸付回収金	-	-	-
貸付金利息等	-	-	-
政府補給金	-	-	-
事業収入	-	-	-
雑収入	-	-	-
計	-	-	-
支出			
奨学金貸与事業費	-	-	-
一般管理費	-	-	-
うち、人件費（管理系）	-	-	-
物件費	-	-	-
業務経費	-	-	-
うち、人件費（事業系）	-	-	-
物件費	-	-	-
特殊経費	-	-	-
借入金等償還	-	-	-
借入金等利息償還	-	-	-
学資支給基金補助金経費	1,688	946	742
学資支給金補助金経費	-	-	-
学生支援緊急給付金給付事業費補助金経費	-	-	-
奨学金業務システム開発費補助金経費	-	-	-
施設整備費	-	-	-
留学生交流支援事業費補助金経費	-	-	-
受託経費等	-	-	-
寄附金事業費	-	-	-

計	1,688	946	742
---	-------	-----	-----

(注) 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

○令和3年度 収支計画 (総括)

【全体 (総括)】

(単位：百万円)

区分	予算	決算	差引増減額
費用の部			
経常費用	321,504	284,585	36,919
業務経費	315,115	278,522	36,593
寄附金事業費	2,047	854	1,193
一般管理費	2,109	2,304	△195
減価償却費	2,233	2,905	△671
臨時損失	4	54,363	△54,359
収益の部			
経常収益	325,651	280,851	△44,800
運営費交付金収益	14,485	13,755	△730
自己収入	27,978	29,112	1,134
寄附金収益	2,047	911	△1,136
補助金等収益	270,982	234,427	△36,555
財源措置予定額収益	7,735	-	△7,735
賞与引当金見返に係る収益	372	365	△7
退職給付引当金見返に係る収益	217	172	△44
資産見返負債戻入	1,829	2,100	271
財務収益	6	9	3
臨時利益	4	3,936	3,932
純利益	4,148	△54,160	△58,308
目的積立金取崩額	145	45,389	45,244
総利益	4,293	△8,771	△13,064

【奨学金事業 (総括)】

(単位：百万円)

区分	予算	決算	差引増減額
費用の部			
経常費用	303,679	273,255	30,424
業務経費	301,315	270,512	30,803
寄附金事業費	375	140	236
一般管理費	-	-	-

減価償却費	1,989	2,604	△615
臨時損失	2	54,362	△54,360
収益の部			
経常収益	307,823	269,179	△38,644
運営費交付金収益	7,382	6,842	△541
自己収入	26,499	27,410	911
寄附金収益	375	140	△236
補助金等収益	263,757	232,594	△31,163
財源措置予定額収益	7,735	-	△7,735
賞与引当金見返に係る収益	206	193	△13
退職給付引当金見返に係る収益	202	91	△111
資産見返負債戻入	1,660	1,901	240
財務収益	6	9	3
臨時利益	2	3,936	3,933
純利益	4,144	△54,503	△58,646
目的積立金取崩額	131	45,373	45,241
総利益	4,275	△9,130	△13,405

【留学生支援事業（総括）】

(単位：百万円)

区分	予算	決算	差引増減額
費用の部			
経常費用	15,340	8,685	6,655
業務経費	13,520	7,775	5,745
寄附金事業費	1,663	712	951
一般管理費	-	-	-
減価償却費	157	198	△41
臨時損失	1	0	1
収益の部			
経常収益	15,344	8,989	△6,355
運営費交付金収益	4,762	4,505	△257
自己収入	1,479	1,661	182
寄附金収益	1,663	769	△894
補助金等収益	7,225	1,833	△5,392
財源措置予定額収益	-	-	-
賞与引当金見返に係る収益	71	75	4
退職給付引当金見返に係る収益	49	36	△14
資産見返負債戻入	94	109	16
財務収益	-	0	0
臨時利益	1	0	△1

純利益	4	304	300
目的積立金取崩額	14	17	2
総利益	18	320	302

【学生生活支援事業（総括）】

（単位：百万円）

区分	予算	決算	差引増減額
費用の部			
経常費用	292	248	44
業務経費	280	236	44
寄附金事業費	8	2	6
一般管理費	-	-	-
減価償却費	4	10	△6
臨時損失	-	0	△0
収益の部			
経常収益	292	262	△31
運営費交付金収益	257	229	△28
自己収入	-	-	-
寄附金収益	8	2	△6
補助金等収益	-	-	-
財源措置予定額収益	-	-	-
賞与引当金見返に係る収益	15	14	△1
退職給付引当金見返に係る収益	8	7	△2
資産見返負債戻入	4	10	6
財務収益	-	-	-
臨時利益	-	0	0
純利益	-	13	13
目的積立金取崩額	-	-	-
総利益	-	13	13

【法人共通（総括）】

（単位：百万円）

区分	予算	決算	差引増減額
費用の部			
経常費用	2,192	2,397	△205
業務経費	-	-	-
寄附金事業費	-	-	-
一般管理費	2,109	2,304	△195
減価償却費	83	92	△9
臨時損失	0	0	△0

収益の部			
経常収益	2,192	2,422	230
運営費交付金収益	2,084	2,179	95
自己収入	-	41	41
寄附金収益	-	-	-
補助金等収益	-	-	-
財源措置予定額収益	-	-	-
賞与引当金見返に係る収益	80	83	3
退職給付引当金見返に係る収益	△43	39	82
資産見返負債戻入	71	80	9
財務収益	0	0	△0
臨時利益	0	0	0
純利益	△0	25	25
目的積立金取崩額	0	0	0
総利益	-	25	25

○令和3年度 収支計画（一般勘定）

【全体（一般勘定）】

（単位：百万円）

区分	予算	決算	差引増減額
費用の部			
経常費用	319,816	283,637	36,179
業務経費	313,427	277,575	35,853
寄附金事業費	2,047	854	1,193
一般管理費	2,109	2,304	△195
減価償却費	2,233	2,905	△671
臨時損失	4	54,363	△54,359
収益の部			
経常収益	323,963	279,903	△44,060
運営費交付金収益	14,485	13,755	△730
自己収入	27,978	29,112	1,134
寄附金収益	2,047	911	△1,136
補助金等収益	269,294	233,479	△35,815
財源措置予定額収益	7,735	-	△7,735
賞与引当金見返に係る収益	372	365	△7
退職給付引当金見返に係る収益	217	172	△44
資産見返負債戻入	1,829	2,100	271
財務収益	6	9	3

臨時利益	4	3,936	3,932
純利益	4,148	△54,160	△58,308
目的積立金取崩額	145	45,389	45,244
総利益	4,293	△8,771	△13,064

【奨学金事業（一般勘定）】

（単位：百万円）

区分	予算	決算	差引増減額
費用の部			
経常費用	301,991	272,307	29,684
業務経費	299,627	269,564	30,063
寄附金事業費	375	140	236
一般管理費	-	-	-
減価償却費	1,989	2,604	△615
臨時損失	2	54,362	△54,360
収益の部			
経常収益	306,135	268,231	△37,904
運営費交付金収益	7,382	6,842	△541
自己収入	26,499	27,410	911
寄附金収益	375	140	△236
補助金等収益	262,069	231,646	△30,423
財源措置予定額収益	7,735	-	△7,735
賞与引当金見返に係る収益	206	193	△13
退職給付引当金見返に係る収益	202	91	△111
資産見返負債戻入	1,660	1,901	240
財務収益	6	9	3
臨時利益	2	3,936	3,933
純利益	4,144	△54,503	△58,646
目的積立金取崩額	131	45,373	45,241
総利益	4,275	△9,130	△13,405

【留学生支援事業（一般勘定）】

（単位：百万円）

区分	予算	決算	差引増減額
費用の部			
経常費用	15,340	8,685	6,655
業務経費	13,520	7,775	5,745
寄附金事業費	1,663	712	951
一般管理費	-	-	-
減価償却費	157	198	△41

臨時損失	1	0	1
収益の部			
經常収益	15,344	8,989	△6,355
運営費交付金収益	4,762	4,505	△257
自己収入	1,479	1,661	182
寄附金収益	1,663	769	△894
補助金等収益	7,225	1,833	△5,392
財源措置予定額収益	-	-	-
賞与引当金見返に係る収益	71	75	4
退職給付引当金見返に係る収益	49	36	△14
資産見返負債戻入	94	109	16
財務収益	-	0	0
臨時利益	1	0	△1
純利益	4	304	300
目的積立金取崩額	14	17	2
総利益	18	320	302

【学生生活支援事業（一般勘定）】

(単位：百万円)

区分	予算	決算	差引増減額
費用の部			
經常費用	292	248	44
業務経費	280	236	44
寄附金事業費	8	2	6
一般管理費	-	-	-
減価償却費	4	10	△6
臨時損失	-	0	△0
収益の部			
經常収益	292	262	△31
運営費交付金収益	257	229	△28
自己収入	-	-	-
寄附金収益	8	2	△6
補助金等収益	-	-	-
財源措置予定額収益	-	-	-
賞与引当金見返に係る収益	15	14	△1
退職給付引当金見返に係る収益	8	7	△2
資産見返負債戻入	4	10	6
財務収益	-	-	-
臨時利益	-	0	0

純利益	-	13	13
目的積立金取崩額	-	-	-
総利益	-	13	13

【法人共通（一般勘定）】

（単位：百万円）

区分	予算	決算	差引増減額
費用の部			
経常費用	2,192	2,397	△205
業務経費	-	-	-
寄附金事業費	-	-	-
一般管理費	2,109	2,304	△195
減価償却費	83	92	△9
臨時損失	0	0	△0
収益の部			
経常収益	2,192	2,422	230
運営費交付金収益	2,084	2,179	95
自己収入	-	41	41
寄附金収益	-	-	-
補助金等収益	-	-	-
財源措置予定額収益	-	-	-
賞与引当金見返に係る収益	80	83	3
退職給付引当金見返に係る収益	△43	39	82
資産見返負債戻入	71	80	9
財務収益	0	0	△0
臨時利益	0	0	0
純利益	△0	25	25
目的積立金取崩額	0	0	0
総利益	-	25	25

○令和3年度 収支計画（学資支給業務勘定）

【奨学金事業（学資支給業務勘定）】

（単位：百万円）

区分	予算	決算	差引増減額
費用の部			
経常費用	1,688	948	740
業務経費	1,688	948	740
寄附金事業費	-	-	-
一般管理費	-	-	-

減価償却費	-	-	-
臨時損失	-	-	-
収益の部			
経常収益	1,688	948	△740
運営費交付金収益	-	-	-
自己収入	-	-	-
寄附金収益	-	-	-
補助金等収益	1,688	948	△740
財源措置予定額収益	-	-	-
賞与引当金見返に係る収益	-	-	-
退職給付引当金見返に係る収益	-	-	-
資産見返負債戻入	-	-	-
財務収益	-	-	-
臨時利益	-	-	-
純利益	-	-	-
目的積立金取崩額	-	-	-
総利益	-	-	-

(注) 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

○令和3年度 資金計画（総括）

【全体（総括）】

(単位：百万円)

区分	予算	決算	差引増減額
資金支出			
業務活動による支出	△3,753,505	△3,793,958	△40,453
奨学金貸与	△993,170	△866,396	126,775
奨学金給付	△235,775	△143,674	92,100
人件費支出	△5,007	△4,774	233
短期借入金の返済による支出	△1,589,853	△1,700,344	△110,491
長期借入金の返済による支出	△877,894	△933,149	△55,255
支払利息	△28,096	△22,485	5,611
寄附金事業による支出	△2,026	△659	1,367
その他の業務支出	△21,683	△75,905	△54,222
国庫補助金の精算による返還金の支出	-	△46,570	△46,570
投資活動による支出	△420	△1,434	△1,015
財務活動による支出	△249	△621	△372
次年度への繰越金	226,273	341,144	114,870

資金収入			
業務活動による収入	3,787,888	3,824,411	36,523
運営費交付金による収入	15,636	15,733	97
政府補給金による収入	112	26	△86
国庫補助金による収入	245,441	226,505	△18,936
貸付回収金による収入	856,412	896,082	39,670
学資金支給金の回収による収入	1,010	35	△975
短期借入による収入	1,589,853	1,700,344	110,491
長期借入による収入	1,049,976	955,333	△94,642
貸付金利息	23,768	23,877	109
その他の業務収入	4,457	5,368	911
受託収入等	-	35	35
寄附金による収入	1,224	1,073	△151
投資活動による収入	-	-	-
施設整備費による収入	-	-	-
その他の投資収入	-	-	-
財務活動による収入	-	-	-
前年度からの繰越金	192,559	312,746	120,188

【奨学金事業（総括）】

(単位：百万円)

区分	予算	決算	差引増減額
資金支出			
業務活動による支出	△3,735,557	△3,782,516	△46,959
奨学金貸与	△993,170	△866,396	126,775
奨学金給付	△235,775	△143,674	92,100
人件費支出	△2,779	△2,525	254
短期借入金の返済による支出	△1,589,853	△1,700,344	△110,491
長期借入金の返済による支出	△877,894	△933,149	△55,255
支払利息	△28,096	△22,485	5,611
寄附金事業による支出	△375	△137	238
その他の業務支出	△7,615	△67,718	△60,103
国庫補助金の精算による返還金の支出	-	△46,088	△46,088
投資活動による支出	△300	△1,121	△820
財務活動による支出	△193	△547	△355
次年度への繰越金	223,458	324,474	101,016
資金収入			
業務活動による収入	3,770,662	3,807,557	36,895
運営費交付金による収入	8,106	8,232	126
政府補給金による収入	112	26	△86
国庫補助金による収入	238,215	219,279	△18,936
貸付回収金による収入	856,412	896,082	39,670

学資金支給金の回収による収入	1,010	35	△975
短期借入による収入	1,589,853	1,700,344	110,491
長期借入による収入	1,049,976	955,333	△94,642
貸付金利息	23,768	23,877	109
その他の業務収入	2,760	3,604	844
受託収入等	-	-	-
寄附金による収入	450	745	295
投資活動による収入	-	-	-
施設整備費による収入	-	-	-
その他の投資収入	-	-	-
財務活動による収入	-	-	-
前年度からの繰越金	188,846	301,101	112,256

【留学生支援事業（総括）】

(単位：百万円)

区分	予算	決算	差引増減額
資金支出			
業務活動による支出	△15,411	△8,881	6,530
奨学金貸与	-	-	-
奨学金給付	-	-	-
人件費支出	△979	△1,005	△26
短期借入金の返済による支出	-	-	-
長期借入金の返済による支出	-	-	-
支払利息	-	-	-
寄附金事業による支出	△1,643	△517	1,126
その他の業務支出	△12,788	△6,875	5,913
国庫補助金の精算による返還金の支出	-	△483	△483
投資活動による支出	△55	△265	△210
財務活動による支出	△43	△61	△17
次年度への繰越金	1,524	15,308	13,783
資金収入			
業務活動による収入	14,620	14,161	△459
運営費交付金による収入	4,950	4,878	△73
政府補給金による収入	-	-	-
国庫補助金による収入	7,225	7,225	-
貸付回収金による収入	-	-	-
学資金支給金の回収による収入	-	-	-
短期借入による収入	-	-	-
長期借入による収入	-	-	-
貸付金利息	-	-	-
その他の業務収入	1,670	1,694	24
受託収入等	-	35	35

寄附金による収入	774	328	△446
投資活動による収入	-	-	-
施設整備費による収入	-	-	-
その他の投資収入	-	-	-
財務活動による収入	-	-	-
前年度からの繰越金	2,414	10,353	7,940

【学生生活支援事業（総括）】

(単位：百万円)

区分	予算	決算	差引増減額
資金支出			
業務活動による支出	△298	△272	26
奨学金貸与	-	-	-
奨学金給付	-	-	-
人件費支出	△205	△192	12
短期借入金の返済による支出	-	-	-
長期借入金の返済による支出	-	-	-
支払利息	-	-	-
寄附金事業による支出	△8	△5	3
その他の業務支出	△85	△75	11
国庫補助金の精算による返還金の支出	-	-	-
投資活動による支出	△9	△9	-
財務活動による支出	-	-	-
次年度への繰越金	368	386	18
資金収入			
業務活動による収入	299	247	△52
運営費交付金による収入	299	247	△52
政府補給金による収入	-	-	-
国庫補助金による収入	-	-	-
貸付回収金による収入	-	-	-
学資金支給金の回収による収入	-	-	-
短期借入による収入	-	-	-
長期借入による収入	-	-	-
貸付金利息	-	-	-
その他の業務収入	-	-	-
受託収入等	-	-	-
寄附金による収入	-	-	-
投資活動による収入	-	-	-
施設整備費による収入	-	-	-
その他の投資収入	-	-	-
財務活動による収入	-	-	-
前年度からの繰越金	376	420	43

【法人共通（総括）】 (単位：百万円)

区分	予算	決算	差引増減額
資金支出			
業務活動による支出	△2,239	△2,289	△50
奨学金貸与	-	-	-
奨学金給付	-	-	-
人件費支出	△1,044	△1,052	△8
短期借入金の返済による支出	-	-	-
長期借入金の返済による支出	-	-	-
支払利息	-	-	-
寄附金事業による支出	-	-	-
その他の業務支出	△1,195	△1,237	△42
国庫補助金の精算による返還金の支出	-	-	-
投資活動による支出	△55	△40	15
財務活動による支出	△12	△12	-
次年度への繰越金	923	976	53
資金収入			
業務活動による収入	2,307	2,446	139
運営費交付金による収入	2,280	2,376	96
政府補給金による収入	-	-	-
国庫補助金による収入	-	-	-
貸付回収金による収入	-	-	-
学資金支給金の回収による収入	-	-	-
短期借入による収入	-	-	-
長期借入による収入	-	-	-
貸付金利息	-	-	-
その他の業務収入	27	70	43
受託収入等	-	-	-
寄附金による収入	-	-	-
投資活動による収入	-	-	-
施設整備費による収入	-	-	-
その他の投資収入	-	-	-
財務活動による収入	-	-	-
前年度からの繰越金	923	872	△51

○令和3年度 資金計画（一般勘定）

【全体（一般勘定）】

(単位：百万円)

区分	予算	決算	差引増減額
資金支出			
業務活動による支出	△3,751,817	△3,793,012	△41,195
奨学金貸与	△993,170	△866,396	126,775
奨学金給付	△234,087	△142,729	91,358
人件費支出	△5,007	△4,774	233
短期借入金の返済による支出	△1,589,853	△1,700,344	△110,491
長期借入金の返済による支出	△877,894	△933,149	△55,255
支払利息	△28,096	△22,485	5,611
寄附金事業による支出	△2,026	△659	1,367
その他の業務支出	△21,683	△75,905	△54,222
国庫補助金の精算による返還金の支出	-	△46,570	△46,570
投資活動による支出	△420	△1,434	△1,015
財務活動による支出	△249	△621	△372
次年度への繰越金	225,426	339,566	114,140
資金収入			
業務活動による収入	3,787,877	3,824,399	36,522
運営費交付金による収入	15,636	15,733	97
政府補給金による収入	112	26	△86
国庫補助金による収入	245,441	226,505	△18,936
貸付回収金による収入	856,412	896,082	39,670
学資金支給金の回収による収入	999	24	△975
短期借入による収入	1,589,853	1,700,344	110,491
長期借入による収入	1,049,976	955,333	△94,642
貸付金利息	23,768	23,877	109
その他の業務収入	4,457	5,368	911
受託収入等	-	35	35
寄附金による収入	1,224	1,073	△151
投資活動による収入	-	-	-
施設整備費による収入	-	-	-
その他の投資収入	-	-	-
財務活動による収入	-	-	-
前年度からの繰越金	190,034	310,234	120,200

【奨学金事業（一般勘定）】

(単位：百万円)

区分	予算	決算	差引増減額
資金支出			
業務活動による支出	△3,733,869	△3,781,570	△47,701
奨学金貸与	△993,170	△866,396	126,775
奨学金給付	△234,087	△142,729	91,358
人件費支出	△2,779	△2,525	254

短期借入金の返済による支出	△1,589,853	△1,700,344	△110,491
長期借入金の返済による支出	△877,894	△933,149	△55,255
支払利息	△28,096	△22,485	5,611
寄附金事業による支出	△375	△137	238
その他の業務支出	△7,615	△67,718	△60,103
国庫補助金の精算による返還金の支出	-	△46,088	△46,088
投資活動による支出	△300	△1,121	△820
財務活動による支出	△193	△547	△355
次年度への繰越金	222,611	322,896	100,286
資金収入			
業務活動による収入	3,770,651	3,807,545	36,894
運営費交付金による収入	8,106	8,232	126
政府補給金による収入	112	26	△86
国庫補助金による収入	238,215	219,279	△18,936
貸付回収金による収入	856,412	896,082	39,670
学資金支給金の回収による収入	999	24	△975
短期借入による収入	1,589,853	1,700,344	110,491
長期借入による収入	1,049,976	955,333	△94,642
貸付金利息	23,768	23,877	109
その他の業務収入	2,760	3,603	843
受託収入等	-	-	-
寄附金による収入	450	745	295
投資活動による収入	-	-	-
施設整備費による収入	-	-	-
その他の投資収入	-	-	-
財務活動による収入	-	-	-
前年度からの繰越金	186,322	298,590	112,268

【留学生支援事業（一般勘定）】

(単位：百万円)

区分	予算	決算	差引増減額
資金支出			
業務活動による支出	△15,411	△8,881	6,530
奨学金貸与	-	-	-
奨学金給付	-	-	-
人件費支出	△979	△1,005	△26
短期借入金の返済による支出	-	-	-
長期借入金の返済による支出	-	-	-
支払利息	-	-	-
寄附金事業による支出	△1,643	△517	1,126
その他の業務支出	△12,788	△6,875	5,913
国庫補助金の精算による返還金の支出	-	△483	△483

投資活動による支出	△55	△265	△210
財務活動による支出	△43	△61	△17
次年度への繰越金	1,524	15,308	13,783
資金収入			
業務活動による収入	14,620	14,161	△459
運営費交付金による収入	4,950	4,878	△73
政府補給金による収入	-	-	-
国庫補助金による収入	7,225	7,225	-
貸付回収金による収入	-	-	-
学資金支給金の回収による収入	-	-	-
短期借入による収入	-	-	-
長期借入による収入	-	-	-
貸付金利息	-	-	-
その他の業務収入	1,670	1,694	24
受託収入等	-	35	35
寄附金による収入	774	328	△446
投資活動による収入	-	-	-
施設整備費による収入	-	-	-
その他の投資収入	-	-	-
財務活動による収入	-	-	-
前年度からの繰越金	2,414	10,353	7,940

【学生生活支援事業（一般勘定）】

(単位：百万円)

区分	予算	決算	差引増減額
資金支出			
業務活動による支出	△298	△272	26
奨学金貸与	-	-	-
奨学金給付	-	-	-
人件費支出	△205	△192	12
短期借入金返済による支出	-	-	-
長期借入金返済による支出	-	-	-
支払利息	-	-	-
寄附金事業による支出	△8	△5	3
その他の業務支出	△85	△75	11
国庫補助金の精算による返還金の支出	-	-	-
投資活動による支出	△9	△9	0
財務活動による支出	-	-	-
次年度への繰越金	368	386	18
資金収入			
業務活動による収入	299	247	△52

運営費交付金による収入	299	247	△52
政府補給金による収入	-	-	-
国庫補助金による収入	-	-	-
貸付回収金による収入	-	-	-
学資金支給金の回収による収入	-	-	-
短期借入による収入	-	-	-
長期借入による収入	-	-	-
貸付金利息	-	-	-
その他の業務収入	-	-	-
受託収入等	-	-	-
寄附金による収入	-	-	-
投資活動による収入	-	-	-
施設整備費による収入	-	-	-
その他の投資収入	-	-	-
財務活動による収入	-	-	-
前年度からの繰越金	376	420	43

【法人共通（一般勘定）】

（単位：百万円）

区分	予算	決算	差引増減額
資金支出			
業務活動による支出	△2,239	△2,289	△50
奨学金貸与	-	-	-
奨学金給付	-	-	-
人件費支出	△1,044	△1,052	△8
短期借入金の返済による支出	-	-	-
長期借入金返済による支出	-	-	-
支払利息	-	-	-
寄附金事業による支出	-	-	-
その他の業務支出	△1,195	△1,237	△42
国庫補助金の精算による返還金の支出	-	-	-
投資活動による支出	△55	△40	15
財務活動による支出	△12	△12	-
次年度への繰越金	923	976	53
資金収入			
業務活動による収入	2,307	2,446	139
運営費交付金による収入	2,280	2,376	96
政府補給金による収入	-	-	-
国庫補助金による収入	-	-	-
貸付回収金による収入	-	-	-
学資金支給金の回収による収入	-	-	-
短期借入による収入	-	-	-

長期借入による収入	-	-	-
貸付金利息	-	-	-
その他の業務収入	27	70	43
受託収入等	-	-	-
寄附金による収入	-	-	-
投資活動による収入	-	-	-
施設整備費による収入	-	-	-
その他の投資収入	-	-	-
財務活動による収入	-	-	-
前年度からの繰越金	923	872	△51

○令和3年度 資金計画（学資支給業務勘定）

（単位：百万円）

区分	予算	決算	差引増減額
資金支出			
業務活動による支出	△1,688	△946	742
奨学金貸与	-	-	-
奨学金給付	△1,688	△946	742
人件費支出	-	-	-
短期借入金の返済による支出	-	-	-
長期借入金の返済による支出	-	-	-
支払利息	-	-	-
寄附金事業による支出	-	-	-
その他の業務支出	-	-	-
国庫補助金の精算による返還金の支出	-	-	-
投資活動による支出	-	-	-
財務活動による支出	-	-	-
次年度への繰越金	847	1,578	730
資金収入			
業務活動による収入	11	12	1
運営費交付金による収入	-	-	-
政府補給金による収入	-	-	-
国庫補助金による収入	-	-	-
貸付回収金による収入	-	-	-
学資金支給金の回収による収入	11	12	1
短期借入による収入	-	-	-
長期借入による収入	-	-	-
貸付金利息	-	-	-
その他の業務収入	-	0	0
受託収入等	-	-	-

	<table border="1"> <tr> <td>寄附金による収入</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>投資活動による収入</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>施設整備費による収入</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>その他の投資収入</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>財務活動による収入</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>前年度からの繰越金</td> <td>2,524</td> <td>2,512</td> <td>△13</td> </tr> </table>	寄附金による収入	-	-	-	投資活動による収入	-	-	-	施設整備費による収入	-	-	-	その他の投資収入	-	-	-	財務活動による収入	-	-	-	前年度からの繰越金	2,524	2,512	△13		
寄附金による収入	-	-	-																								
投資活動による収入	-	-	-																								
施設整備費による収入	-	-	-																								
その他の投資収入	-	-	-																								
財務活動による収入	-	-	-																								
前年度からの繰越金	2,524	2,512	△13																								
	(注) 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。																										
<38> 短期借入金の調達状況	<p>学資貸与金の財源とするための短期借入金の借入残高の最大額は5,875億円であった。運営費交付金の受入れの遅延等による資金の不足となる場合における短期借入金の実績はなかった。</p>	<p>〈評定〉 B</p> <p>〈評定根拠〉 学資貸与金の財源として限度額の範囲内で短期借入金を調達できたことは評価できる。</p>	<p><今後の課題・指摘事項> — <その他事項> (委員の皆様へ：ご意見があればこちらにご記載ください。)</p>																								
<39> 余剰金の活用状況	<p>第4期中期目標期間の決算において、旧日本育英会から承継した学資貸与金に係る貸倒引当金の戻入により発生した剰余金について、未収財源措置予定額（法人化後新たに生じた学資貸与金に係る貸倒損失に対して、国が事後に回収不能債権補填金として負担する額）に充当するものとし、8,771百万円を取り崩した。</p>	<p>〈評定〉 B</p> <p>〈評定根拠〉 剰余金を承認された用途に充当しており、評価できる。</p>	—																								

4. その他参考情報

特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
IV-1	内部統制・ガバナンスの強化		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
中期目標、中期計画、年度計画					
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
	業務実績	自己評価	評定	B	
	(1) 事業運営への外部有識者の参画【B】 (2) 外部評価の実施【B】 (3) 理事会等によるガバナンスの確保【B】 (4) リスクの管理の推進【B】 (5) コンプライアンスの推進【B】 (6) 内部監査の実施【B】	〈評定〉 B 〈評定根拠〉 各項目を通じて、所期の目標を達成したものと評価した。	<評定に至った理由> 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。	<今後の課題・指摘事項> – <その他事項> (委員の皆様へ：ご意見があればこちらにご記載ください。)	
<40> 事業運営への外部有識者の参画状況	○運営評議会の開催 外部有識者により組織される運営評議会をオンラインで開催し、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた業務の実施状況や新規事業等の内容を踏まえた今後の機構の在り方等について審議を行い、高度な見識と知見に基づく客観的な助言をいただいた。 (1) 日程 令和3年11月4日 (2) 議題 コロナ禍における学生支援について (3) 主な審議内容 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた奨学金事業、留学生支援事業、学生生活支援事業の充実に向けた助言 ○コンプライアンス・プログラムの策定とこれに基づくコンプライアンスの推進 コンプライアンスの推進を図るため、経営管理会議にて審議したうえコンプライアンス推進委員会(外部有識者1人を含む21人の委員で構成)において委員の了承を得て「令和3年度日本学生支援機構コンプライアンス・プログラム」を策定し、ホームページで公表するとともに、研修資料としての配付やグループウェアの掲示板での掲示により、役職員への周知を図った。また、「法令・規程等の遵守」「個人情報の保護・漏えい防止」等についての理解と意識向上を目的としたコンプライアンス研修を実施した。	〈評定〉 B 〈評定根拠〉 ・外部有識者からなる運営評議会を開催し、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた機構の事業に関する重要事項について助言を得たことは評価できる。 ・コンプライアンスに対する職員の理解を深めるための研修を実施するとともに、コンプライアンス・プログラムを策定し周知するなど、積極的にコンプライアンスの推進を図ったことは評価できる。	<今後の課題・指摘事項> – <その他事項> (委員の皆様へ：ご意見があればこちらにご記載ください。)		

<p><41> 外部評価の実施状況</p>	<p>○外部有識者の意見を踏まえた自己評価の実施</p> <p>(1) 令和2年度業務実績に関する評価の実施 令和2年度の業務実績に関する評価に当たり、業務実績及び自己評価案を取りまとめた上で、外部有識者で構成される独立行政法人日本学生支援機構評価委員会（令和3年6月14日）をオンラインにて開催し、業務実績等に関する意見を聴取した。その後、評価委員会の意見を踏まえて評価を決定し、令和2年度業務実績等報告書を取りまとめ、令和3年6月22日付で文部科学大臣に提出するとともに、令和3年6月30日に評価委員会の意見と併せてホームページにて公表した。</p> <p>(2) 令和3年度業務実績に係る評価指標の決定 令和3年度業務実績について客観的な評価を行うために、計画事項に沿って、評価指標及び定量的指標の評定基準（S、A、B、C、Dの基準）の案を策定し、独立行政法人日本学生支援機構評価委員会（令和3年6月14日）において意見を聴取した上で決定した。</p> <p>○評価結果の事業の改善への活用 令和2年度の業務実績に関する評価の結果については、各部等にフィードバックし、令和3年10月に、評価結果や評価における指摘事項等の反映状況に留意しつつ、新型コロナウイルス感染症の影響や業務の進捗状況等を確認し、計画の達成状況について取りまとめを行った。 なお、進捗状況については、経営管理会議業務報告部会にて報告した。</p>	<p><評定> B</p> <p><評定根拠></p> <ul style="list-style-type: none"> 外部有識者により構成される評価委員会において業務実績等に関する意見等を聴取し、厳格かつ客観的な評価の実施に努めたことは評価できる。 令和2年度業務実績に対する評価及び指摘事項等への対応状況等に留意して令和3年度の業務の進捗状況を確認し、特に指摘に対する対応状況について、フォローアップを行ったことは、評価を活用した事業の改善等という点において評価できる。 	<p><今後の課題・指摘事項></p> <p>—</p> <p><その他事項></p> <p>（委員の皆様へ：ご意見があればこちらにご記載ください。）</p>
<p><42> ガバナンス確保の状況</p>	<p>業務方法書に定めた事項の運用を確実に実行するため、以下の取組を行った。</p> <p>○理事会等によるガバナンスの確保</p> <p>(1) 理事会等の運営 以下のとおり、重要事項について審議、報告及び決定等を行う会議を運営した。 なお、令和3年9月21日付役員交代により、女性役員が1人増となった。</p> <p>①理事会 機構の重要な方針及び施策に関し、理事長が必要と認める事項について適時理事会を開催し、審議を行った（理事長、理事長代理及び理事が出席）。</p> <p>②経営管理会議</p> <ul style="list-style-type: none"> 経営管理会議を原則として毎月2回開催し、機構の重要な方針及び施策並びに内部統制に係る取組に関し、理事長が必要と認める事項について、審議等を行い、必要に応じて改善策を指示した（役員、政策企画部長、総務部長及び財務部長が出席）。 経営管理会議業務報告部会を原則として毎月1回開催し、各部等における業務に関し、理事長が必要と認める事項について、報告を行った（役員及び各部等の長が出席）。 経営管理会議業務報告部会の配付資料については、一部の取扱注意となる資料を除いて、会議後にグループウェアを通して全職員に共有した。 <p>なお、経営管理会議業務報告部会等における報告等の内容については、各部等における部門会議や筆頭課長会議を通じて周知を図り、業務の進捗状況や懸案事項についての問題意識の共有及び各課等における業務改善に向けた取組の実施に努めた。</p> <p>(2) 重要事項の審議・決定</p>	<p><評定> B</p> <p><評定根拠></p> <p>重要な施策等について、理事会等において審議の上、決定している。また、理事長は、理事会及び経営管理会議等を通して重要課題の実施状況の把握に努めるなど内部統制の現状を把握していることから、適切なガバナンスが確保されていると評価できる。</p>	<p><今後の課題・指摘事項></p> <p>—</p> <p><その他事項></p> <p>（委員の皆様へ：ご意見があればこちらにご記載ください。）</p>

	<p>①予算配分・決算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予算については、理事長決定の予算編成方針に基づき、各予算責任者が作成した予算執行計画を財務部が取りまとめ、理事会での審議を経て理事長が決定した。 また、第3四半期において、それまでの事業実施の状況や年度末までの見通しを踏まえ、予算の見直しを行った。 ・令和2年度決算において作成した財務諸表については、理事会での審議を経て理事長が決定した。その後、文部科学大臣へ承認申請を行い、令和3年8月23日付で承認を受けた。 <p>②組織改編</p> <p>業務の適正を確保し、年度計画に係る進捗状況を踏まえて中期計画事項の実施を推進するために、組織改編に係る各部署に対するヒアリングを必要に応じて実施した上で組織改編案を作成し、経営管理会議における調整を経て、理事長が令和3年度及び令和4年度における組織改編事項を決定した。</p> <p>③年度計画</p> <p>年度計画については、令和4年度計画案及びこれに伴う具体的実施事項について検討・調整の上、取りまとめ、理事会における審議を経て決定した。その後、文部科学大臣に届出を行った。</p> <p>④業務実績評価</p> <p>令和2年度の業務実績に関する評価について、業務実績及び自己評価案を取りまとめ、外部有識者で構成される独立行政法人日本学生支援機構評価委員会の意見を聴取した上で、理事会での審議を経て、業務実績に関する機構の自己評価を理事長が決定した。</p> <p>○改正独立行政法人通則法に基づく内部統制システムの整備</p> <p>内部統制の状況を把握するため、内部統制担当役員と職員との面談を行った（令和4年1月27日、2月1日、3日、15日）。</p> <p>○事業執行管理</p> <p>令和3年度上半期の中期計画・年度計画の執行状況について、評価結果や評価における指摘事項等の反映状況に留意しつつ、各部等からの報告に基づき新型コロナウイルス感染症の影響や業務の進捗状況等の確認をし、計画の達成状況について取りまとめを行った。</p> <p>なお、進捗状況については、経営管理会議業務報告部会にて報告した。</p>		
--	---	--	--

<p><43> リスク管理の 推進状況</p>	<p>○リスクの把握・管理</p> <p>(1) リスク管理委員会の開催 各部等におけるリスク管理のPDCAサイクルの確実な実行を促すため、リスク管理委員会を開催し（令和4年3月）、令和4年度のリスク管理の実施に係る計画の策定及び下記(2)及び(3)の取組についての検討と実施状況の確認を行った。なお、令和2年度から、より迅速で効果的なリスク管理を行うため、経営管理会議や経営管理会議業務報告部会をリスク管理に係る報告に活用し、リスク管理委員会は原則年1回（3月）の開催とし、必要に応じて臨時に開催することとしている。</p> <p>(2) 機構の組織全体を対象としたリスク管理体制の構築 各部等におけるリスク管理のPDCAサイクルを実行するため、リスク管理委員会での検討を踏まえ、以下の取組を行った。</p> <p>① リスク対応計画の策定・実施状況報告 令和2年度に選定した優先対応リスクである「組織・人員に関するリスク」について、対応計画を策定して実施し、進捗状況をリスク管理委員会に報告した。</p> <p>② リスクの洗い出し・評価結果の見直し リスクの洗い出し及び評価結果について、令和4年度のリスク対応に向け、機構内外の環境変化やこれまでの取組等を踏まえ、見直しを行った。</p> <p>(3) 金融業務（奨学金事業）に係るリスク管理体制の構築 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）及び「財政融資資金本省資金融通先等実地監査について」（平成27年2月12日財務省理財局長通知）における金融業務のリスク管理に関する指摘等を踏まえ、金融リスク（信用リスク、自己査定リスク、金利リスク、流動性リスク等）の管理体制の構築に向け、以下の取組を行った。</p> <p>① モニタリング実施状況報告 令和2年度までのリスク対応の状況を踏まえ、必要なモニタリングを実施し、実施状況の報告をリスク管理委員会等に行った。</p> <p>② リスクの洗い出し・評価結果の見直し 平成27年度に金融検査マニュアルのチェックリストに基づいて実施したリスクの洗い出し及び評価結果について、令和3年度においても令和4年度のリスク対応に向け、機構内外の環境変化やこれまでの取組を踏まえ、見直し、更新を行った。</p> <p>(4) 危機管理の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危機発生時における事業継続への取組みの着実な実現に向けて「日本学生支援機構危機管理対策要綱」及び「自然災害時における初動対応マニュアル」を改正した（令和4年3月）。 ・危機管理に係る防災対策としては、防災訓練の実施及び安否確認サービスの登録及び運用の徹底の取組を引き続き実施した。 	<p><評定> B</p> <p><評定根拠> リスク管理委員会を開催するとともに、リスク対応に係る計画の策定・実施の取組により、各部等におけるリスク管理のPDCAサイクルを確実に実行したことは評価できる。また、その中において、金融業務（奨学金事業）に係るリスク管理体制の構築により、金融業務に係る内部ガバナンスの高度化を図ったことは評価できる。</p>	<p><今後の課題・指摘事項> －</p> <p><その他事項> （委員の皆様へ：ご意見があればこちらにご記載ください。）</p>
-----------------------------------	---	---	---

<p><44> コンプライアンス職員研修の実施状況</p>	<p>○コンプライアンス・プログラムの策定とこれに基づくコンプライアンスの推進【再掲】</p> <p>コンプライアンスの推進を図るため、経営管理会議にて審議したうえコンプライアンス推進委員会（外部有識者1人を含む21人の委員で構成）において委員の了承を得て「令和3年度日本学生支援機構コンプライアンス・プログラム」を策定し、ホームページで公表するとともに、研修資料としての配付やグループウェアの掲示板での掲示により、役職員への周知を図った。また、「法令・規程等の遵守」「個人情報の保護・漏えい防止」等についての理解と意識向上を目的としたコンプライアンス研修の実施など、以下の取組を実施した。</p> <p>○コンプライアンス職員研修</p> <p>コンプライアンスの一層の推進・強化を図る上で、コンプライアンス管理者等に指定されている職員だけではなく、業務に関わる職員一人ひとりが高い意識を持ち業務執行にあたる必要があることから、「第4期中期計画期間におけるコンプライアンス職員研修の実施方針」（令和元年5月15日策定）に基づいて、コンプライアンスに係る更なる意識の向上を図るため、以下のとおり職員研修を実施した。</p> <p>(1)コンプライアンス・ハラスメント防止・情報セキュリティ研修</p> <p>コンプライアンスに係る更なる意識の向上を図るため、令和3年度は「第4期中期計画期間におけるコンプライアンス職員研修の実施方針」に基づき、令和3年10月～令和4年1月の間に各部等の課長級職員及び地方ブロック支部の副支部長・主査（68人）を対象に、「コンプライアンス・ハラスメント防止・情報セキュリティ研修」として、新型コロナウイルス感染症対策を考慮して対面での実施を避け、研修用DVDの視聴及び検査室・人事課・情報管理課からの関係資料の配付により研修を実施した。</p> <p><実施状況></p> <table border="1" data-bbox="398 901 1290 1002"> <thead> <tr> <th>対象者</th> <th>日程</th> <th>参加者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>各部等の課長級職員及び地方ブロック支部の副支部長・主査（68人）</td> <td>令和3年10月18日～ 令和4年1月17日</td> <td>68人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)新入職員等（非常勤職員・派遣職員を含む）研修</p> <p>新入職員等に対して、採用の都度研修を実施し、コンプライアンスに係る理解の促進を図った。</p>	対象者	日程	参加者数	各部等の課長級職員及び地方ブロック支部の副支部長・主査（68人）	令和3年10月18日～ 令和4年1月17日	68人	<p><評定> B</p> <p><評定根拠></p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンスに対する職員の理解を深めるための研修を実施するとともに、コンプライアンス・プログラムを策定し周知するなど、積極的にコンプライアンスの推進を図ったことは評価できる。 ・「第4期中期計画期間におけるコンプライアンス職員研修の実施方針」に基づき、各部等の課長級職員及び地方ブロック支部の副支部長・主査に対する研修を行ったことは、機構の事業の適切な運営に資するという観点から評価できる。 	<p><今後の課題・指摘事項></p> <p>－</p> <p><その他事項></p> <p>（委員の皆様へ：ご意見があればこちらにご記載ください。）</p>
対象者	日程	参加者数							
各部等の課長級職員及び地方ブロック支部の副支部長・主査（68人）	令和3年10月18日～ 令和4年1月17日	68人							

<p><45> 個人情報保護の徹底に係る実施状況</p>	<p>○研修等の実施 役職員の個人情報保護に対する意識向上に資するため、以下の個人情報保護研修を実施した。</p> <p>(1) 令和3年度個人情報保護研修（全役職員、派遣職員・委託業者（※）対象）（令和3年7月28日～8月31日） ※個人情報を取り扱う派遣職員・委託業者については、契約上、研修の義務づけが可能な場合は必ず参加させ、そうでない場合は教材等を提供し参加を勧奨。 個人情報保護対策として、個人情報を管理する独立行政法人の職員として必要な知識を修得するとともに、個人情報保護に係る意識の向上を図り、個人情報漏えい等事案に対する危機意識を役職員に再認識させるため、対策事項の再確認と個人情報保護に必要な知識の習得を目的として、全役職員を対象として個人情報保護研修を実施した。テキストによる自習形式としたが、受講状況の確認に加え、各自で理解度を自己点検する目的で、確認テストの受験及び提出を義務付けた。成績の思わしくない者に対しては、個人情報保護管理者等により追加の指導を行った（受講者978人、うち追加指導者65人）。</p> <p>(2) 令和3年度実務担当者個人情報保護研修（グローバル人材育成部職員対象）（令和3年12月17日～令和4年1月13日） さらに個人情報保護徹底を目的とし、個別部署を対象とした実務担当者に対する研修をテキストによる自習形式で実施した。過去に実施部署において実際に発生した個人情報漏えい等事案をモデルとしたケーススタディを研修において実施し、問題点と再発防止策を回答させ、取りまとめの上個人情報保護管理者及び個人情報保護担当者を通じ各研修受講者に周知した（受講者39人）。</p> <p>(3) 個人情報保護研修（個人情報保護管理者及び個人情報保護担当者対象）（研修日：令和3年11月16日、録画データによる受講期間：令和3年12月6日～12月17日） 外部講師を招き、令和4年4月1日施行の改正個人情報保護法の改正内容や、漏えい防止については機構内部で発生した漏えい事案に対する取組みを共有し、外部で発生した類似事案及び機構内外での委託業者における漏えい等事案への監督責任及び対策等について事例演習を通して講義を実施した。また研修未受講の職員には、後日、講義を録画したデータにより受講させた（当日受講者47人、録画データによる受講者3人）。</p> <p>(4) 新規採用職員等（常勤、任期付、非常勤職員）研修 新入職員等（常勤・任期付職員・非常勤職員）に対して、採用の都度、個人情報保護について研修を実施し、個人情報保護に係る守るべきポイント等の内容を指導した。なお、個人情報を取り扱う派遣職員に対しても、職員と同様の研修を実施した。</p> <p>○個人情報保護規程施行状況調査（令和2年度分）の実施 「個人情報保護規程」第38条及び第45条第1項に基づき、各部等の個人情報保護管理者に個人情報の管理に関する点検作業及び同規程の施行状況報告を求めた（令和3年8月）。</p> <p>○個人情報保護監査フォローアップ 令和2年度の個人情報保護監査結果において、指摘事項のあった部署に対して、対応措置状況</p>	<p><評定> B</p> <p><評定根拠> ・役職員の個人情報保護に対する意識向上に資するため、研修の多様化を図り、全役職員研修、実務担当者研修、個人情報保護管理者及び担当者向け研修、新規採用職員等研修を実施したことは評価できる。また、研修効果の早期定着のため、一部研修を前年度の実施時期から前倒しして実施したこと、研修テキスト等を常時共有し、各部等における研修の充実化と再発防止策の徹底を図ったことは評価できる。 ・令和3年度においては個人情報漏えいの再発防止に向けて取り組んだことにより、個人情報漏えいに係る全体件数を令和2年度より削減できたことは評価できる。</p>	<p><今後の課題・指摘事項> -</p> <p><その他事項> （委員の皆様へ：ご意見があればこちらにご記載ください。）</p>
------------------------------------	--	--	---

を調査した（令和3年8月）。
調査の結果、指摘事項のあった部署において、対応措置が完了、若しくは対応措置を実施予定であることを確認した。

○個人情報漏えい等事案に対する再発防止策の取組

組織が一丸となった仕組みの改善として、以下について取り組んだ。

(1) 職場ミーティングの実施

個人情報漏えい等事案が発生した部署において、事案の共有及び対応プロセスの振り返り、原因や再発防止策の議論等を目的として、職場ミーティングを適宜実施した。

(2) 個人情報漏えい等事案が発生した部署における再発防止策の策定

機構過失による個人情報漏えい等事案が発生した部署において、発生後には速やかに理事長及び個人情報総括保護管理者に報告するとともに、再発防止策を検討し、後日報告書にて必ず報告するよう適宜周知を図った。また、必要に応じ、再発防止策や業務遂行の見直し等依頼を行った。

(3) 「経営管理会議業務報告部会」での報告

全役員及び部長等で構成する「経営管理会議業務報告部会」にて、個人情報漏えい等事案の発生状況や個人情報保護の取組状況等を定期的に報告した。

(4) 研修時期の早期化

研修効果を同年度中に発現させるため、研修の実施時期を前年度比1～2か月前倒しで実施した。

(5) 研修テキスト等の共有

全役職員等研修及び個人情報保護管理者等研修において使用した研修テキスト並びに個人情報漏えい等事案の発生状況等について、個人情報保護管理者等向けのスペースに共有し、各部等での研修の充実化や再発防止策の徹底を図った。

<個人情報漏えい等事案（郵便物誤発送等）発生（発覚）状況>

種別	令和3年度	令和2年度
機構職員によるもの	6件	13件
委託業者によるもの	7件 (注) (1) 件)	1件
当該者の住所変更未届等に起因するもの	2件	3件
郵便事故等によるもの	3件	5件 (注) (2) 件)
計	18件	22件

(注) 発生件数のうち特定個人情報の漏えい等件数

<p><46> 情報公開の実施状況</p>	<p>○情報開示請求への対応 令和3年度の情報開示請求は、法人文書開示請求が19件（うち、全部開示3件、部分開示7件、不開示6件、取下げ1件、対応中2件）、保有個人情報開示請求が5件（うち、全部開示1件、部分開示1件、不開示3件）であり、情報の公開等に関する規定等に基づき、適切に対処した。また、法人文書開示請求の審査請求1件について、情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、適切に対処した。</p>	<p>〈評定〉 B 〈評定根拠〉 情報開示請求及び審査請求に対して適切に対処したことは評価できる。</p>	<p><今後の課題・指摘事項> - <その他事項> （委員の皆様へ：ご意見があればこちらにご記載ください。）</p>																									
<p><47> 内部監査の実施状況</p>	<p>業務部門から独立した検査室において、以下のとおり内部監査を実施した。</p> <p>○令和3年度内部監査計画の策定 「第4期中期計画期間（令和元年度～令和5年度）における内部監査の実施方針（重点事項等）について」（平成31年4月19日理事長決定）を踏まえ、令和3年度内部監査計画を策定した。</p> <p>○内部監査の実施 機構内の特定課題を調査し、課題改善につなげることを目的として、以下のとおり内部監査を実施した。</p> <p><内部監査実施概要></p> <table border="1" data-bbox="392 938 1243 1406"> <thead> <tr> <th>実施時期</th> <th>監査内容</th> <th>対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">令和3年11月～ 令和4年3月</td> <td>業務監査</td> <td>奨学事業戦略部、貸与・給付部、返還部</td> </tr> <tr> <td>業務監査・情報セキュリティ監査</td> <td>近畿支部 東北支部</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">令和3年11月～ 令和4年1月</td> <td rowspan="2">会計監査</td> <td>近畿支部</td> </tr> <tr> <td>東北支部</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">令和3年5月～9月</td> <td rowspan="2">自己査定監査</td> <td>奨学事業戦略課</td> </tr> <tr> <td>法務課</td> </tr> <tr> <td>令和3年5月～9月</td> <td>法人文書監査</td> <td>総務課</td> </tr> <tr> <td>令和3年11月～ 令和4年3月</td> <td>個人情報保護監査</td> <td>留学生事業部、グローバル人材育成部</td> </tr> <tr> <td>令和3年6月～ 令和4年3月</td> <td>情報セキュリティ監査</td> <td>総務部</td> </tr> </tbody> </table> <p>(1)業務監査</p>	実施時期	監査内容	対象	令和3年11月～ 令和4年3月	業務監査	奨学事業戦略部、貸与・給付部、返還部	業務監査・情報セキュリティ監査	近畿支部 東北支部	令和3年11月～ 令和4年1月	会計監査	近畿支部	東北支部	令和3年5月～9月	自己査定監査	奨学事業戦略課	法務課	令和3年5月～9月	法人文書監査	総務課	令和3年11月～ 令和4年3月	個人情報保護監査	留学生事業部、グローバル人材育成部	令和3年6月～ 令和4年3月	情報セキュリティ監査	総務部	<p>〈評定〉 B 〈評定根拠〉 ・業務部門から独立した検査室において、内部監査の実施方針を定め、それに基づいて計画的に業務監査、会計監査、自己査定監査、法人文書監査を実施し、その結果を関係部署にフィードバックしたことは評価できる。 ・監査結果についてフォローアップを実施したことは評価できる。</p>	<p><今後の課題・指摘事項> - <その他事項> （委員の皆様へ：ご意見があればこちらにご記載ください。）</p>
実施時期	監査内容	対象																										
令和3年11月～ 令和4年3月	業務監査	奨学事業戦略部、貸与・給付部、返還部																										
	業務監査・情報セキュリティ監査	近畿支部 東北支部																										
令和3年11月～ 令和4年1月	会計監査	近畿支部																										
		東北支部																										
令和3年5月～9月	自己査定監査	奨学事業戦略課																										
		法務課																										
令和3年5月～9月	法人文書監査	総務課																										
令和3年11月～ 令和4年3月	個人情報保護監査	留学生事業部、グローバル人材育成部																										
令和3年6月～ 令和4年3月	情報セキュリティ監査	総務部																										

以下2件の業務監査を実施した。

①給付奨学金の返還について

給付奨学金の適格認定（学業）等において、要返還者の要件に該当した場合は、給付奨学生としての認定を遡って取消され、認定の効力を失った日以降に支給された給付奨学金を機構に返還することになる。令和2年度から開始した新たな給付奨学金及び平成29年度より実施している給付奨学金に共通する要返還者への回収業務の実施状況と関連する規程、マニュアル、業務フロー等の確認を中心に、奨学事業戦略部、貸与・給付部及び返還部に対して、監査を実施した。

②支部の法的処理、法人文書の管理状況及び情報セキュリティ管理

近畿支部及び東北支部の法的処理業務等の管理状況について、業務とマニュアルへの準拠性、個人情報保護体制、法人文書管理の状況及び事務所のセキュリティ管理の状況について確認した。

(2)会計監査

支部の会計処理について、令和3年11月に近畿支部、令和3年12月に東北支部のそれぞれにおいて、小口現金の出納事務、切手印紙等、固定資産の管理状況、委託契約に基づく履行管理の状況等について、ヒアリング及び現物実査による監査を実施し、令和4年1月に両支部に監査結果報告を通知した。

(3)自己査定監査

令和3年5月～9月に、令和2年4月1日～令和3年3月31日までの期間内における「債務者区分破綻先認定処理の実施状況」、「債務整理マニュアルに基づく事務処理」、「貸倒引当金算定及び償却処理業務に係る書類の決裁、保管、管理状況」、「新たに『実質破綻先』、『破綻先』に移した債権及び『実質破綻先』、『破綻先』から改善された債権の債務者区分の設定処理」、「債務者の回収の危険性の度合いに応じた債務者区分の設定処理」について、奨学事業戦略課及び法務課に対して、監査を実施した。

(4)法人文書監査

令和3年6月～9月に、令和2年4月1日～令和3年3月31日までの期間内における法人文書の管理状況について総務課が点検を行った際の資料の提出を求め、それを踏まえてヒアリングを行うとともに、文書管理規程、マニュアル等と業務処理の状況及び法人文書ファイル管理簿を中心に監査を実施した。

なお、上記(1)～(4)の各監査の結果については、関係部署に通知し、経営管理会議業務報告部会において適時報告を行った。

(5)個人情報保護監査

令和3年8月に個人情報総括保護管理者（政策企画部長）から各部等個人情報保護管理者（部長等）への依頼に基づき提出された「個人情報保護規程施行状況及び監査指摘事項への対応の報告（「施行状況調査」という。）」の回答内容について、留学生事業部及びグローバル人材育成部を対象に、令和3年11月～令和4年3月に監査を実施し、回答趣旨や回答根拠の詳細を検証し、課題の有無を確認した。監査の結果については、個人情報総括保護管理者

	<p>へ報告を行った。</p> <p>(6) 情報セキュリティ監査 機構の情報セキュリティ対策に係る関係規定及びその実施状況を網羅的に把握・評価するため、総務部を対象として、本部事務所のセキュリティ、情報システム台帳に基づく重要なシステムの管理、重要なシステムに係るIDの管理等について、令和3年6月～令和4年3月に監査を実施した。監査の結果については、最高情報セキュリティ責任者へ報告を行った。また近畿支部及び東北支部に対する会計監査及び業務監査と併せて、情報セキュリティ監査を実施した。</p> <p>(7) 監査結果のフォローアップ 令和2年度及び令和3年度において内部監査を実施した事項のうち、改善に向けた方策の検討及び計画的な取組を行い、速やかに一定の結論を得よう求めた以下の事項について監査対象部署に対し、指摘事項に関する取組状況の提出を求めた。その結果、各部署における内部監査結果のフィードバック及び指摘事項に対する改善が着実に実施されていることを確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務監査「個人情報情報機関の活用」（令和3年9月） ・業務監査「日本語教育センターの対外貢献」（令和3年12月） ・業務監査「支部法的処理等」（令和4年3月） ・会計監査「支部会計処理」（令和4年3月） 		
--	--	--	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>特になし</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
IV-2	情報セキュリティ対策の推進		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	業務実績	自己評価	評価	B
<p><48> 情報セキュリティ対策の実施状況</p>	<p>情報セキュリティに関する最新動向及び政府の方針を踏まえ、機構が保有する情報資産の安全及び信頼を確保するため、情報セキュリティ対策基準等に基づくセキュリティ対策の更なる向上を図るべく以下の対応を行った。</p> <p>○情報セキュリティ対策基準等の改定 政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群（令和3年度版、令和3年7月7日改定）を踏まえ、「情報セキュリティ対策基本方針」及び「情報セキュリティ対策基準」について見直しを行い、機構内の情報セキュリティ委員会の審議を経て、一部改定した（令和4年3月）。</p> <p>[主な改定事項]</p> <p>①クラウドサービスの利用拡大を見据えたセキュリティ対策や記載の充実 ②情報セキュリティ対策の動向を踏まえた記載の充実 ③多様な働き方を前提としたセキュリティ対策 ④その他文書名の変更等</p> <p>○リスクアセスメントの実施（セキュリティアセスメント） 令和2年度に更改した財務会計システム群を対象としたリスクアセスメントを行い、専門的知見を有する外部事業者より重大なリスクがないとの結果報告を受けた（令和3年12月）。</p> <p>○情報セキュリティ対策の強化</p> <p>(1)情報セキュリティポリシー等を踏まえたセキュリティ対策の強化 情報セキュリティポリシー及び政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群（令和3年度版、令和3年7月7日改定）を踏まえ、標的型攻撃から防御するためのセキュリティ対策を実施した。</p> <p>(2)情報セキュリティ緊急時対応体制（CSIRT）の運用 専門的知見を有する外部事業者及び機構内他部署とともに JASSO-CSIRT 緊急対応訓練を実施した（令和4年2月）。</p> <p>(3)その他のセキュリティ対策</p> <p>①脆弱性診断 専門的知見を有する外部事業者による支援のもと、悪意ある第三者等がインターネット公開サービスへのアクセスを行うことを模した診断（ペネトレーション診断）及びサーバ単体に対して脆弱性検査ツールを用いる診断（ツール診断）を行い、危険性・影響度の高い指摘はないことを確認した。</p> <p>②ウイルス対策</p>	<p><評価> B</p> <p><評価根拠></p> <ul style="list-style-type: none"> 政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群（令和3年度版、令和3年7月7日改定）を踏まえ、「情報セキュリティ対策基本方針」及び「情報セキュリティ対策基準」の改定を適切に行うとともに、これを踏まえて情報セキュリティ対策を強化したことは評価できる。 専門的知見を有する外部事業者によるリスクアセスメント等を実施し、重大なリスクがないことを確認したことは評価できる。 役職員全員を対象として標的型攻撃メール訓練、情報セキュリティ研修及び情報セキュリティポリシー自己点検を実施し、役職員の情報セキュリティに関する意識向上を図ったことは評価できる。 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、セキュリティ面に留意しながらオンライン会議システムを継続的に運用できるよう周知していることは評価できる。 	<p><評価に至った理由></p> <p>中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。</p> <p><今後の課題・指摘事項></p> <p>—</p> <p><その他事項></p> <p>（委員の皆様へ：ご意見があればこちらにご記載ください。）</p>	

	<p>コンピュータウイルス対策として、毎日最新のウイルス情報を取得し、ファイルの参照及び更新時にリアルタイムでウイルスチェックを実施するとともに、毎週 1 回全ファイルのウイルスチェックを実施した。</p> <p>○情報セキュリティに対する役職員の意識向上のための取組</p> <p>(1) 標的型攻撃メール訓練及び情報セキュリティ研修の実施 役職員の情報セキュリティ意識向上を目的として、毎年度、標的型メール訓練及び情報セキュリティ研修を実施している。令和 3 年度は、令和 2 年度に引き続き、情報セキュリティ研修の受講対象者を役職員全員とし、配付資料による自己学習形式（理解度テストの受験必須）で実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・標的型攻撃メール訓練（役職員全員を対象）：令和 3 年 11 月 ・情報セキュリティ研修（役職員全員を対象）：令和 3 年 8 月～9 月 <p>(2) 職員研修等の実施 情報セキュリティ対策を周知徹底するため、以下の研修を実施した。</p> <p>①コンプライアンス・ハラスメント防止・情報セキュリティ研修 出席者 68 人（対象：各部等の課長級職員及び地方ブロック支部の副支部長・主査）（令和 3 年 10 月～令和 4 年 1 月）</p> <p>②新入職員等（非常勤職員・派遣職員を含む）研修（採用の都度実施）</p> <p>(3) 情報セキュリティポリシー自己点検 情報セキュリティに対する理解の浸透度を確認するため、役職員全員を対象とした情報セキュリティ自己点検を実施した（令和 3 年 12 月～令和 4 年 1 月）。</p> <p>○新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る対応 政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群（令和 3 年度版、令和 3 年 7 月 7 日改定）を踏まえ、「Web 会議サービス利用時の情報セキュリティ対策実施手順」及び「テレワーク実施時の情報セキュリティ対策実施手順」を策定した（令和 4 年 3 月）。</p>		
--	--	--	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>特になし</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
IV-3	広報・広聴の充実		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価										
中期目標、中期計画、年度計画										
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価						
	業務実績	自己評価	評価	評価	B					
	<49> 広報活動の実施状況【B】 <50> 広聴活動の実施状況【B】	<評定> B <評定根拠> 各項目を通じて、所期の目標を達成したものと評価した。		<評定に至った理由> 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。						
<49> 広報活動の実施状況	○組織全体に関する広報 (1) 報道対応 報道機関に対し、各種制度の募集情報や災害救助法適用地域の世帯の学生に対する奨学金の緊急採用について等、以下のとおりプレスリリースを 19 件行い、迅速に情報を提供することに努めた。 [主な内容] ・ 給付奨学金（家計急変採用）、貸与奨学金（緊急採用・応急採用）、減額返還・返還期限猶予制度や JASSO 災害支援金の受付 ・ 各種制度の選考結果 ・ 各種調査の結果報告 (2) ホームページの運営 ・ 新型コロナウイルス感染症への対応について、トップページにポータルページを引き続き設置し、利用者がすぐに情報を探せるように対応した。 ・ 情報への到達のしやすさ、探しやすさを実現するため、①ユーザファースト②モバイルファースト③先端技術活用の基本方針に基づき、ホームページの全面刷新を行った（令和 3 年 8 月）。 <ホームページ年間アクセス件数> <table border="1"> <thead> <tr> <th>令和3年度</th> <th>(参考)令和2年度</th> <th>前年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>113,562,266件</td> <td>117,275,365件</td> <td>96.8%</td> </tr> </tbody> </table> (3) SNS の活用	令和3年度	(参考)令和2年度	前年度比	113,562,266件	117,275,365件	96.8%	<評定> B <評定根拠> ・ 報道機関に対し、各種制度の募集情報や災害救助法適用地域の世帯の学生に対する奨学金の緊急採用等について、迅速に情報提供を行ったことは評価できる。 ・ 新型コロナウイルス感染症への対応について、ホームページのトップページにポータルサイトを引き続き設置し、利用者がすぐに情報を探せるようにしたことは評価できる。 ・ ホームページにおける情報への到達のしやすさ、探しやすさを実現するため、全面刷新を行ったことは評価できる。 ・ SNS を活用し、情報の周知に努めたことは評価できる。	<今後の課題・指摘事項> - <その他事項> (委員の皆様へ：ご意見があればこちらにご記載ください。)	
令和3年度	(参考)令和2年度	前年度比								
113,562,266件	117,275,365件	96.8%								

	<ul style="list-style-type: none"> ・奨学金制度の周知と正しい理解を促進することを目的として、ソーシャル・メディア・ネットワーク上での拡散を狙い、有名タレントをキャスティングした動画を平成 29 年 4 月から YouTube で公開している。令和 3 年度は新たな動画「進学応援委員会ゴリエダさんの奨学金のススメ」を作成し、令和 4 年 4 月上旬の配信開始に向けて作業を進めた。 ・学生等に対し、各種支援情報をより一層迅速・広範に周知するため、JASSO 公式 Twitter でホームページの更新に合わせたツイートを行った。 <p><JASSO公式Twitterツイート件数></p> <table border="1" data-bbox="412 355 1097 422"> <thead> <tr> <th>令和3年度</th> <th>(参考)令和2年度</th> <th>前年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>87件</td> <td>109件</td> <td>79.8%</td> </tr> </tbody> </table>	令和3年度	(参考)令和2年度	前年度比	87件	109件	79.8%		
令和3年度	(参考)令和2年度	前年度比							
87件	109件	79.8%							
<p><50> 広聴活動の実施状況</p>	<p>○広聴調査の活用 令和 2 年度に実施した広聴調査の結果について、令和 3 年 5 月にホームページで公表した。高等教育への進学を希望する高校生及び高校生の子供を持つ保護者等への広報活動の充実を図るため、調査結果を参考に、各種団体等からの奨学金にかかる印刷物の校正に際し、高等教育の修学支援新制度についての記載内容を充実させるよう取り組んだ。</p> <p>○意見専用フォームの運用 ホームページ上で運用している意見専用フォームに投稿された意見について、役員及び各部等の長が出席する経営管理会議業務報告部会で報告するとともに、ご意見と機構の対応状況をホームページに掲載し、奨学金制度の各種手続等に関する疑問点の解消などを行った。 [奨学金制度の各種手続等に関する疑問・意見の例] 編入学時の給付奨学金の継続の可否についての疑問、奨学金案内書類の配色についての意見、口座変更時の WEB 手続についての意見など</p>	<p>〈評定〉 B</p> <p>〈評定根拠〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和 2 年度に実施した広聴調査の結果をホームページで公表するとともに、調査結果をもとに広報活動の充実を図っていることは評価できる。 ・意見専用フォームに寄せられた意見等について、機構の対応状況をホームページに掲載し、奨学金制度の各種手続に関する疑問解消などを行ったことは評価できる。 	<p><今後の課題・指摘事項> ー<その他事項> (委員の皆様へ：ご意見があればこちらにご記載ください。)</p>						

<p>4. その他参考情報</p>
<p>特になし</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
IV-4	施設及び設備に関する計画		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和4年度行政事業レビュー番号 0168

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	業務実績	自己評価	評価	B
<51> 施設及び設備の整備状況	<p>○施設・設備の整備等の実施 国際交流会館等改修等の工事監理を適切に行うと共に、安全性の向上や省エネルギーの推進等を目的とした修繕等を行い、必要な保全を適切に行った。</p> <p>○事務所等移転整備 具体的な計画立案に向けて、令和2年度に移転候補先として選定した物件について、令和3年度においては、施設等の状況診断、関係法規への対応及び必要な機能確保に向けた設計等を行い、実現可能な改修案を策定するために建物調査及び法適合等調査を進めてきたところ、対外的事由により市谷事務所の処分収入の下落が懸念された結果、当該候補物件への移転は断念することとなった。 その後、機構事務所の在り方について関係各省と調整した結果、市谷事務所現地における改築等工事も視野に入れて検討を進めることとなり、基本構想の策定に着手するとともに、PFI導入可能性調査の調達手続きを開始した（令和4年3月）。</p>	<p>〈評価〉 B</p> <p>〈評価根拠〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所有する施設等について工事監理及び保全を適切に行ったことは評価できる。 ・業務継続性と安全性の確保、業務効率の向上等に向けて、事務所整備の実現のために不断の取組みを進めてきたことは評価できる。 	<p>〈評価に至った理由〉 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。</p> <p>〈今後の課題・指摘事項〉 —</p> <p>〈その他事項〉 (委員の皆様へ：ご意見があればこちらにご記載ください。)</p>	

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
IV-5	人事に関する計画		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
中期目標、中期計画、年度計画					
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
	業務実績	自己評価	評価	理由	B
	<p>(1) 方針【B】</p> <p>(2) 人事に係る指標【B】</p>	<p>〈評定〉 B</p> <p>〈評定根拠〉 各項目を通じて、所期の目標を達成したものと評価した。</p>	<p>〈評定〉 B</p> <p>〈評定根拠〉 各項目を通じて、所期の目標を達成したものと評価した。</p>	<p>〈評定に至った理由〉 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。</p> <p>〈今後の課題・指摘事項〉 —</p> <p>〈その他事項〉 (委員の皆様へ：ご意見があればこちらにご記載ください。)</p>	
<p><52> 人材の確保、適正配置、育成のための取組状況</p>	<p>○独立行政法人日本学生支援機構人事基本計画に基づいた実施事項</p> <p>(1) 幅広い分野層から機構の将来を担う人材を確保するために、一斉採用に加えて通年採用を引き続き行い、任期付職員17人を含む30人を戦略的に採用した。</p> <p>(2) 上司・同級・部下職員の視点を通して対象者を観察することで、対象者のマネジメント能力の発揮状況に係る「気付き」を促し、マネジメント能力の向上を図ることにより、組織全体のパフォーマンスの向上に資することを目的とした多面観察を課長級を対象に実施した（対象者 55 人）。</p> <p>[参考：令和2年度における「独立行政法人日本学生支援機構人事基本計画」の主な見直し内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> 採用プロセスについて、文部科学省文教団体職員採用試験の利用に加えて、面接試験を中心とした通年採用試験を実施する等、複線化及び多様化を図ることとした。 管理職のマネジメント能力の発揮状況について「気付き」を促すことによって、マネジメント能力の向上を図るための多面観察を実施することとした。 <p>○職員の計画的な採用及び配置</p> <p>(1) 幅広い分野層から機構の将来を担う人材を確保するために、一斉採用に加えて通年採用を引き続き行い、任期付職員17人を含む30人を戦略的に採用した。【再掲】</p> <p>また、非常勤職員から任期付職員、任期付職員から常勤職員への内部登用に係る選考対象の設定を行い、常勤職員及び任期付職員への登用を行った（内部登用による任期付職員採用8人、常勤職員採用31人（令和4年度4月採用））。</p>	<p>〈評定〉 B</p> <p>〈評定根拠〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 「独立行政法人日本学生支援機構人事基本計画」に基づき、新規職員の採用及び内部登用を実施した他、女性職員の管理職への登用を実施したことは多様かつ優れた人材を計画的に確保するとともに、各職員が能力を最大限に発揮できるよう適正に配置するという観点から評価できる。 他機関との積極的な人事交流の実施や、各業務の特性に応じた専門知識・スキルの獲得を目的とした分野別研修等の実施は、高度な実務能力と使命感を持った人材の育成という観点から評価できる。 	<p>〈評定〉 B</p> <p>〈評定根拠〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 「独立行政法人日本学生支援機構人事基本計画」に基づき、新規職員の採用及び内部登用を実施した他、女性職員の管理職への登用を実施したことは多様かつ優れた人材を計画的に確保するとともに、各職員が能力を最大限に発揮できるよう適正に配置するという観点から評価できる。 他機関との積極的な人事交流の実施や、各業務の特性に応じた専門知識・スキルの獲得を目的とした分野別研修等の実施は、高度な実務能力と使命感を持った人材の育成という観点から評価できる。 	<p>〈今後の課題・指摘事項〉 —</p> <p>〈その他事項〉 (委員の皆様へ：ご意見があればこちらにご記載ください。)</p>	

(2) 職員の適性、経験等を考慮するとともに、業務に関する希望等も勘案し適材適所の配置を行った。

(3) 女性職員の管理職等への登用を引き続き行った。部長級については令和2年度よりも1人増加、課長級についても2人増加し、全体の割合として3.0ポイント増の30.9%となった。

〈女性職員の管理職等への登用状況〉 (各年度末現在)

区分	令和3年度			(参考)令和2年度		
	人数	うち女性		人数	うち女性	
		人数	割合		人数	割合
部長級	28人	5人	17.9%	28人	4人	14.3%
課長級	67人	22人	32.8%	65人	20人	30.8%
課長補佐級	70人	24人	34.3%	79人	24人	30.4%
合計	165人	51人	30.9%	172人	48人	27.9%

○公正な人事評価の実施

勤勉手当について、期間中の職員の勤務状況と業績を的確に反映したものとするため、自己評価及び上司による評価等を総合的に勘案し、適正に評価した。

○人事交流の実施

高い専門性と柔軟性をもつ人材の育成、広い視野と公共の精神の醸成及び専門知識、経験の相互提供等を目的として、国、国立大学法人、私立大学、公益法人及び民間企業等と積極的に人事交流を行った。

- ・ 機構から他機関への出向者： 13人
- ・ 他機関から機構への出向者： 27人

○職員研修の実施状況

(1) 管理職研修

上司・同級・部下職員の視点を通して対象者を観察することで、対象者のマネジメント能力の発揮状況に係る「気付き」を促し、マネジメント能力の向上を図ることにより、組織全体のパフォーマンスの向上に資することを目的とした多面観察を課長級を対象に実施した（対象者 55人）。【再掲】

(2) その他重点的に実施した研修

- ① 新職員研修（6人）
- ② 新職員フォローアップ研修（6人）
- ③ 分野別研修（212人）

※各業務の特性に応じた専門知識・スキルの獲得を目的とする研修

<p><53> 業務量に応じた適正な人員配置の実施状況</p>	<p>○業務量に応じた人員配置</p> <p>(1)令和4年度に向けた組織の見直し【再掲】 中期計画及び年度計画の着実な実施に向けて継続的な業務の改善等を図るため、令和4年度以降の組織見直しを実施した。</p> <p>(2)人員配置の状況 令和3年度においても令和2年度に引き続き、新規採用及び任期付職員への登用を行うなど、自己都合等退職者の補充を行い、必要な職員数の適切な確保に努めた。</p> <p>【参考】役職員数（令和4年3月末現在） ・役員：7人（7人） ・職員：532人（543人） ※（ ）は令和3年3月末現在</p>	<p>〈評定〉 B</p> <p>〈評定根拠〉 円滑な事業実施のために必要な職員数を適切に確保したことは評価できる。</p>	<p><今後の課題・指摘事項> — <その他事項> (委員の皆様へ：ご意見があればこちらにご記載ください。)</p>
---------------------------------------	--	--	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>特になし</p>

IV-6	その他		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
中期目標、中期計画、年度計画					
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
	業務実績	自己評価	自己評価	評価	B
<54> 中期目標の期間を超える債務負担の状況	—	〈評価〉 — 〈評価根拠〉 —	—	—	
<55> 積立金の利用状況	○積立金の使途 当該積立金のうち、第3期中期目標期間までの決算において、旧日本育英会から承継した学資貸与金に係る貸倒引当金の戻入により発生した剰余金について、未収財源措置予定額（法人化後新たに生じた学資貸与金に係る貸倒損失に対して、国が事後に回収不能債権補填金として負担する額）に充当するものとし、45,241百万円を取り崩した。 その他、第3期中期目標期間に自己収入財源で取得し、第4期中期目標期間に繰り越した資産の当年度の減価償却費に充当し、148百万円を取り崩した。	〈評価〉 B 〈評価根拠〉 前中期目標期間繰越積立金を承認された使途に充当しており、評価できる。	—	〈評価に至った理由〉 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。 〈今後の課題・指摘事項〉 — 〈その他事項〉 (委員の皆様へ：ご意見があればこちらにご記載ください。)	

4. その他参考情報
特になし

項目別調査 No.	中期目標	中期計画	年度計画
I-1 奨学金事業	<p>Ⅲ. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1 奨学金事業</p> <p>機構では、教育の機会均等の観点から、意欲と能力がありながら、経済的理由により修学が困難な学生等に対し、学生等の自立を支援し、修学環境を整えるため、教育事業として次の目標に従い奨学金事業を実施することとする。</p> <p>(1) 貸与奨学金</p> <p>意欲と能力がありながら、経済的理由により修学が困難である者が進学等を断念することがないように、適切な審査に基づき真に支援を必要とする者に奨学金を貸与する。</p> <p>貸与中においては、大学等との連携によって、奨学金の貸与を受けて修学している者としての自覚を促し、奨学金の必要性等を自ら判断させるための指導を行うとともに適切な適格認定を実施する。</p> <p>また、継続的に不適切な認定を行った学校に対して、引き続き再発防止策を実施する。</p> <p>本事業が返還金を原資の一部としていることから、事業を継続的に運営するため、返還金を確実に回収する施策を講ずる。一方、返還が困難な者に対する減額返還制度や返還期限猶予制度等のセーフティネットや所得連動返還方式について適切に運用し、制度の効果的・効率的な運用に努める。</p> <p>奨学金貸与事業の健全性を確保する観点から、返還者に関する情報の調査・分析を実施し、これを踏まえた適切な返還金の回収促進を図る。</p> <p>保証制度のうち機関保証制度については、関係者に対する情報提供・周知に努めるとともに、教育的配慮を払いつつ運用を行い、代位弁済となる対象債権を確</p>	<p>I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため取るべき措置</p> <p>1 奨学金事業</p> <p>教育の機会均等の観点から、意欲と能力がありながら、経済的理由により修学が困難な学生等に対し、学生等の自立を支援し、修学環境を整えるため、教育事業として重要な奨学金事業を実施する。</p> <p>(1) 貸与奨学金</p> <p>① 奨学金の的確な貸与</p> <p>意欲と能力がありながら、経済的理由により修学が困難である者が進学等を断念することがないように、適切な審査に基づき奨学金貸与事業を的確に実施する。</p> <p>② 適格認定の実施</p> <p>大学等との連携によって、奨学生としての資格を確認するとともに、奨学金の貸与を受けて修学している者としての自覚を一層促し、あわせて奨学金の必要性等を自ら判断させるための指導を行う等、適切な適格認定を実施する。</p> <p>また、継続的に不適切な認定を行った学校に対して、引き続き再発防止策を実施する。</p> <p>③ 債権の適切な管理及び返還金の確実な回収</p> <p>奨学金貸与に係る事業の健全性を確保するため、計画的に返還金の確実な回収に取り組み、今中期目標期間中の貸与奨学金の当年度分（当該年度に返還期日が到来するもの）の回収率や貸与奨学金の要返還債権数や要返還債権額に占める3か月以上延滞債権の割合にも留意のうえ、総回収率（当該年度に返還されるべき要回収額に対する回収額の割合）を今中期目標期間中に91.4%以上とする。</p> <p>また返還金の回収状況について、定量的な把握・分析を実施するとともに、返還促進方策の効果等を検証し、必要な改善を図る。</p>	<p>I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため取るべき措置</p> <p>1 奨学金事業</p> <p>教育の機会均等の観点から、意欲と能力がありながら、経済的理由により修学が困難な学生等に対し、学生等の自立を支援し、修学環境を整えるため、教育事業として重要な奨学金事業を実施する。</p> <p>(1) 貸与奨学金</p> <p>① 奨学金の的確な貸与</p> <p>意欲と能力がありながら、経済的理由により修学が困難である者が進学等を断念することがないように、適切な審査に基づき、真に支援を必要とする者に奨学金を貸与する。</p> <p>また、修学を行ううえで真に必要な額の貸与となるよう周知を行う。収入基準については、奨学生の生活実態や家計の実態等について最新のデータを基に奨学金の対象となる世帯所得の根拠を明確にしつつ調査・分析を行い、その結果を踏まえ、見直しに取り組む。</p> <p>② 適格認定の実施</p> <p>大学等との連携によって、奨学生としての資格を確認するとともに、奨学金の貸与を受けて修学している者としての自覚を一層促し、あわせて奨学金の必要性等を自ら判断させるための指導を行う等、適切な適格認定を実施する。</p> <p>また、継続的に不適切な認定を行った学校に対して、引き続き再発防止策を実施する。</p> <p>③ 債権の適切な管理及び返還金の確実な回収</p> <p>ア. 回収の取組</p> <p>今中期目標期間中の貸与奨学金の当年度分（当該年度に返還期日が到来するもの）の回収率や貸与奨学金の要返還債権数や要返還債権額に占める3か月以上延滞債権の割合にも留意のうえ、総回収率（当該年度に返還されるべき要回収額に対する回収額の割合）を中期目標期間中に91.4%以上とする。</p> <p>具体的な回収に向けた取組として、以下の施策を推進する。</p> <p>(ア) 初期延滞債権について、延滞3か月までは架電や文書送付等の督促を行い、原則として、延滞4か月以降は延滞債権回収業務をサービサーに委託する。回収業務委託の結果、延滞</p>

	<p>実に請求する。また、将来の事業コストを含む保証機関による事業計画等を踏まえ、その実効性や妥当性も含めて制度の将来にわたる収支の健全性を検証する。</p>	<p>④ 機関保証制度の運用</p> <p>奨学金の申込や採用の段階から保証制度についての理解を促すため、学生や学校担当者等に対して適切に情報提供、周知を行う。</p> <p>機関保証制度の運用においては、代位弁済となる対象債権を確実に請求する。</p> <p>また、機関保証制度が円滑に機能するよう、文部科学省や外部有識者等を含む委員会において、将来の事業コストを含む保証機関による事業計画等を踏まえ、その実効性や妥当性も含めて制度の将来にわたる収支の健全性を検証する。</p> <p>⑤ 減額返還・返還期限猶予・返還免除制度の適切な運用</p> <p>減額返還・返還期限猶予制度の周知や理解を深めるための取組を行い、延滞防止につなげるとともに、適切な制度運用を図る。</p> <p>また、返還免除に関しても制度の適切な運用を図る。</p> <p>⑥ 所得連動返還方式の運用</p> <p>奨学金の返還額が返還者の所得に連動する「所得連動返還方式」について、学生等に対して適切に情報提供、周知を行うとともに、対象者の増加に対応しつつ効率的な運用に努め、確実に実施する。</p>	<p>解消または法的処理の対象とならない債権については、引き続き回収業務を委託する。</p> <p>(イ) 延滞1年半以上となっている中長期の延滞債権について、回収業務をサービサーに委託する。</p> <p>(ウ) 延滞債権に対する法的処理については、計画的に実施する。</p> <p>(エ) 無延滞者を含め住所不明者に対する追跡調査を行うなど、住所調査の徹底を図る。</p> <p>(オ) 延滞者の多重債務を防止するため、個人情報情報機関を活用する。</p> <p>イ. 返還金回収状況の把握と分析</p> <p>返還金の回収状況について、貸与規模等の影響も考慮しつつ、定量的な把握・分析を実施するとともに、次年度の取組を効果的に行うため、必要に応じて外部有識者を交え、返還促進方策の効果等を検証する。</p> <p>また、前年度の検証結果に基づき必要な改善を図る。</p> <p>④ 機関保証制度の運用</p> <p>奨学金の申込や採用の段階から保証制度についての理解を促すため、配付書類等を活用して学生や学校担当者等に対して適切に情報提供、周知を行う。</p> <p>機関保証制度の運用においては、代位弁済となる対象債権を確実に請求する。</p> <p>また、同制度が円滑に機能するよう、文部科学省や外部有識者等を含む委員会において、将来の事業コストを含む保証機関による事業計画等を踏まえ、その実効性や妥当性も含めて制度の将来にわたる収支の健全性を検証する。</p> <p>⑤ 減額返還・返還期限猶予・返還免除制度の適切な運用</p> <p>減額返還・返還期限猶予制度の周知や理解を深めるための取組を行い、延滞防止につなげるとともに、適切な制度運用を図る。</p> <p>また、返還免除に関しても制度の適切な運用を図り、優れた業績を挙げた大学院生に対する奨学金の返還免除制度に関しても、学識経験者からなる認定委員会の審議を経て、適切に運用する。</p> <p>⑥ 所得連動返還方式の運用</p> <p>学生等に対して返還方式に関する情報を配付書類等の各種媒体を活用して適切に提供、周知するとともに、対象者の増加に対応しつつ効率的な運用に努める。</p> <p>また、返還者等の所得に連動した返還月額の算定を確実に実施する。</p>
--	---	---	--

	<p>(2) 給付奨学金 給付奨学金（独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）第17条の2第1項に規定する学資支給金をいう。）については、真に支援が必要な低所得者世帯の者に対し、社会で自立し、及び活躍することができる豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成するために必要な質の高い教育を実施する大学等における修学の支援を行い、その修学に係る経済的負担を軽減することにより、子どもを安心して生み、育てることができる環境の整備を図り、もって我が国における急速な少子化の進展への対処に寄与することを目的として適切な審査に基づき、支給を行う。</p> <p>なお、平成29年度から令和元年度に認定された者に対する給付奨学金（修学支援法の施行前の独立行政法人日本学生支援機構法第17条の2第1項の規定により認定された者に対して支給される学資支給金をいう。）については、経過措置として支給を行う。</p> <p>また、支給中においては、大学等との連携によって、奨学金の支給を受けて修学している者としての自覚を促すための指導を行うとともに適切な適格認定を実施する。</p> <p>(3) 奨学金事業に共通する事項 奨学金制度を必要とする者に確実に情報が届くよう努めるとともに、奨学金制度の正しい利用に資するため、関係者に対し多様な機会及び媒体を活用した広報により、正確で分かりやすい情報提供を行う。</p> <p>また、機構の奨学金事業を運営するうえでは学校の協力が必要不可欠であることから、奨学金に関する周知や申込手続について、高等学校や大学等と一層の連携を図るとともに、奨学金制度に対する理解や奨学生としての自覚の増進、貸与奨学金に係る返還意識の涵養を適切に実</p>	<p>(2) 給付奨学金 ① 奨学金の的確な支給 給付奨学金（独立行政法人日本学生支援機構法第17条の2第1項に規定する学資支給金をいう。）については、真に支援が必要な低所得者世帯の者に対し、社会で自立し、及び活躍することができる豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成するために必要な質の高い教育を実施する大学等における修学の支援を行い、その修学に係る経済的負担を軽減することにより、子どもを安心して生み、育てることができる環境の整備を図り、もって我が国における急速な少子化の進展への対処に寄与することを目的として適切な審査に基づき、支給を行う。</p> <p>なお、平成29年度から令和元年度に認定された者に対する給付奨学金（大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）の施行前の独立行政法人日本学生支援機構法第17条の2第1項の規定により認定された者に対して支給される学資支給金をいう。）については、経過措置として支給を行う。</p> <p>② 適格認定の実施 大学等との連携によって、奨学生としての資格を確認するとともに、奨学金の支給を受けて修学している者としての自覚を一層促すための指導を行う等、適切な適格認定を実施する。</p> <p>(3) 奨学金事業に共通する事項の実施 ① 奨学金制度の周知及び広報の充実 学生等や保護者、返還者等に対し、奨学金制度の理解を深め、奨学金の正しい利用に資するため、説明会の開催やスカラシップ・アドバイザー、インターネット等を活用した広報により、正確でわかりやすい情報の提供に努める。</p> <p>また、奨学金制度の概要、手続の詳細について、奨学金を希望する学生、保護者、返還者等からの照会に対応できるコールセンター機能の充実を図る。</p>	<p>(2) 給付奨学金 ① 奨学金の的確な支給 給付奨学金（独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）第17条の2第1項に規定する学資支給金をいう。）については、真に支援が必要な低所得者世帯の者に対し、社会で自立し、及び活躍することができる豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成するために必要な質の高い教育を実施する大学等における修学の支援を行い、その修学に係る経済的負担を軽減することにより、子どもを安心して生み、育てることができる環境の整備を図り、もって我が国における急速な少子化の進展への対処に寄与することを目的として適切な審査に基づき支給を行う。実施に際しては、高等学校等及び大学等との連携を図りつつ、給付奨学生の募集や選考を行う。</p> <p>また、平成29年度から令和元年度に認定された者に対する給付奨学金（大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）の施行前の独立行政法人日本学生支援機構法第17条の2第1項の規定により認定された者に対して支給される学資支給金をいう。）については経過措置として支給を行う。</p> <p>なお、事業の実施にあたっては、機構ホームページや関係資料を通じて学生等及び学校担当者への適切な情報提供を行う。</p> <p>② 適格認定の実施 大学等との連携によって、奨学生としての資格を確認するとともに、奨学金の支給を受けて修学している者としての自覚を一層促すための指導を行う等、適切な適格認定を実施する。</p> <p>(3) 奨学金事業に共通する事項の実施 ① 奨学金制度の周知及び広報の充実 学生等や保護者、返還者等に対し、奨学金制度の理解を深め、奨学金の正しい利用に資するため、説明会の開催、インターネット等を活用した広報により、正確でわかりやすい情報の提供を行う。</p> <p>特に、進学のための資金計画を含めた奨学金の利用について生徒や保護者等の理解を促進するため、高等学校等へのスカラシップ・アドバイザーの派遣を推進する。なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、オンラインによるガイダンスも併行して実施する。</p> <p>また、奨学金制度の概要、手続の詳細について、奨学金を希望する学生、保護者、返還者等からの照会への対応を含めた、コールセンター機能の充実を図る。</p>
--	--	---	--

	<p>施する。</p> <p>さらに、奨学金の給付及び貸与の効果の把握・検証のための具体的方策や、寄附金獲得の拡大等を図るべく、給付や返還が完了した元奨学生とのつながりを維持・構築するための方策について、国と連携して検討を行う。</p>	<p>② 学校との連携強化</p> <p>奨学生としての自覚を促すため、奨学生に対する指導を大学等と連携して進める。</p> <p>特に、採用時、継続時、返還開始前の奨学金手続上重要な節目において、奨学金制度や諸手続に対する理解の増進や返還意識の涵養を図るため、奨学生に対して説明会を開催するよう大学等に協力を求める。</p> <p>また、大学等の担当職員を対象として奨学金業務に関する研修会を開催するとともに、大学等に対して返還金回収方策の広報、周知を図る。</p> <p>なお、学校毎の貸与及び返還に関する情報の公開については、大学等が確実かつ効果的に奨学生に対する指導を行うため等の情報提供の一環として適切に行う。</p> <p>③ 効果検証方策等の検討</p> <p>奨学金の給付及び貸与の効果の把握・検証のための具体的方策について検討を行うとともに、給付や返還が完了した元奨学生とのつながりを維持・構築し、寄附金獲得の拡大等を図るための方策について検討を行う。</p>	<p>② 学校との連携強化</p> <p>奨学生としての自覚を促すため、奨学生に対する指導を大学等と連携して進める。</p> <p>特に、採用時、継続時、返還開始前の奨学金手続上重要な節目において、奨学金制度や諸手続に対する理解の増進や返還意識の涵養を図るため、奨学生に対して説明会を開催するよう大学等に協力を求める。なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、オンライン等も活用した実施を依頼する。</p> <p>また、大学等の担当職員を対象として奨学金業務に関する研修会を開催するとともに、大学等に対して返還金回収方策の広報、周知を図る。なお、研修会の実施においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、オンライン等も活用する。</p> <p>学校毎の貸与及び返還に関する情報の公開については、大学等が確実かつ効果的に奨学生に対する指導を行うため等の情報提供の一環として適切に行う。</p> <p>③ 効果検証方策等の検討</p> <p>奨学金の給付及び貸与が奨学生等に与える効果の把握・検証のための具体的方策の1つとして、奨学生を対象としたアンケートを実施する。</p> <p>また、支給や返還が完了した元奨学生とのつながりの維持・構築など、寄附金獲得の拡大等を図るための方策について引き続き検討を行う。</p>
<p>I-2 留学生支援事業</p>	<p>2 留学生支援事業</p> <p>「留学生 30 万人計画」、「日本再興戦略」、「第3期教育振興基本計画」（平成30年6月15日閣議決定）等の国の戦略を踏まえ、引き続き、優秀な外国人留学生の積極的かつ戦略的な受入れを推進するとともに、意欲と能力のある日本人生徒・学生の海外留学を支援するため、次の目標に従い事業を実施することとする。</p> <p>(1) 外国人留学生に対する支援</p> <p>大学のグローバル化の推進や我が国で活躍する高度外国人材受入れ促進等の国の方針を踏まえ、優秀な外国人留学生の積極的かつ戦略的な受入れを推進するため、関係府省庁や日本貿易振興機構</p>	<p>2 留学生支援事業</p> <p>「留学生 30 万人計画」、「日本再興戦略」、「第3期教育振興基本計画」（平成30年6月15日閣議決定）等の国の戦略を踏まえ、各種奨学金制度や大学等の留学生交流を支援する施策等を適切に実施するとともに、留学に関する情報発信を積極的に行い、外国人留学生の受入れ及び日本人生徒・学生の留学支援を推進する。</p> <p>(1) 外国人留学生に対する支援</p> <p>① 日本留学に関する情報提供等の充実</p> <p>日本留学情報サイト等の活用により、日本留学が期待される者を中心に、留学前、留学中及び卒業（修了）後のキャリアパス等日本留学の魅力に関する情報について、広く一元的に発信を行う。一元的な情報発信機能の強化に向けては、政府機関、大学等</p>	<p>2 留学生支援事業</p> <p>「留学生 30 万人計画」、「日本再興戦略」、「第3期教育振興基本計画」（平成30年6月15日閣議決定）等の国の戦略を踏まえ、以下の事業を推進し、外国人留学生に対する支援については、関係府省庁や独立行政法人、大学等の関係機関との一層の連携の下、留学前から卒業（修了）後のフォローアップまでの一貫した外国人留学生支援を実施する。また、日本人留学生に対する支援については、意欲と能力のある日本人生徒・学生の海外留学を促進し、グローバルに活躍する人材の育成に資するため、海外留学への機運醸成や学資金支給事業に取り組む。</p> <p>(1) 外国人留学生に対する支援</p> <p>① 日本留学に関する情報提供等の充実</p> <p>日本留学情報サイト等の活用により、留学前、留学中及び卒業（修了）後のキャリアパス等、日本留学の魅力に関する情報について、広く一元的に発信を行うとともに、政府機関、大学等関係機関との連携を強化し、関係機関からの積極的な情報提供を促</p>

<p>(JETRO)等の独立行政法人、大学等の関係機関との一層の連携の下、留学前から卒業(修了)後のフォローアップまでの一貫した外国人留学生支援を実施する。</p> <p>① 日本留学が期待される者を中心に、関係機関との連携の下、大学等での教育研究、卒業後の就職などのキャリアパスをはじめとした日本留学の魅力を統合的に発信する。また、国内外の大学・関係機関とのネットワークを構築し、日本留学に関する情報の収集・整理及び提供を行う。</p> <p>② 国内外における日本留学試験の実施を通じ、日本の大学等への進学に必要な日本語力及び学力を客観的に評価するとともに、海外における日本留学試験の利用の促進及び渡日前入学許可など日本の大学等における試験結果の活用促進に努める。</p> <p>なお、前中期目標期間に収支の継続的な欠損については改善が見られたことから、引き続き効率的な事業運営を行いつつ収支の均衡が取れるよう努める。</p> <p>③ 学生等のニーズに応じたきめ細かい、質の高い日本語教育を実践するとともに、大学等進学のための日本語教育のモデルとなるべきカリキュラム・教材等を開発・改訂し普及を図る。</p>	<p>関係機関との連携を強化するとともに、関係機関からの積極的な情報提供を促す。</p> <p>日本留学に関する情報を日本留学希望者に直接提供する方策として、日本留学フェア等の説明会を開催する。また、国内外の関係機関等が実施する説明会等に積極的に参加し、留学情報の提供及び留学相談を行う。</p> <p>② 日本留学試験の適切な実施</p> <p>得点の等化、海外実施に対応する複数問題の作成、厳正な試験監督の実施、不測の事態における受験機会の確保等により、日本留学試験実施の公平性及び信頼の確保に努める。</p> <p>なお、試験実施にあたっては、令和3年度から国内・国外会場とも受験料を段階的に見直すとともに、効率的な運営により、収支の均衡に努める。</p> <p>また、コンピュータ試験の実施に向けた必要な準備を計画的に行う。さらに、日本留学試験の利用を促進するため、渡日前入学許可など国内の大学等の試験結果の利用促進に資する方策を検討・実施するほか、外国人留学生の受入れを推進する観点から、現地の需要や経費を踏まえつつ海外における試験実施国・都市の在り方を検討する。</p> <p>今中期目標期間における日本留学試験を利用した渡日前入学許可実施校数が、前中期目標期間の最終年度(平成30年度)における日本留学試験を利用した渡日前入学許可実施校数を上回ることをとする。</p> <p>③ 日本語教育センターにおける教育の実施</p> <p>日本語教育センターについては、国の留学生政策に柔軟に対応し、人材育成の観点から国際貢献に資するため、国費外国人留学生や外国政府派遣留学生を積極的に受入れ、学生及び派遣国等の多様なニーズに応じたきめ細かい教育、日本語教育のモデルとなる質の高い教育を実施し、大学等への進学率や日本語レベルの入学時からの伸長率に留意のうえ、卒業予定者への教育内容等に係る満足度に関する調査において回答者の80%以上から肯定的な評</p>	<p>す。</p> <p>さらに、日本留学に関する情報を日本留学希望者に直接提供する方策として、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点からオンラインを活用した日本留学フェア等の説明会を開催する。また、国内外の関係機関等が実施する説明会等に積極的に参加し、留学情報の提供及び留学相談を行う。</p> <p>受託事業である日本留学海外拠点連携推進事業においては、海外拠点運営大学等と連携し、現地のニーズに適した情報の共有を行うとともに、政府関係機関との連携をもとに、情報収集及び国内高等教育機関への情報提供を引き続き進めることで、ネットワークの拡大を図る。</p> <p>② 日本留学試験の適切な実施</p> <p>試験監督の厳正化等試験実施の公平性、信頼確保に努めるため、適正な試験問題作成及び点検を行うとともに、実施体制等について大学等の意見聴取を行い、質の向上を図る。</p> <p>不測の事態が生じた場合も受験機会の確保に努める。</p> <p>また、2019年度の試験実施において、試験問題冊子の不足により受験できない者が発生した事態について、検証結果を踏まえ、2020年度に引き続き再発防止に努め、その定着に努める。</p> <p>なお、試験の実施にあたっては、国内・国外会場とも受験料を見直すとともに、効率的な運営により、収支の均衡に努める。</p> <p>また、コンピュータ試験実施に向けた必要な準備を計画的に行う。さらに、日本留学試験の利用を促進するため、渡日前入学許可など国内の大学等の試験結果の利用促進に資する方策を検討・実施するほか、外国人留学生の受入れを推進する観点から、現地の需要や経費を踏まえた海外における試験実施国・都市の在り方を検討する。</p> <p>③ 日本語教育センターにおける教育の実施</p> <p>国の留学生政策に柔軟に対応し、人材育成の観点から国際貢献に資するため、以下の施策を実施する。</p> <p>ア. 留学生及び派遣国等の多様なニーズに応じたきめ細かい教育、日本語教育のモデルとなる質の高い教育を実践する。カリキュラム・教材開発を行い、日本語教育機関と高等教育機関との研究協議会を開催する。また、外国人等の現職日本語教員に対する研修、並びに、教材の提供等を推進す</p>
---	--	---

	<p>④ 大学等の教育のグローバル化や外国人留学生の我が国での定着等に向けた取組推進の観点から、国費外国人留学生や私費外国人留学生及び大学間交流協定等に基づく短期留学生に対して、国や大学等との連携を密にしつつ、円滑に学資金の支給等を行う。</p> <p>また、留学生受入れに係る事業については、大学等の留学生の在籍管理の適正化を図る観点から、不法残留者数等に応じた推薦依頼・採用数の削減等に係る基準を厳格に運用する。</p> <p>⑤ 東京国際交流館、兵庫国際交流会館については、収支改善を図りつつ、国際交流の拠点として活用し、外国人留学生・日本人学生・地域住民等の交流推進・相互理解の促進、将来につながる人的ネットワークの構築、留学生の我が国での就</p>	<p>価を得られるようにする。また、モデルとなるべきカリキュラム・教材等を開発・改訂し普及を図る。</p> <p>④ 学資金の支給等</p> <p>大学等の教育のグローバル化や外国人留学生の我が国での定着等に向けた取組推進の観点から、優秀な外国人留学生に対して、国や大学等との連携を密にしつつ、円滑に学資金の支給等を行う。</p> <p>なお、各制度の実施に当たっては、以下の取組を行う。</p> <p>ア. 国費外国人留学生への学資金の支給等においては、国や大学等と連携して適切に実施する。</p> <p>イ. 留学生受入れ促進プログラムについては、国の施策等に基づき、各大学等のグローバル化や外国人留学生の我が国での定着等に向けた取組状況に応じて、学資金を重点的に配分する。また、教育機関から発生する不法残留者数等を踏まえた推薦依頼数・採用数の削減等に係る基準を厳格に運用し、推薦依頼・採用を行う。</p> <p>ウ. 海外留学支援制度（協定受入）においては、グローバル化の取組を積極的に進める大学等に対して重点的に支援を行う。</p> <p>エ. 外国人留学生が借り上げ宿舎に居住する場合等に費用の一部を支援する事業については、私費外国人留学生への学資金の支給との連携を図り、適切に実施する。</p> <p>⑤ 宿舎の支援及び交流促進</p> <p>東京国際交流館、兵庫国際交流会館については、収支改善を図りつつ、国際交流の拠点として、より多くの大学等の優秀な国内外の学生等が民間に比して低廉な使用料（館費）で共に居住する宿舎の提供、居住経験者の大学等の枠を超えた同窓会組織の支援、居住者以外の学生及び地域の交流、並びに外国人留学生の就職支援の充実等の取組を行う。</p>	<p>る。更に、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から遠隔教育を実施する。</p> <p>東京日本語教育センターと大阪日本語教育センターの連携を強化し、効果的・効率的な事業の実施を推進する。</p> <p>イ. 国費留学生や外国政府派遣留学生の積極的な受入れを図る。</p> <p>ウ. 大学等への進学率や日本語レベルの入学時からの伸長率に留意のうえ、卒業予定者に、教育内容等に係る満足度に関する調査を行い、回答者の80%以上から肯定的な評価を得られるようにし、その調査結果を踏まえ業務の改善を図る。</p> <p>④ 学資金の支給等</p> <p>大学等の教育のグローバル化や外国人留学生の我が国での定着等に向けた取組推進の観点から、優秀な外国人留学生に対して、国や大学等との連携を密にしつつ、円滑に学資金の支給等を行う。</p> <p>なお、各制度の実施に当たっては、以下の取組を行う。</p> <p>ア. 国費外国人留学生への学資金の支給等においては、国や大学等と連携して適切に実施する。</p> <p>イ. 留学生受入れ促進プログラムによる私費外国人留学生に対する文部科学省外国人留学生学習奨励費については、国の施策等に基づき、各大学等のグローバル化や外国人留学生の我が国での定着等に向けた取組状況に応じて、重点的に配分する。また、教育機関から発生する不法残留者数等を踏まえた推薦依頼数・採用数の削減等に係る基準を厳格に運用し、推薦依頼・採用を行う。新型コロナウイルス感染症の影響に鑑み、学習奨励費受給候補者の推薦条件や在籍確認方法等に、特例措置を設ける。</p> <p>ウ. 海外留学支援制度（協定受入）においては、グローバル化の取組を積極的に進める大学等に対して、奨学金の採用枠を重点的に配分する。</p> <p>エ. 留学生借り上げ宿舎支援事業については、留学生受入れ促進プログラム等と連携しつつ、適切に実施する。</p> <p>⑤ 宿舎の支援及び交流促進</p> <p>東京国際交流館及び兵庫国際交流会館については、ランニングコストの抑制が期待される設備の更新に取り組む。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況を踏まえつつ、入居率の維持・向上に努めるなど引き続き収支改善を図りつつ、国際交流の拠点として、より多くの大学等の優秀な国内外の学生等が民間に比して低廉な使用料（館費）で共に居住する宿舎を提供する。ま</p>
--	---	---	--

	<p>職の支援等による定着の促進を図る。</p> <p>⑥ 日本留学の総合的な魅力を高めるため、関係機関との連携の下、外国人留学生の卒業・修了後の就職支援や帰国後のフォローアップの取組を強化するとともに、支援を受けた留学経験者とのつながりを維持するためのネットワークを整備する。</p> <p>(2) 日本人留学生に対する支援 意欲と能力のある日本人生徒・学生の海外留学を促進し、グローバルに活躍する人材の育成に資するため、海外留学への機運醸成や学資金支給事業に取り組む。 ① 海外留学への機運醸成に向けて、海外留学に関する幅広い情報を収集・整理のうえ、留学希望者や国内外の関係機関等に提供する。</p> <p>② 諸外国の大学等で学位取得を目指す日本人留学生の経済的負担を軽減するための学資金支給に取り組むとともに、大学間交流協定等に基づく留学への支援を</p>	<p>また、外国人留学生と日本人学生等との交流推進・相互理解の促進を図るための事業を実施する。</p> <p>⑥ 卒業・修了後の支援 優秀な外国人留学生の戦略的な受入れを推進するため、国内での就職を希望する外国人留学生の就職支援や大学等に対する情報提供等を関係機関等と連携して行う。 帰国外国人留学生に対しては、留学効果の向上に資する支援プログラムを提供するほか、有益な情報の提供等、留学経験者のネットワーク化に向けた支援の充実を図るとともに、機構と日本留学経験者とのつながりを維持するためのネットワークを整備する。</p> <p>(2) 日本人留学生に対する支援 ① 海外留学に関する情報提供等の充実 留学情報の収集・整理を行い、海外留学希望者や国内外の関係機関への情報提供を充実する。 また、海外留学フェア等の説明会を開催するとともに、国内外の関係機関等が実施する説明会等に積極的に参加し、留学情報の提供及び留学相談を行う。今中期目標期間中のイベント実施及び他機関が実施するイベントへの協力回数が、前中期目標期間中のイベント実施及び他機関が実施するイベントへの協力回数を上回ることとする。</p> <p>② 学資金の支給 グローバルに活躍する人材を育成する国の方針のもと、意欲と能力のある若者全員に留学機会を与えるため、海外の大学等において、大学間交流協定等に基づく交流を行う日本人留学生及び学</p>	<p>た、居住経験者の大学等の枠を超えた同窓会組織の支援、居住者以外の学生及び地域の交流等、国際交流の拠点としての取組を行うこととし、国際塾、交流研究発表会及び就職セミナーなどの国際交流事業を実施するとともに、東京オリンピック・パラリンピック開催に向けた活動への協力等を通じて、交流拠点の活用と機能強化を行う。</p> <p>また、外国人留学生と日本人学生、地域住民等との交流推進・相互理解の促進を図るための事業を実施する。</p> <p>⑥ 卒業・修了後の支援 国内での就職を希望する外国人留学生に対する就職支援として、大学等の教職員等を対象としたガイダンスや、外国人留学生を対象とした国内就職に関する情報提供を外国人雇用サービスセンター等の関係機関等と連携して行う。 受託事業である日本留学海外拠点連携推進事業においては、政府関係機関と連携し、大学等における外国人留学生の就職に関する情報を収集し提供する。 帰国外国人留学生に対して、留学効果の向上に資する支援プログラムとして、帰国外国人留学生短期研究制度及び帰国外国人留学生研究指導事業を実施するほか、SNSを活用して外国人留学生にとって有益な、機構の留学生支援事業に関する情報、助成金団体等の情報、就職関係情報など様々な情報を提供する。 また、国内で活動する各国の留学生会について、その活動状況等を把握するとともに、各留学生会が集う機会を提供する等により、日本留学のネットワークの整備に取り組む。</p> <p>(2) 日本人留学生に対する支援 ① 海外留学に関する情報提供等の充実 留学情報の収集・整理を行い、海外留学希望者や国内外の関係機関への情報提供を充実するため、「海外留学支援サイト」を適切に運営するとともに、情報提供の更なる充実を図るため、「海外留学支援サイト」をリニューアルする。 また、オンラインの活用等による海外留学フェア等の説明会を開催し、海外留学希望者のニーズに対応した情報提供に努める。 さらに、国内外の関係機関等が実施する説明会等に積極的に参加し、留学情報の提供、関係機関から要望が多い機構の複数の海外留学奨学金制度の説明及び留学相談を行うこととし、イベント実施及び他機関の実施イベントへの協力回数の増加に努める。</p> <p>② 学資金の支給 海外の大学等において、大学間交流協定等に基づく交流を行う日本人留学生及び学位取得を目指す日本人留学生に対し、奨学金支給業務を円滑に実施する。</p>
--	--	---	--

	<p>通じ、大学等における留学期間の長期化を促す取組や短期留学の成果を生かしたグローバルに活躍する人材の育成に向けての取組など、留学の効果を高めるための取組を実施する。</p> <p>③ 意欲と能力のある若者全員に留学機会を与えるため、官民が協力した仕組みによる、経済的負担を軽減するための学資金の支給事業について、引き続き2020年度の派遣人数1万人の目標達成に向け日本人の海外留学を促進する。また、事業成果の確認及び評価を行い、その結果も踏まえて2020年度以降の事業の在り方について検討する。</p>	<p>位取得を目指す日本人留学生に対し、学資金を適切に支給する。</p> <p>また、海外留学支援制度（協定派遣）においては、留学期間の長期化を促す取組の実施に加え、第3期教育振興基本計画等の政府方針を踏まえ、グローバル人材育成支援にあたり、帰国後に学位取得目的の長期留学につながるような短期留学への取組や、短期留学の成果を定着させるための取組を行うプログラム等に対して重点的に支援を行う。</p> <p>官民協働留学支援策である「トビタテ！留学JAPAN」について、民間企業等からの寄附金を募り、2020年度の派遣人数1万人の目標達成に向けて計画的な運営に努めるとともに、「トビタテ！留学JAPAN」の施策で得た経験を活用し、個人の主体的な留学、実践活動や事前・事後研修等を行うプログラムに対する支援を海外留学支援制度で実施する。</p> <p>さらに、事業成果の確認及び評価を行い、その結果も踏まえて2020年度以降の事業の在り方について検討する。</p>	<p>また、海外留学支援制度（協定派遣）においては、留学期間の長期化を促す取組の実施に加え、第3期教育振興基本計画等の政府方針を踏まえ、グローバル人材育成支援にあたり、帰国後に学位取得目的の長期留学につながるような短期留学への取組や、短期留学の成果を定着させるための取組を行うプログラム等に対して重点的な支援を行うための方策の具体化に取組む。</p> <p>海外留学支援制度（大学院学位取得型）及び海外留学支援制度（学部学位取得型）について、様々な関係機関に奨学金制度を周知する等、効果的な周知の実施に努める。新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、学位取得のための必要な措置を講ずる。</p> <p>海外留学支援制度（学部学位取得型）において、国費による支援を受ける留学生としての自覚を促すとともに、諸外国（地域）で長期間滞在中で必要な情報や知識を伝えることを目的とする事前オリエンテーションを実施する。</p> <p>官民協働留学支援制度「トビタテ！留学JAPAN」については、日本人留学生の選考、支給事務及び留学前後の研修、壮行会等をオンラインを活用して円滑に実施し、意欲と能力のある日本人留学生の海外留学を促進するとともに、引き続き派遣人数1万人の目標達成に向けて努める。なお、実施に当たっては、個人及び民間企業等からの寄附金をオンラインも活用して募り、計画的に運営するとともに、2022年度以降の事業の在り方について検討する。</p> <p>さらに、個人の主体的な留学、実践活動や事前・事後研修等を行うプログラムに対する支援を海外留学支援制度で実施するための方策について「トビタテ！留学JAPAN」の施策で得た経験を活用しつつ、検討する。</p>
<p>I-3 学生生活支援事業</p>	<p>3 学生生活支援事業</p> <p>機構は、大学等における就職率の動向等を踏まえ事業を重点化していくこととし、特に障害のある学生や留学生、社会人等の受入れにより多様性が拡大する大学等におけるきめ細やかで的確な学生相談やメンタルヘルス対策、修学・就職指導、キャリア形成支援などの学生支援の全体の底上げを図るほか、大学経営層や企業等への働きかけを行う等により総合的・戦略的に事業を推進することが期待されている。</p> <p>このことを踏まえ、次の目標に従い事業を実施することとする。</p> <p>(1) 学生生活、学生生活支援に関する情報の収集・分析・提供の充実</p>	<p>3 学生生活支援事業</p> <p>機構は、「第4次障害者基本計画」（平成30年3月30日閣議決定）、「第3期教育振興基本計画」（平成30年6月15日閣議決定）、「未来投資戦略」等の政府方針に基づき、大学等における就職率の動向等を踏まえ、大学等における学生生活支援において、政策上特に重要性の高いものや、大学等の取組が不十分なものについて、重点的に問題の把握・分析、先進的取組の共有等の取組を行うとともに、総合的な情報提供の充実を図る。</p> <p>(1) 学生生活、学生生活支援に関する情報の収集・分析・提供 国や機構の施策等の基礎となる大学等における学生生活状況につ</p>	<p>3 学生生活支援事業</p> <p>機構は、「第4次障害者基本計画」（平成30年3月30日閣議決定）、「第3期教育振興基本計画」（平成30年6月15日閣議決定）、「未来投資戦略」等を踏まえ、大学等における学生生活支援において、政策上特に重要性の高いものや、大学等の取組が不十分なものについて、問題の把握・分析、先進的取組の共有等の取組を行うとともに、総合的な情報提供の充実を図る。</p> <p>また、有識者による会議を適宜開催するなどし、学生生活支援事業に関連する重要課題や事業の実施方法等について議論を行い、その内容を踏まえ、適切に業務を推進する。</p> <p>(1) 学生生活、学生生活支援に関する情報の収集・分析・提供 令和2年度に実施した「学生生活調査」の結果について、専門家の</p>

<p>大学等における学生生活状況についての調査や学生生活支援の取組に関する調査を実施し、分析を行うとともに、学生生活支援の充実に資するよう、戦略的な情報提供等を実施する。</p> <p>(2) 障害のある学生等に対する支援 障害のある学生や固有のニーズがある学生が社会で活躍できるように、大学等における支援について、体制の全体的な底上げを図るとともに、大学等全体としての理解・啓発を促す。また、実態調査や取組事例の収集に基づく問題の把握・分析・情報提供等を総合的に実施する。</p> <p>(3) キャリア教育・就職支援 大学等におけるキャリア教育、就職支援の推進に向けて産学協働による教育的効果の高いインターンシップにかかるセミナーなど、総合的な情報提供に関する事業等を実施し、大学等の教職員の資質向上を支援する。</p>	<p>いて調査・分析を充実するとともに、学生生活支援の充実に資するよう情報提供等を実施する。 また、大学等における学生生活支援の取組について調査を実施し、実態や課題を把握するとともに、先進的な取組や喫緊の課題について大学等の理解・啓発に資するよう情報提供等を実施する。</p> <p>(2) 障害のある学生等に対する支援 障害のある学生や固有のニーズがある学生が社会で活躍できるように、修学支援に関する実態調査を通じて問題の把握・分析を行うとともに、高大連携や就労支援など主要課題に関する理解・啓発に重点を置いたセミナー等を実施する。 また、障害学生等に対する支援体制の全体的な底上げを図るために、取組事例の収集を含めた総合的な情報提供等を推進し、体制整備が進まない大学等に対してはより重点的に、全学を挙げた取組の実施や学外機関との連携の働きかけを強化する。</p> <p>(3) キャリア教育・就職支援 各大学等の教職員の資質向上や、企業等との産学連携に資するよう、総合的な情報提供等の推進を図り、各大学等におけるキャリア教育・就職支援の全学的な取組を促進する。 特に、産学協働により教育的効果の高いインターンシップが推進されるよう、専門人材の育成に向けたセミナーの開催や好事例の収集・発信等を行い、各大学等と産業界との取組を支援する。</p>	<p>協力を得て分析し、情報提供を行う。また、本格実施した高等専門学校（4、5年次）を対象とした「高等専門学校学生生活調査」及び専修学校（専門課程）を対象とした「専修学校学生生活調査」についても、専門家の協力を得ながら内容を精査の上、情報提供を行う。なお、これらの調査については調査方法等の見直しを検討する。 各大学等における学生支援の取組状況について、先進的な取組みも含め、実態を把握するために、「大学等における学生支援の取組状況に関する調査」を実施する。なお、実施に当たっては、各大学等の協力を得て、取組事例の調査を併せて行う。 さらに、「学生生活調査」や「大学等における学生支援の取組状況に関する調査」等の結果も踏まえつつ、各大学等において生じている喫緊の課題の解決に向けた先進的な取組等の普及を目的とするセミナーを実施する。令和2年度に引き続き、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点からセミナーの実施にあたってはオンラインを活用する。</p> <p>(2) 障害のある学生等に対する支援 障害のある学生等や固有のニーズのある学生が社会で活躍できるように、大学等の支援の充実に図るため以下の施策を実施する。 ① 「障害のある学生の修学支援に関する実態調査」について、調査項目の改善・充実に図る。また、障害学生と大学等との紛争の防止・解決等に関する事例を収集し、公表する。 ② 大学等における障害のある学生に対する支援体制全体の底上げを図るため、体制整備が進まない大学等に対して、理解促進・普及啓発を図る事業を実施する。令和2年度に引き続き、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、事業の実施にあたってはオンラインを活用する。 ③ 大学等の担当者等を対象として、実践的な支援能力の向上を図る事業等を実施する。令和2年度に引き続き、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、事業の実施にあたってはオンラインを活用する。 ④ 学生等のメンタルヘルスについても、学内外の連携など学生支援の充実、強化に必要な支援事業を実施する。令和2年度に引き続き、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、事業の実施にあたってはオンラインを活用する。</p> <p>(3) キャリア教育・就職支援 大学等におけるキャリア教育・就職支援の充実に図るため、各大学等の教職員の資質向上や、企業等との産学連携に資する総合的な情報提供等の推進策として、以下の事業を実施する。 ① 大学等や企業の担当者等を招き、キャリア教育の先進事例の紹介、大学等、国、地方公共団体及び企業による情報交換会等を実施する。令和2年度に引き続き、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、事業の実施にあたってはオンラインを活用する。</p>
--	---	--

			②大学等におけるインターンシップ推進を目的として、産業界とも連携し、専門人材セミナーを実施するとともに、キャリア教育の実施状況等にかかる好事例等、情報の収集・提供・発信等を行う。令和2年度に引き続き、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、事業の実施にあたってはオンラインを活用する。
II-1 業務の効率化	IV 業務運営の効率化に関する事項 1 業務の効率化 (1) 一般管理費等の削減 業務の徹底した見直し、効率化に努めるとともに、外部委託を推進することにより、一般管理費（公租公課及び土地借料を除く。）に関しては、平成30年度予算を基準として、中期目標期間中、16%以上、業務経費（奨学金事業業務経費及び新規に追加される業務経費を除く。）に関しては、平成30年度予算を基準として、その9%以上を削減する。 また、奨学金事業業務のうち奨学金貸与事業に関する費用（新規に追加される業務経費を除く。）については、返還金の確保等に最大限努めつつ、平成30年度予算を基準として、令和5年度において、その伸び率が期首要回収額の伸び率を下回ることとした上で、奨学金事業業務経費全体については、「国の行政の業務改革に関する取組方針」（平成28年8月2日総務大臣決定）の趣旨を踏まえ、費用対効果も含めて業務運営の効率化を図る。 なお、人件費については次項に基づき取り組むこととし、本項の対象としない。 (2) 人件費・給与水準の見直し 総人件費については、政府の方針を踏まえ、厳しく見直しをするものとする。 給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、当該給与水準について検証を行い、適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。 (3) 契約の適正化	II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 業務の効率化 (1) 一般管理費等の削減 業務の徹底した見直し、効率化に努めるとともに、外部委託を推進することにより、一般管理費（公租公課及び土地借料を除く。）に関しては、平成30年度予算を基準として、中期目標期間中、16%以上、業務経費（奨学金事業業務経費及び新規に追加される業務経費を除く。）に関しては、平成30年度予算を基準として、その9%以上を削減する。 また、奨学金事業業務のうち奨学金貸与事業に関する費用（新規に追加される業務経費を除く。）については、返還金の確保等に最大限努めつつ、平成30年度予算を基準として、令和5年度において、その伸び率が期首要回収額の伸び率を下回ることとした上で、奨学金事業業務経費全体については、「国の行政の業務改革に関する取組方針」（平成28年8月2日総務大臣決定）の趣旨を踏まえ、費用対効果も含めて業務運営の効率化を図る。 なお、人件費については次項に基づき取り組むこととし、本項の対象としない。 (2) 人件費・給与水準の見直し 総人件費については、政府の方針及び国家公務員の給与見直しの動向を踏まえ、厳しく見直しをするものとする。給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、当該給与水準について検証を行い、適正化に関する検証結果や取組状況を公表する。 (3) 契約の適正化	II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 業務の効率化 (1) 一般管理費等の削減 業務の徹底した見直し、効率化に努めるとともに、外部委託を推進することにより、一般管理費（公租公課及び土地借料を除く。）及び業務経費（奨学金事業業務経費及び新規に追加される業務経費を除く。）に関しては、中期計画の達成に向け経費節減に努める。 また、奨学金事業業務のうち奨学金貸与事業に関する費用（新規に追加される業務経費を除く。）については、返還金の確保等に最大限努めつつ、平成30年度予算を基準として、令和5年度において、その伸び率が期首要回収額の伸び率を下回ることとした上で、奨学金事業業務経費全体については、「国の行政の業務改革に関する取組方針」（平成28年8月2日総務大臣決定）の趣旨を踏まえ、費用対効果も含めて業務運営の効率化を図る。 なお、人件費については次項に基づき取り組むこととし、本項の対象としない。 (2) 人件費・給与水準の見直し 総人件費については、政府の方針及び国家公務員の給与見直しの動向を踏まえ、厳しく見直しをするものとする。給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、当該給与水準について検証を行い、適正化に関する検証結果や取組状況を公表する。 (3) 契約の適正化

	「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき策定する「調達等合理化計画」の取組を着実に実施する。	「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき毎年度策定する「調達等合理化計画」及びその自己評価について、監事及び外部有識者で構成する契約監視委員会の点検を受けることにより、適正な執行を図る。	「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき毎年度策定する「調達等合理化計画」及びその自己評価について、監事及び外部有識者で構成する契約監視委員会の点検を受けることにより、適正な執行を図る。
II-2 組織の効果的な機能発揮	2 組織の効果的な機能発揮 課題等を経営に取り込み計画的・戦略的な組織改善を実施する。また、各事業の枠を超え、機構全体としての確で効果的な事業実施体制を構築する。	2 組織の効果的な機能発揮 課題等を経営に取り込み計画的・戦略的な組織改善を実施する。また、各事業の枠を超え、機構全体としての確・効果的かつ効率的な事業実施体制を構築する。	2 組織の効果的な機能発揮 業務運営がより効果的・効率的に行えるよう、機構全体としての確・効果的かつ効率的な事業実施体制を構築する。
II-3 学生支援に関する調査・分析・研究の実施	3 機構や国の施策等に反映させるため、学生支援に関する調査・分析・研究を実施する。 課題等を経営に取り込み計画的・戦略的な組織改善を実施する。また、各事業の枠を超え、機構全体としての確で効果的な事業実施体制を構築する。	3 学生支援に関する調査・分析・研究の実施 機構や国の施策等に反映させるため、学生支援に関する調査・分析・研究を、若手研究者等の活用を図りつつ実施する。	3 学生支援に関する調査・分析・研究の実施 機構や国の施策等に反映させるため、学生生活調査、奨学事業実態調査、外国人留学生在籍状況調査等を実施する。なお、学生生活調査については、調査方法等の見直しを検討する。また、若手研究者等を活用した公募による調査研究(JASSOリサーチ)について実施するとともに在り方について検討する。
III-1 収入の確保等	V 財務内容の改善に関する事項 1 収入の確保等 寄附金等の外部資金の獲得や自己収入の確保、予算の効率的な執行に努め、適正な財務管理の実現を図るとともに、その他、保有資産の有効活用に努める。	III 財務内容に関する事項 1 収入の確保等 寄附金等の外部資金の獲得や自己収入の確保、予算の効率的な執行に努め、適正な財務管理の実現を図るとともに、その他、保有資産の有効活用に努める。	III 財務内容に関する事項 1 収入の確保等 寄附金等の外部資金の獲得や自己収入の確保、予算の効率的な執行に努め、適正な財務管理の実現を図るとともに、その他、保有資産の有効活用に努める。
III-2 寄附金事業の実施	2 寄附金事業の実施 学生等の支援に資するよう寄附金募集の取組を強化するとともに寄附金事業を適切に実施する。	2 寄附金事業の実施 寄附金募集に係る広報の取組を強化することによって一層の寄附金獲得拡大を図り、これを元に被災した学生、留学生等への支援金の支給、優秀な学生の顕彰等の寄附金事業を適切に実施する。	2 寄附金事業の実施 寄附金募集に係る広報の取組を強化することによって一層の寄附金獲得拡大を図り、これを元に被災した学生、留学生等への支援金の支給のほか新型コロナウイルス感染症対策助成事業など、寄附金事業を適切に実施する。
III-3 奨学金貸与事業における適切な債権管理の実施	3 奨学金貸与事業における適切な債権管理の実施 独立行政法人会計基準に従い、適切な債権管理を行い、貸倒引当金の適正な評価を行う。	3 奨学金貸与事業における適切な債権管理の実施 独立行政法人会計基準に従い、適切な債権管理を行い、貸倒引当金の適正な評価を行う。	3 奨学金貸与事業における適切な債権管理の実施 独立行政法人会計基準に従い、適切な債権管理を行い、貸倒引当金の適正な評価を行う。
III-4 予算の管理及び計画的な執行	4 予算の管理及び計画的な執行 独立行政法人会計基準の改訂等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、引き続き、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する。 また、運営費交付金の債務残高についても勘案しつつ予算を計画的に執行する。	4 予算、収支計画及び資金計画 別紙のとおり	4 予算、収支計画及び資金計画 別紙のとおり

		<p>5 短期借入金の限度額 奨学金貸与事業において、学資貸与金の財源とするための短期借入金の限度額は、9,250 億円とする。運営費交付金の受入れの遅延等による資金の不足となる場合における短期借入金の限度額は、54 億円とする。</p> <p>6 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分等に関する計画 なし</p> <p>7 重要な財産の処分等に関する計画 なし</p> <p>8 剰余金の使途 決算において剰余金が発生したときは、機構が実施する業務の充実、老朽化対応のための施設整備、不測の事態への対応等に充てる。</p>	<p>5 短期借入金の限度額 奨学金貸与事業において、学資貸与金の財源とするための短期借入金の限度額は、9,250 億円とする。運営費交付金の受入れの遅延等による資金の不足となる場合における短期借入金の限度額は、54 億円とする。</p> <p>6 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分等に関する計画 なし</p> <p>7 重要な財産の処分等に関する計画 なし</p> <p>8 剰余金の使途 決算において剰余金が発生したときは、機構が実施する業務の充実、老朽化対応のための施設整備、不測の事態への対応等に充てる。</p>
<p>IV-1 内部統制・ガバナンスの強化</p>	<p>VI その他業務運営に関する重要事項 1 内部統制・ガバナンスの強化 機構全体の業務について、透明性及び公平性の確保を図るため、法令、規程等を遵守するとともに、外部有識者からの助言を得る等、適切な運営を図る。また、「「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」（平成 26 年 11 月 28 日付け総管査第 322 号総務省行政管理局長通知）に基づき、業務方法書に定めた事項の運用を確実に実行する。理事会等において重要な施策を審議・決定するとともに、その実施状況を確実に把握し、適切なガバナンスを確保する。また、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）に基づき、金融業務に係る内部ガバナンスの高度化を図る。</p>	<p>IV その他業務運営に関する重要事項 1 内部統制・ガバナンスの強化 （1）事業運営への外部有識者の参画 運営評議会など外部有識者で構成される会議等を通じ、機構の事業運営に関し大所高所から助言を得る。 （2）外部評価の実施 外部有識者で構成する評価委員会において、厳格かつ客観的な評価を実施し、その結果をホームページにおいて公表するとともに、事業の改善に活用する。 （3）理事会等によるガバナンスの確保 「「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」（平成 26 年 11 月 28 日付け総管査第 322 号総務省行政管理局長通知）に基づき、理事会や経営管理会議等理事長のリーダーシップの下で内部統制を推進する体制を整備・運用し、重要な施策を審議・決定するとともに、その実施状況を確実に把握し、適切なガバナンスを確保する等、業務方法書に定めた事項の運用を確実に実行する。 （4）リスク管理の推進 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）に基づき、金融業務に係る内部ガバナンスの高度化を図るとともに、リスク管理委員会において、各年度のリスク管理実施計画を策定のうえ、新型コロナウイルスの感染状況等を勘案しつつ、各</p>	<p>IV その他業務運営に関する重要事項 1 内部統制・ガバナンスの強化 （1）事業運営への外部有識者の参画 運営評議会など外部有識者で構成される会議等を通じ、機構の事業運営に関し大所高所から助言を得、業務の適切性を確保する。 （2）外部評価の実施 外部有識者で構成する評価委員会より聴取した評価意見を踏まえて、厳格かつ客観的な評価を行う。また、その結果を効率的・効果的な事業の実施に向けた改善に活用する。評価の結果は、ホームページにおいて公表する。 （3）理事会等によるガバナンスの確保 理事会や経営管理会議等理事長のリーダーシップの下で内部統制を推進する体制を整備・運用し、重要な施策を審議・決定するとともに、その実施状況を確実に把握し、適切なガバナンスを確保する等、業務方法書に定めた事項の運用を確実に実行する。 （4）リスク管理の推進 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）に基づき、金融業務に係る内部ガバナンスの高度化を図るとともに、リスク管理委員会において、各年度のリスク管理実施計画を策定のうえ、新型コロナウイルスの感染状況等を勘案しつつ、各</p>

		<p>施計画を策定のうえ、各種リスク管理の一層の推進を図る。</p> <p>(5) コンプライアンスの推進 コンプライアンス推進委員会において、各年度のコンプライアンス・プログラムを策定のうえ、一層の推進を図る。特に、個人情報保護については、研修の改善・充実等により、さらなる徹底を図る。</p> <p>(6) 内部監査の実施 業務の適正化を図るため、機構の行う業務及び会計について、内部監査を実施するとともに個人情報保護、情報セキュリティ等の内部統制上重要な事項について監査を実施する。</p>	<p>種リスク管理の一層の推進を図る。</p> <p>(5) コンプライアンスの推進 コンプライアンス推進委員会において、コンプライアンス・プログラムを策定し、以下の取組により、コンプライアンスの一層の推進を図る。</p> <p>① コンプライアンス職員研修 第4期中期目標期間におけるコンプライアンス職員研修の実施方針に基づき、計画的に研修を実施する。</p> <p>② 個人情報保護の徹底 個人情報保護について、業務遂行の見直し、研修の改善・充実等により、組織が一丸となって取り組む。</p> <p>③ 情報公開の適正な実施 情報公開に関する審査基準に基づき、情報公開を適正に実施する。</p> <p>(6) 内部監査の実施 第4期中期目標期間における内部監査の実施方針に基づき、計画的に内部監査を実施する。</p>
IV-2 情報セキュリティ対策の推進	2 情報セキュリティ対策の推進 「サイバーセキュリティ基本法」(平成26年法律第104号)に基づき策定された「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」(平成28年8月31日サイバーセキュリティ戦略本部決定。平成30年7月25日改定)等の政府の方針を踏まえ、業務運営のために必要な情報セキュリティ対策を適切に推進する。	2 情報セキュリティ対策の推進 「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」(平成28年8月31日サイバーセキュリティ戦略本部決定。平成30年7月25日改定)等に基づき、機構が定めた情報セキュリティ対策の基本方針及び対策基準等に従って、情報セキュリティ対策を推進する。さらに、サイバーセキュリティ戦略本部が実施する監査の結果等を踏まえ、リスクを評価し、必要となる情報セキュリティ対策を講じる。	2 情報セキュリティ対策の推進 情報セキュリティに関する最新動向及び「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」(平成30年7月25日改定)等を踏まえ、情報セキュリティ対策を推進する。また、リスクアセスメント等によりリスクを評価し、必要な情報セキュリティ対策を講じる。
IV-3 広報・広聴の充実	3 広報・広聴の充実 SNS等の新たな媒体を活用しつつ、正確でわかりやすい情報の提供に努めるとともに、幅広く国民や関係者の声を施策に生かすため、広報・広聴の充実を図る。	3 広報・広聴の充実 国内外の学生や関係機関、ひいては一般国民に対し、機構の事業及び運営に関する情報を、SNSやウェブ動画等の新たな媒体も活用しつつ、よりわかりやすく、かつ迅速、正確に提供する。 また、幅広く国民や関係者の声を把握し、施策に活かすため、広聴モニターの活用等により、広聴の充実を図る。	3 広報・広聴の充実 国内外の学生や関係機関、ひいては一般国民に対し、機構の事業及び運営に関する情報を、よりわかりやすく、かつ迅速、正確に提供するため、ホームページを刷新するとともに、SNSやウェブ動画等の媒体の活用を図る。 また、幅広く国民や関係者の声を把握し、施策に活かすため、令和2年度に実施した広聴モニター調査等の結果について公表を行うとともに、各事業における業務及び情報提供の改善に活用する。
IV-4 施設及び設備に関する計画	4 施設及び設備に関する計画 施設・設備の整備については、長期的視点に立って推進する。	4 施設及び設備に関する計画 施設・設備の整備については、長期的視点に立って推進する。 特に、機構の事業が拡大する中、奨学金事業の実施拠点となる市谷事務所の老朽化、狭隘化が著しく、継続利用が困難であることから、事務所再整備に向けた対策を講ずる。	4 施設及び設備に関する計画 施設・設備の整備については、長期的視点に立って推進する。 また、事務所等整備に向けて、業務継続性と安全性の確保、業務効率の向上等の視点を踏まえ、移転及び事務所等の集約化に向けて、具体的な計画を立案する。

<p>IV—5 人事に関する計画</p>	<p>5 人事に関する計画 機構の業務を適切に実施するため、人事基本計画を見直し、戦略的に人材の確保・育成を実施するとともに適正配置を図る。</p>	<p>5 人事に関する計画 (1) 方針 ① 戦略的に人材を確保・育成するために、人事基本計画の見直しを実施する。 ② 多様かつ優れた人材を計画的に確保するとともに、各職員が能力を最大限に発揮できるよう適正に配置する。 ③ 高度な実務能力と使命感を持った人材の育成を図るため、他機関との人事交流、職員の能力や意識、専門性の向上に重点を置いた研修を実施する。 (2) 人事に係る指標 業務量に応じた適正な人員配置を行う。 (参考) 中期目標期間中の人件費総額見込み 19,431 (百万円) ただし、上記の額は役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当及び退職者給与に相当する範囲の費用である。</p>	<p>5 人事に関する計画 (1) 方針 ① 令和2年度に見直した人事基本計画に基づき、多様かつ優れた人材を計画的に確保するとともに、各職員が能力を最大限に発揮できるよう適正に配置する。 ② 高度な実務能力と使命感を持った人材の育成を図るため、他機関との人事交流、職員の能力や意識、専門性の向上に重点を置いた研修を充実する。 (2) 人事に係る指標 業務量に応じた適正な人員配置を行う。</p>
		<p>6 中期目標の期間を超える債務負担 中期目標期間を超える債務負担については、当該債務負担行為の必要性及び資金計画への影響を勘案し、合理的と判断されるものについて行う。</p>	<p>6 中期目標の期間を超える債務負担 中期目標期間を超える債務負担については、当該債務負担行為の必要性及び資金計画への影響を勘案し、合理的と判断されるものについて行う。</p>
		<p>7 積立金の使途 前中期目標期間繰越積立金については、以下の事業の財源に充てる。 前中期目標期間中の繰越積立金については、独立行政法人日本学生支援機構法に定める業務の財源に充てる。</p>	<p>7 積立金の使途 前中期目標期間中の繰越積立金については、独立行政法人日本学生支援機構法に定める業務の財源に充てる。</p>